

最高裁秘書第2700号

令和3年8月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年2月4日付け（令和2年2月6日受付，第014680号）で申出があり，同年6月26日付け（同月29日受付，第1535号）で苦情の申出がされた司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

取調べ対応・弁護実践マニュアル第4版（両面で87枚，片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすることにより法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

会内資料

取調べ対応・弁護実践マニュアル

～ 被疑者・被告人の権利を守るために～

第4版

※ 本書は、外部への公表を予定して作成したものではありません。会員以外の者に対する閲覧、交付、配布及び転送はしないでください。

また、本書は、司法修習生に配布し、司法修習において使用する場合がありますが、司法修習生以外の者に対する閲覧、交付、配布及び転送はしないでください。

はじめに—本書の目的と活用方法

我が国の刑事司法は長らく「調書裁判」と呼ばれ、「作文」調書ともいわれる供述調書に過度に依存した「事実認定」によって数々のえん罪が生み出されてきました。

当連合会は、このような刑事司法制度を抜本的に改革するため、「取調べの可視化」（取調べの全過程の録画）を15年以上にわたって強く求めてきました。この間、取調べや供述調書への過度の依存を改め、活発で充実した公判審理を実現するという観点から検討がなされ、2016年（平成28年）の通常国会において、取調べを可視化する法律がようやく成立し、2019年（令和元年）6月1日に施行されるに至りました。

可視化の対象となる取調べは、身体拘束下の裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件の被疑者取調べであり、出発としてはかなり限定的ですが、施行後3年を経過した場合には、取調べの録画の意義を踏まえて制度の在り方を検討し、必要な措置を講ずる旨の見直し規定が設けられています。また、これらの取調べ以外の取調べにおいても積極的に録画を行うことを求める附帯決議もなされており、今や取調べの録画は捜査機関の責務となっています。実際にも、最高検は、改正法施行以前から、裁判員裁判対象事件等の取調べの録音・録画を本格実施に切り替えるとともに、本格実施事件以外の事件についても、身体拘束下の被疑者取調べの可視化を進め、被害者などの重要な参考人の取調べも、必要に応じて取調べの録画の「試行」の対象とする方針を打ち出してきました。また、警察も、裁判員裁判対象事件、知的障がい等のある被疑者の事件の取調べの可視化を進め、それ以外の事件についても録画を実施することができるとしています。

しかし他方で、最高検は、記録媒体を任意性立証の手段としてだけでなく実質証拠としても活用する方針を打ち出しており、一部の取調べを録画した映像によって誤った心証形成がなされるリスクも生じています。

したがって、現在では、取調べの可視化申入れによる可視化の実現、可視化を想定した被疑者に対する適切な助言、記録媒体の不適切な利用の阻止が、弁護実践における重要な課題となっています。また、そうした弁護実践の積み重ねは今後の法改正における取調べの可視化の更なる拡大につながっていくはずです。

本書は、取調べの可視化が制度化され、また運用による録画が拡大しつつある新たな時代における「可視化弁護実践」のためのマニュアルです。

第1部では、捜査、公判前整理手続等、公判の各段階において、取調べの可視化時代を踏まえていかなる弁護実践をなすべきかを示しています。第2部では、弁護実践にすぐに使える各種書式やチェックリスト、関係資料を収録しています。

この「可視化弁護実践」を通じて、私たちの依頼者の権利を徹底的に守りましょう。

※ 本書の前身は、2009年（平成21年）4月に発刊した取調べの可視化に関するマニュアル3部作（「被疑者ノート活用マニュアル」、「取調べの可視化申入書（モデル案）活用マニュアル」、「取調べ一部録画事案弁護活動マニュアル」）です。2012年（平成24年）2月にこれらを一本化して本書を作成しました。

※ 資料編の最高検、警察庁及び法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の各文書（国

家公安委員会規則を含む。)は、原本の写し等から当連合会にて文字に起こしたものです
(一部を除く。)

※ 本書は、外部への公表を予定して作成したものではありません。会員以外の者に対する
閲覧、交付、配布及び転送はしないでください。

また、本書は、司法修習生に配布し、司法修習において使用する場合がありますが、司
法修習生以外の者に対する閲覧、交付、配布及び転送はしないでください。

取調べ対応・弁護実践マニュアル
～被疑者・被告人の権利を守るために～（第4版）

— 目 次 —

はじめに—本書の目的と活用方法

第1部 マニュアル編

第1	取調べ可視化時代の到来—「全過程」の制度化と広範な運用への対応	1
1	はじめに	1
2	捜査機関の運用による取調べの録画	2
3	取調べの可視化と改正刑訴法の概要	7
第2	改正刑訴法301条の2の解釈について	8
1	条文の位置付け	8
2	条文の読み方	9
3	解釈及び論点	9

第2部 資料編

第3 取調べ適正化に関する最高検文書

- 3-1 最高検「検察における取調べ適正確保方策について」(2008年(平成20年)4月3日) 93
- 3-2 最高検「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について(依命通達)」(2008年(平成20年)5月1日) 94
- 3-3 最高検「取調べに当たっての一層の配慮について(依命通達)」(2008年(平成20年)5月1日) 96
- 3-4 最高検「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について(依命通達)」(2008年(平成20年)5月1日) 97
- 3-5 最高検「取調べメモの取扱いに関する運用指針について(事務連絡)」(2011年(平成23年)4月6日) 104

第4 取調べ適正化に関する警察庁文書

- 4-1 警察庁「警察捜査における取調べ適正化指針」(2008年(平成20年)1月) 107

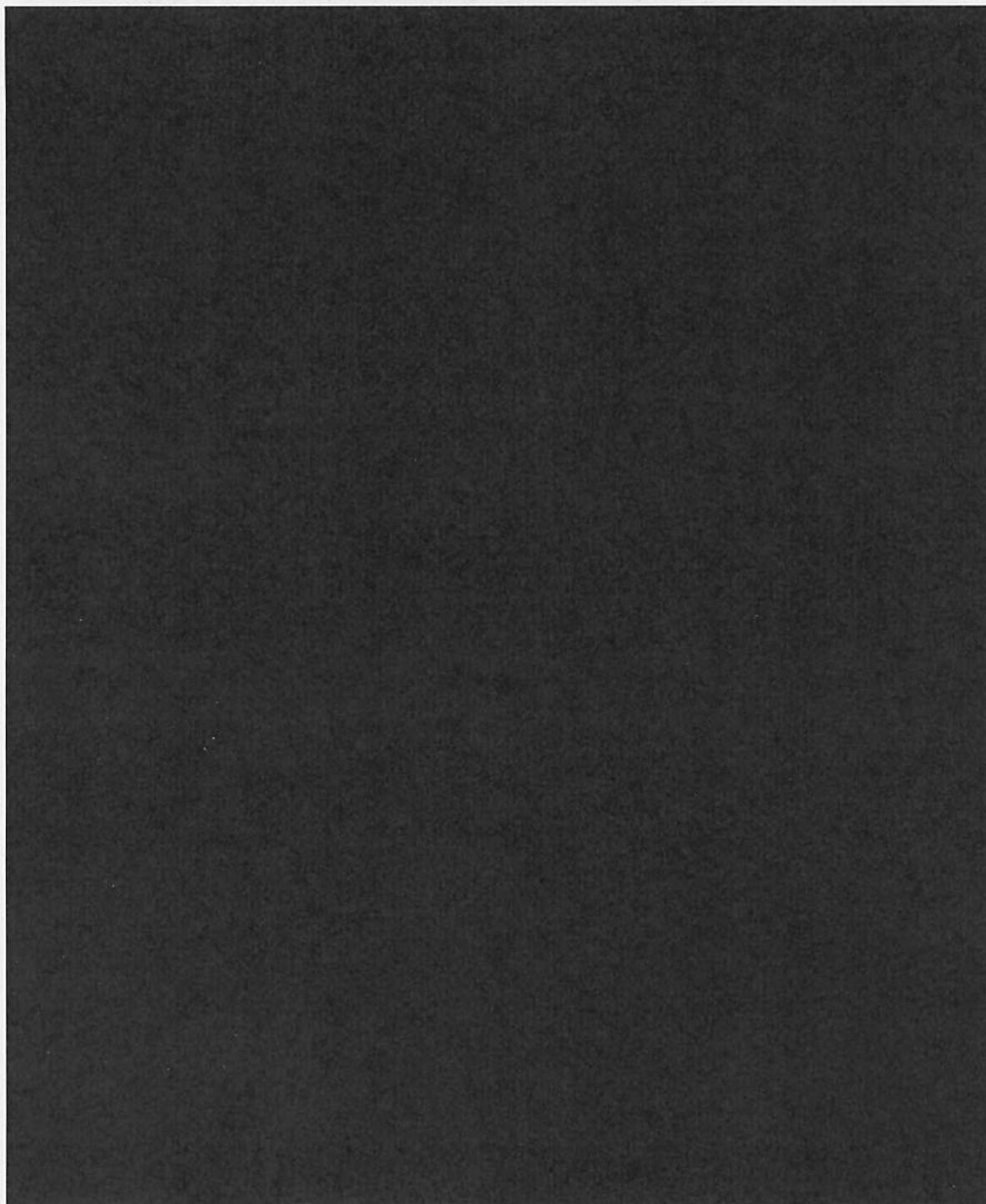
4-2	「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」(2008年(平成20年)4月3日国家公安委員会規則第4号)	112
4-3	警察庁「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」(2008年(平成20年)5月8日)	117
第5 録音・録画に関する文書		
5-1	最高検「取調べの録音・録画の実施等について(依命通知)」(2019年(平成31年)4月19日)	119
5-2	最高検「取調べの録音・録画を行った場合の供述証拠による立証の在り方等について(依命通知)」(2015年(平成27年)2月12日)	125
5-3	警察庁「捜査手法,取調べの高度化プログラム」(2012年(平成24年)3月)	127
5-4	教本「取調べ(基礎編)」(2012年(平成24年)12月)	130
5-5	警察庁「取調べの録音・録画について」(2019年(平成31年)4月26日)	145
5-6	法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」抜粋(2014年(平成26年)7月9日)・	149
	(1)「取調べの録音・録画制度の導入」	149
	(2)「附帯事項」(取調べの録音・録画制度に関する部分)	151
5-7	東京高判平成28年8月10日(抜粋)	152
5-8	東京高判平成30年8月3日	155
第6 改正刑訴法に関する文書		
6-1	「刑事訴訟法等が改正されました」(2016年(平成28年)6月・日本弁護士連合会作成)	159
6-2	改正刑訴法(抜粋)(301条の2,附則9条)	163
6-3	衆議院法務委員会附帯決議(2015年(平成27年)8月5日)	166
6-4	参議院法務委員会附帯決議(2016年(平成28年)5月19日)	168

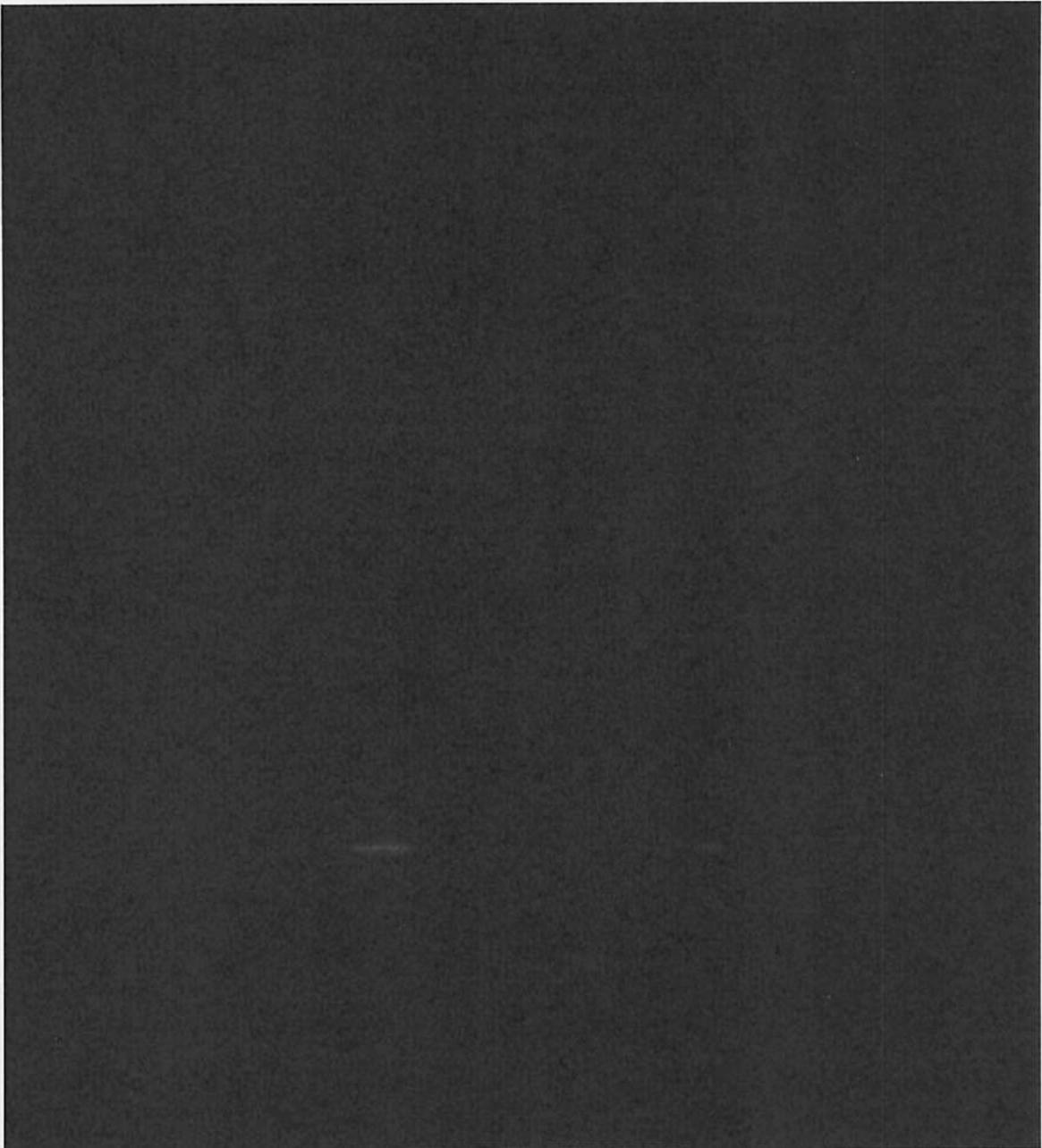
第1部 マニュアル編

第1 取調べ可視化時代の到来

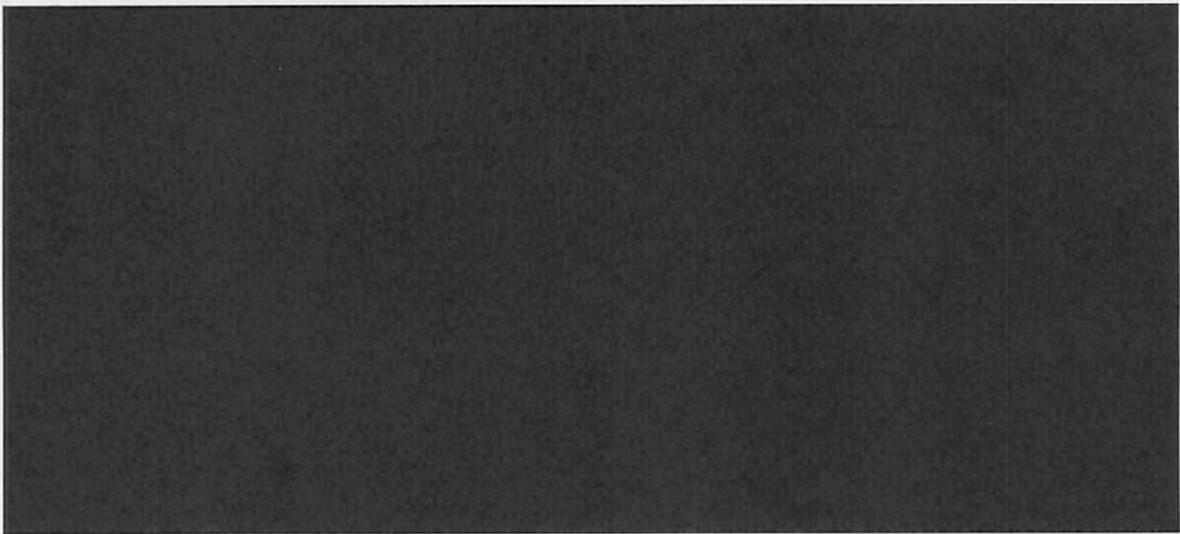
—「全過程」の制度化と広範な運用への対応

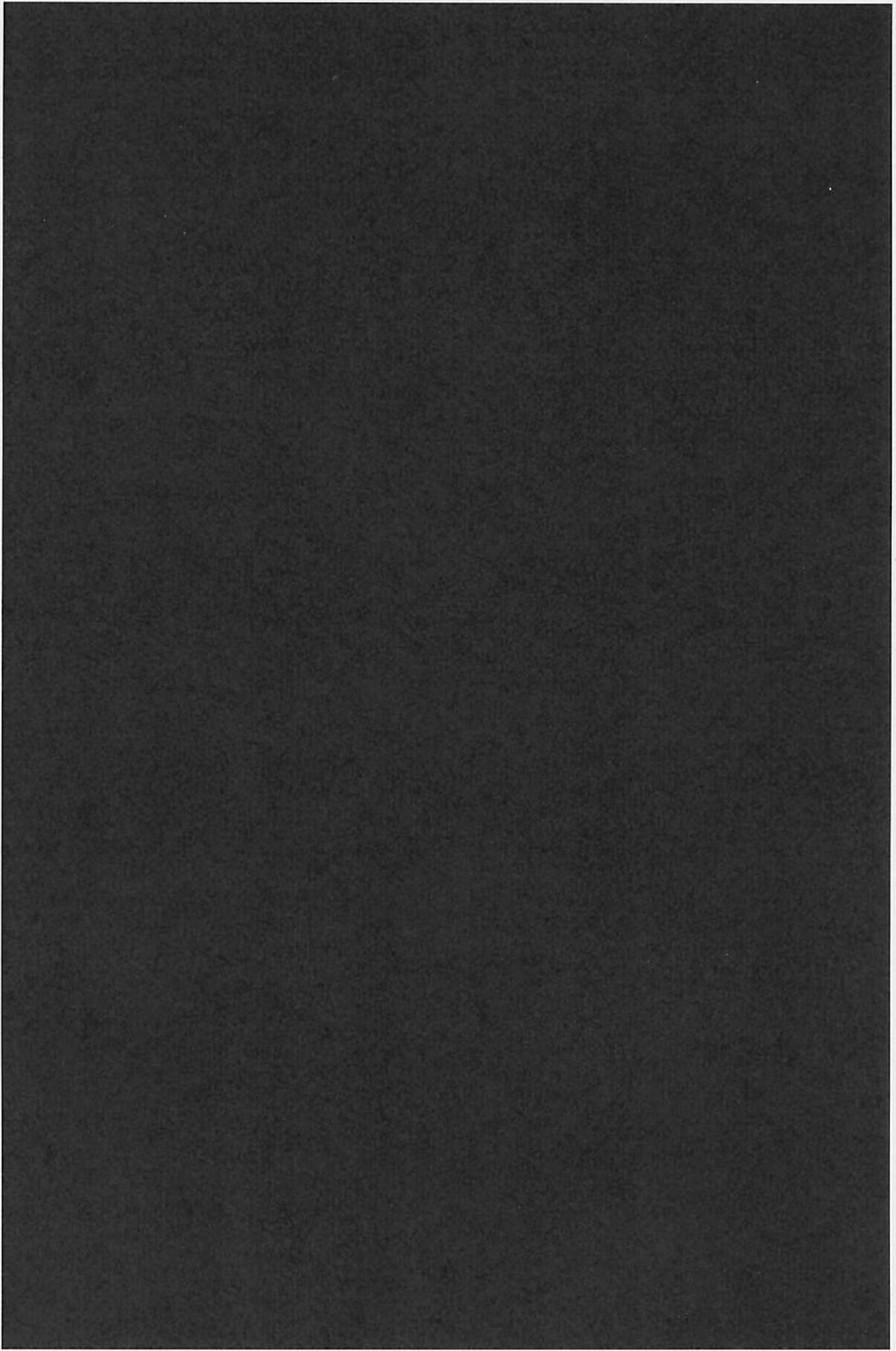
1 はじめに

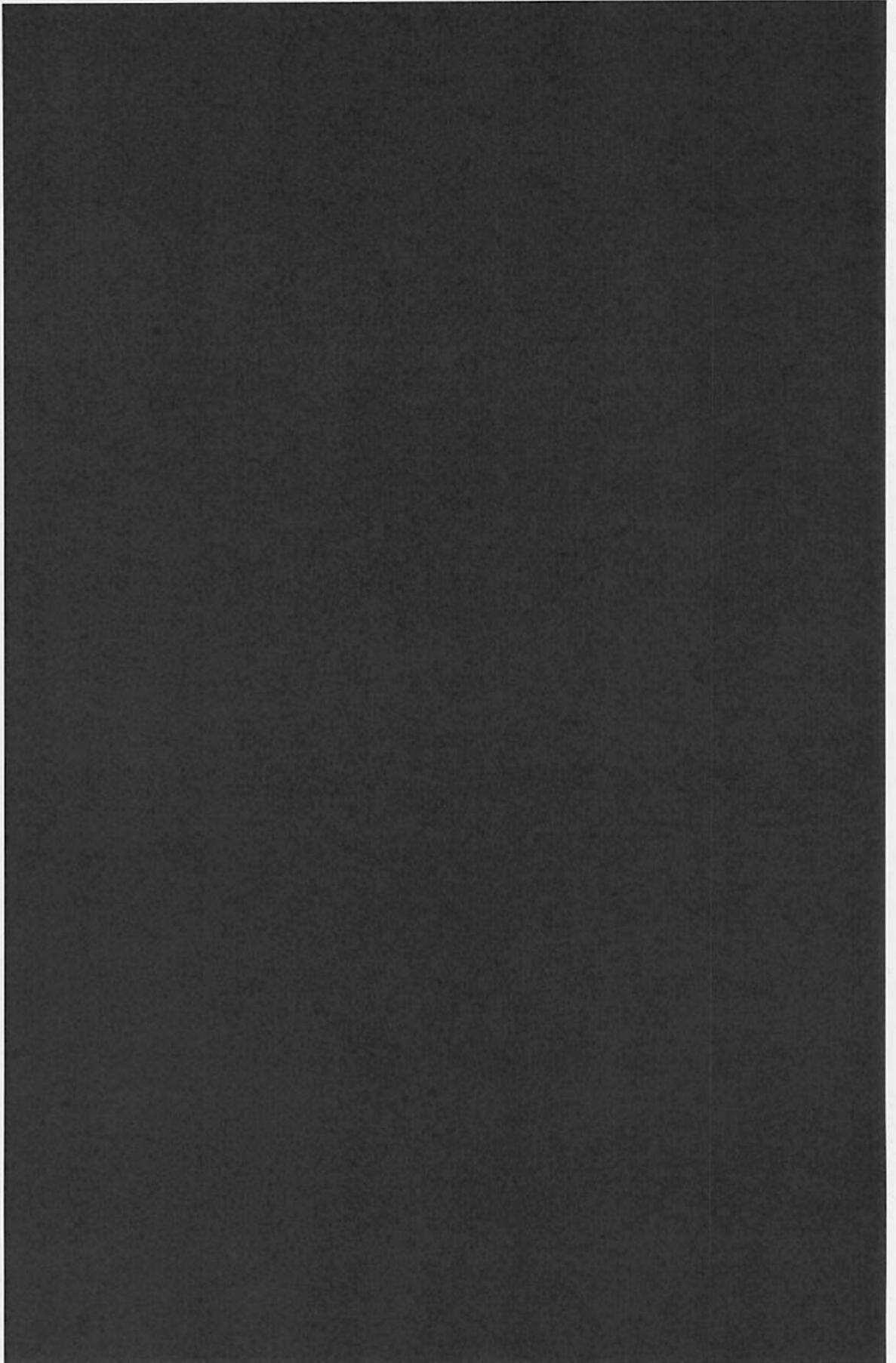


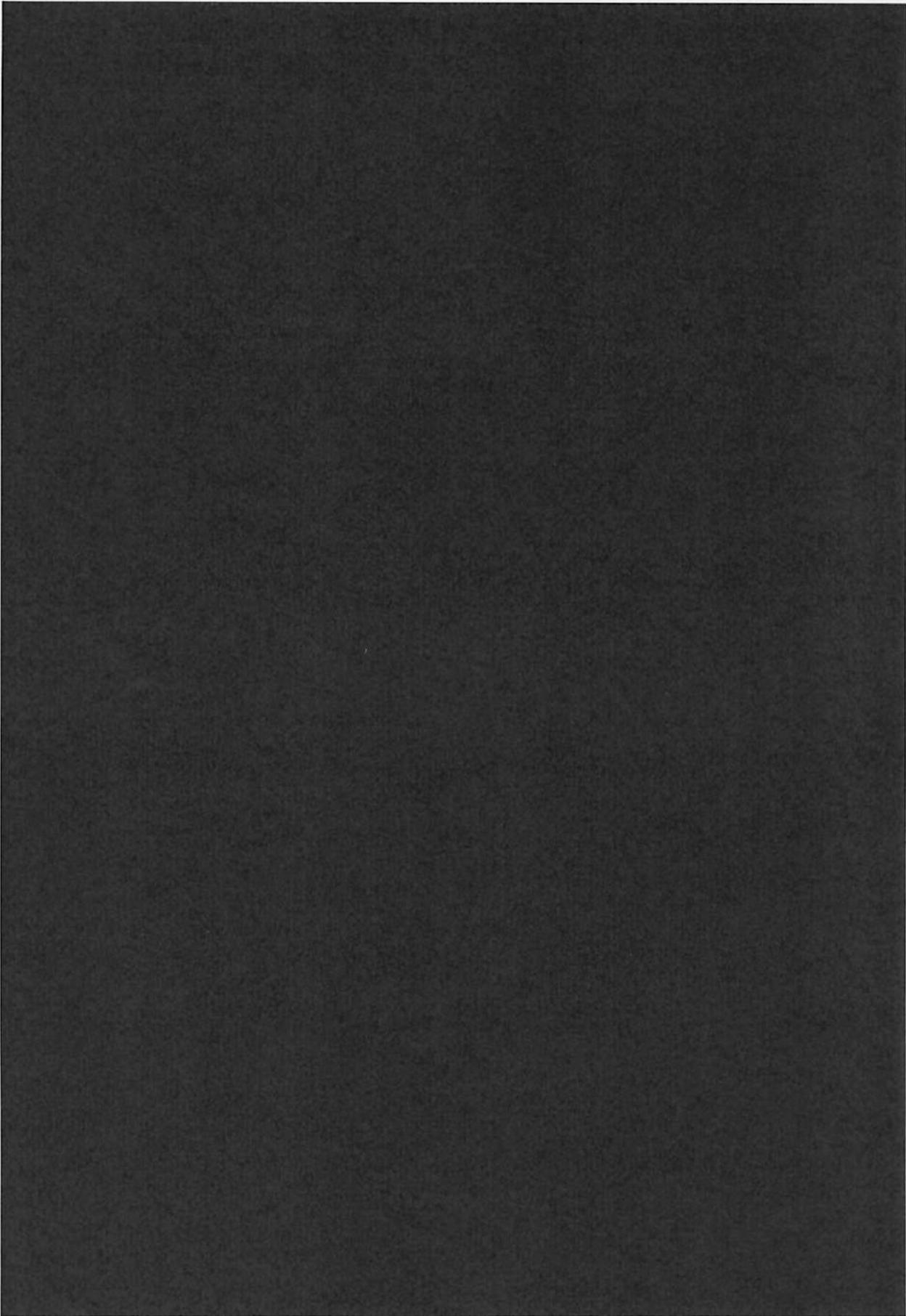


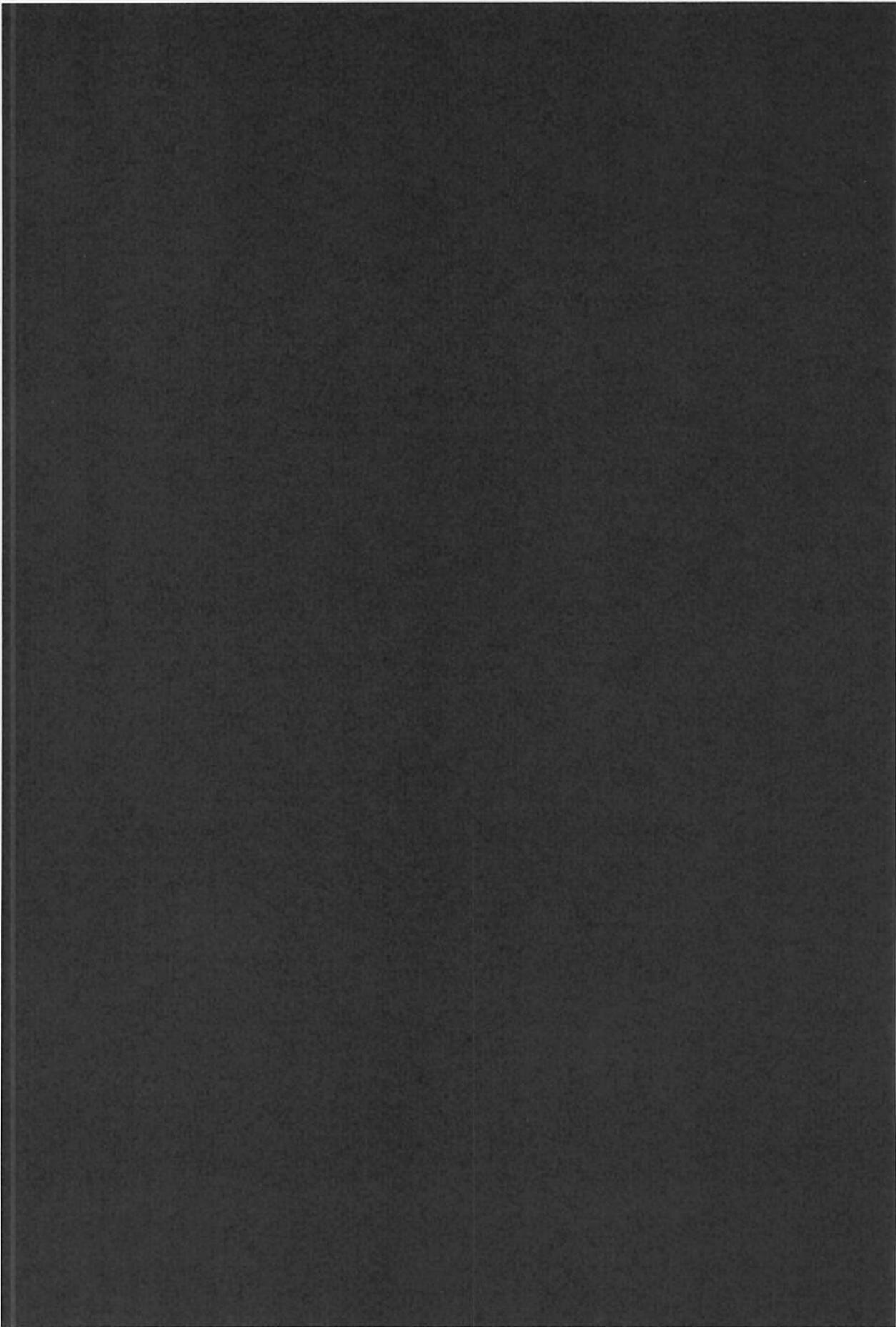
2 捜査機関の運用による取調べの録画

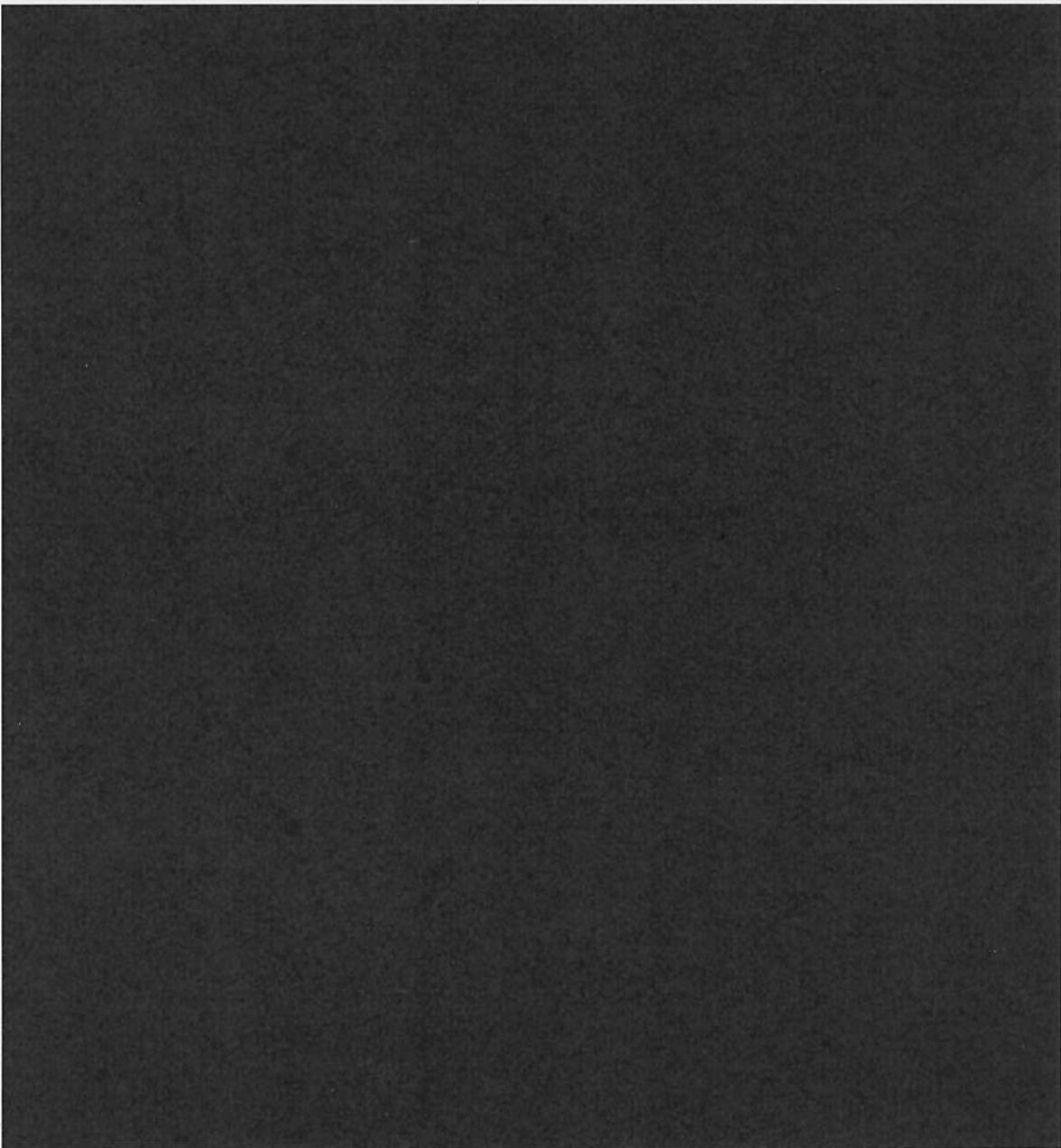




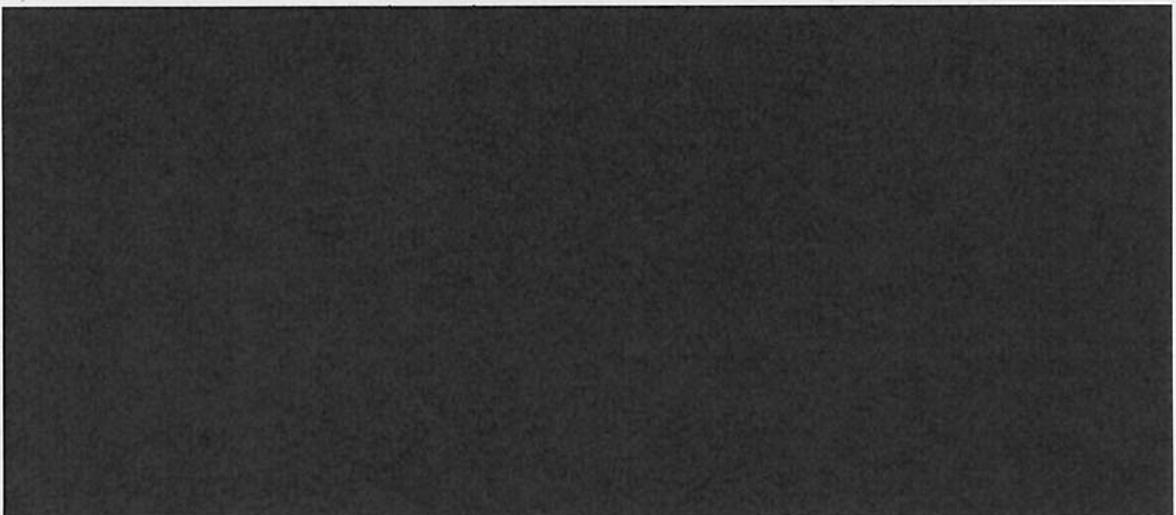


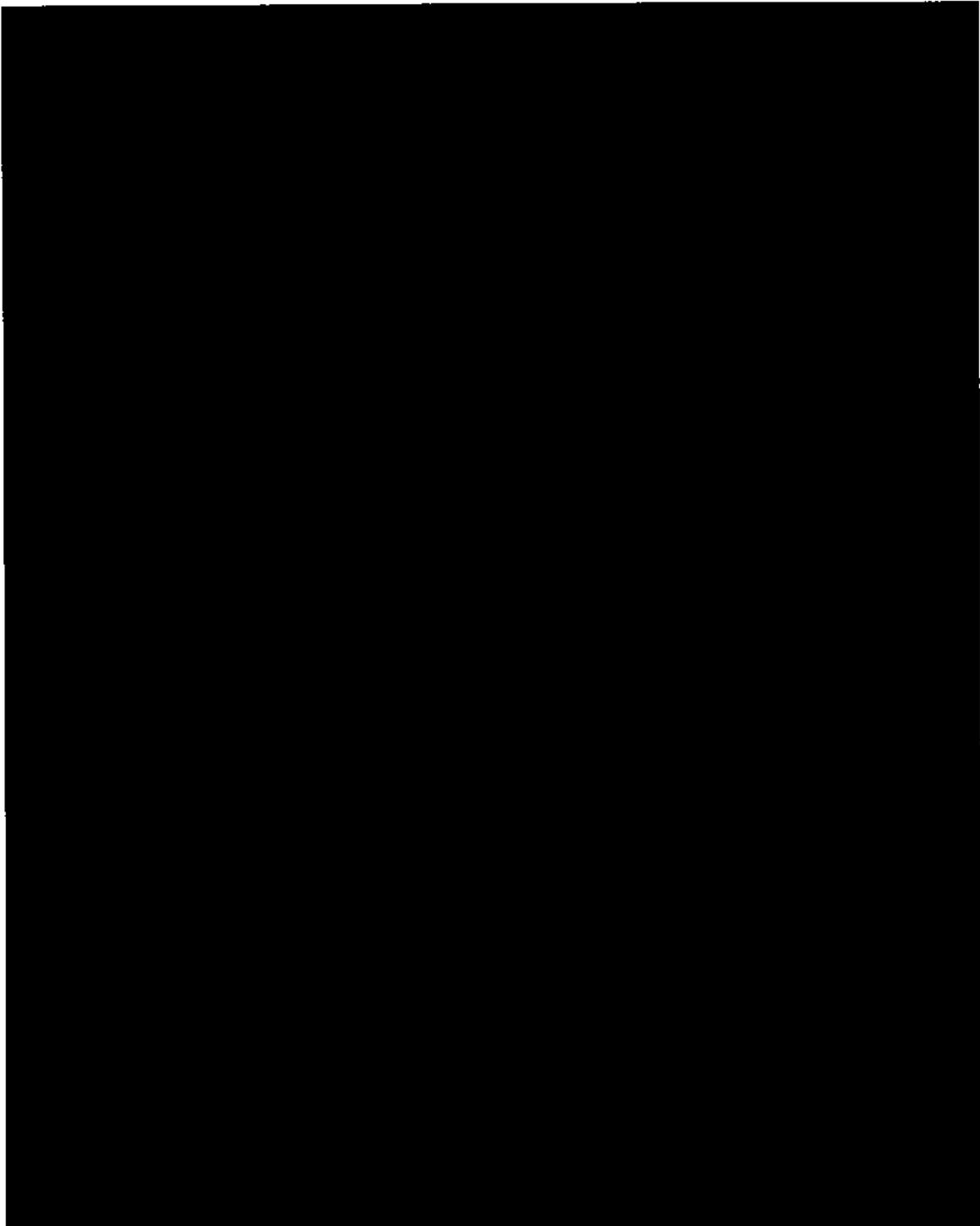






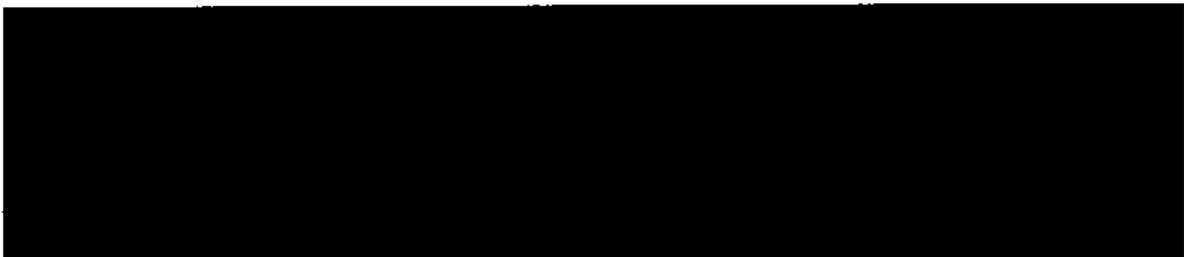
3 取調べの可視化と改正刑訴法の概要





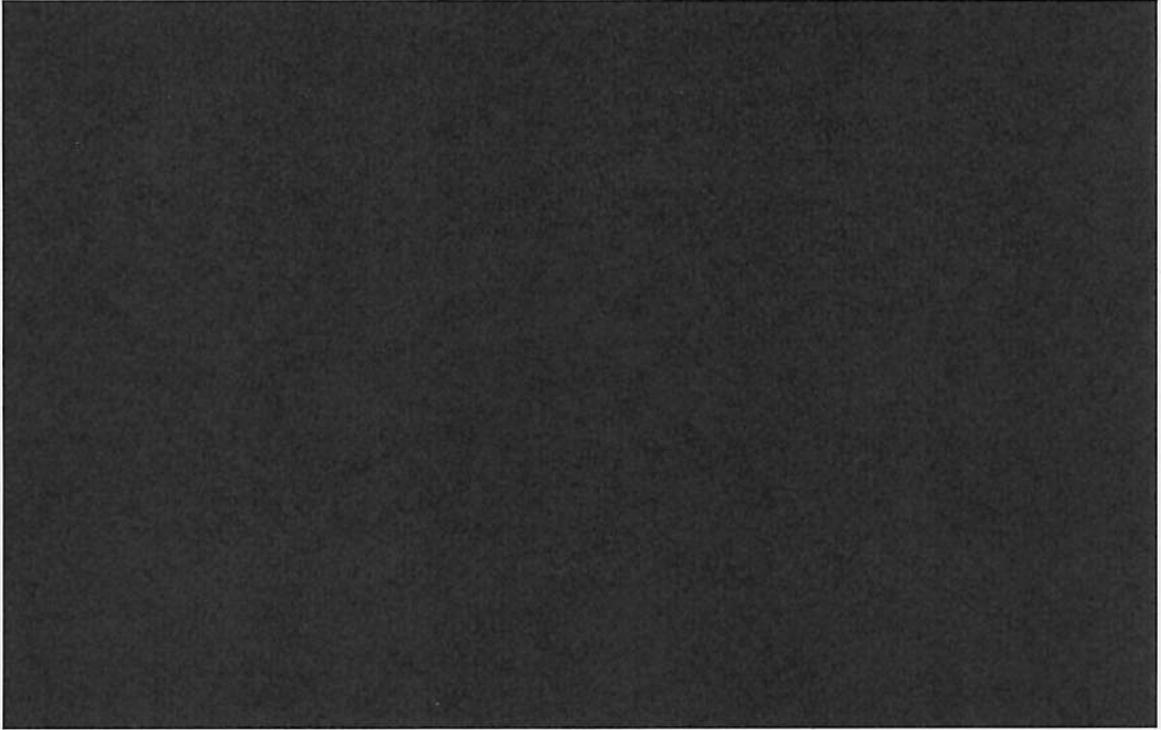
第2 改正刑訴法301条の2の解釈について

1 条文の位置付け

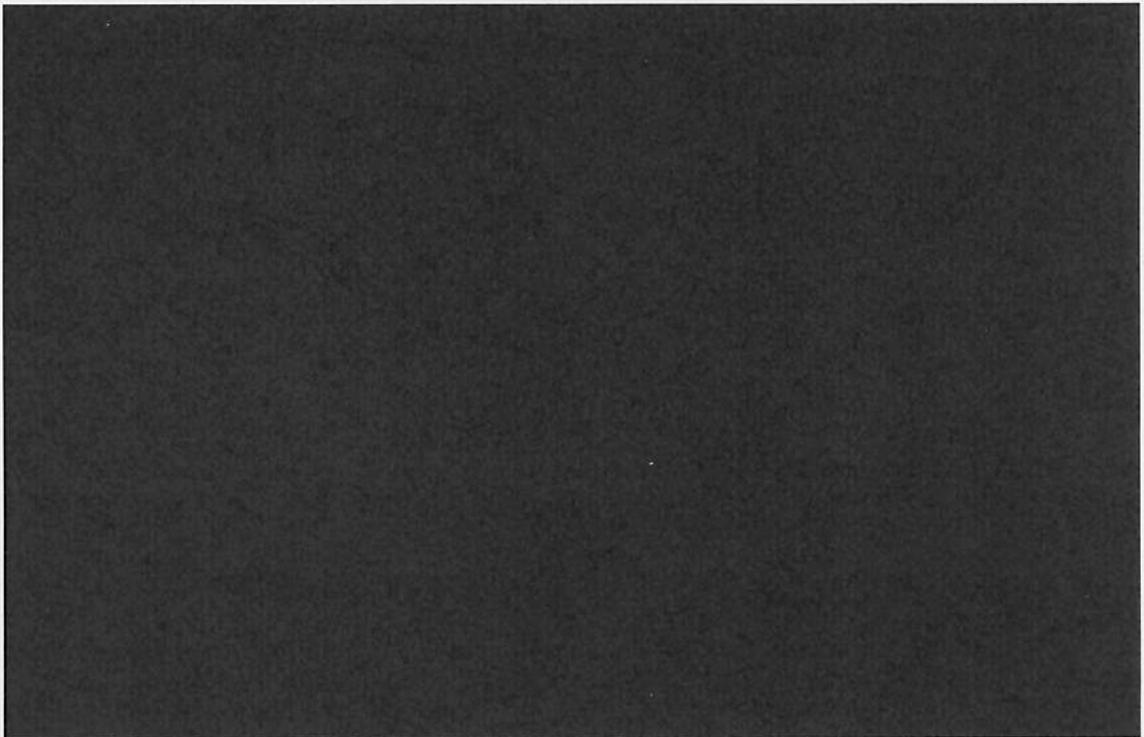


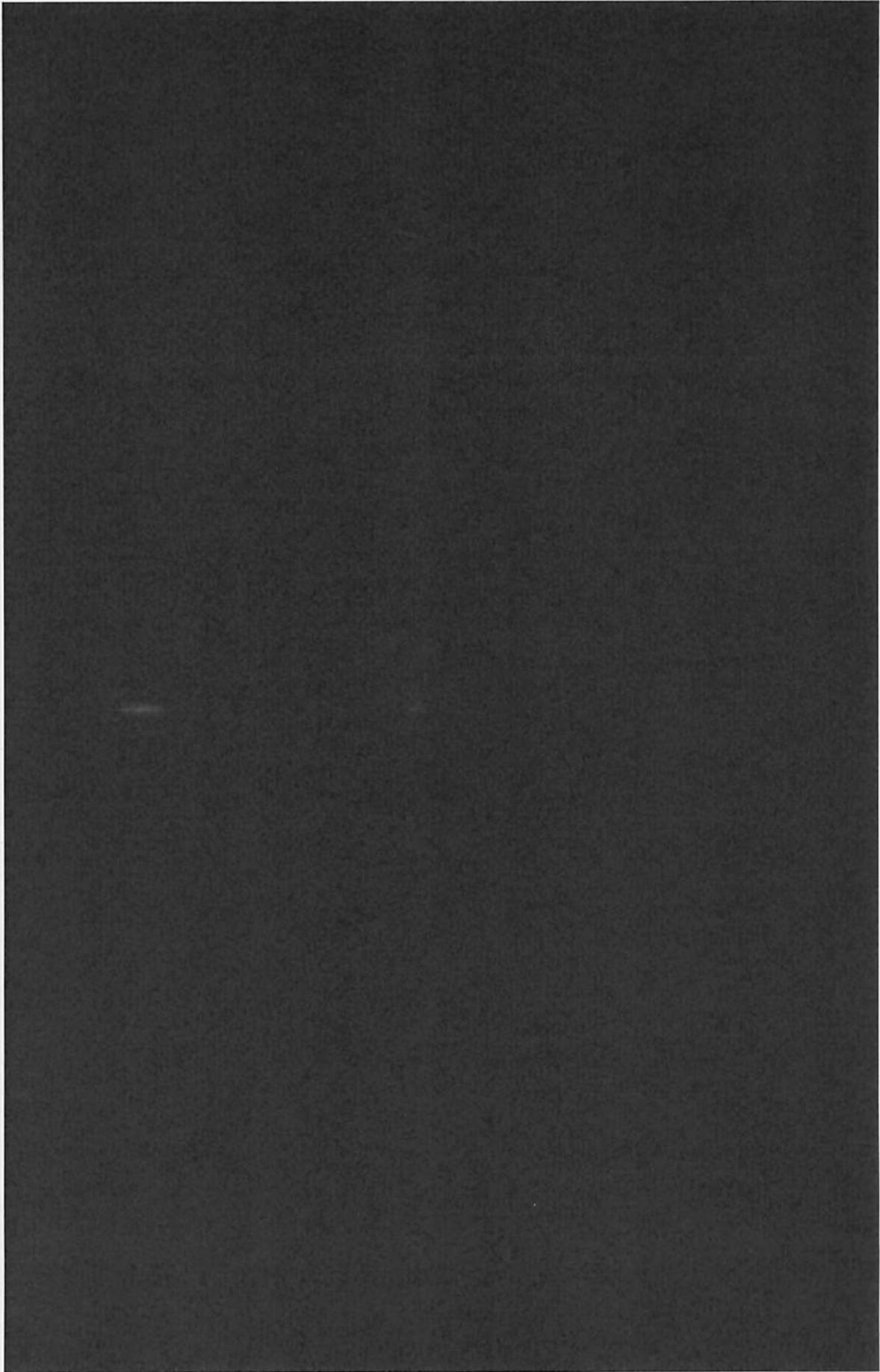


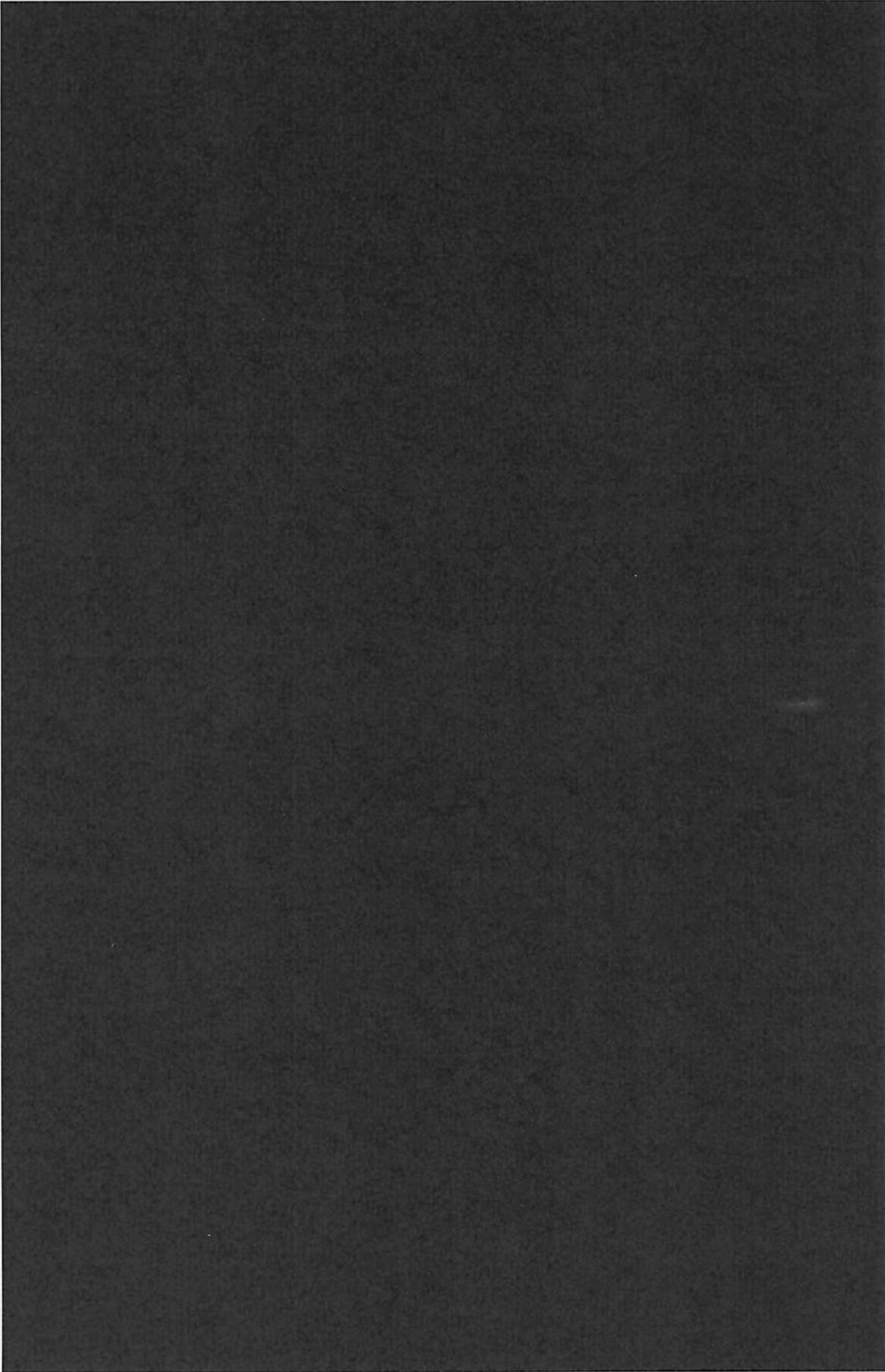
2 条文の読み方

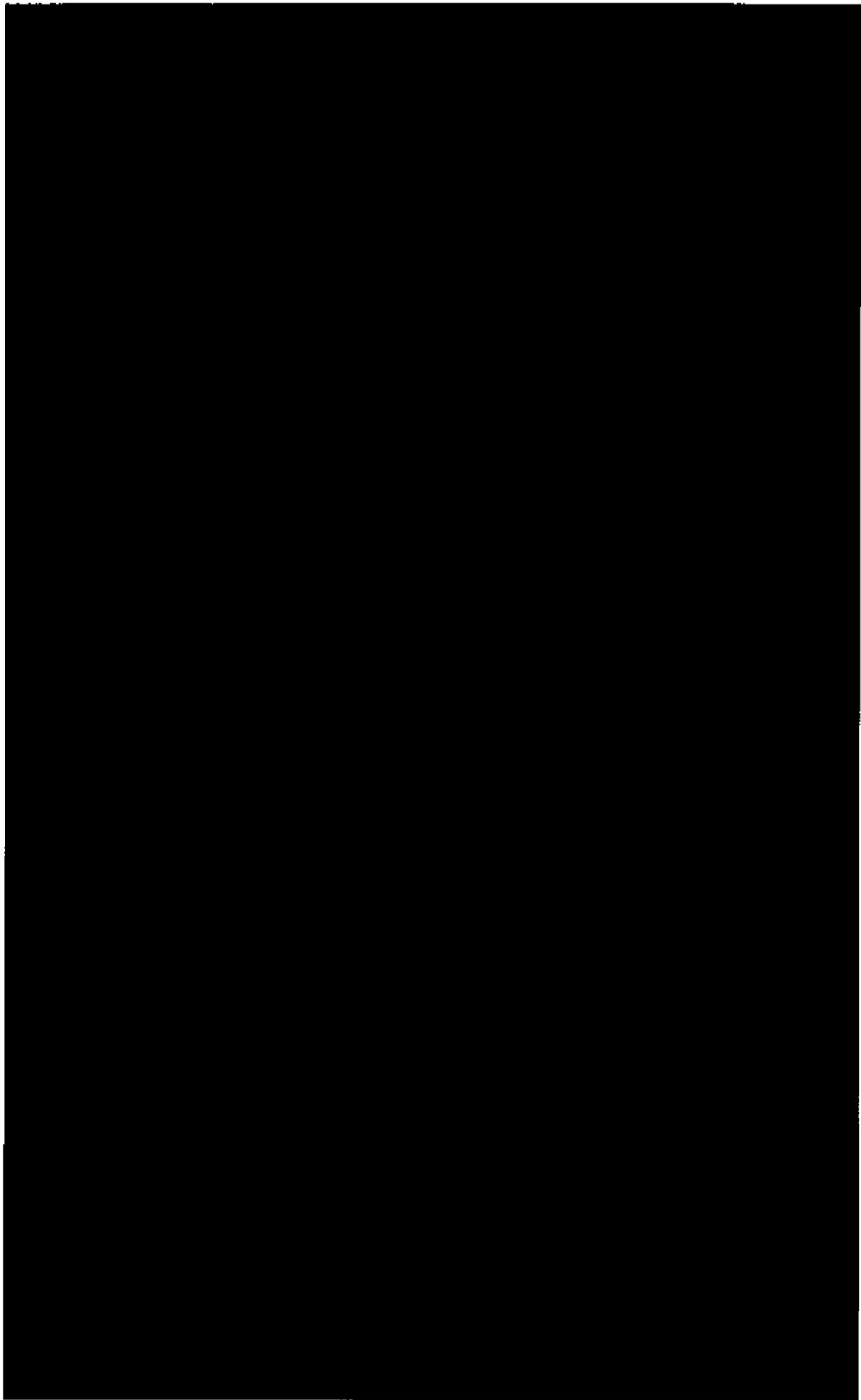


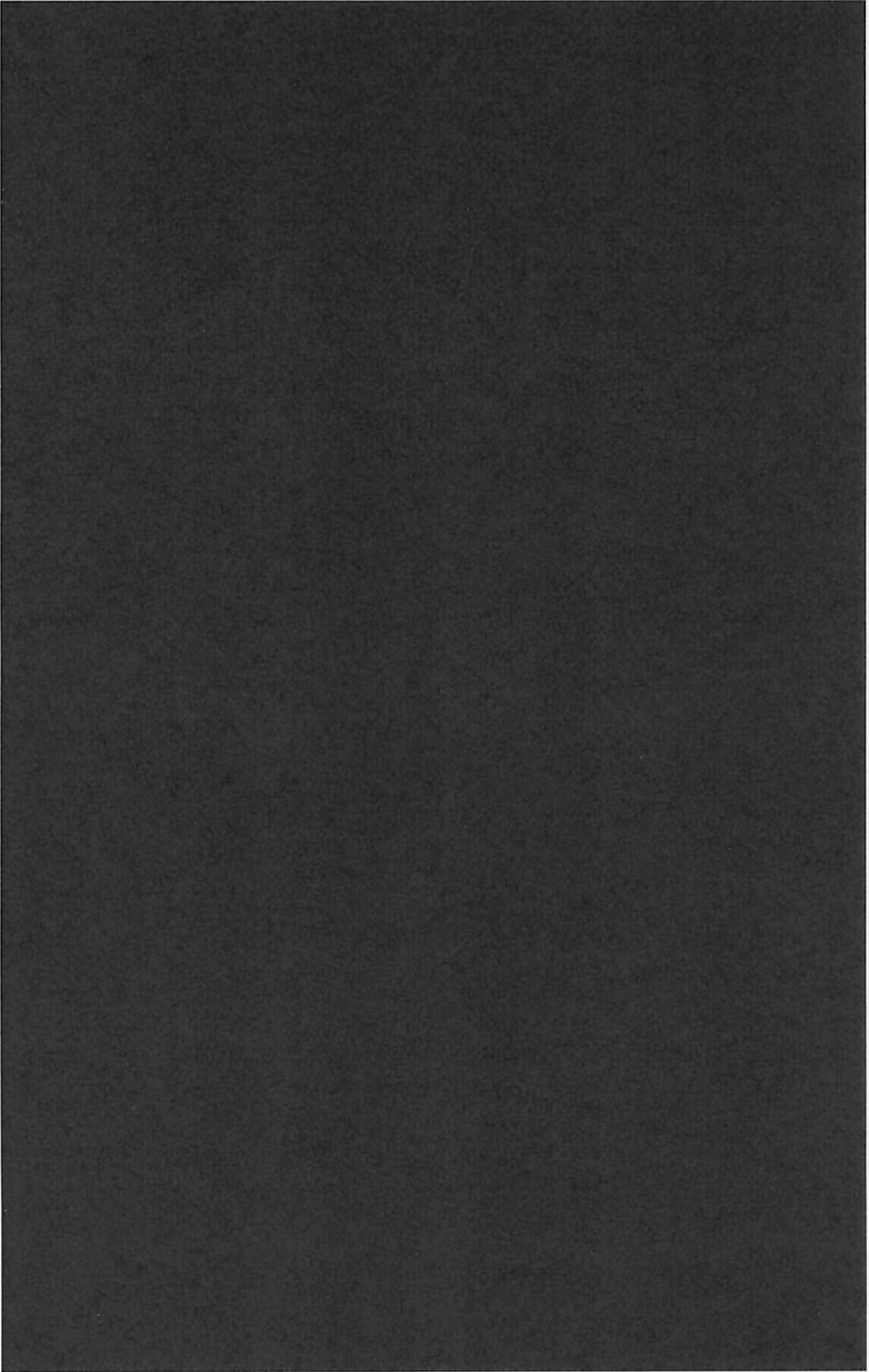
3 解釈及び論点

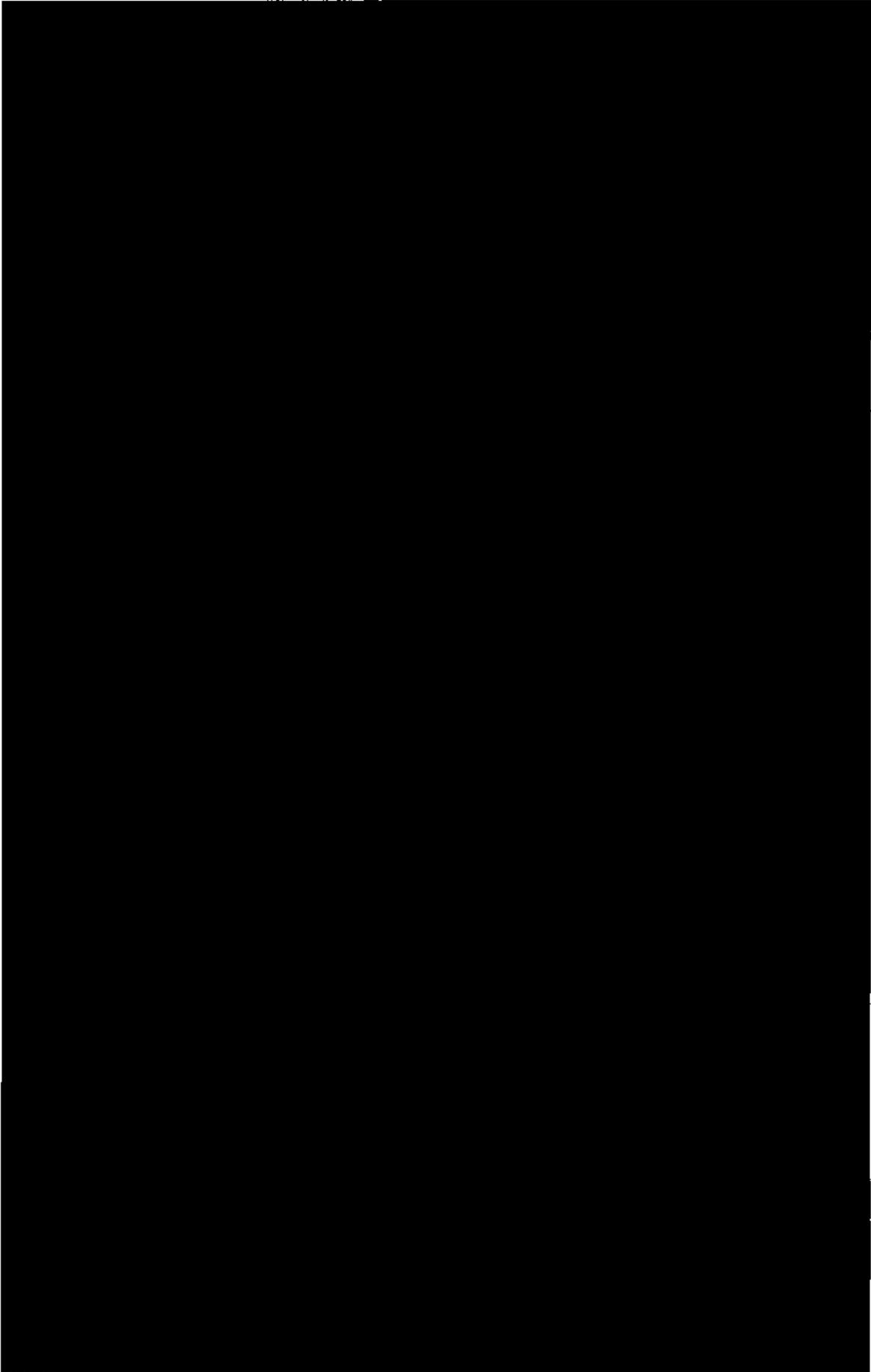


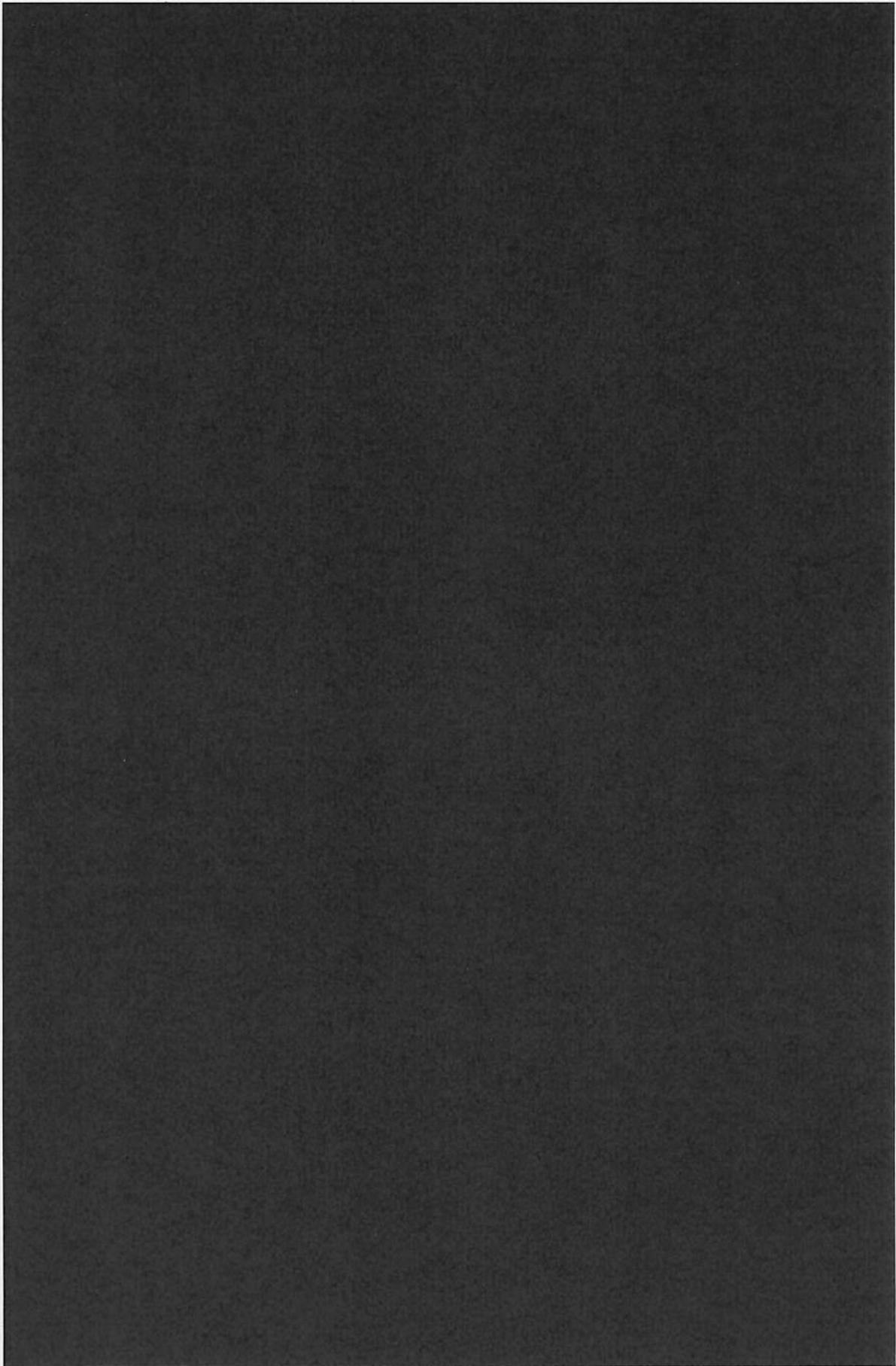


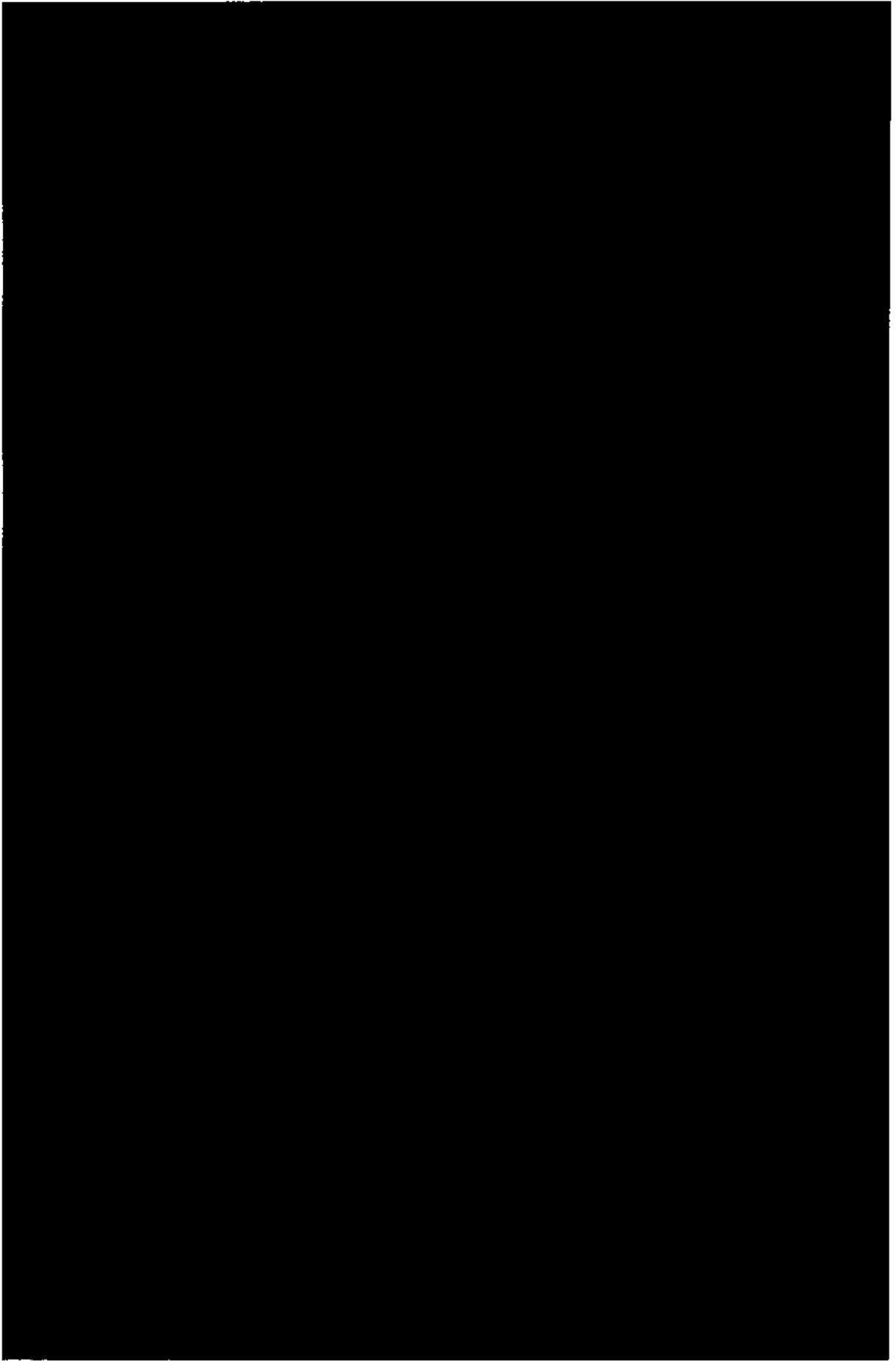


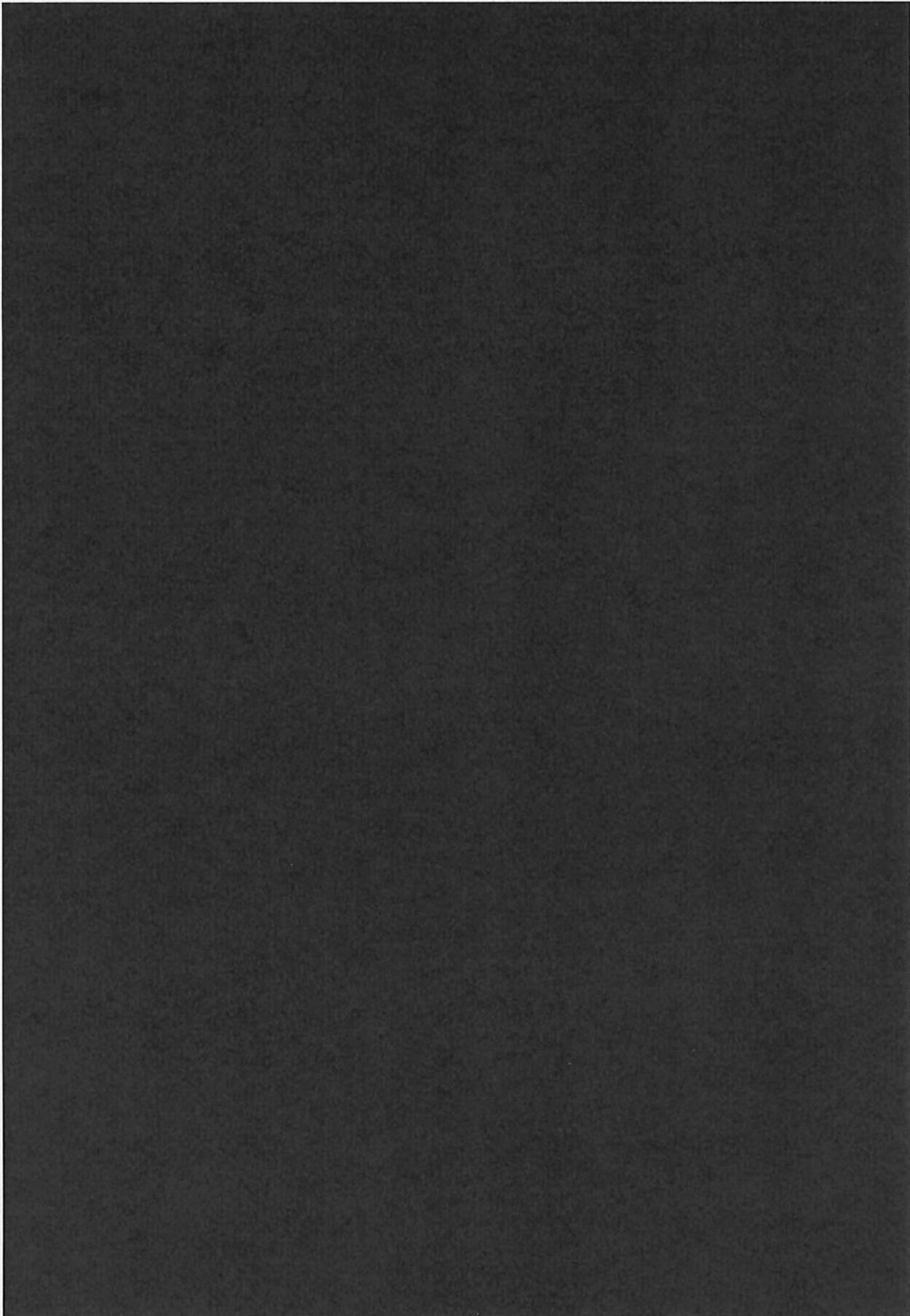


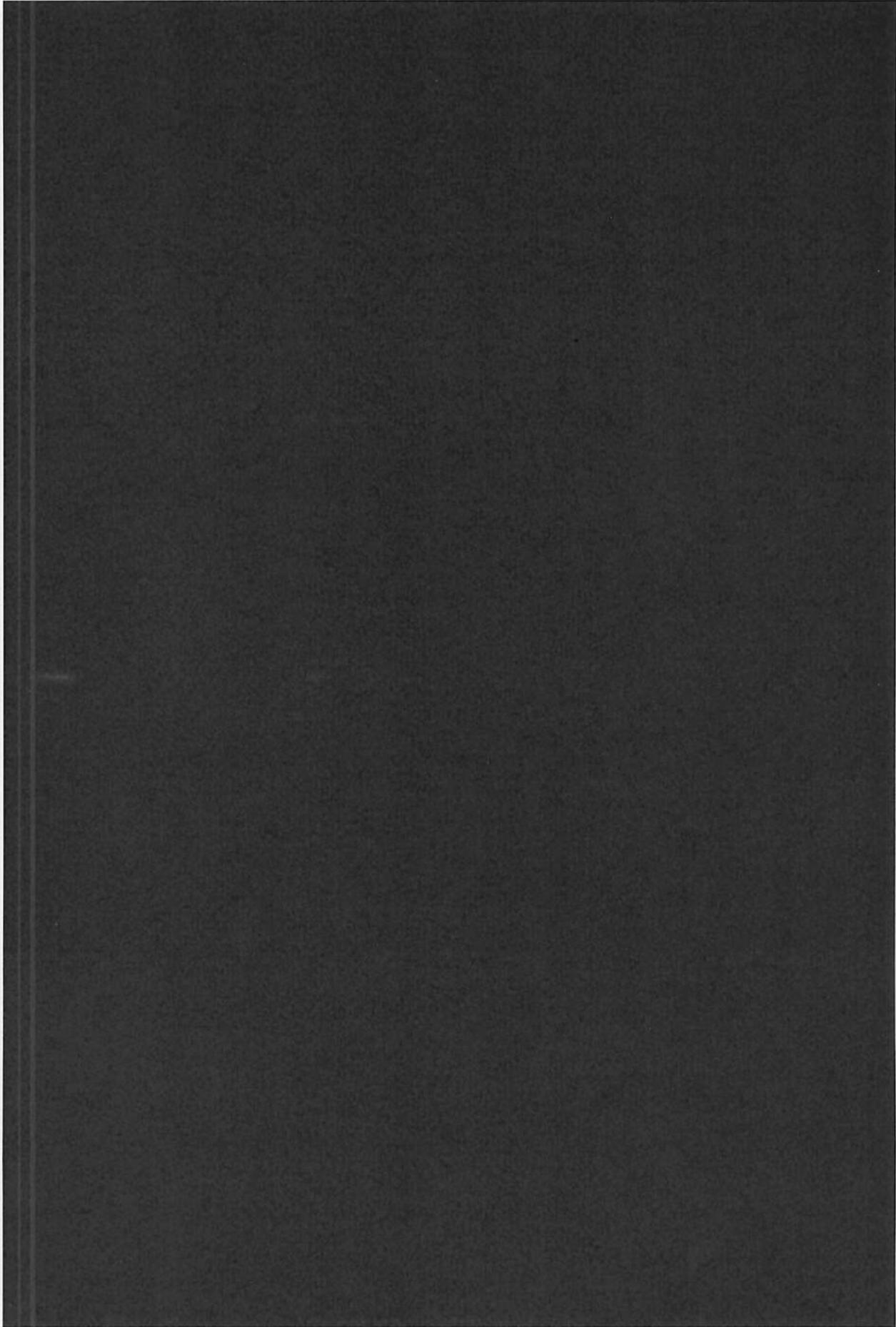


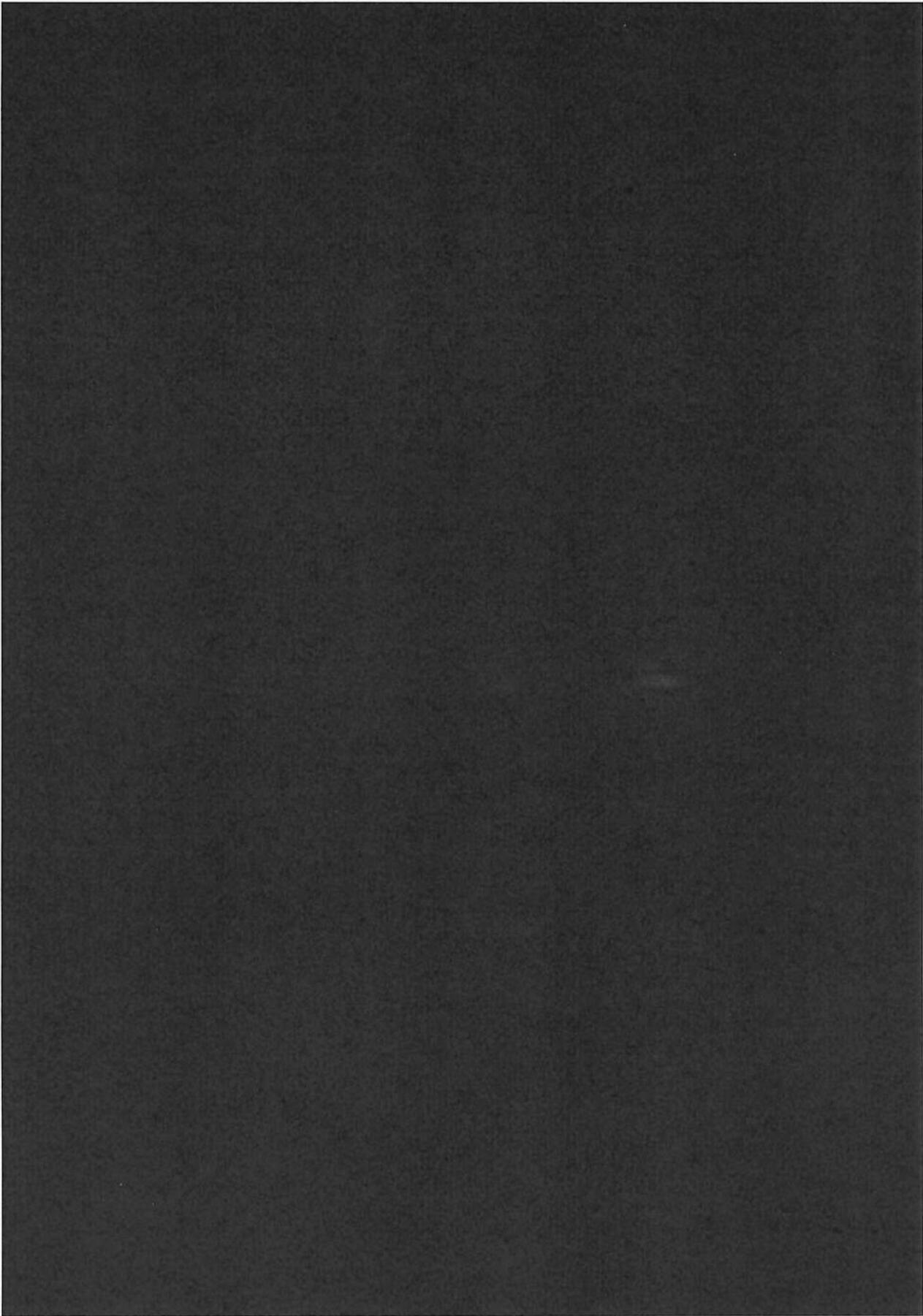


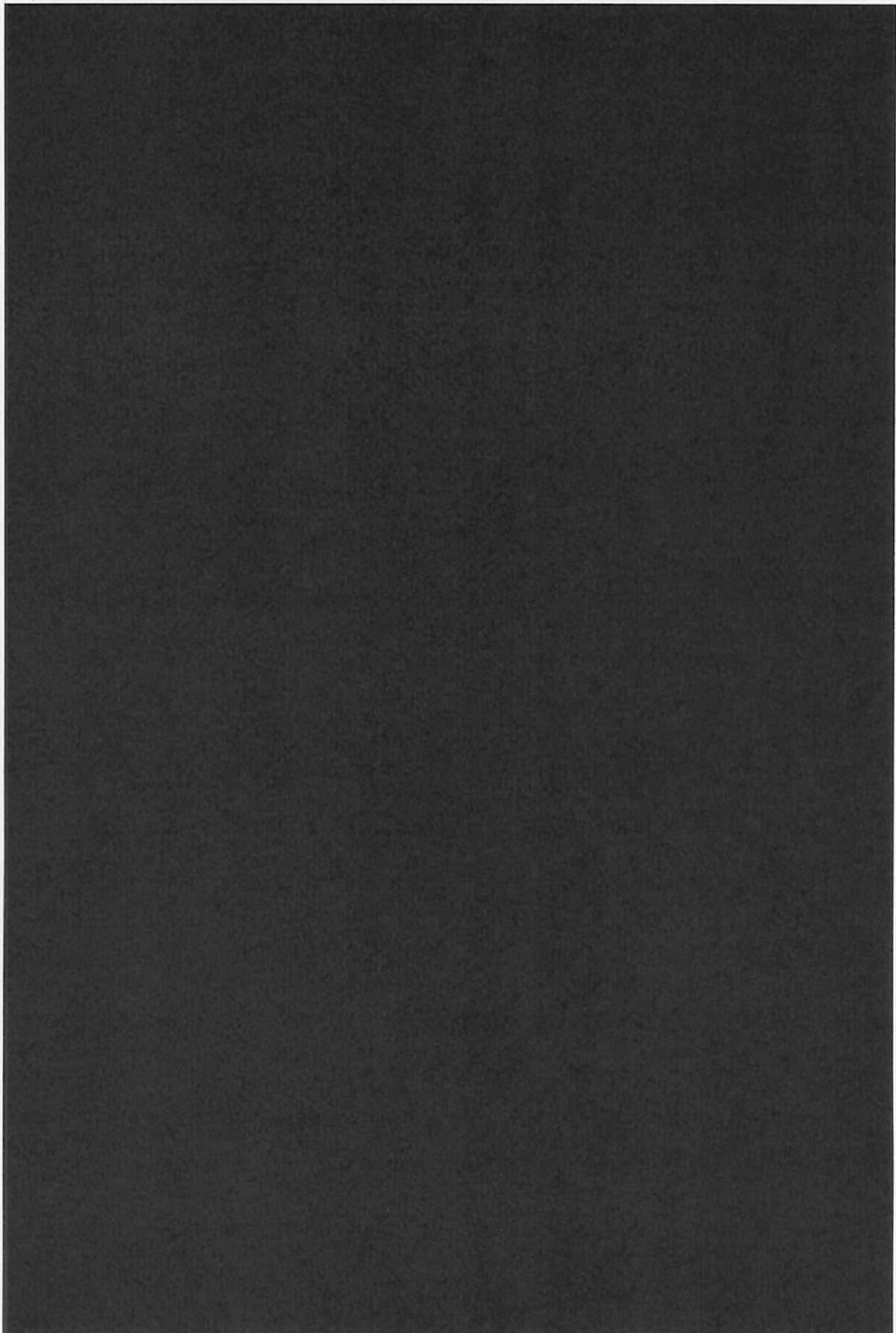


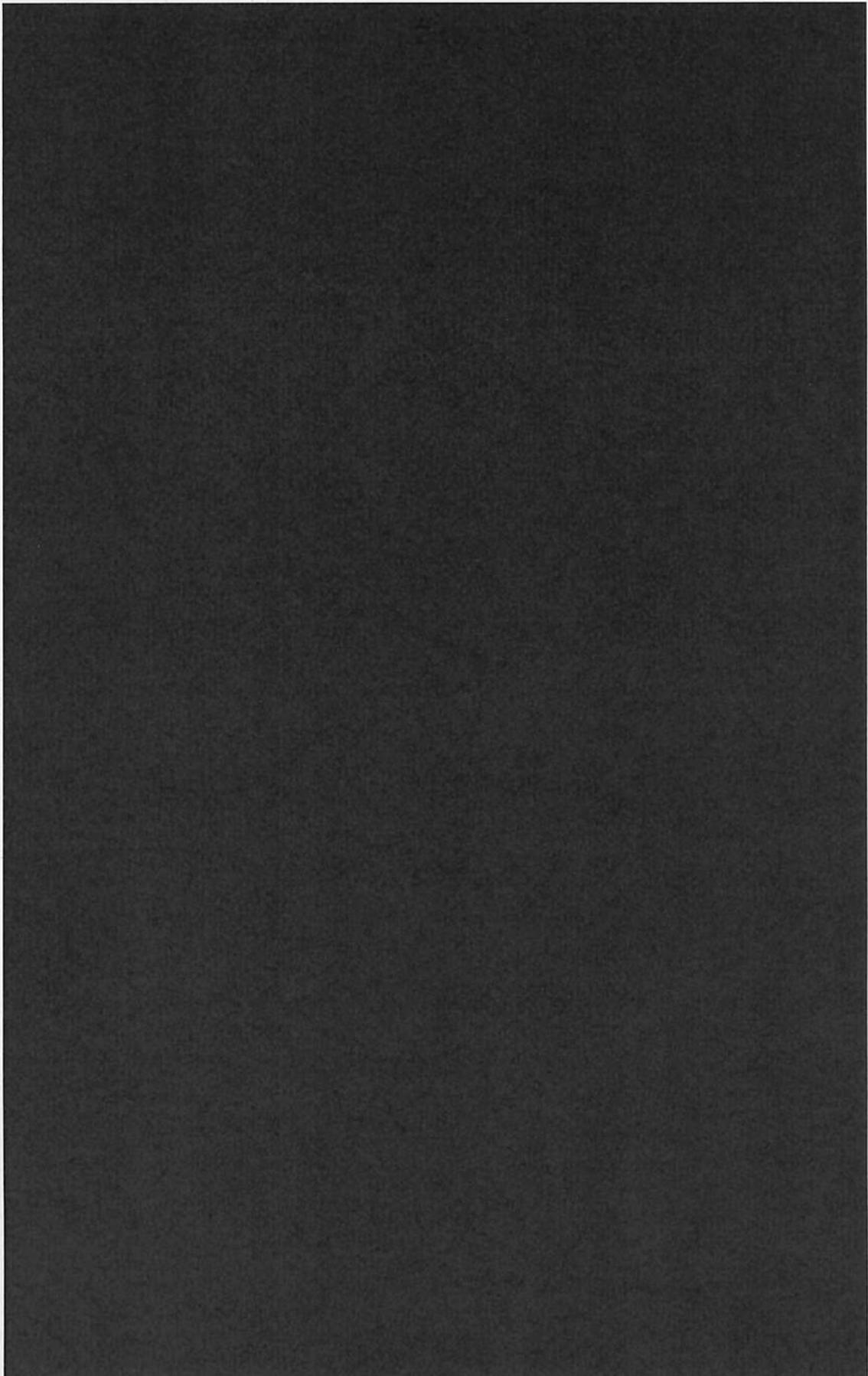


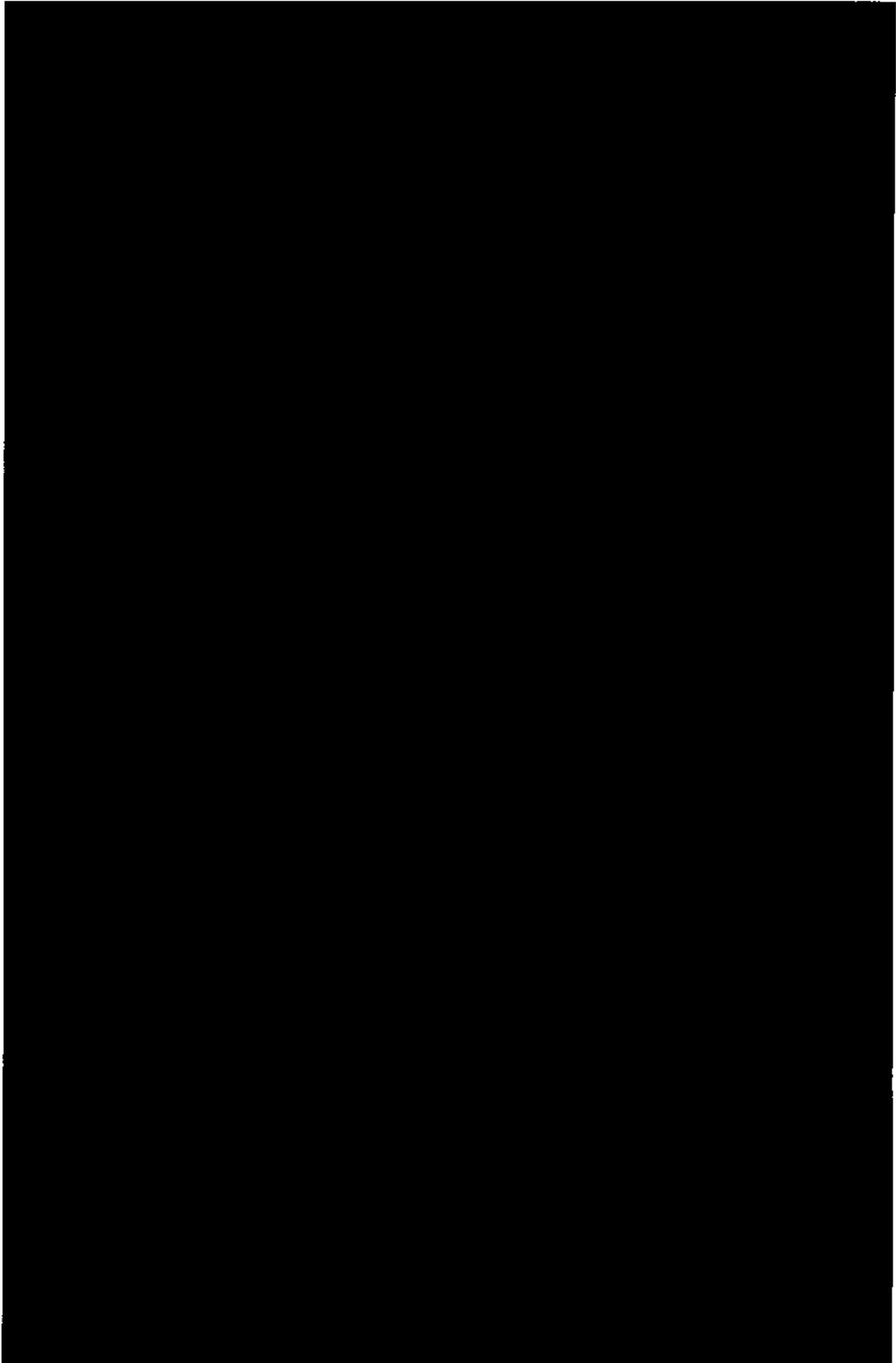


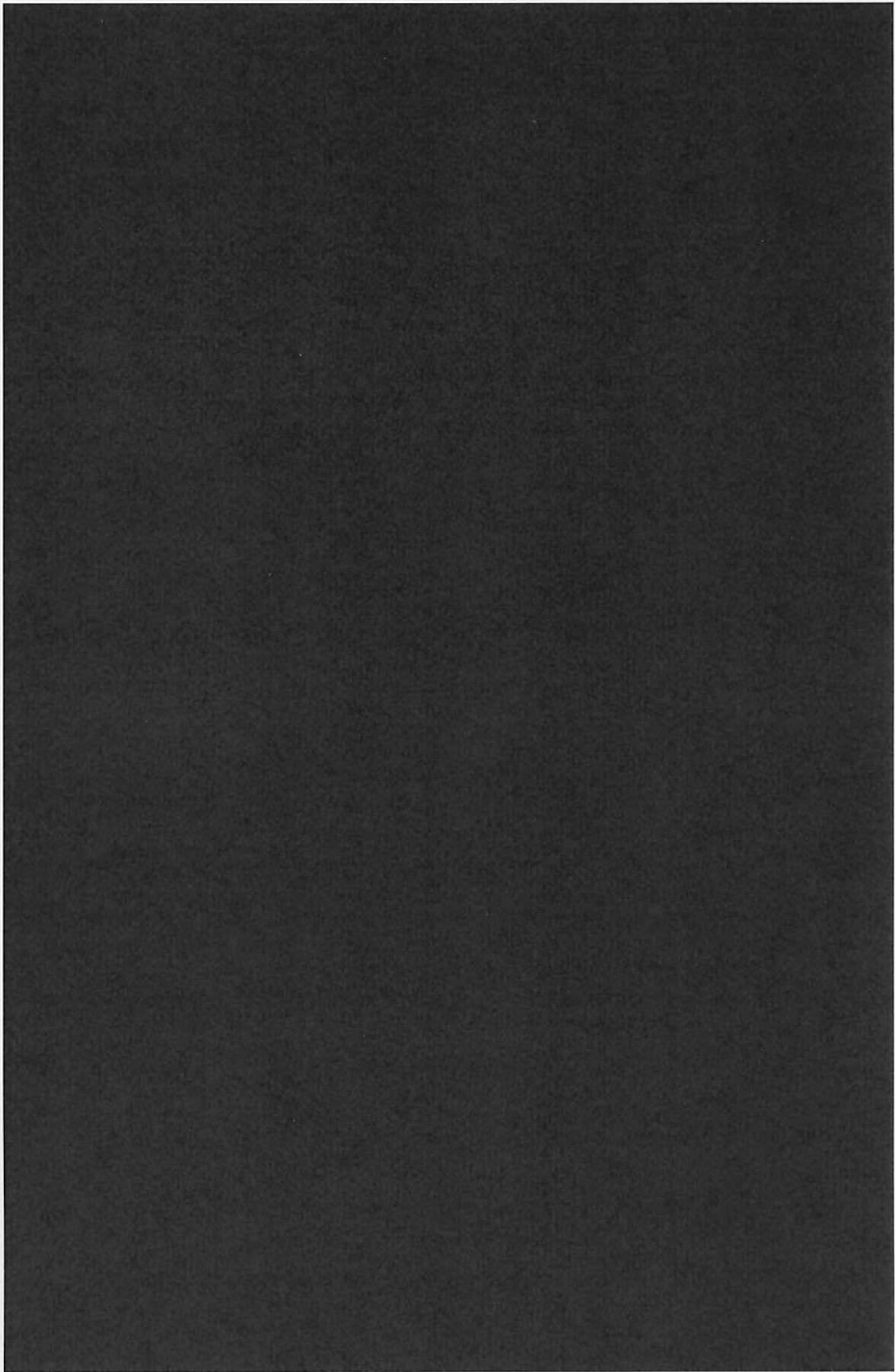


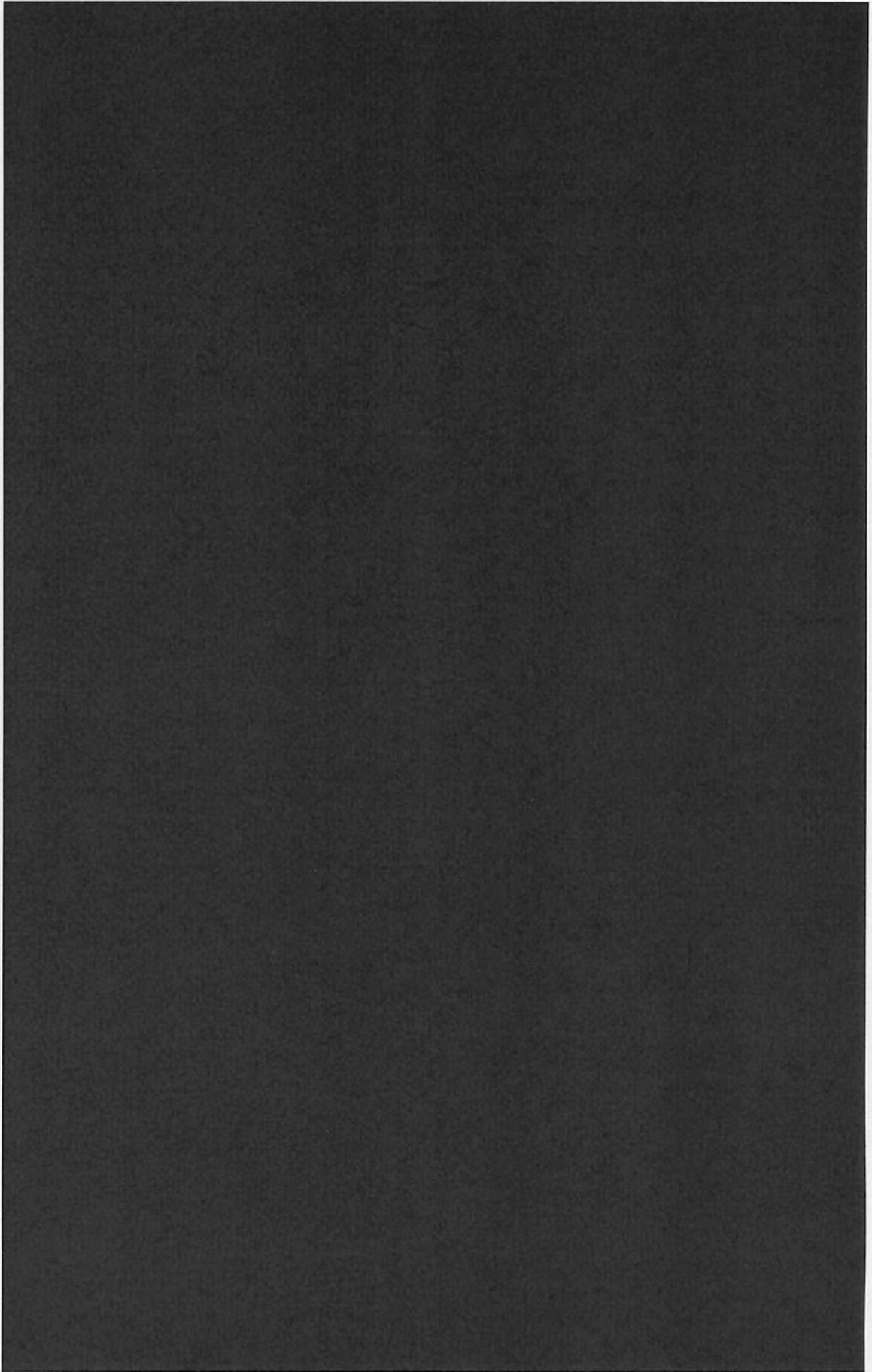


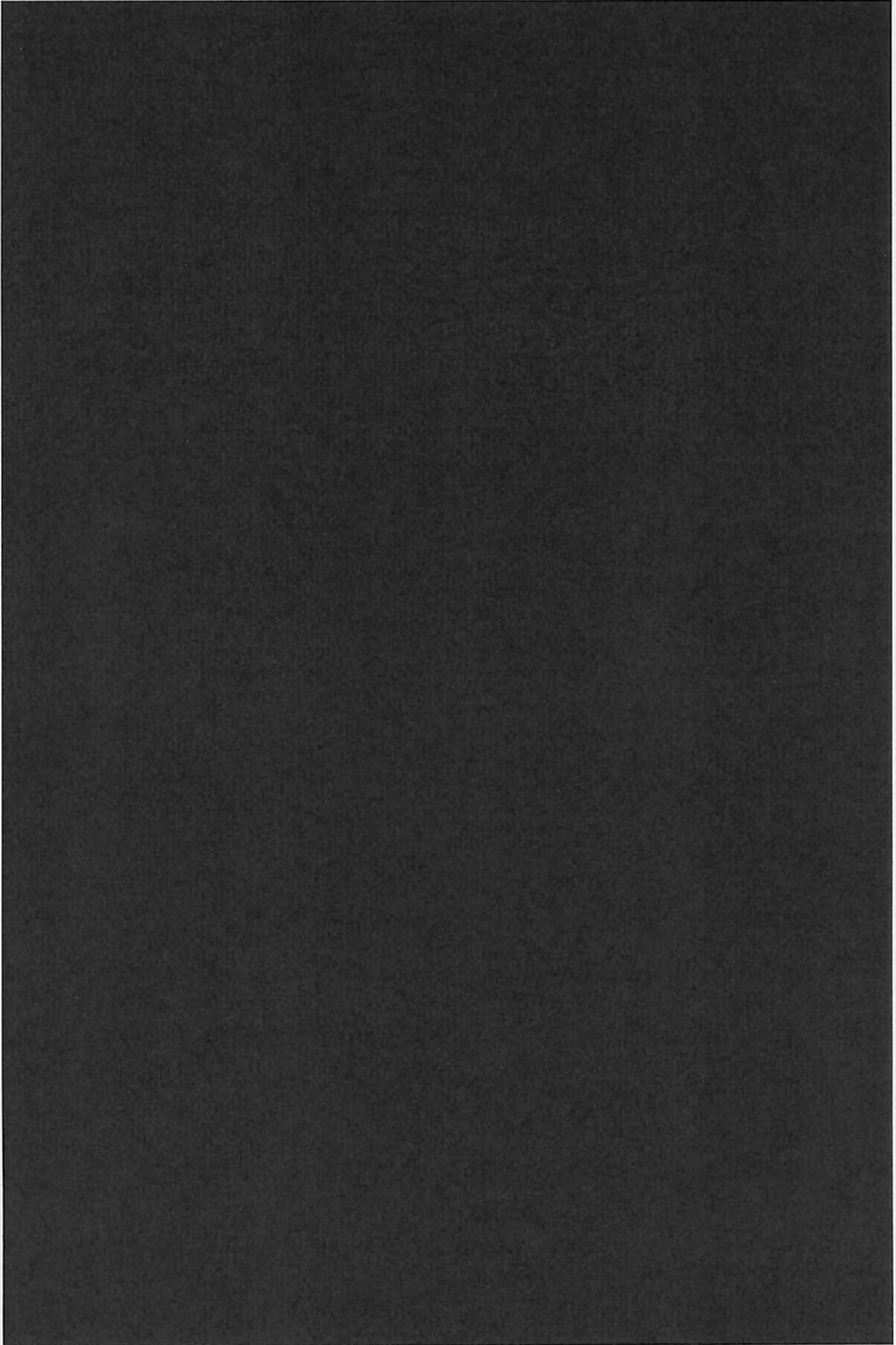


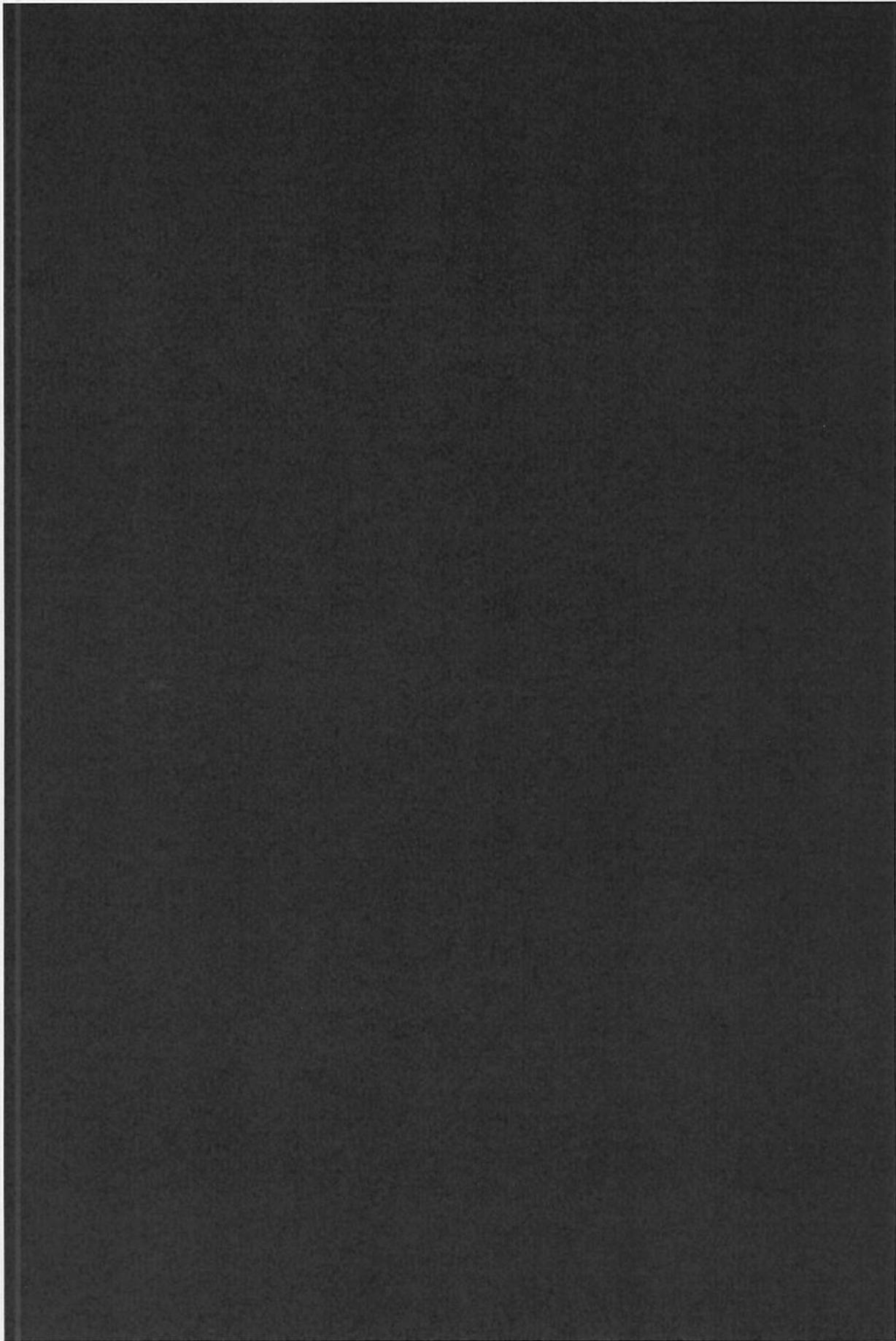


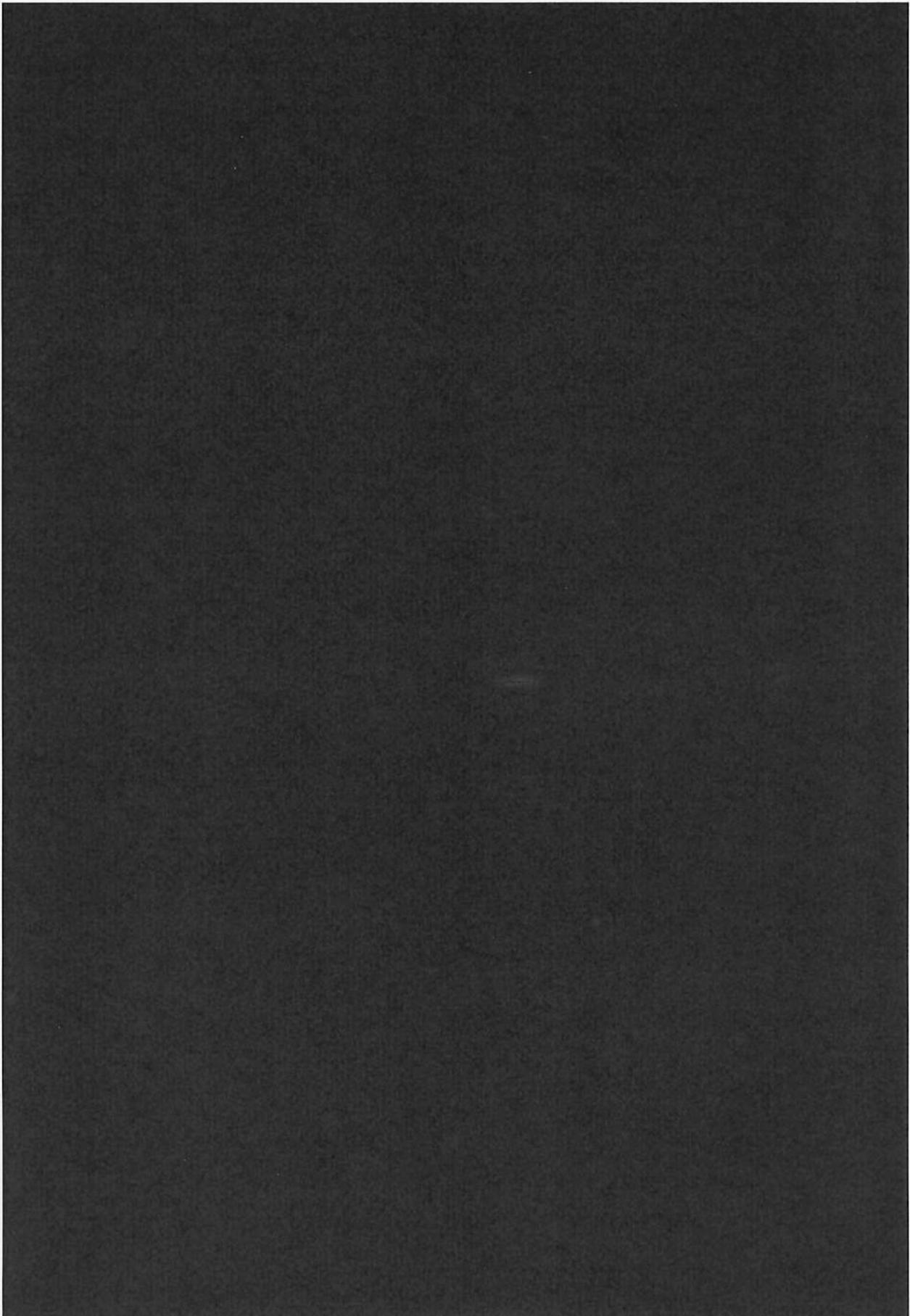


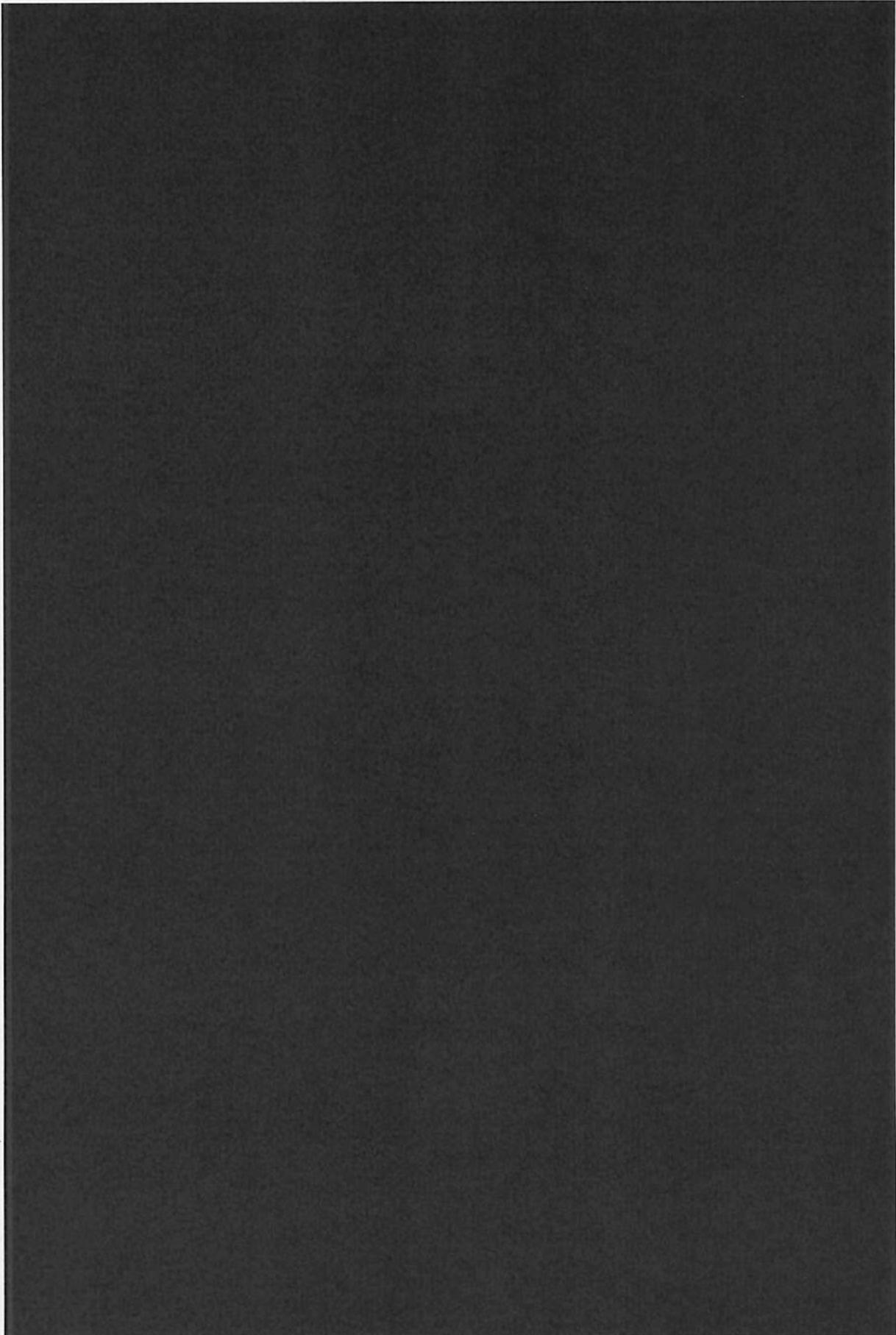


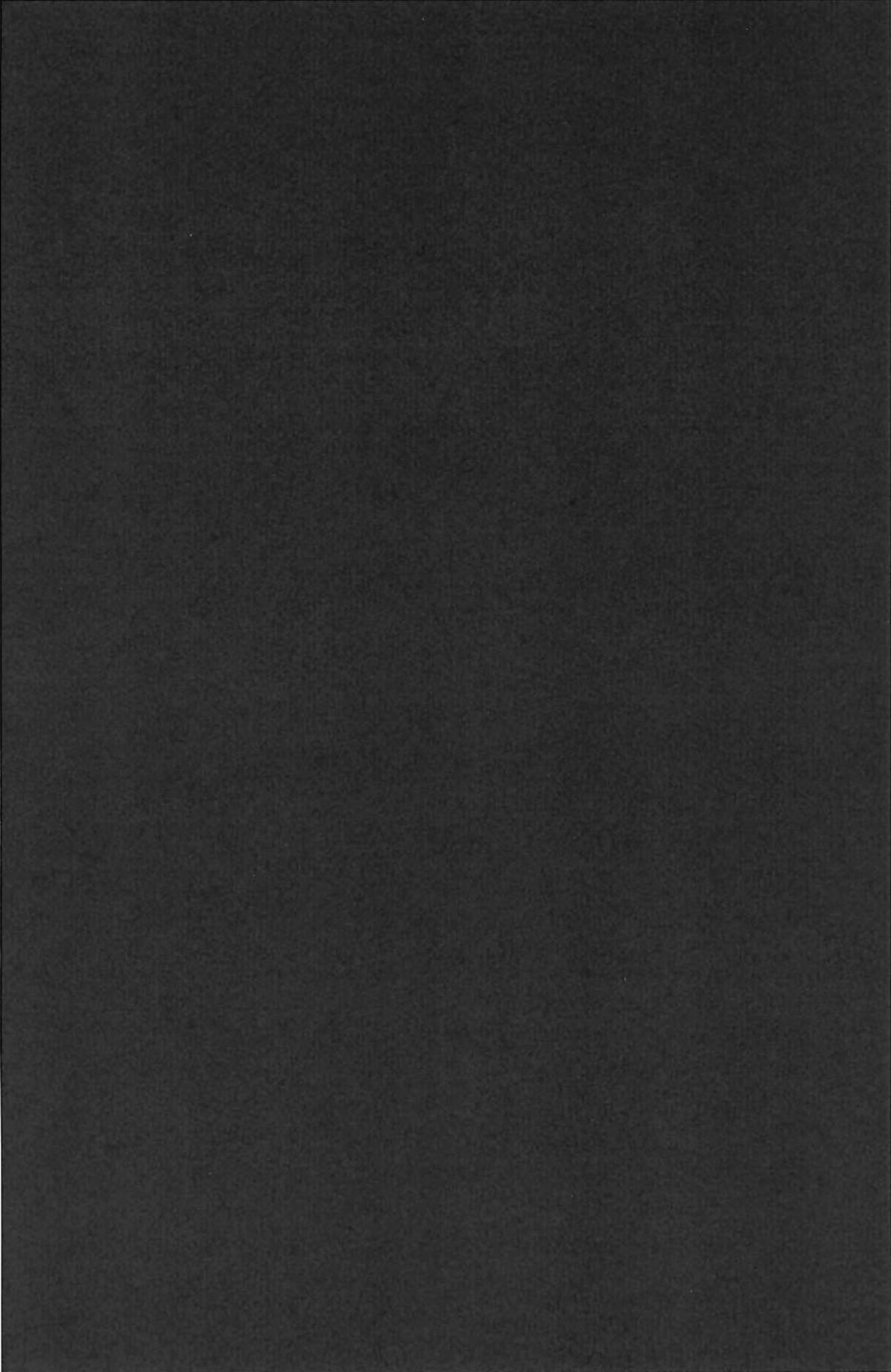


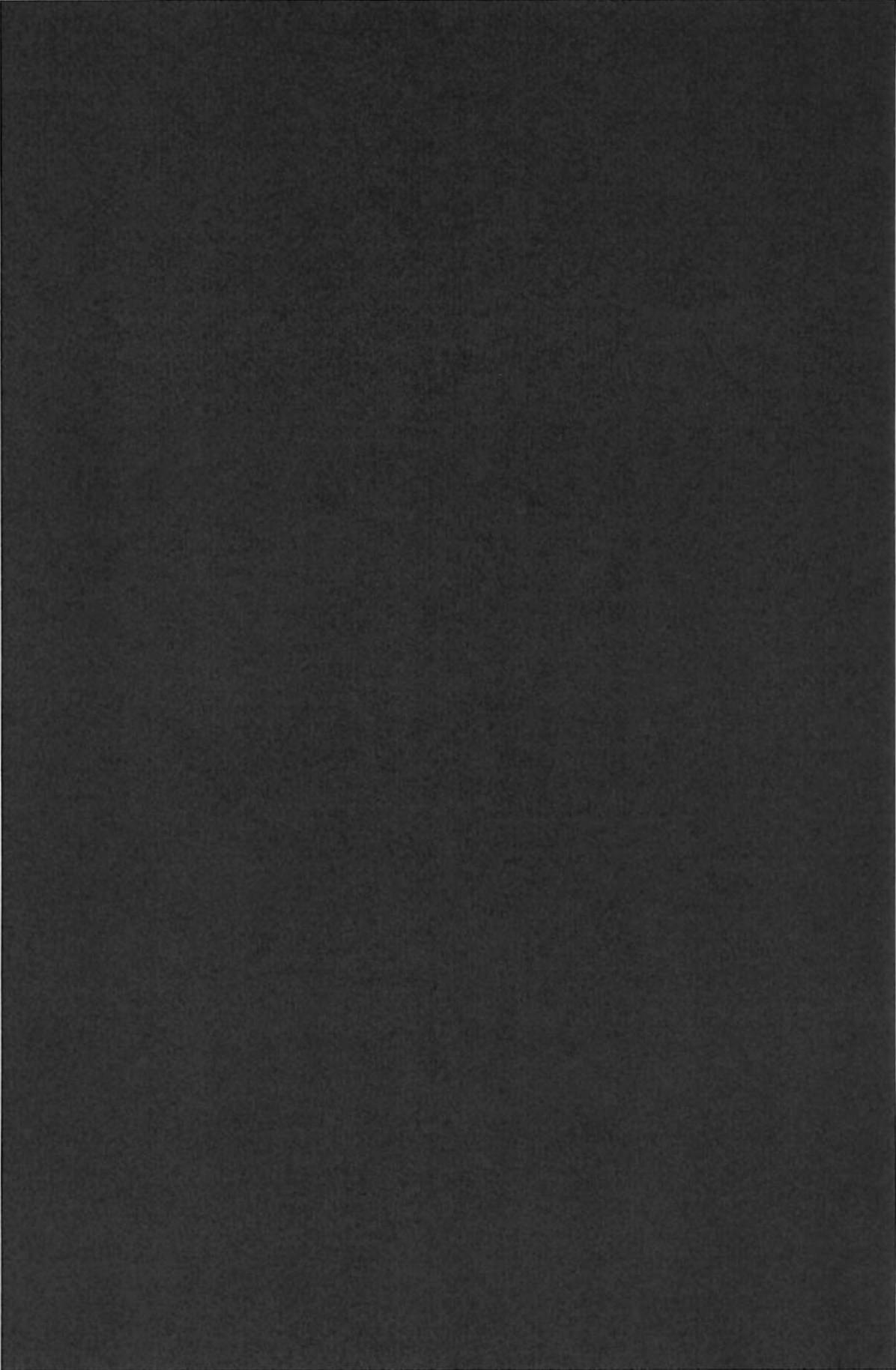


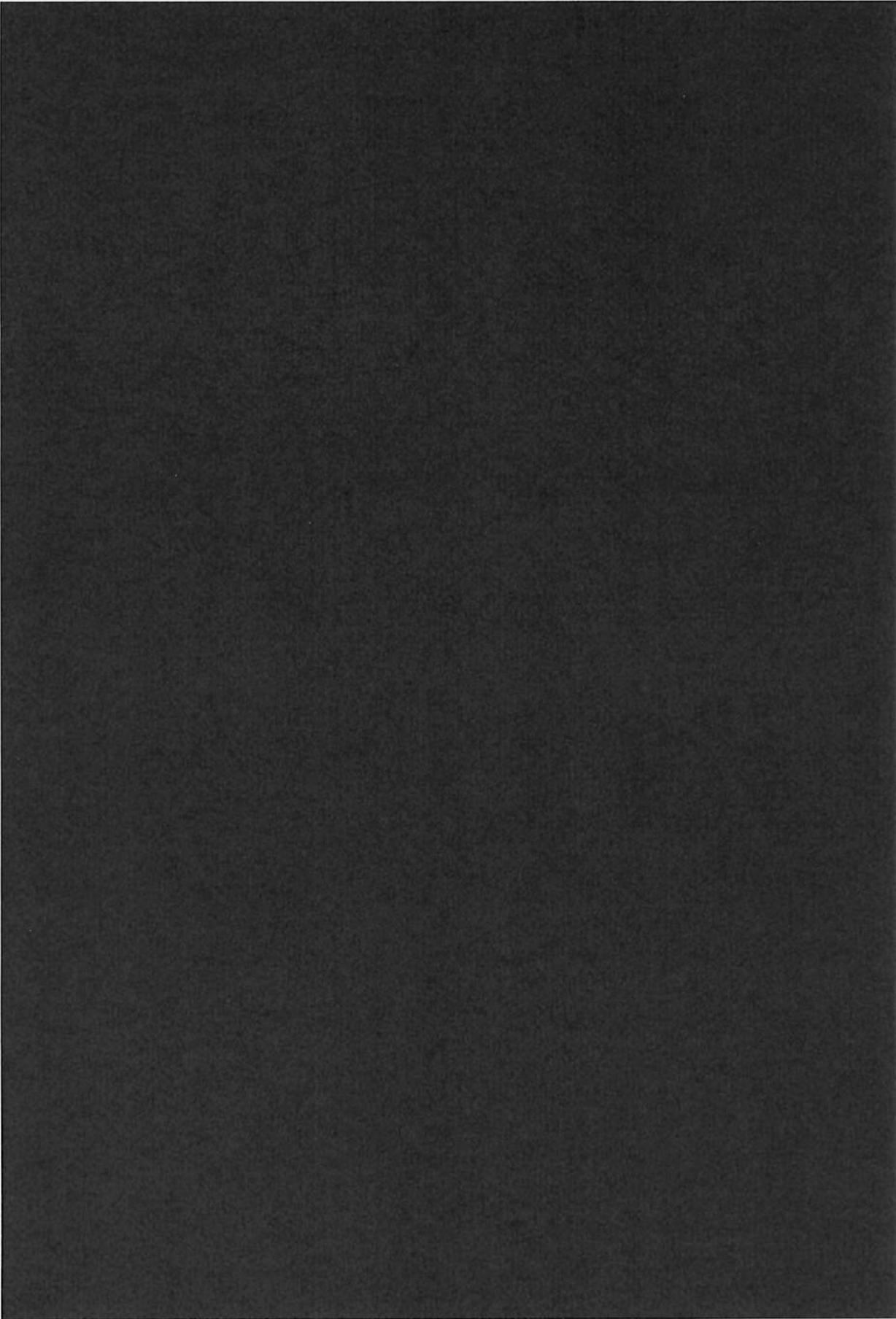


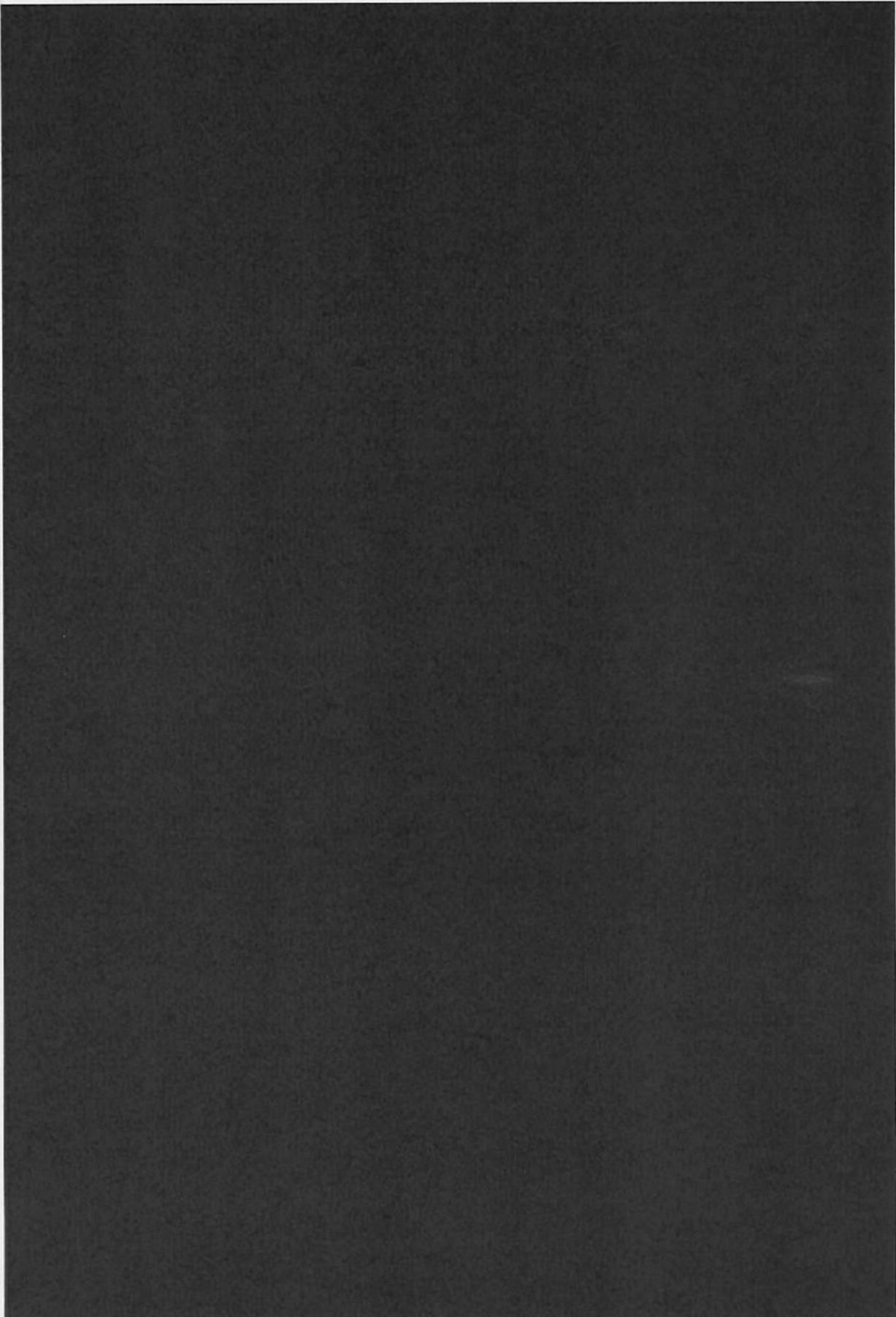


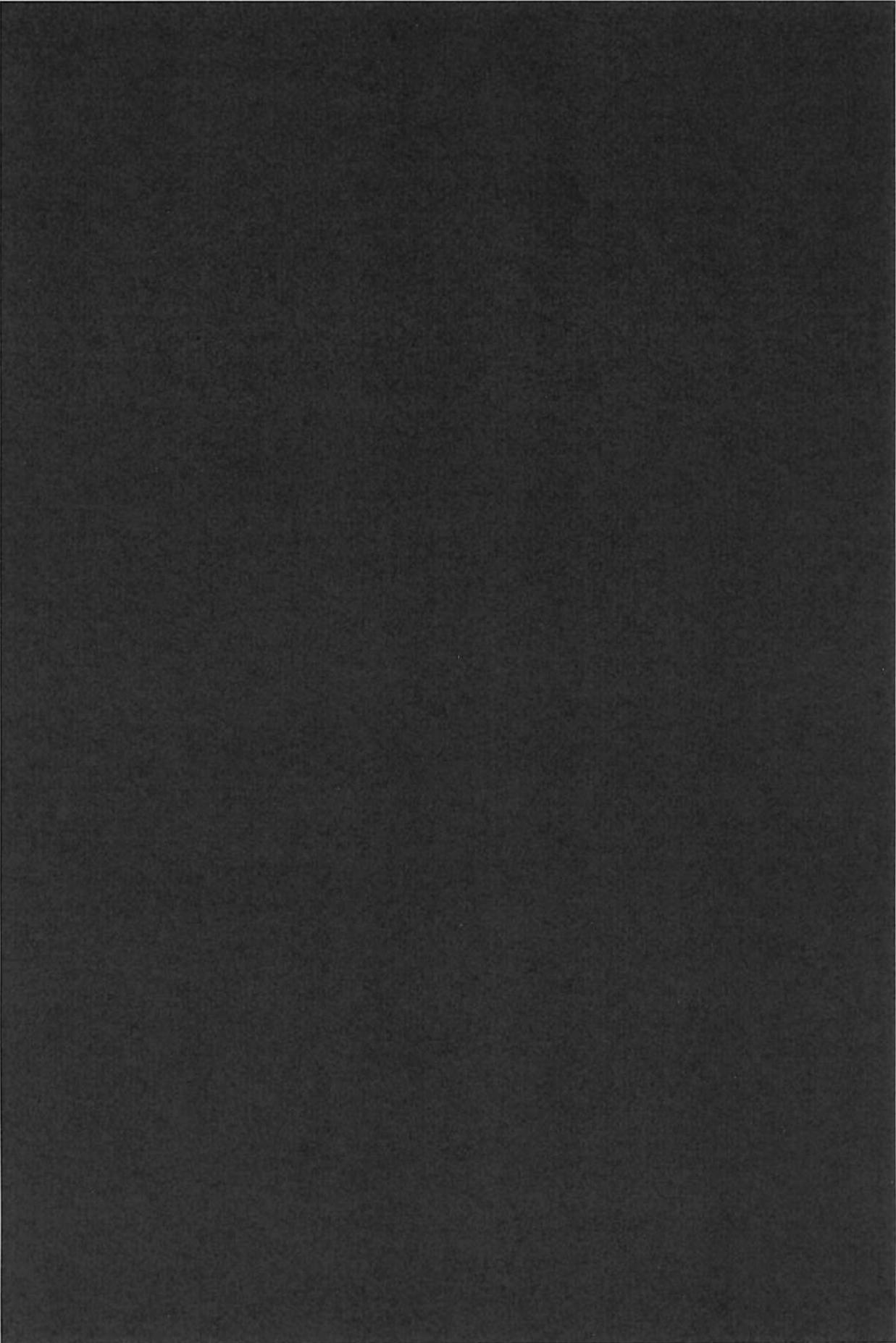


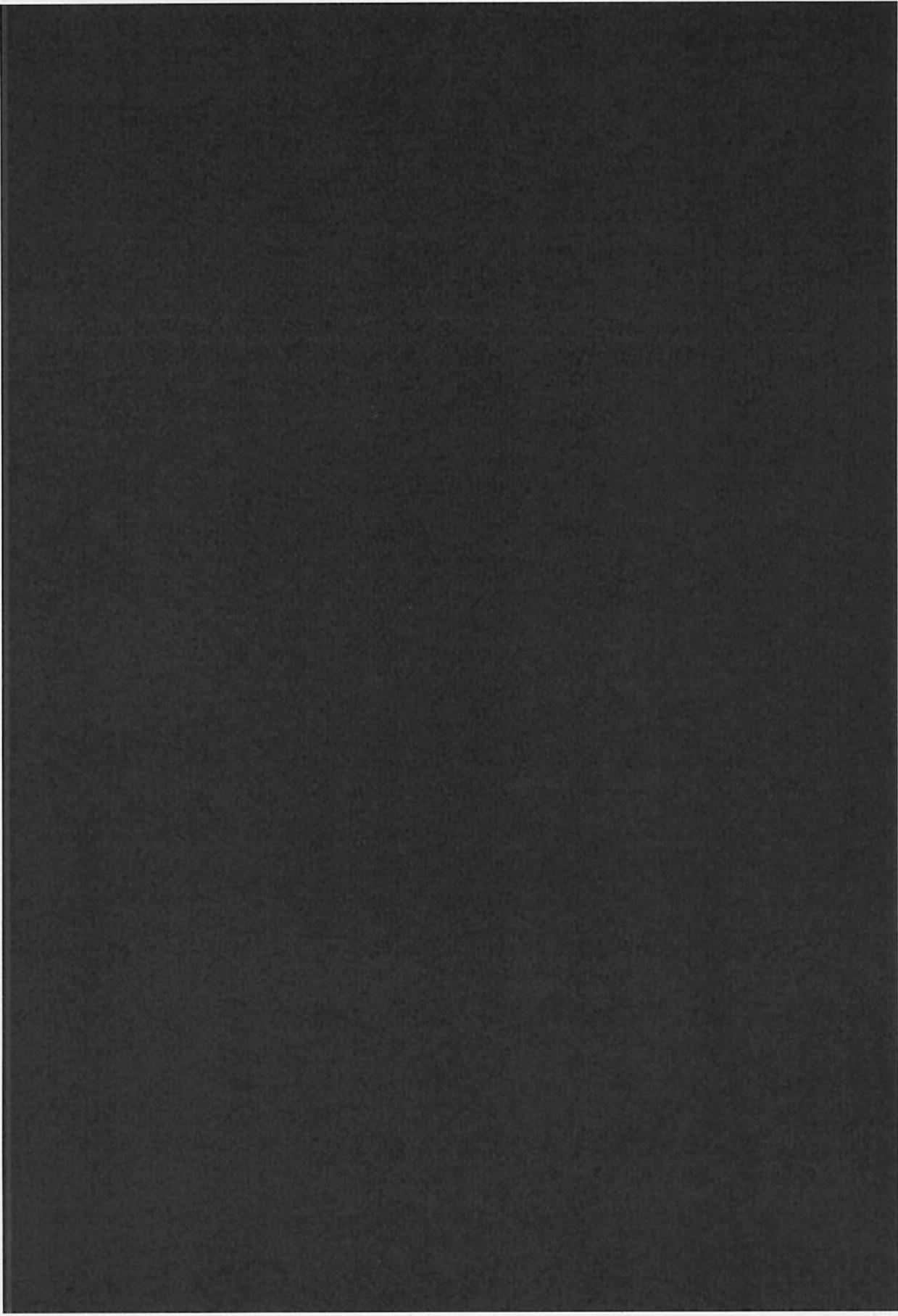


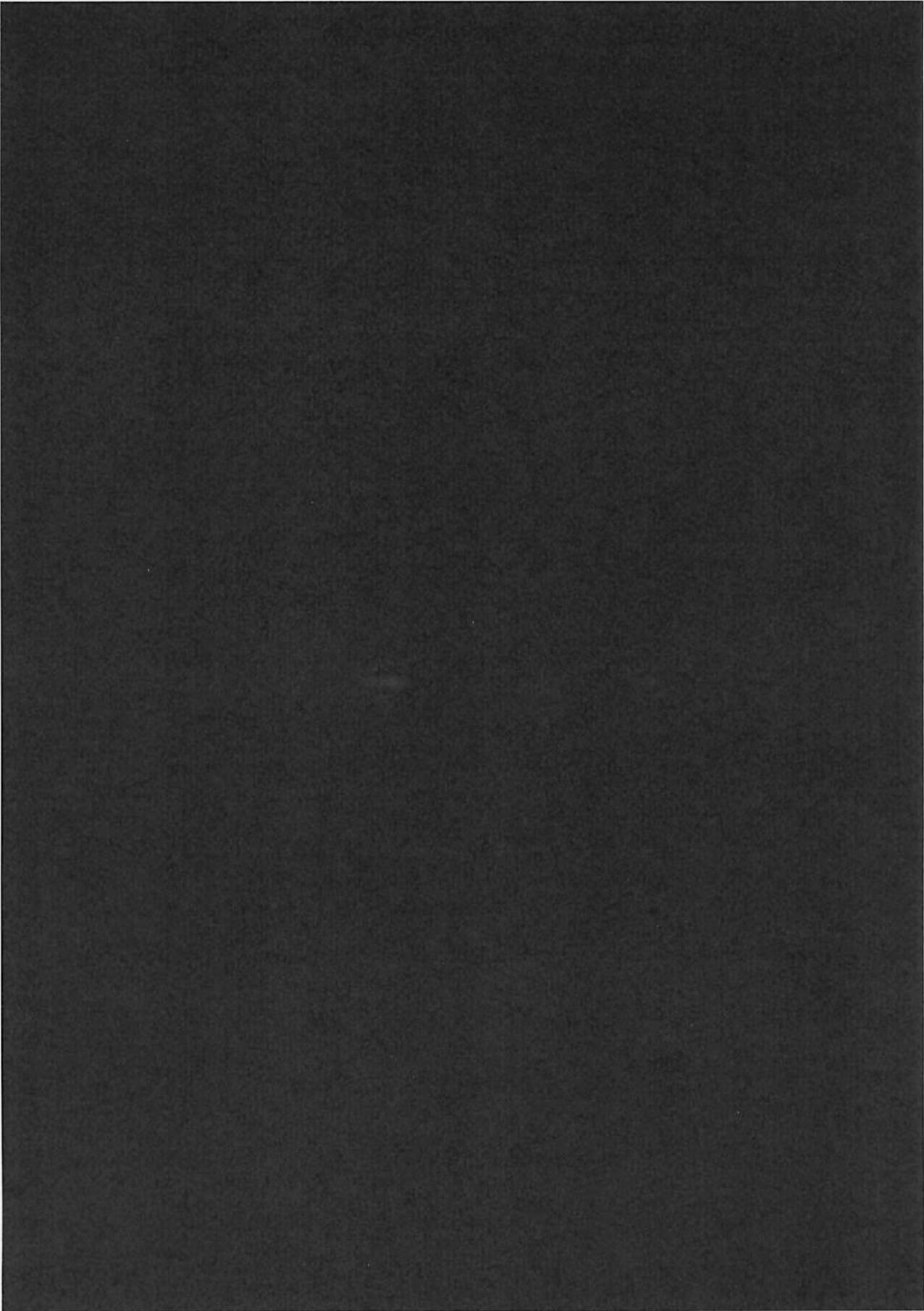


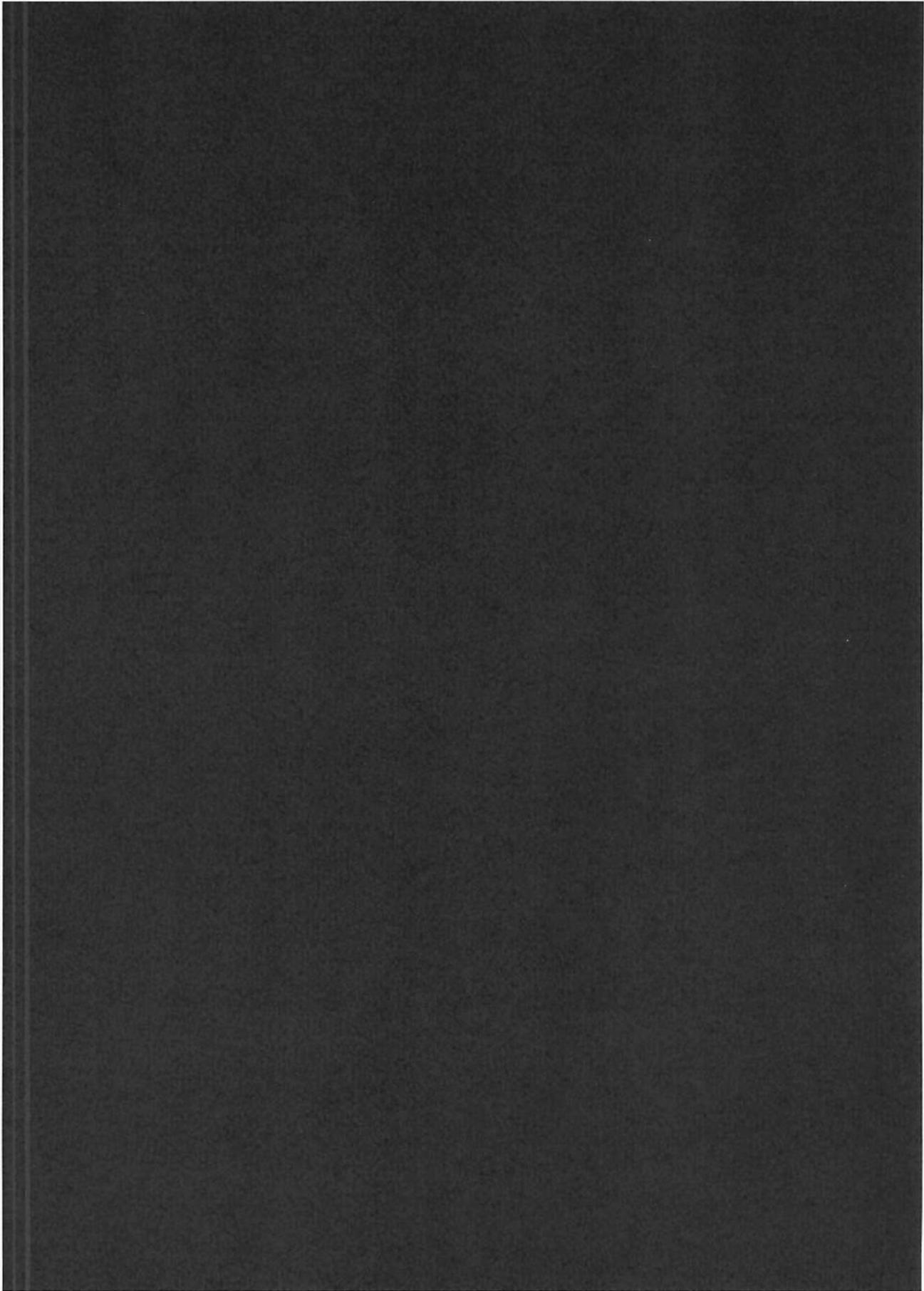


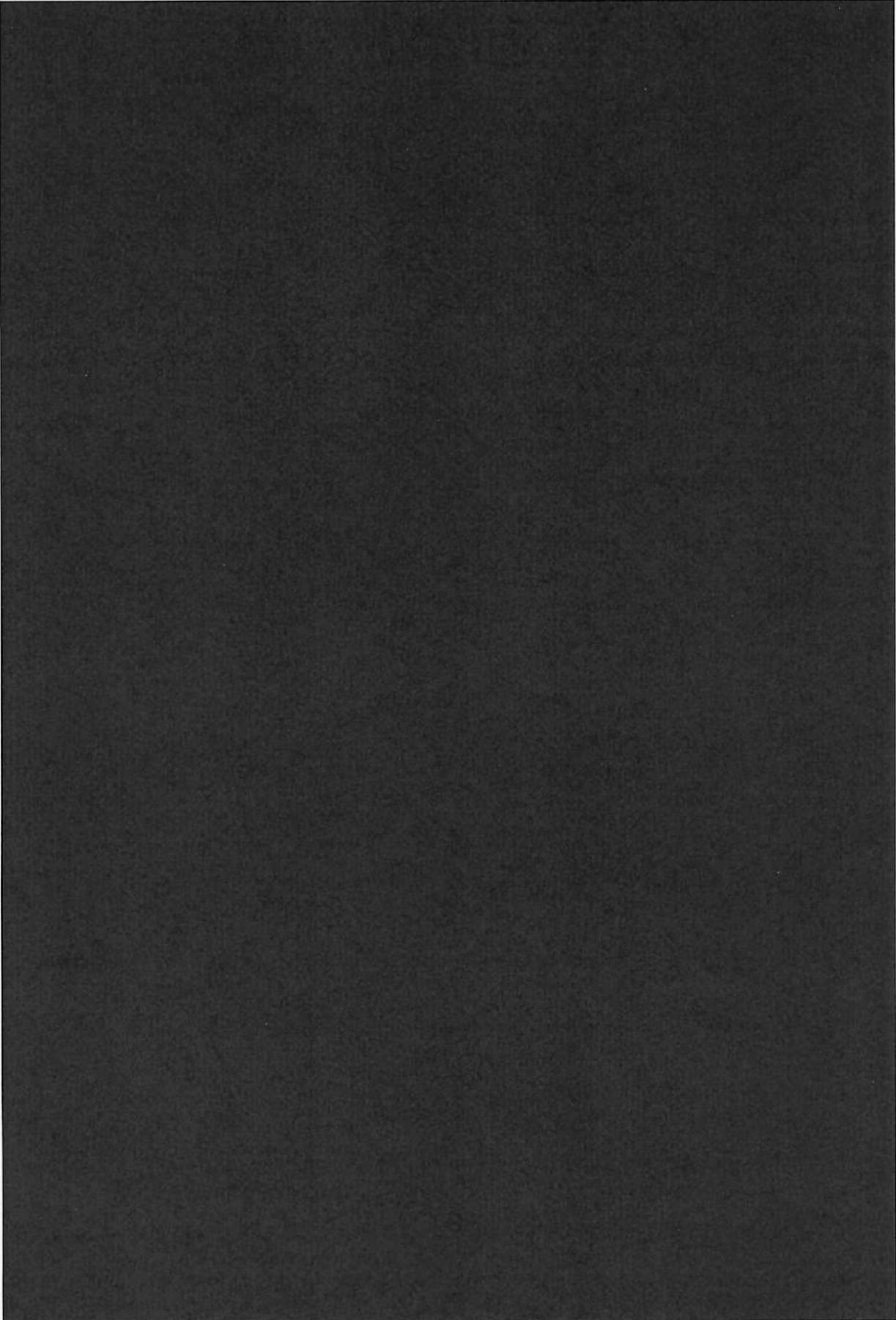


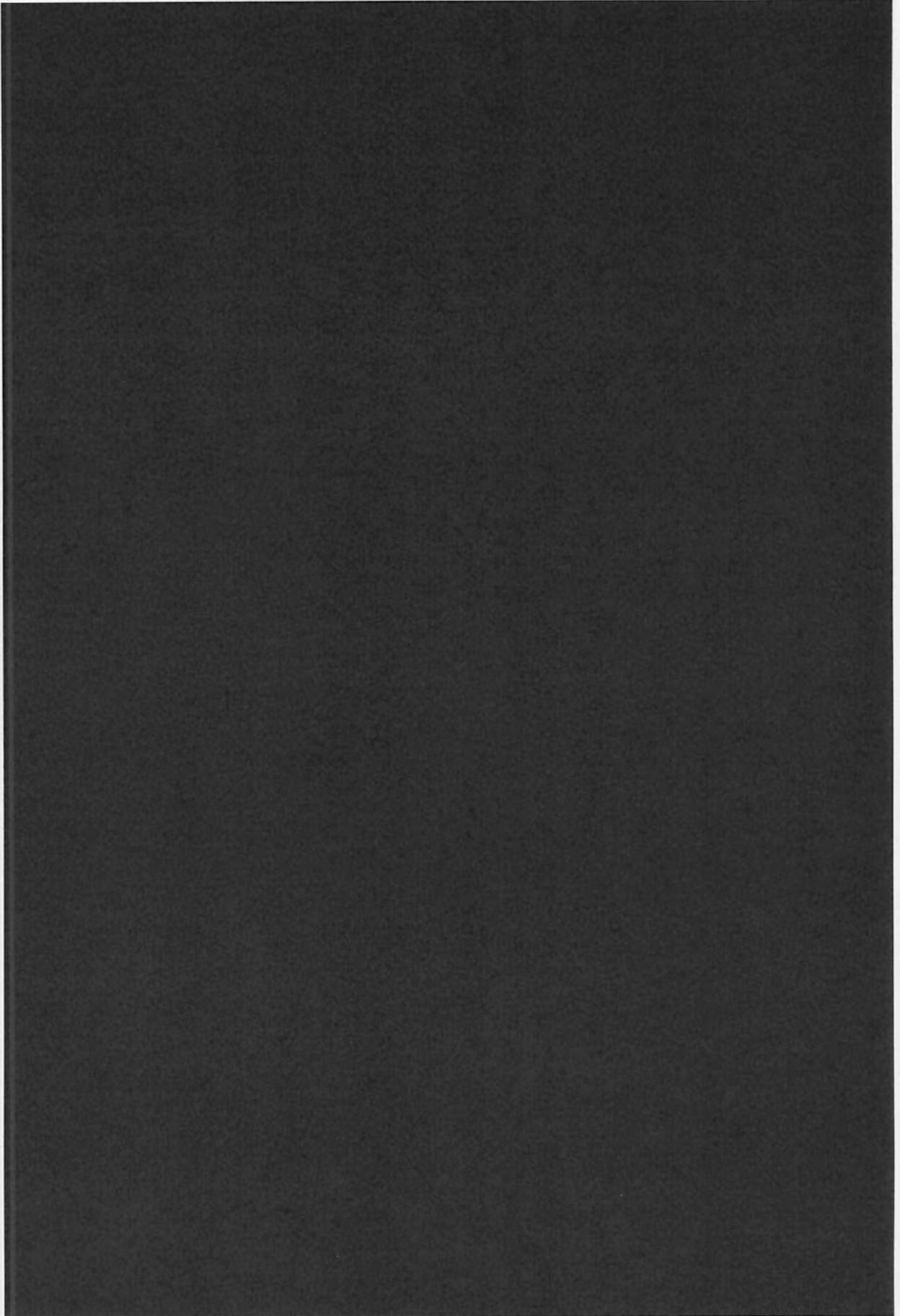


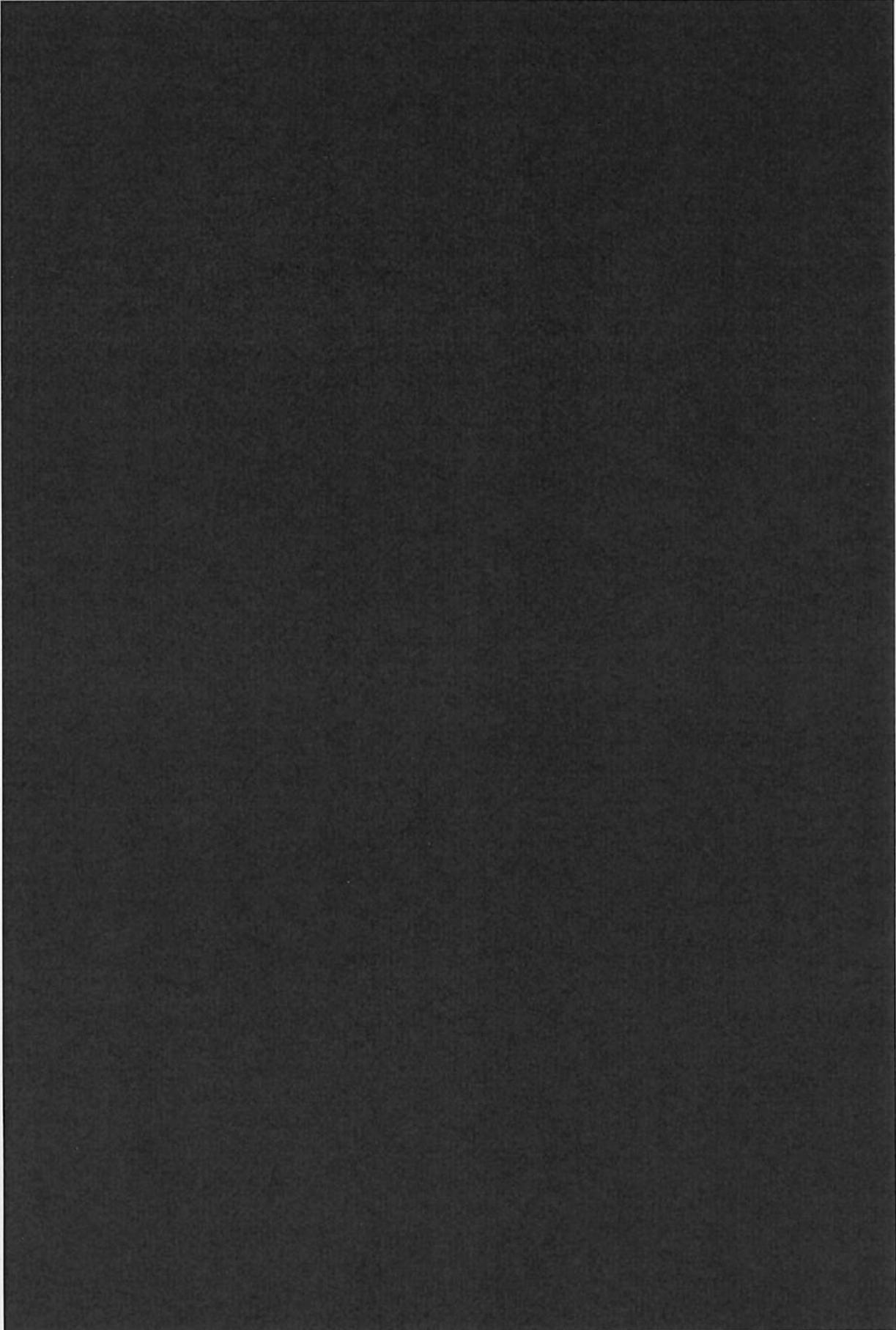


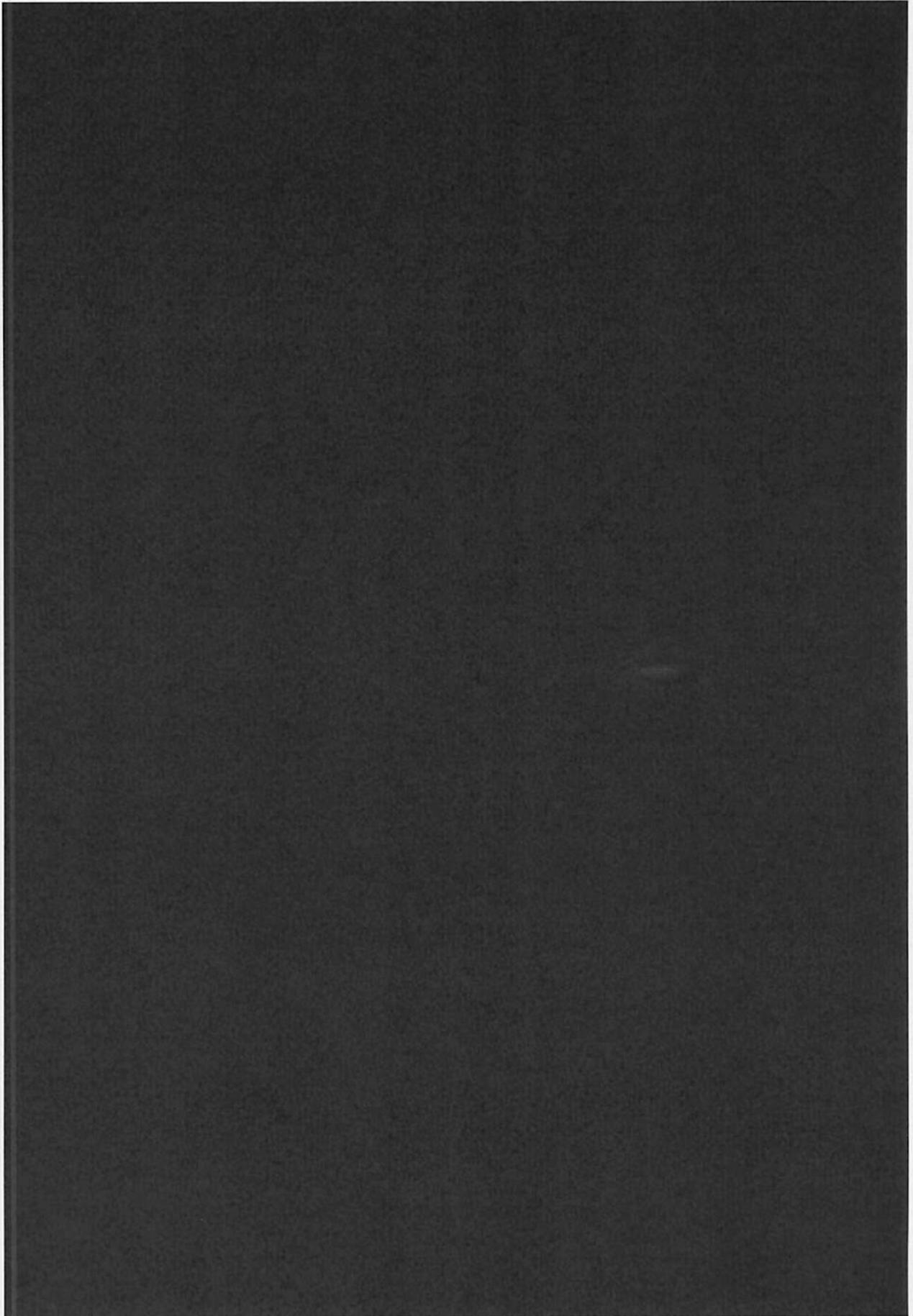


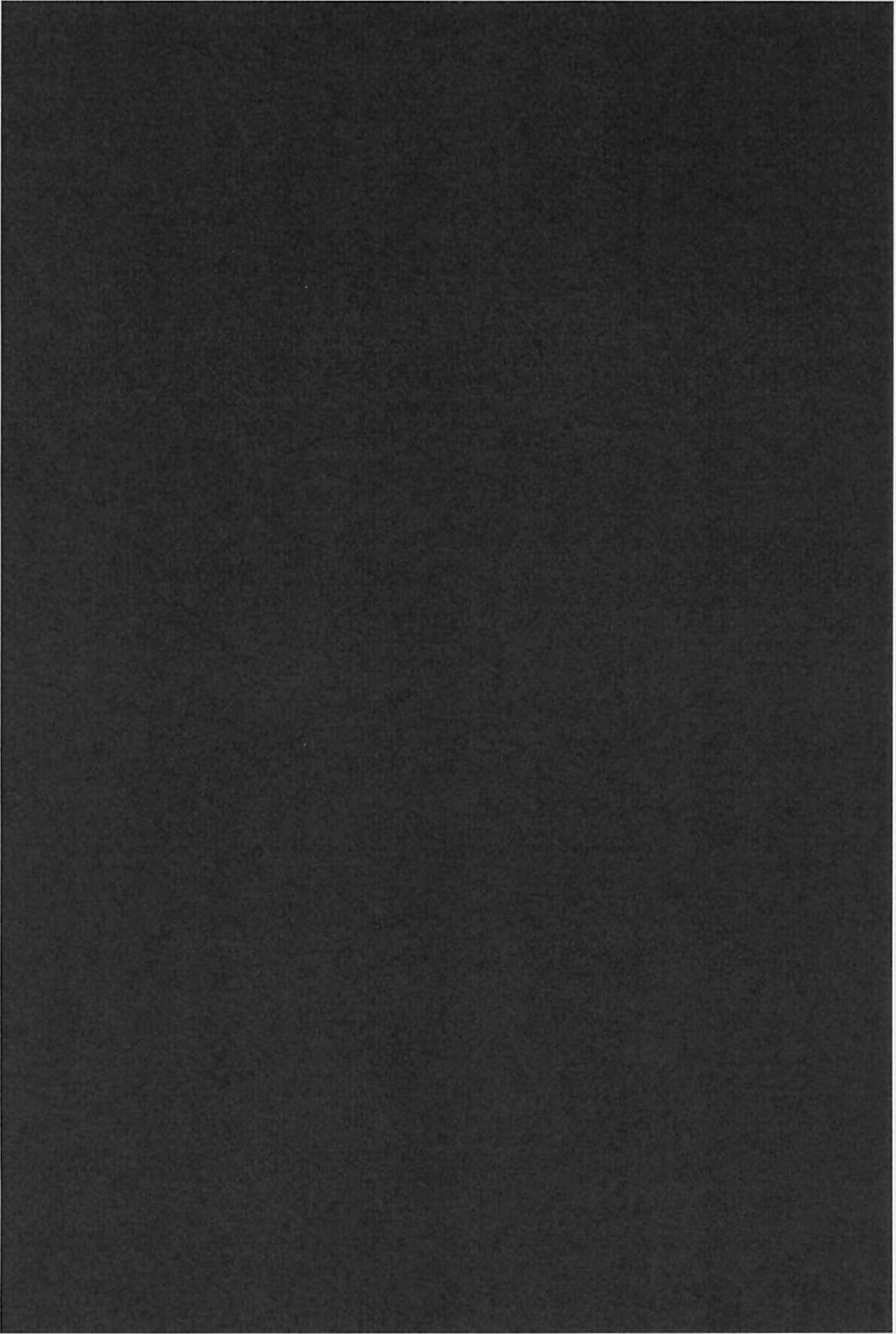


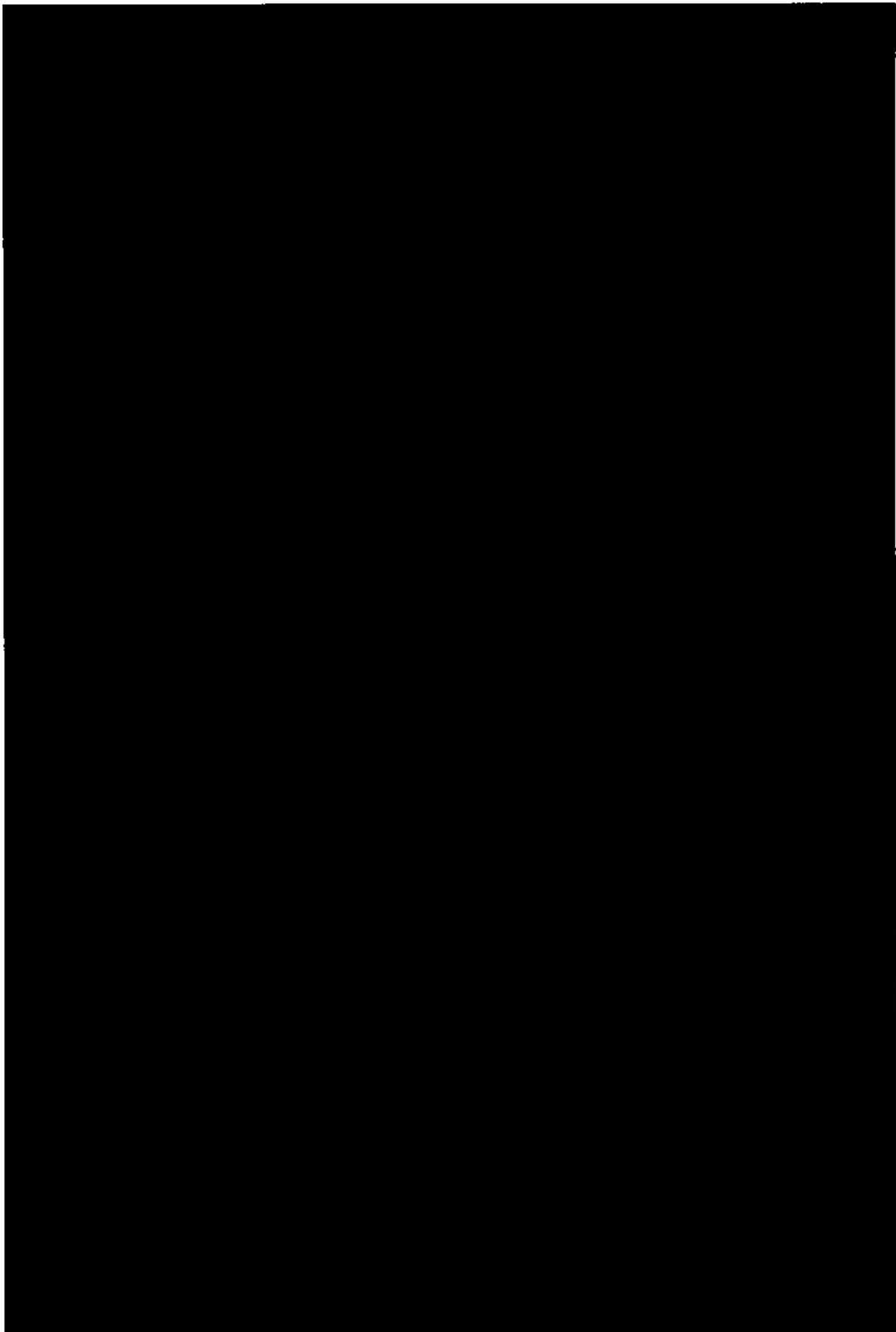


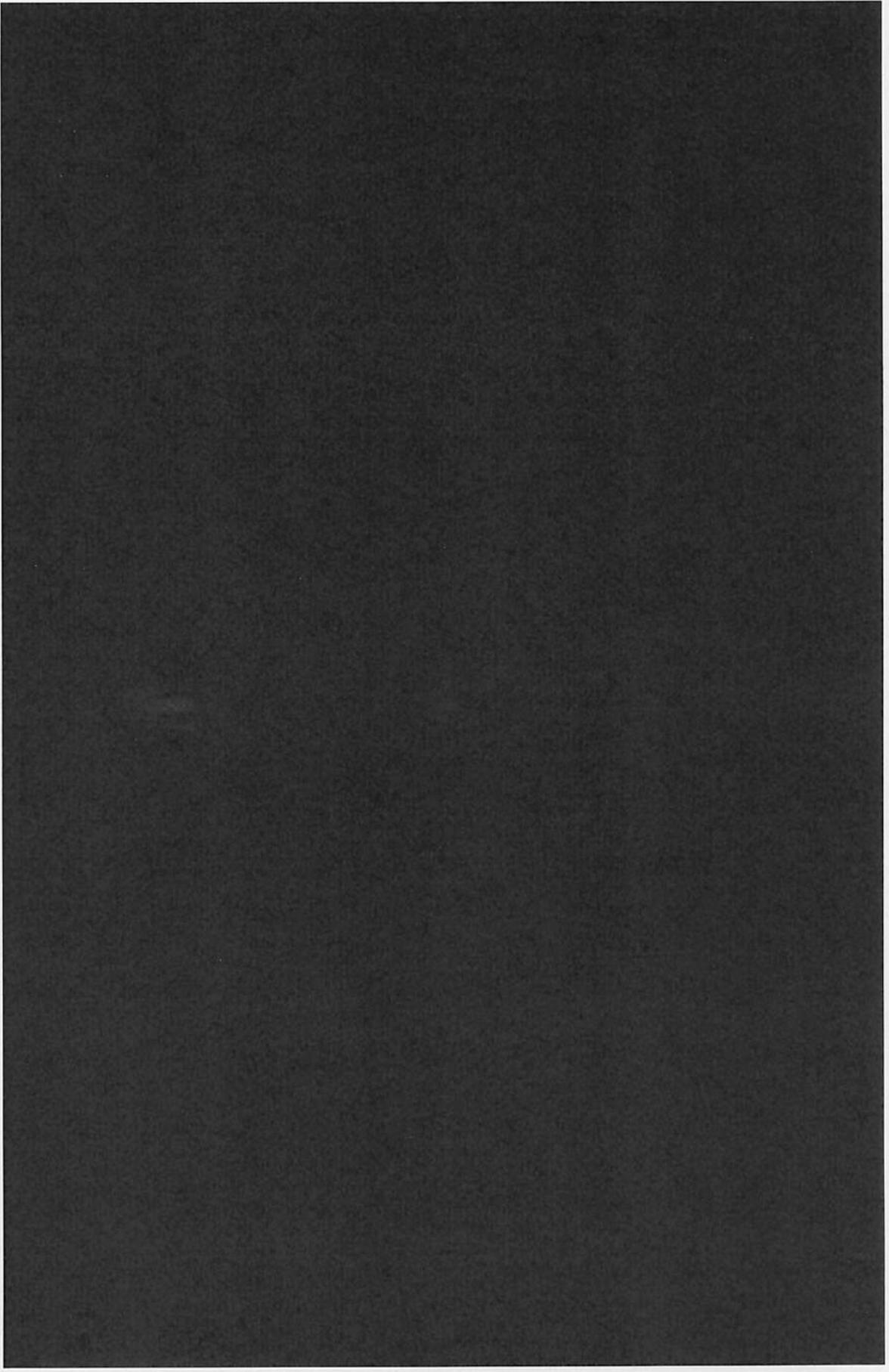


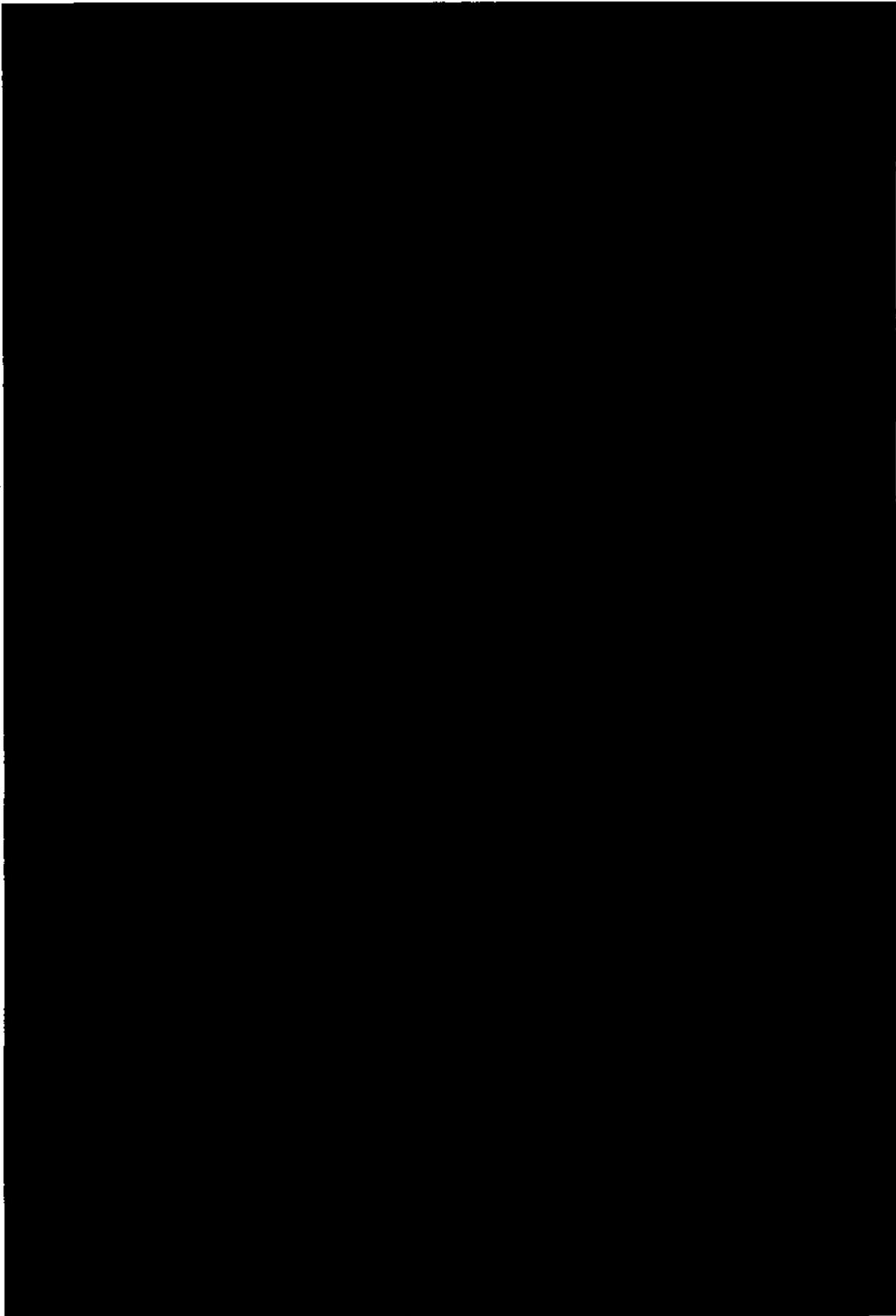


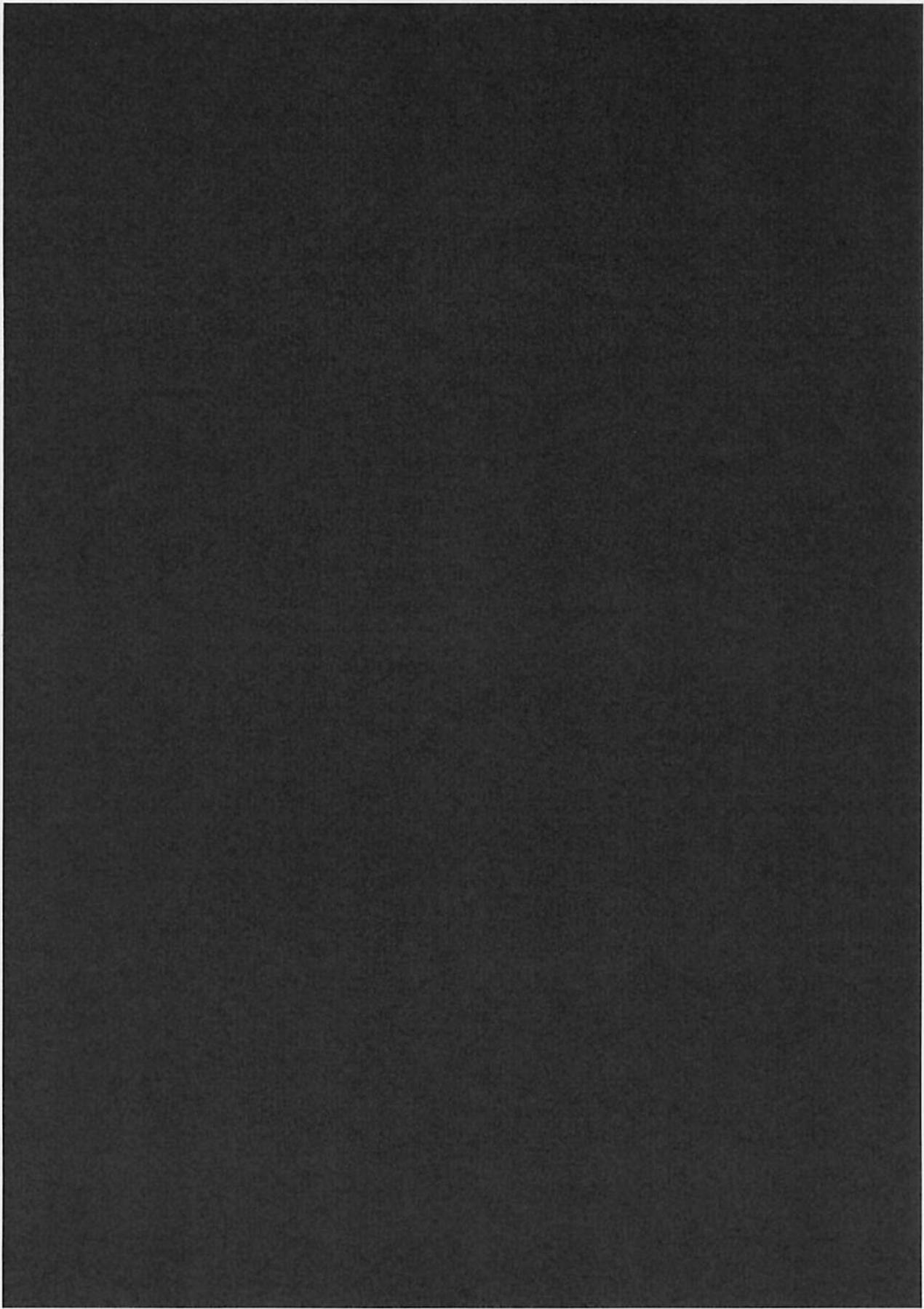


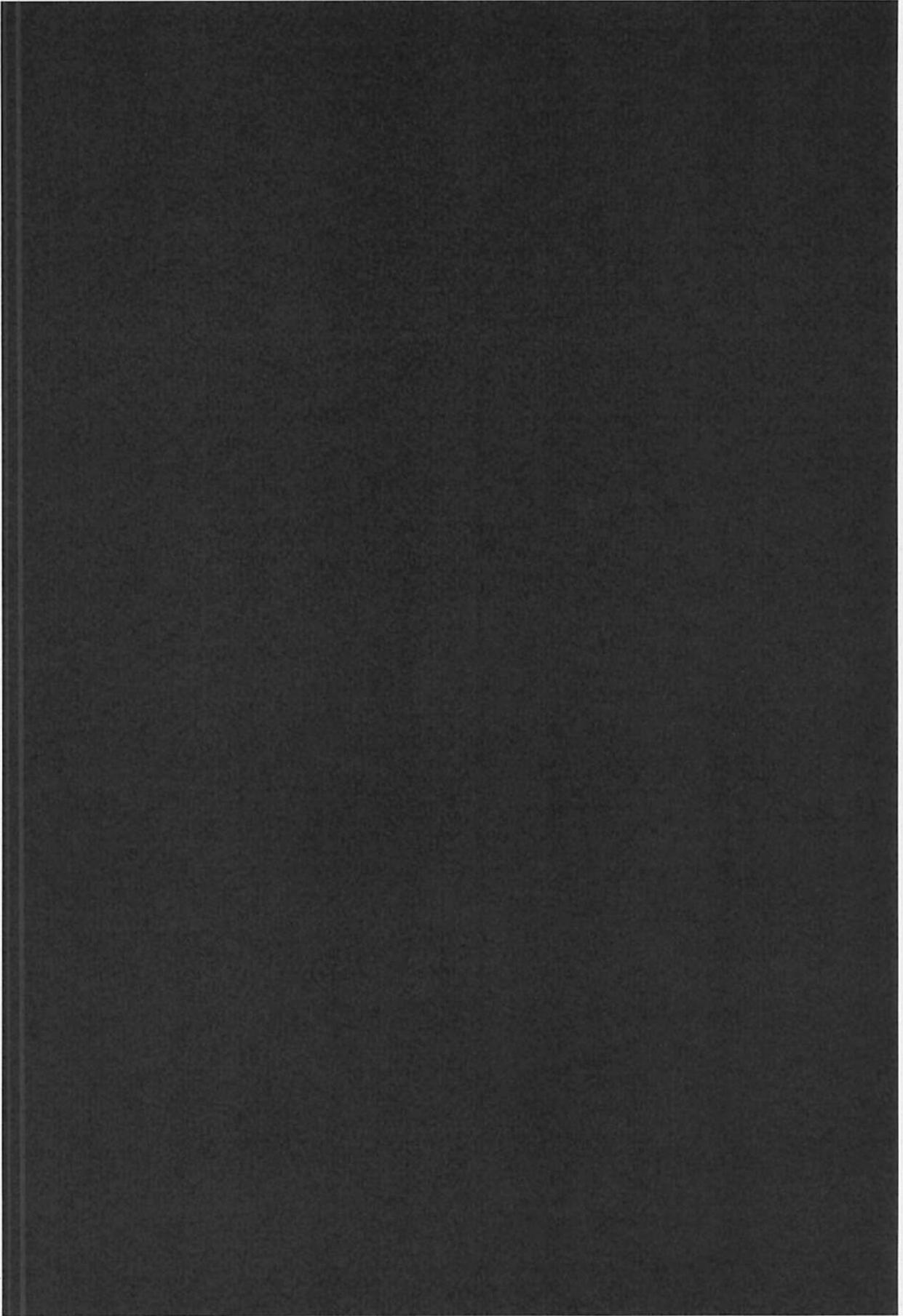


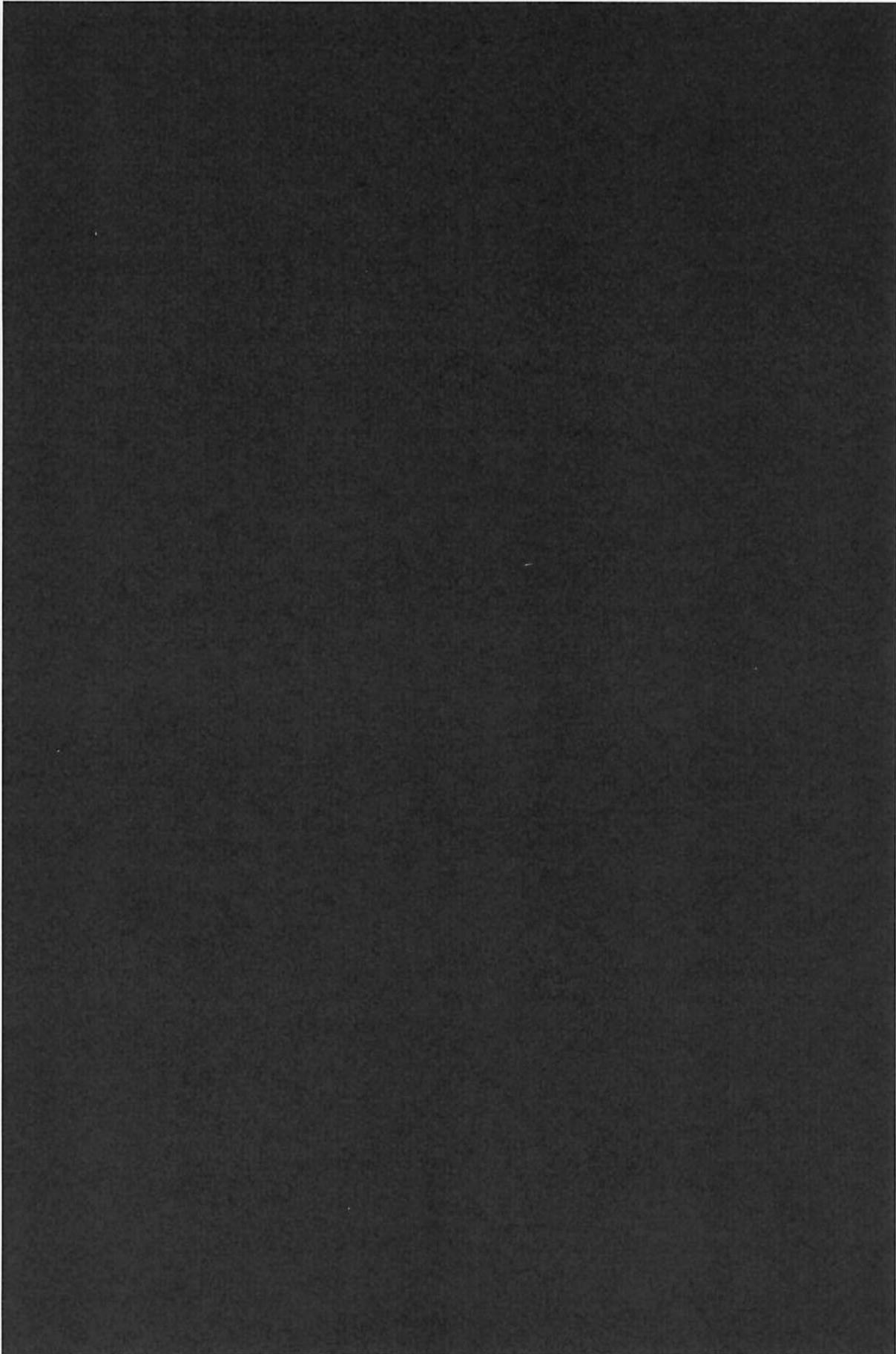


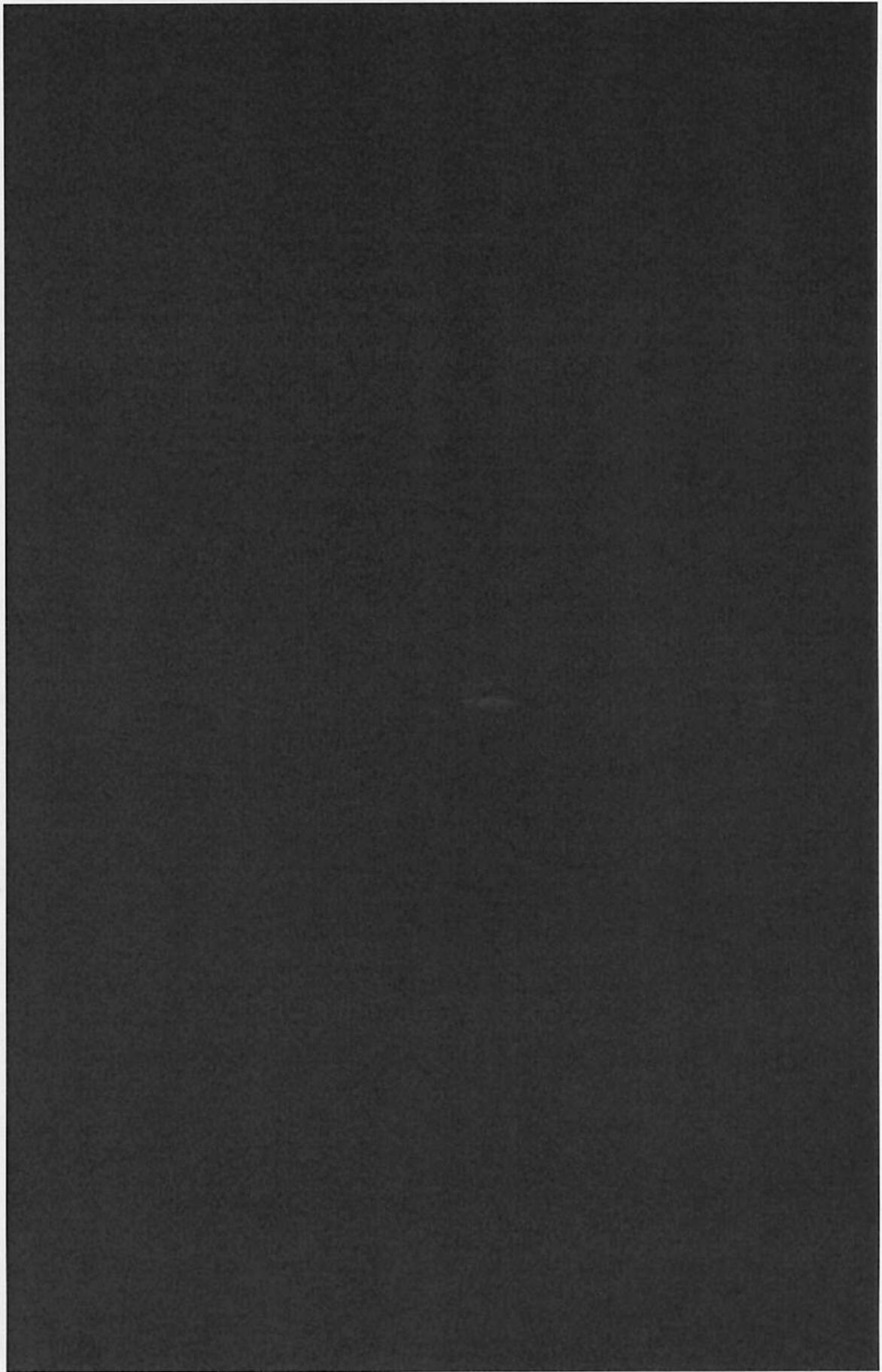


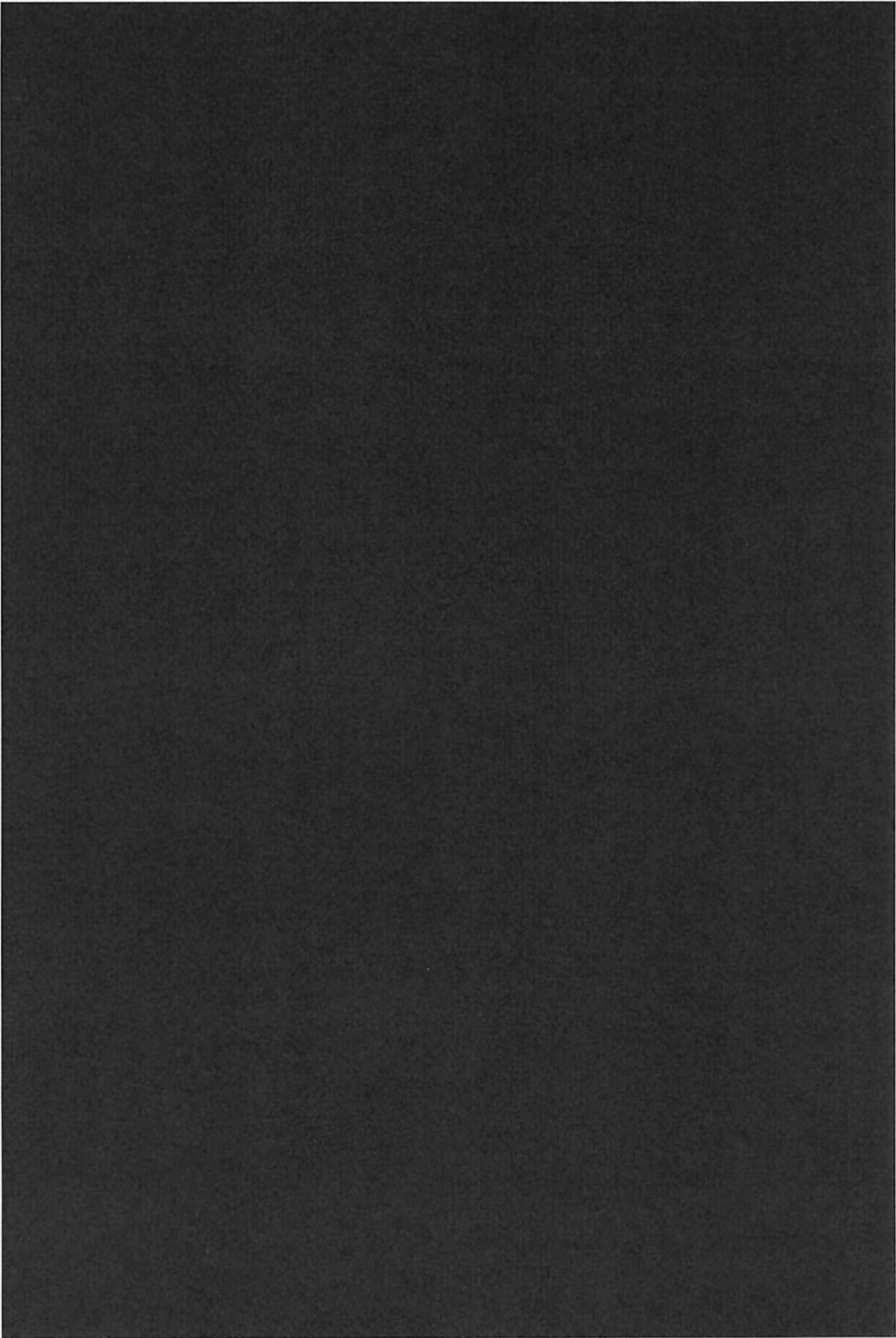


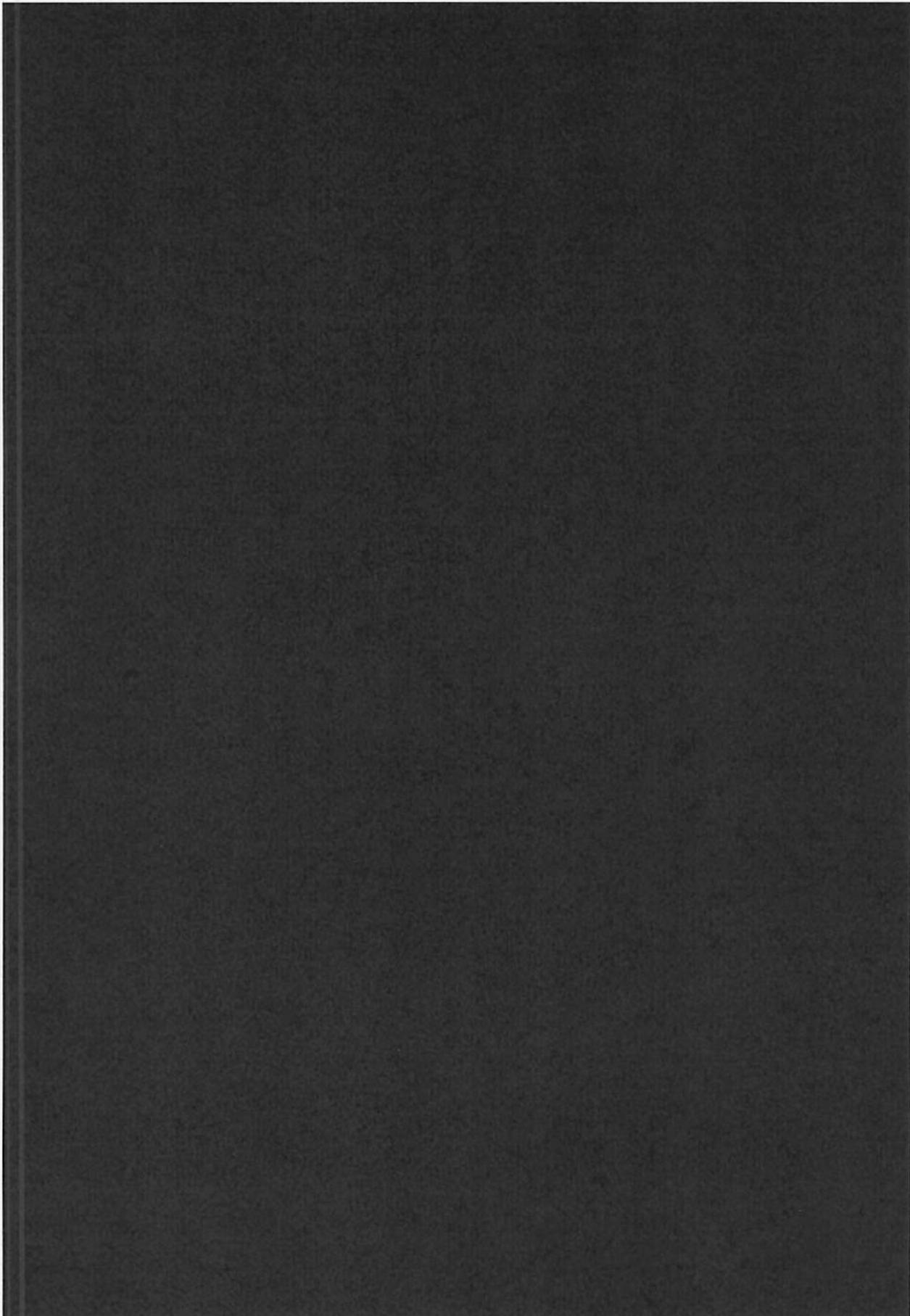


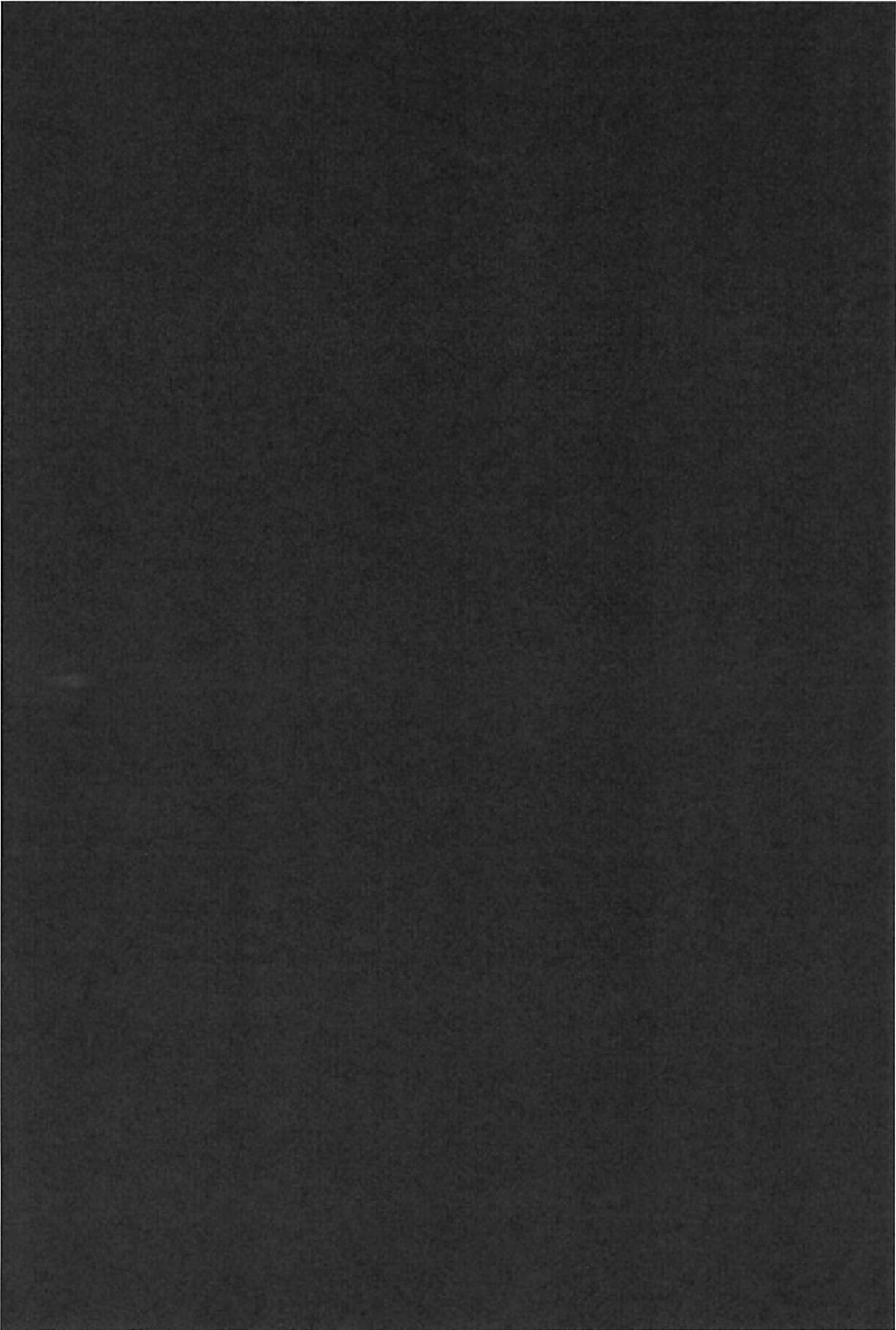


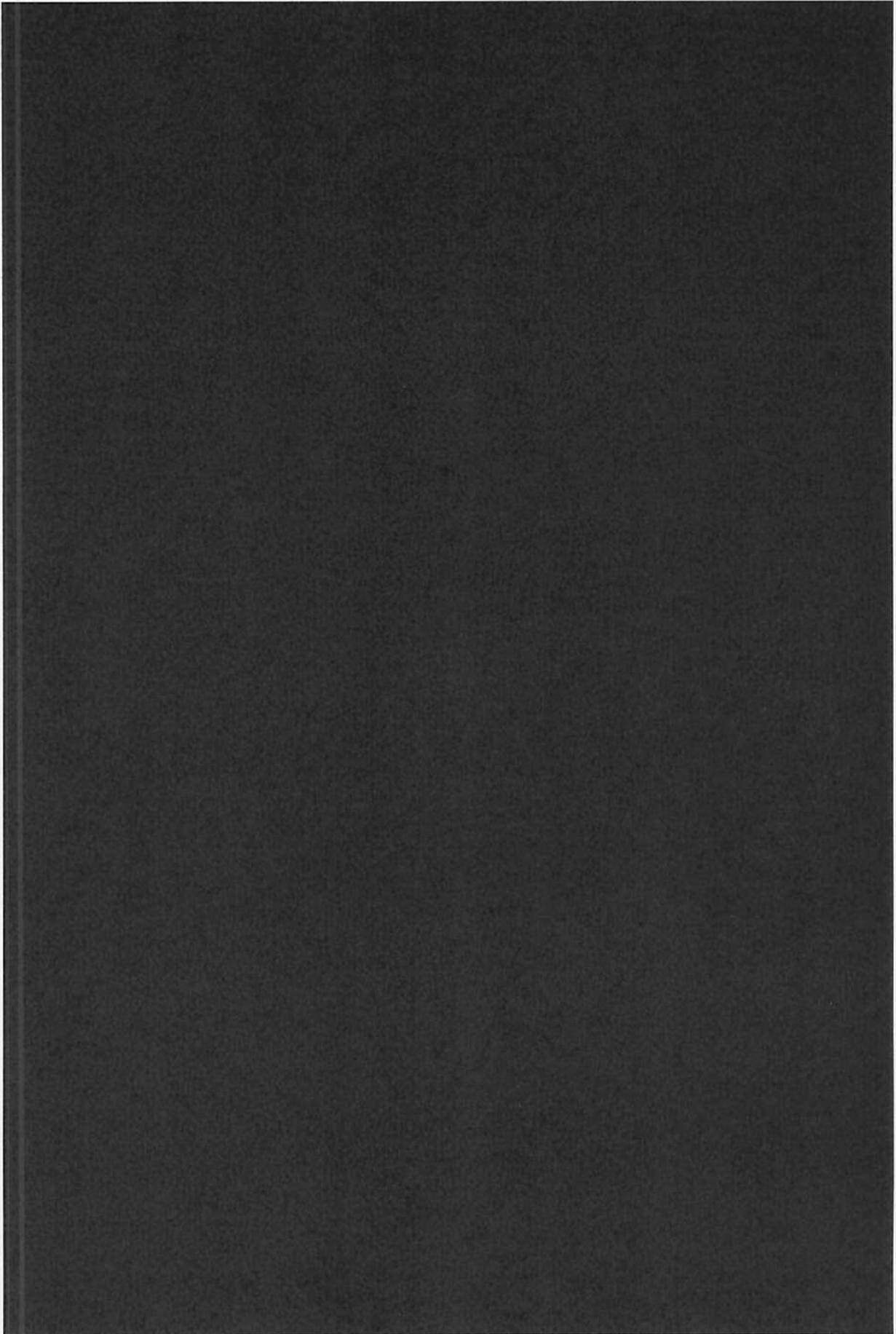


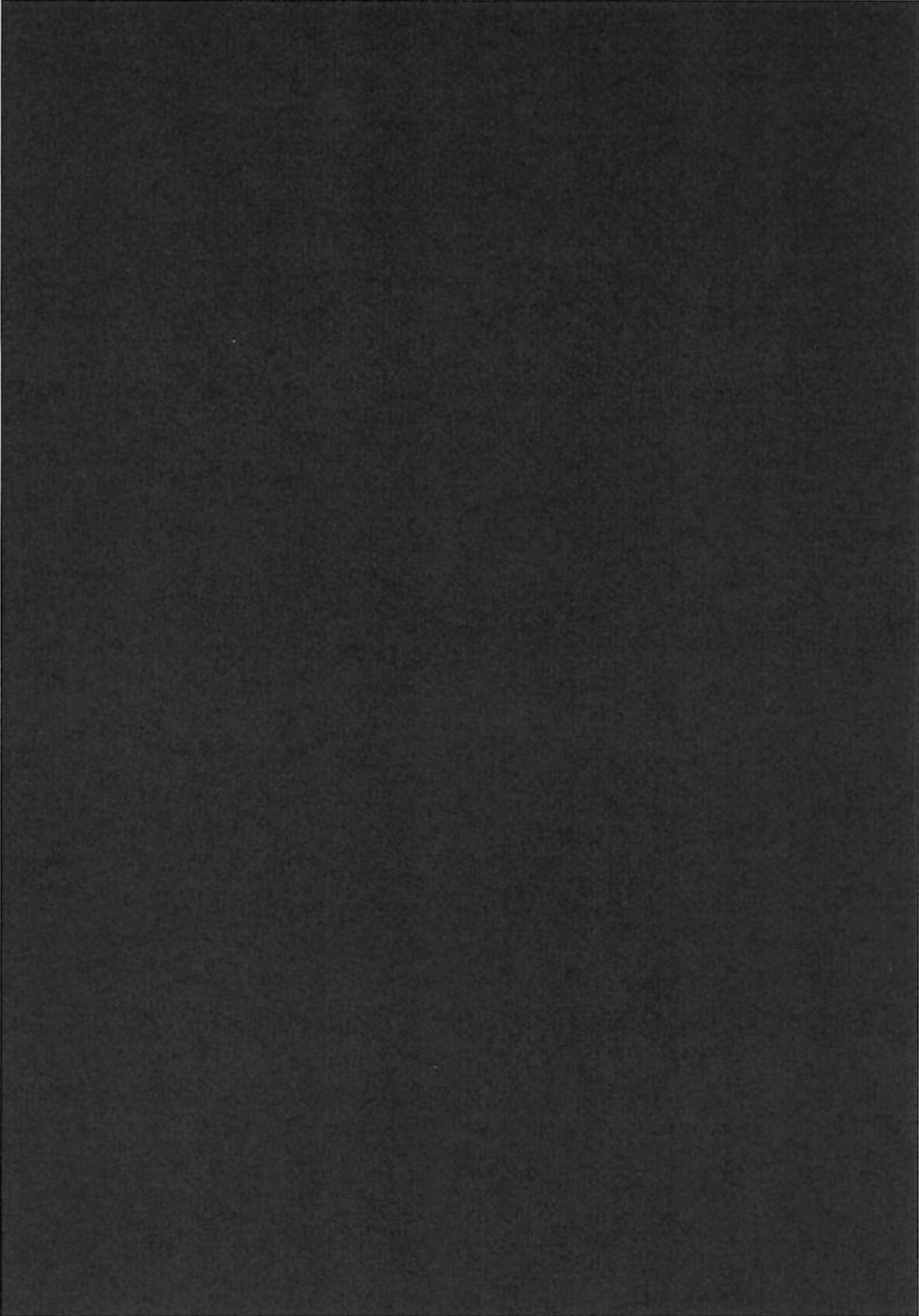


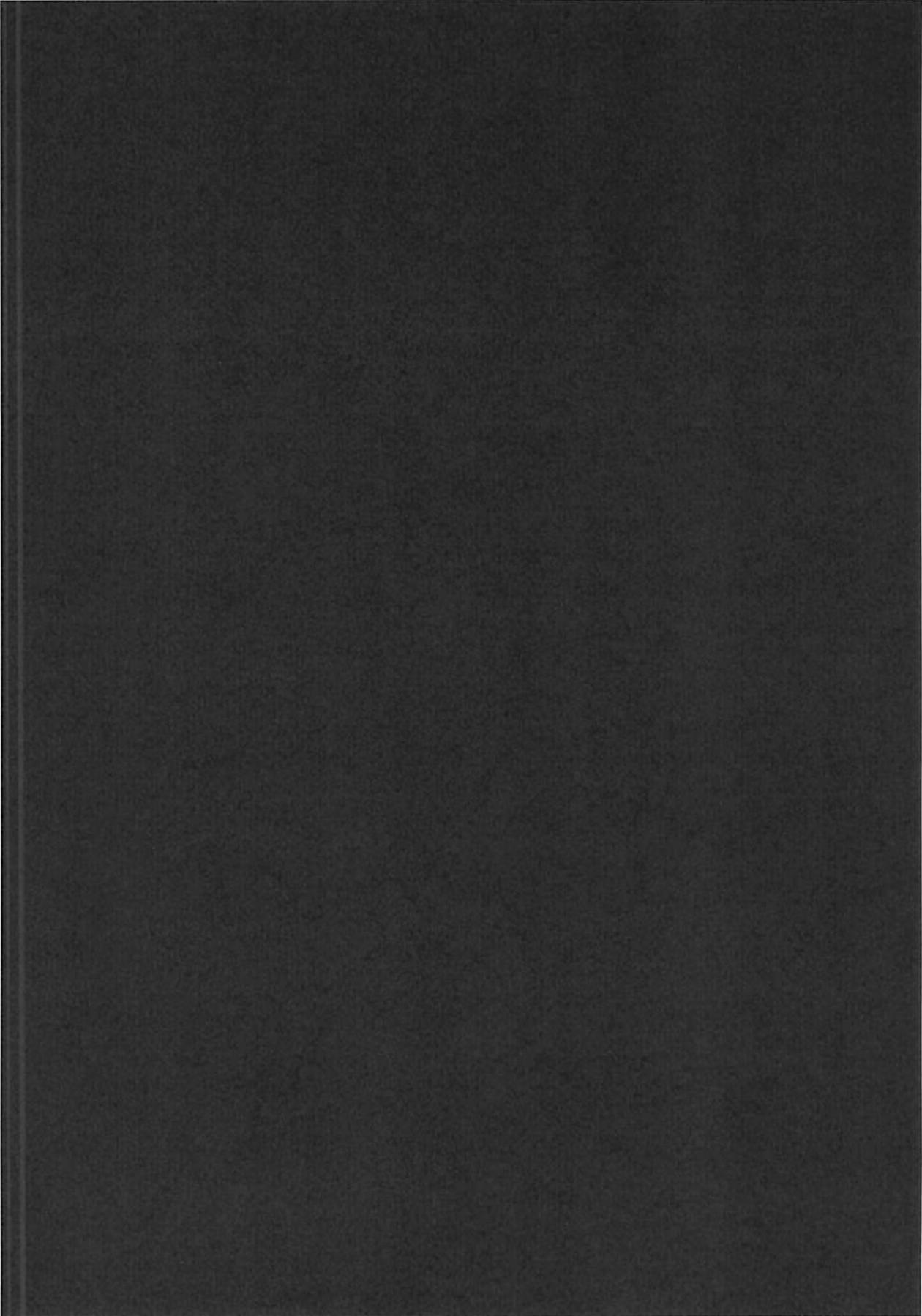






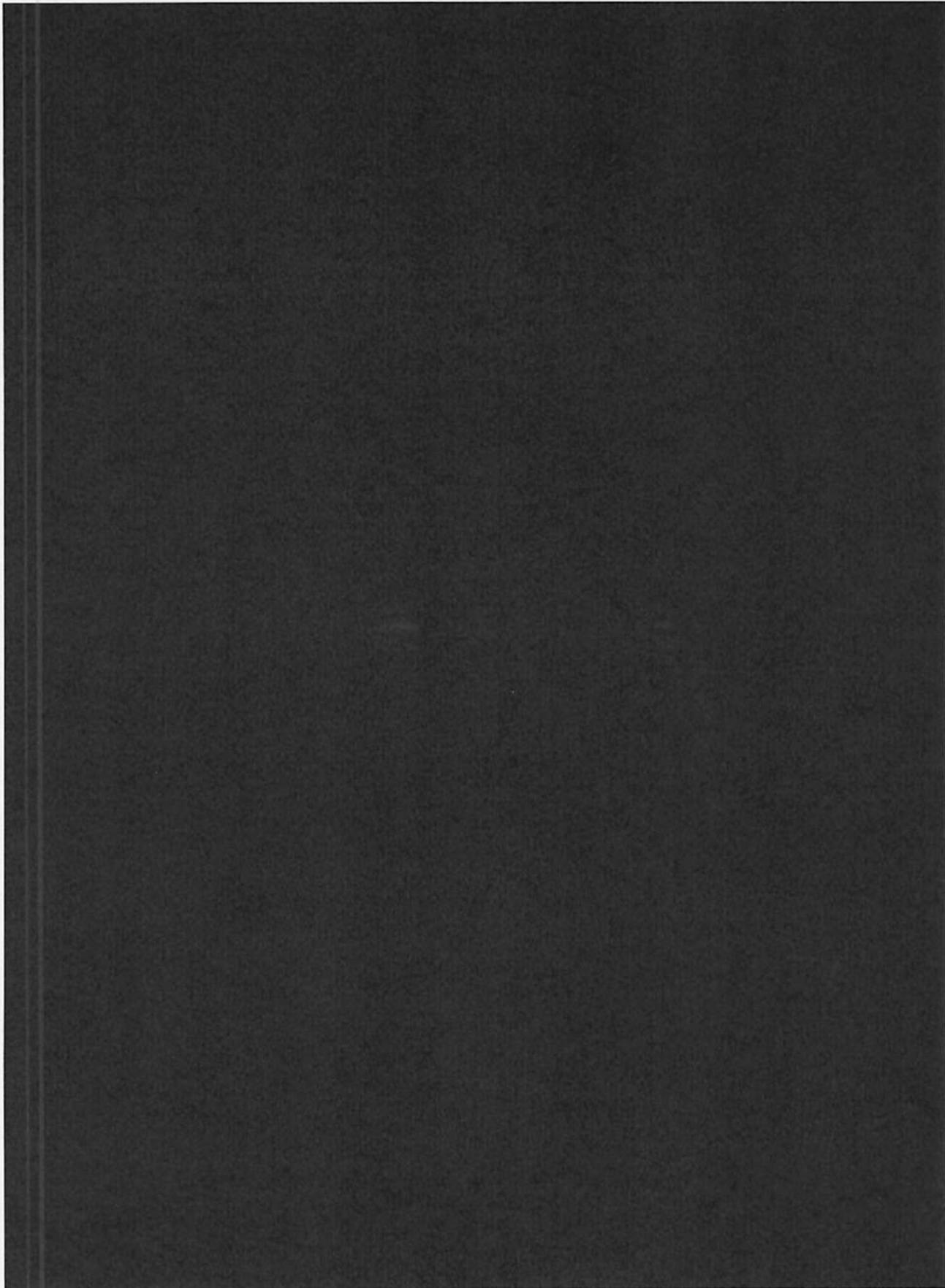


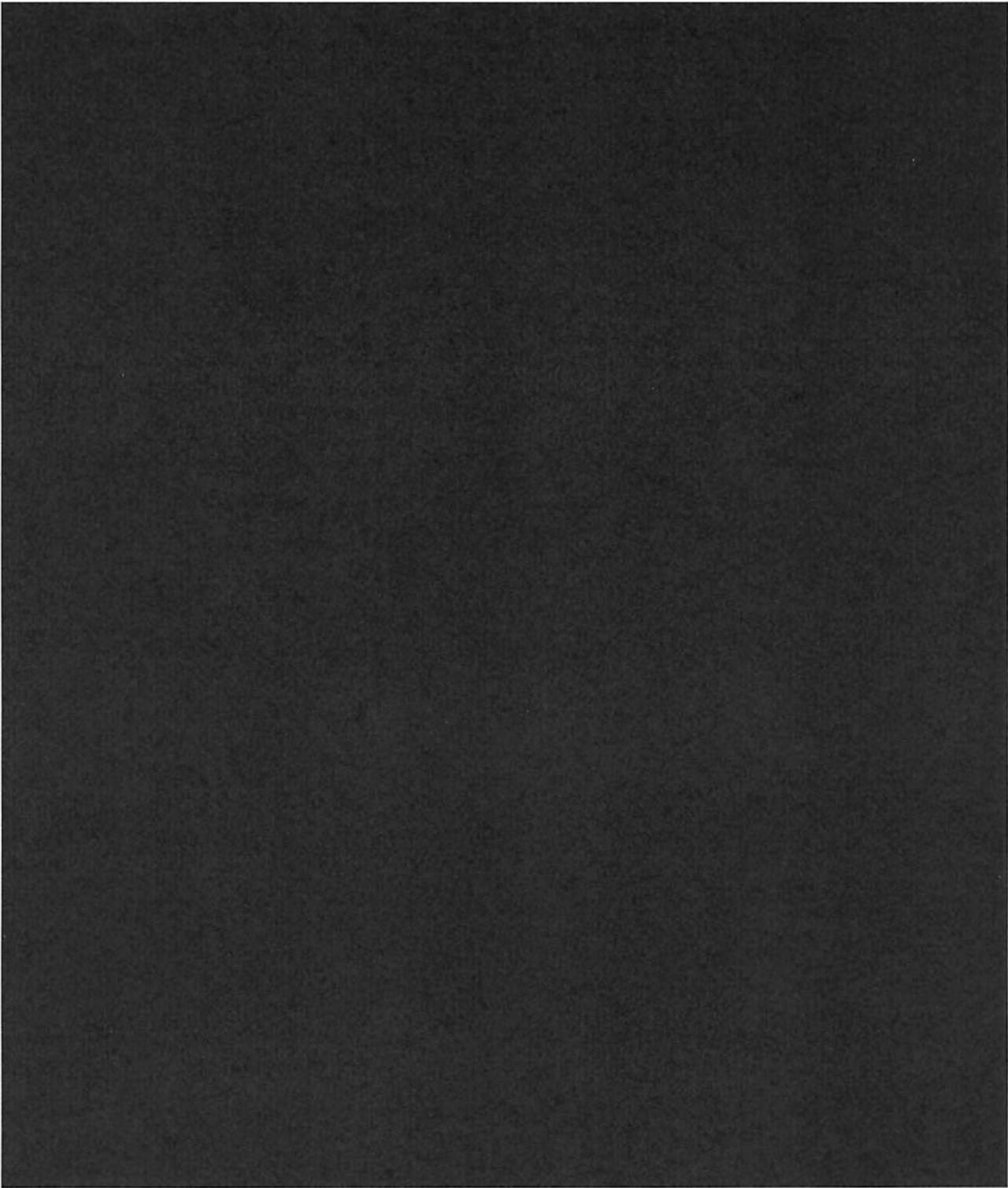


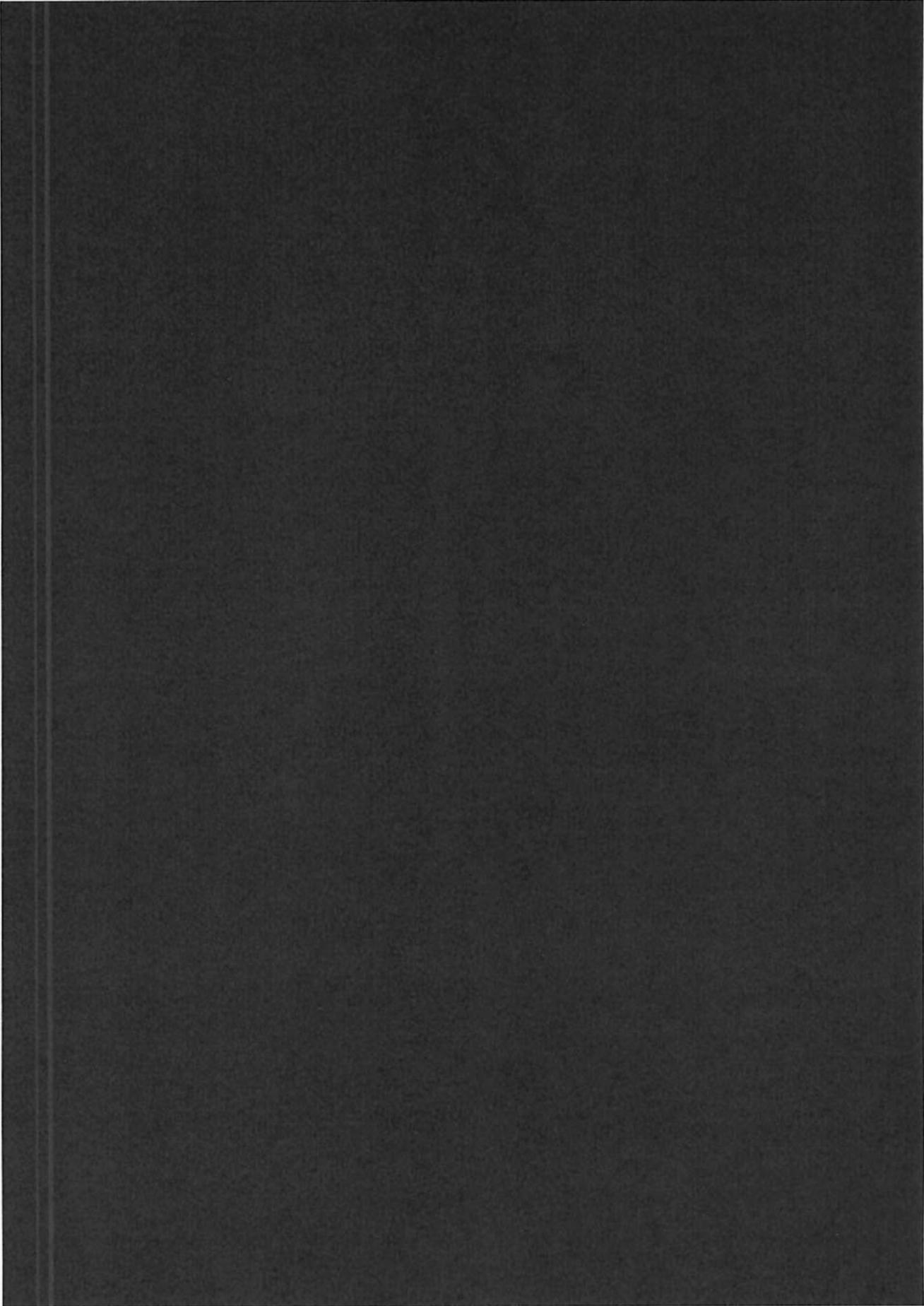


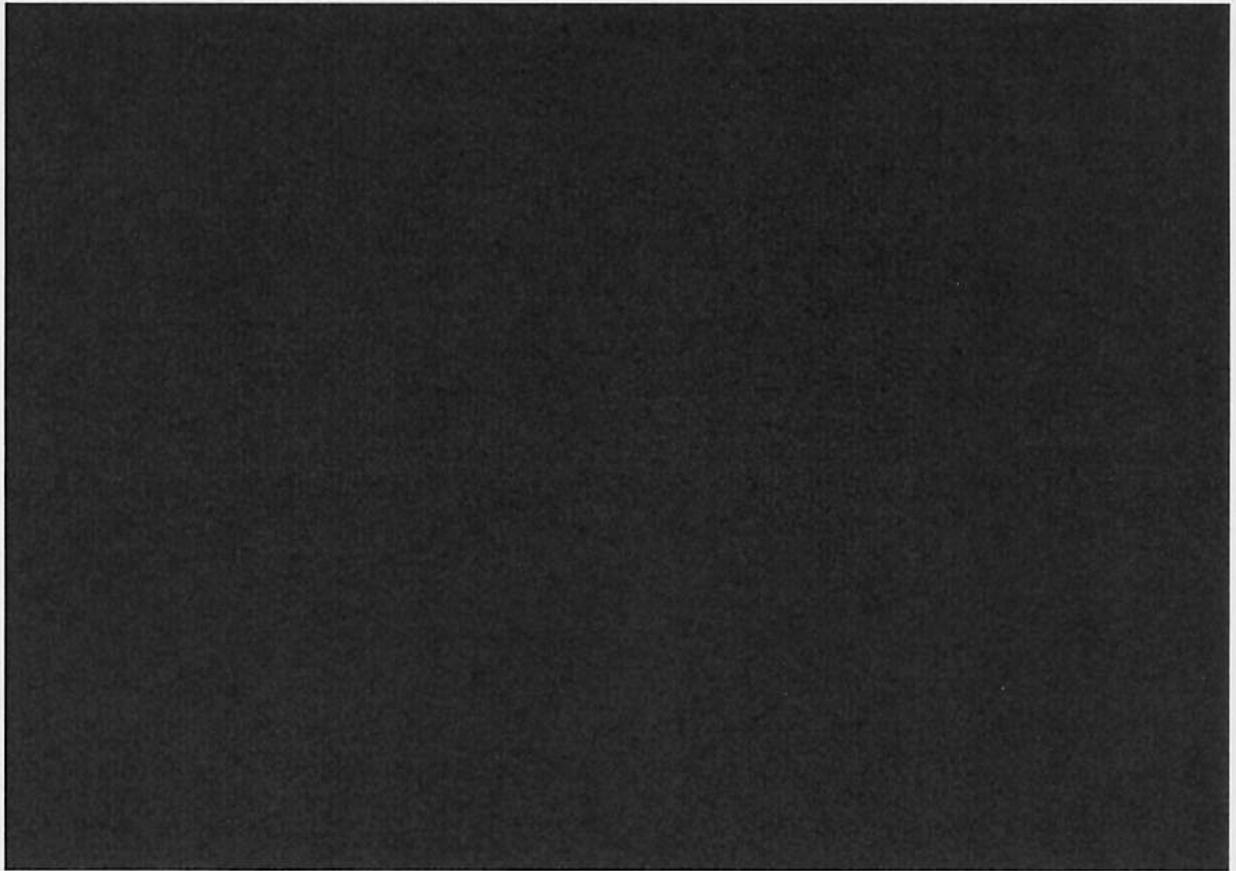


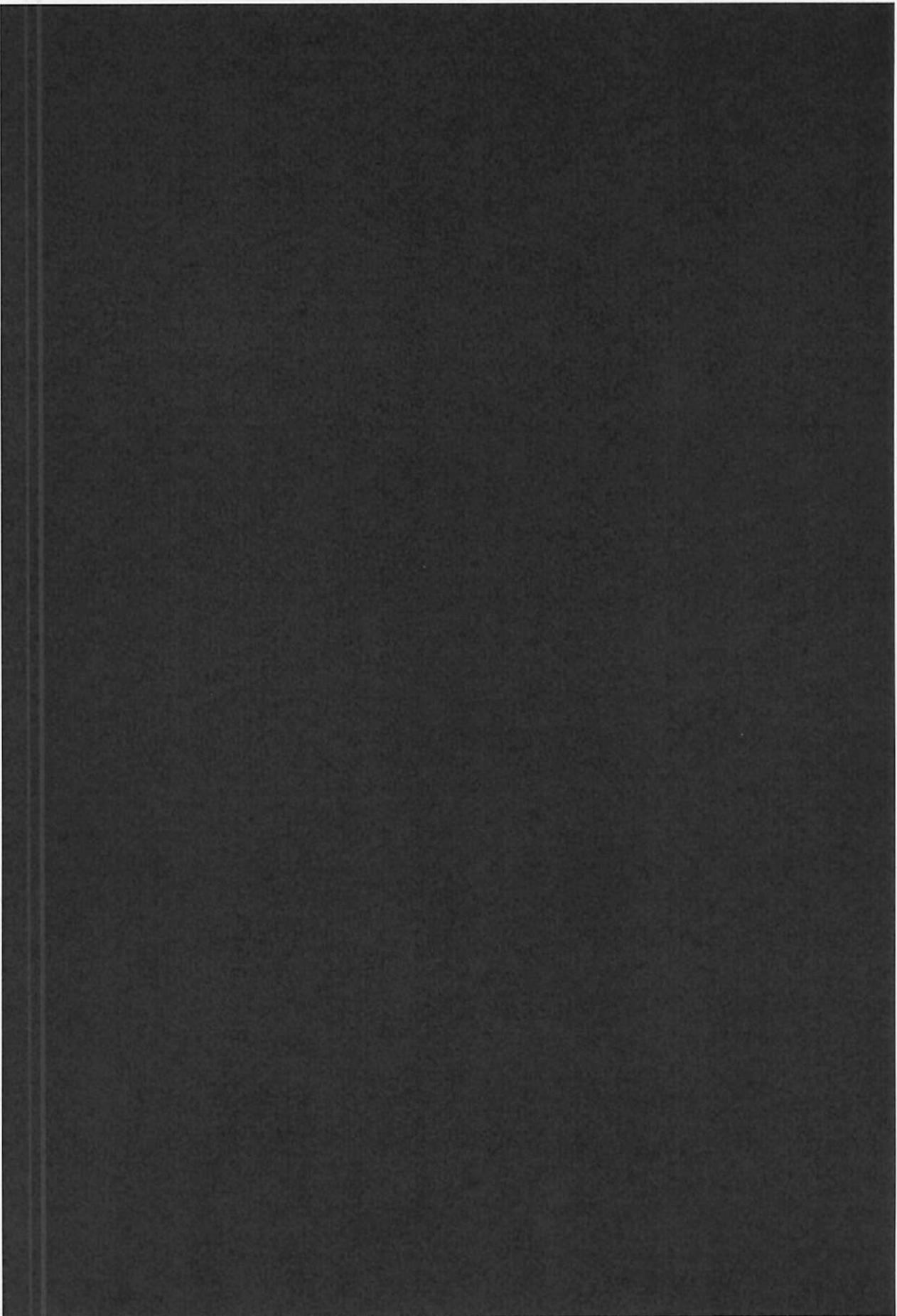
第2部 資料編

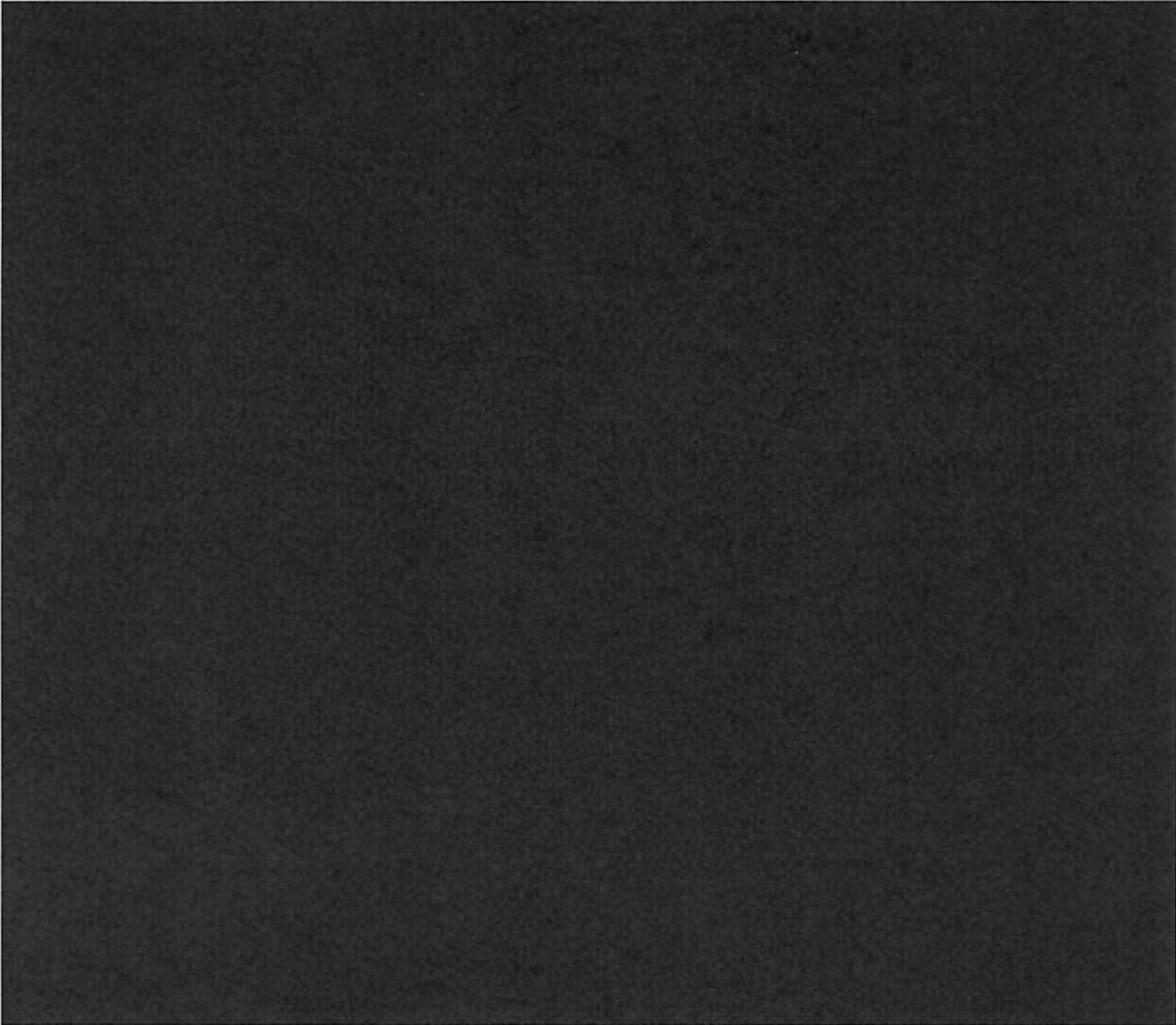


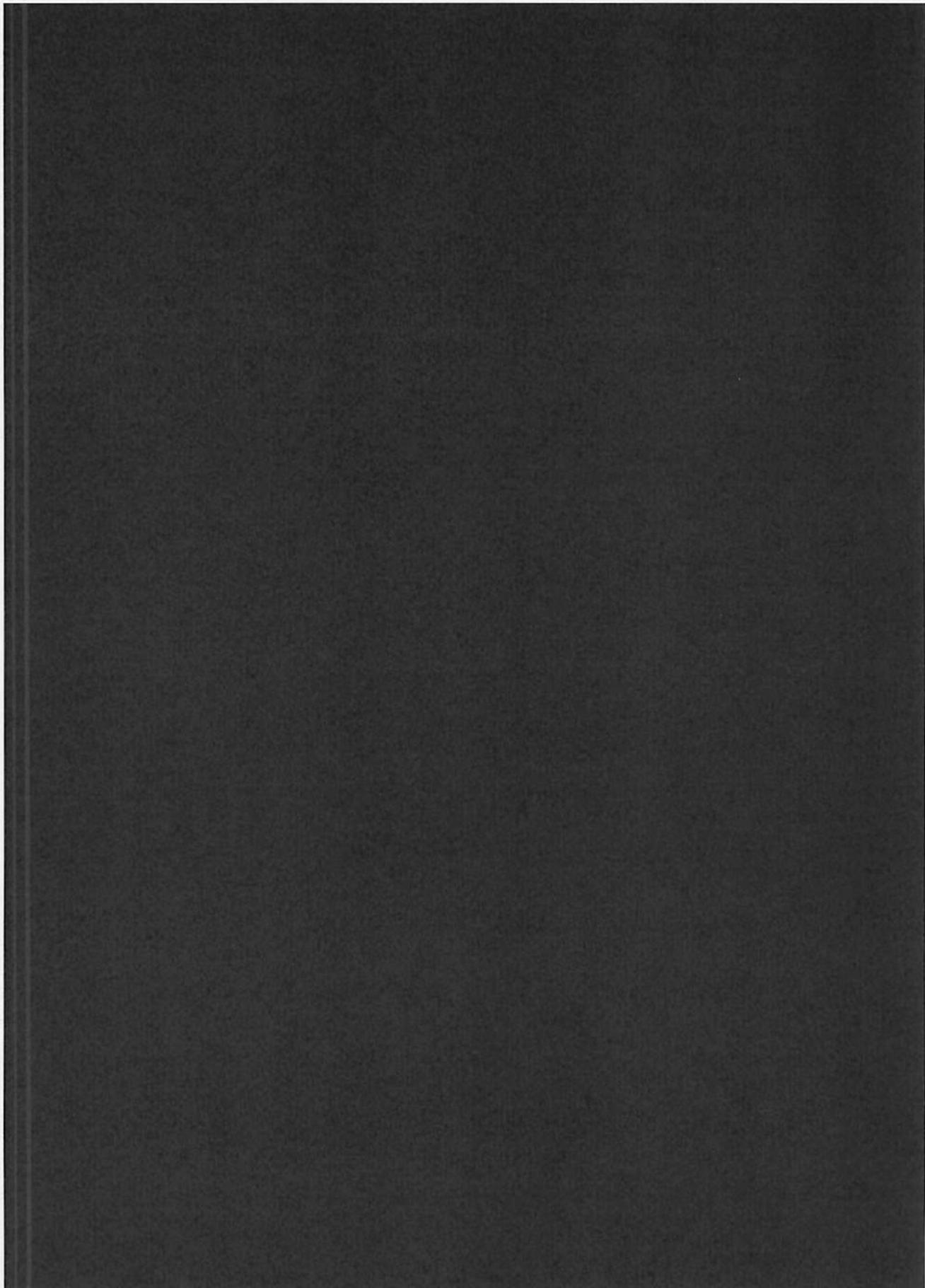


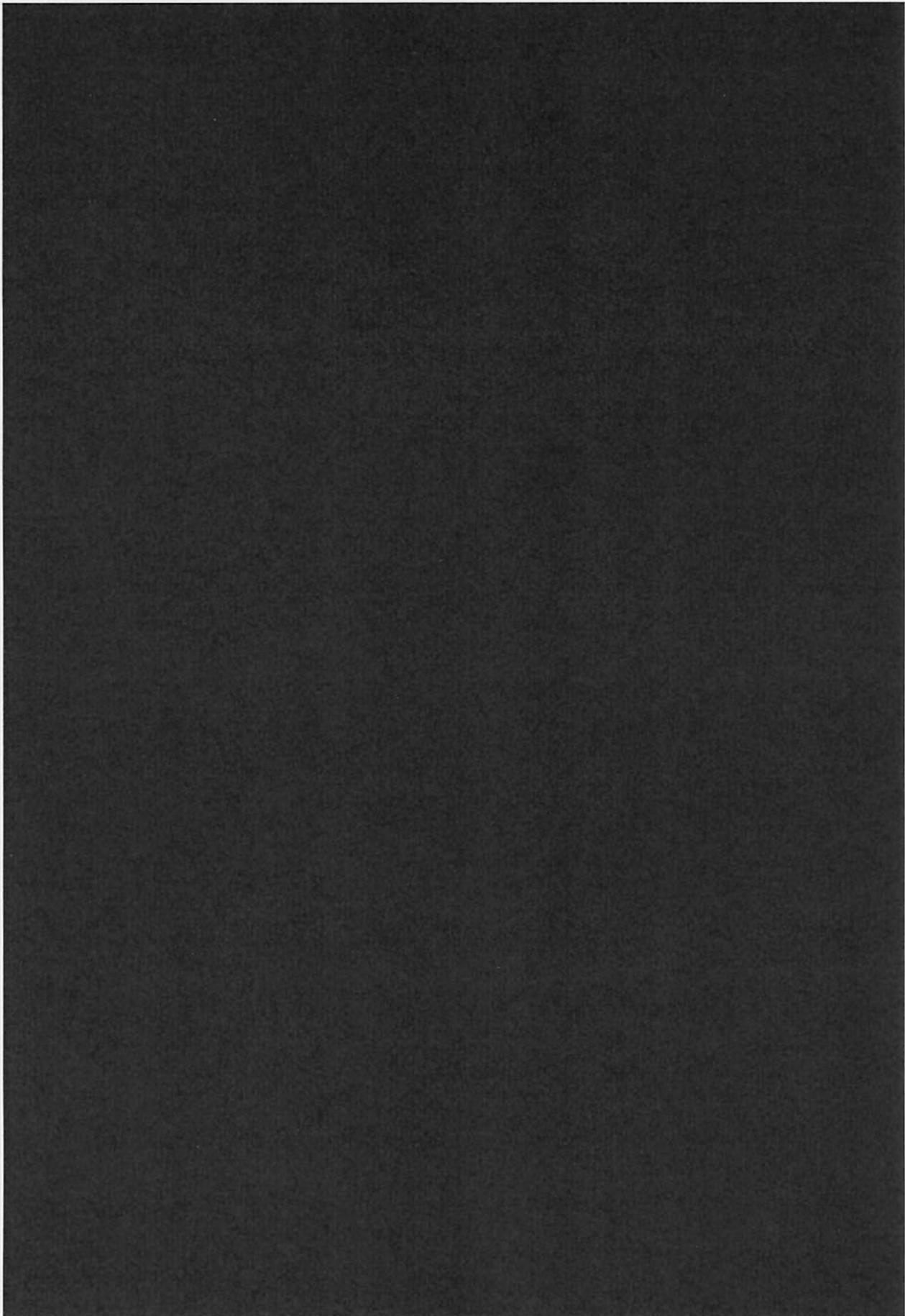




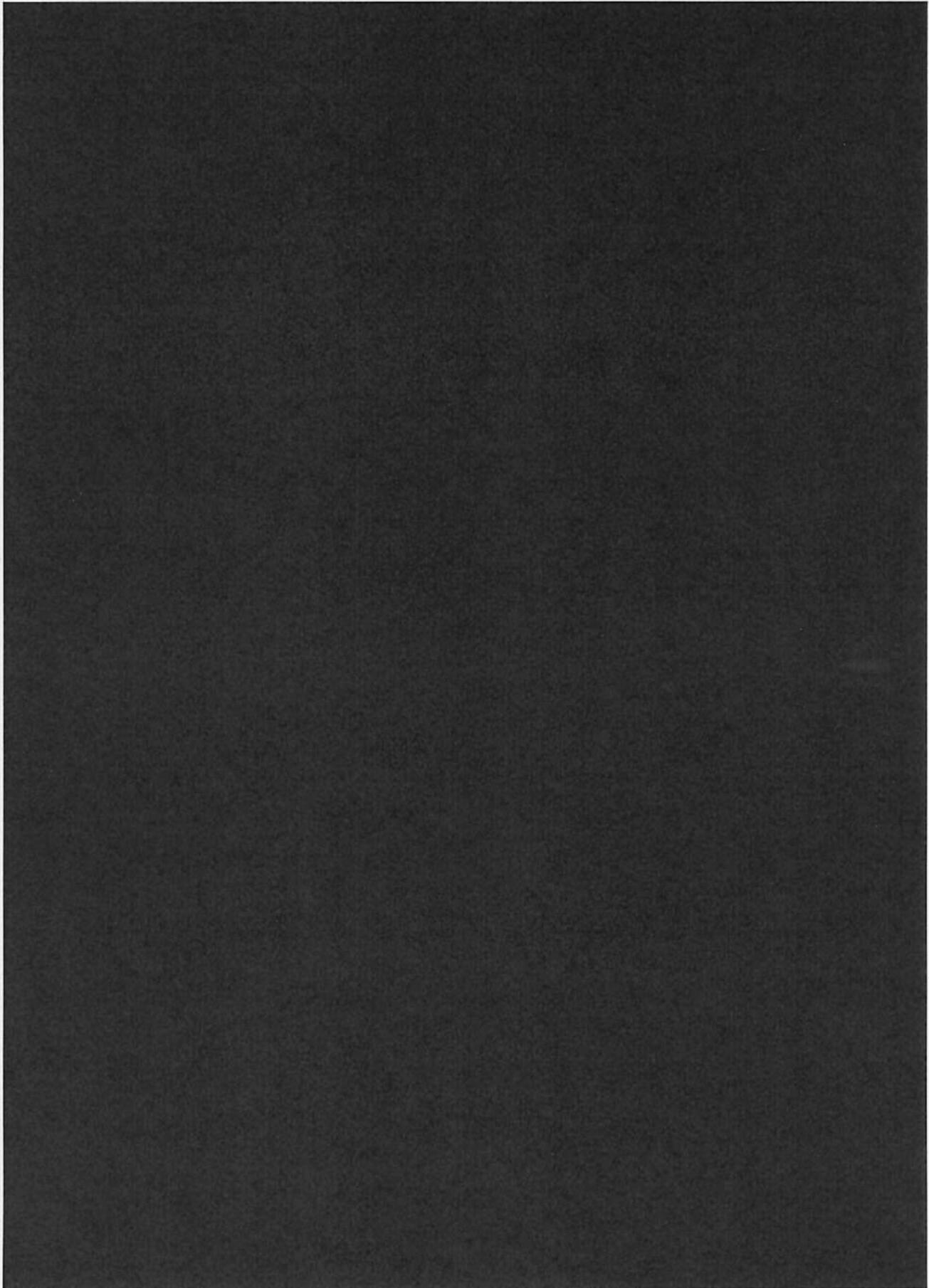


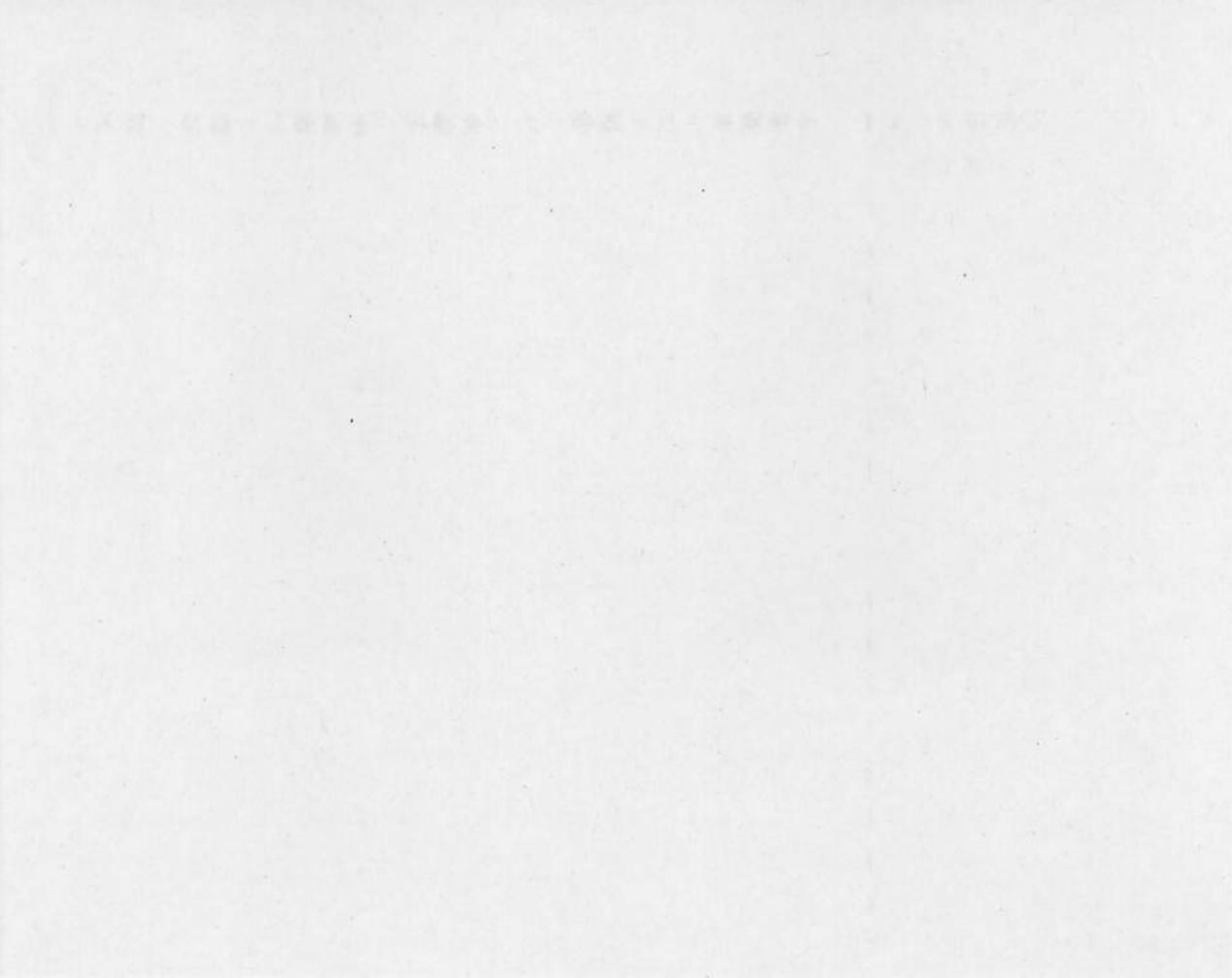
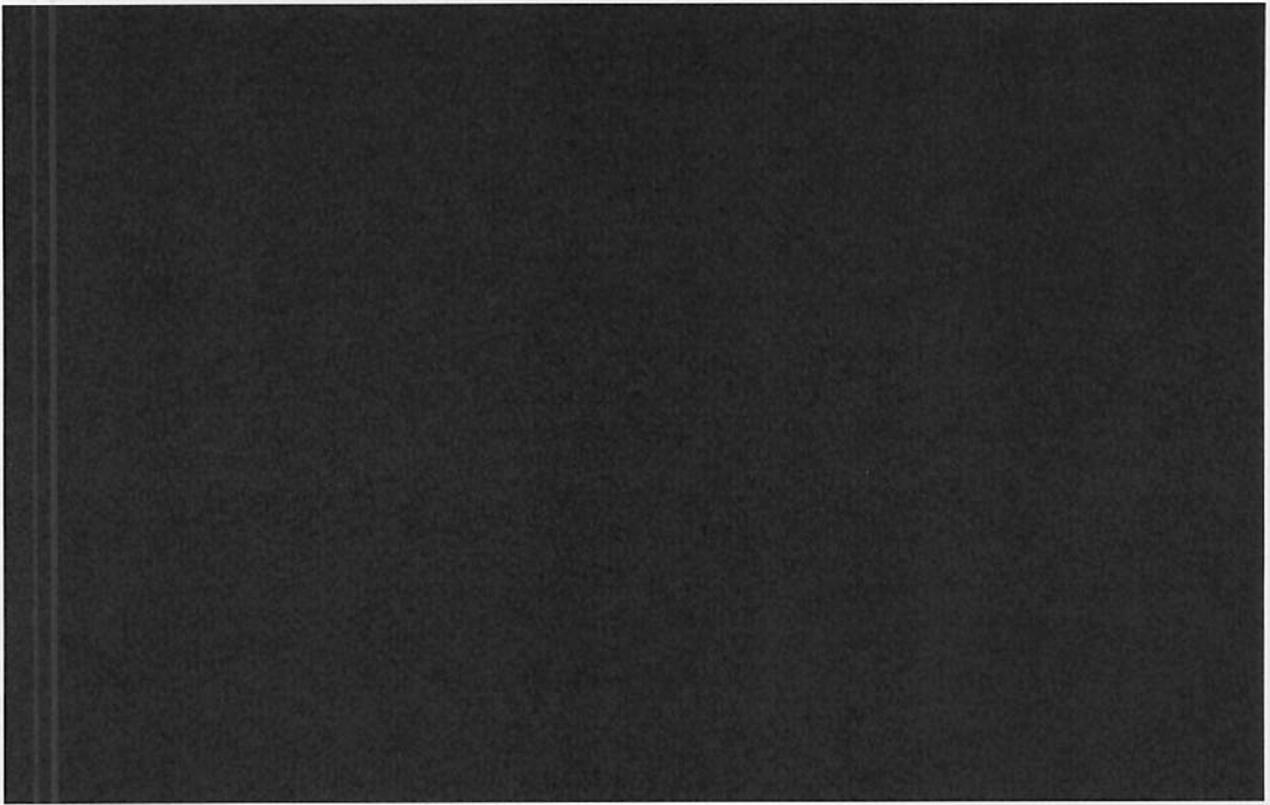


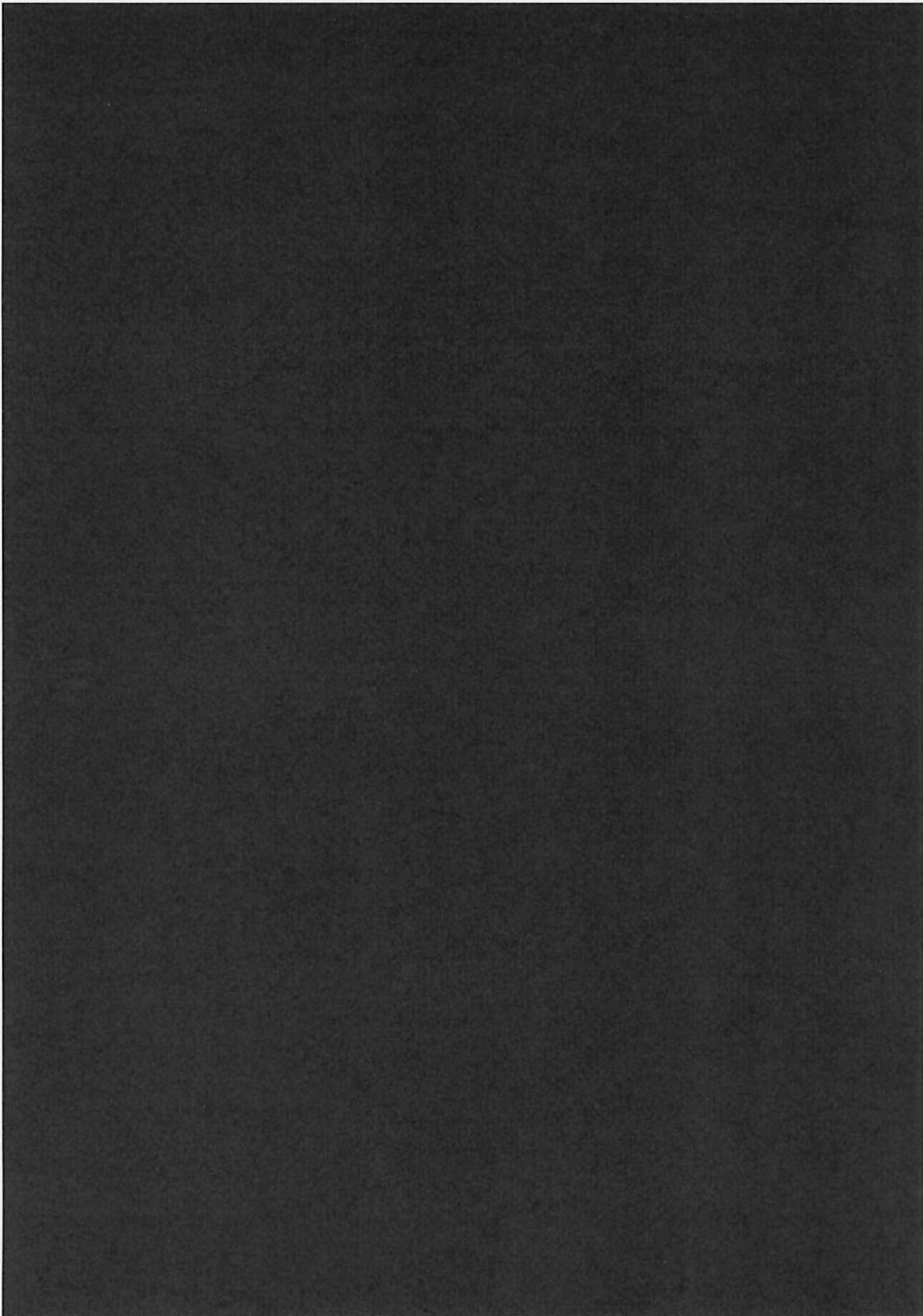


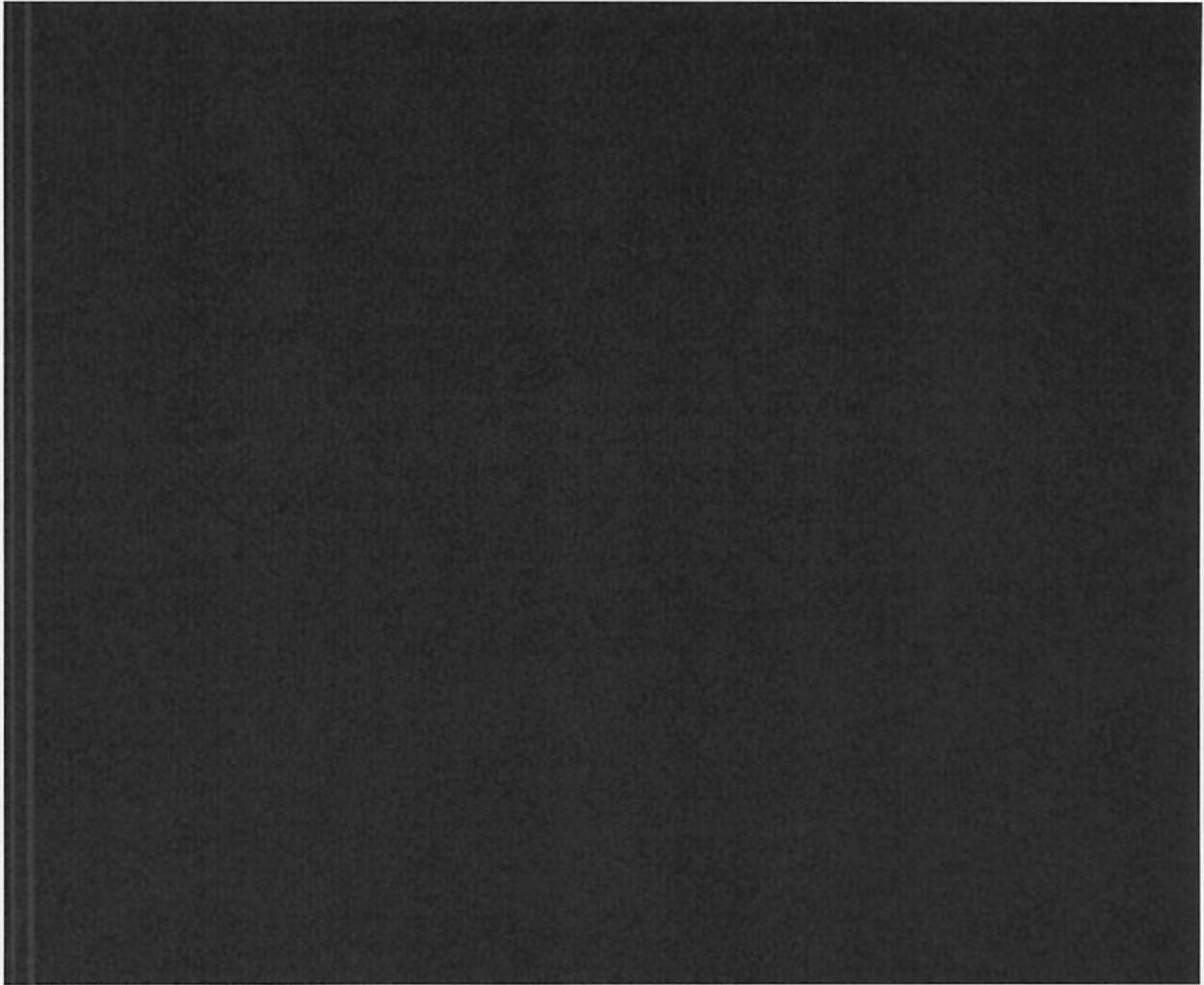




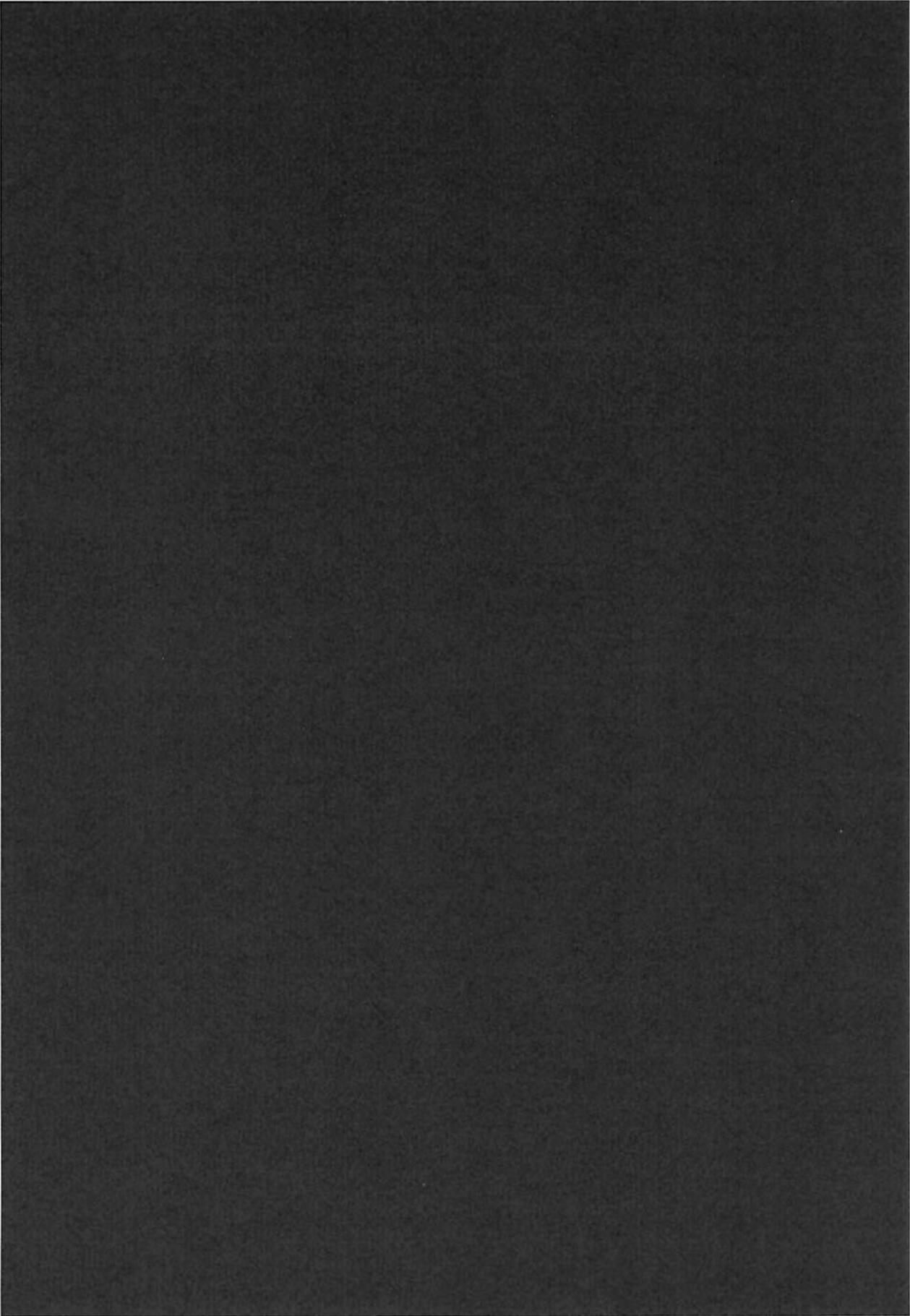


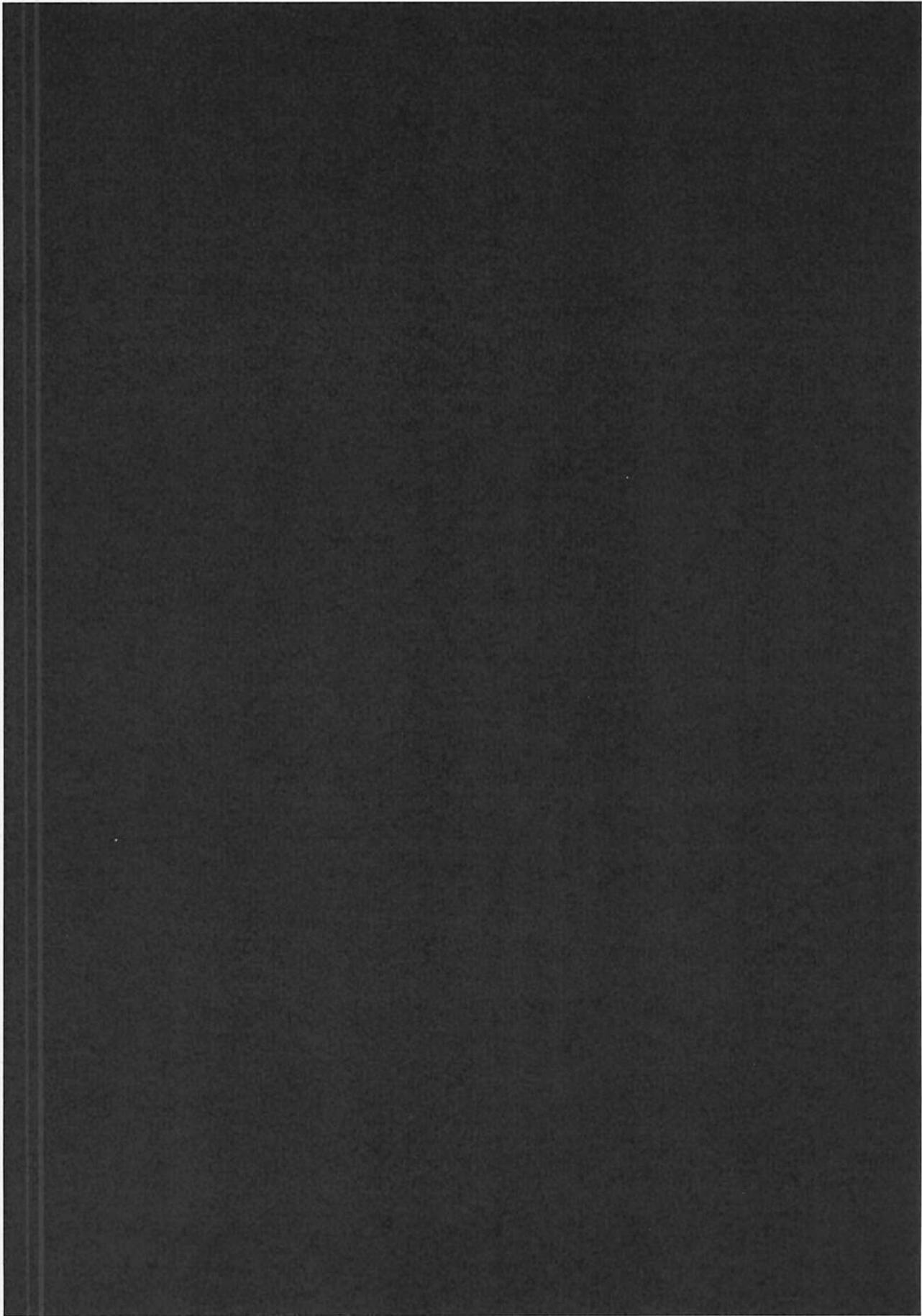


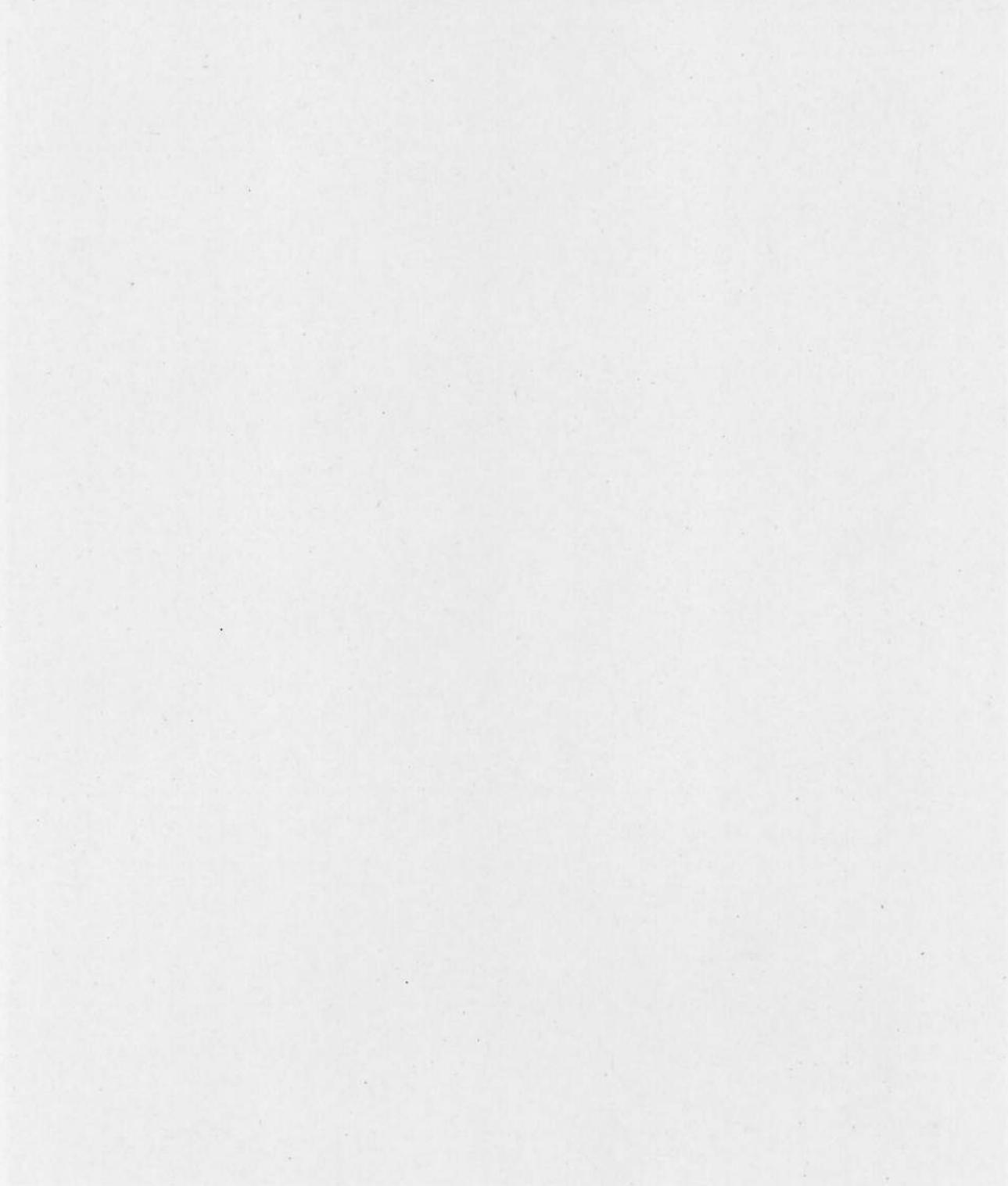
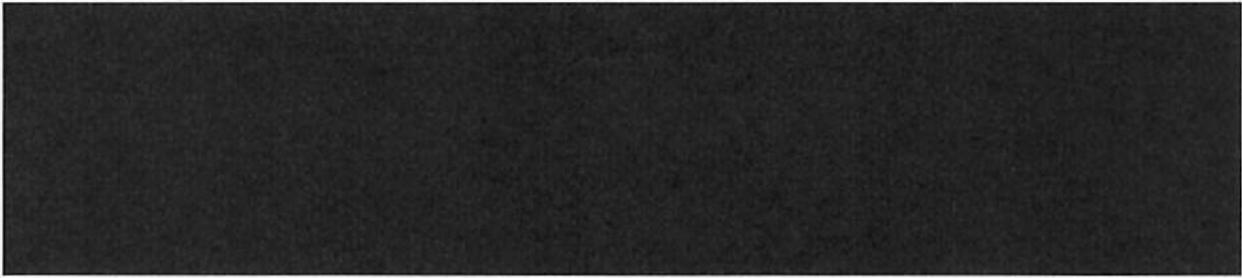


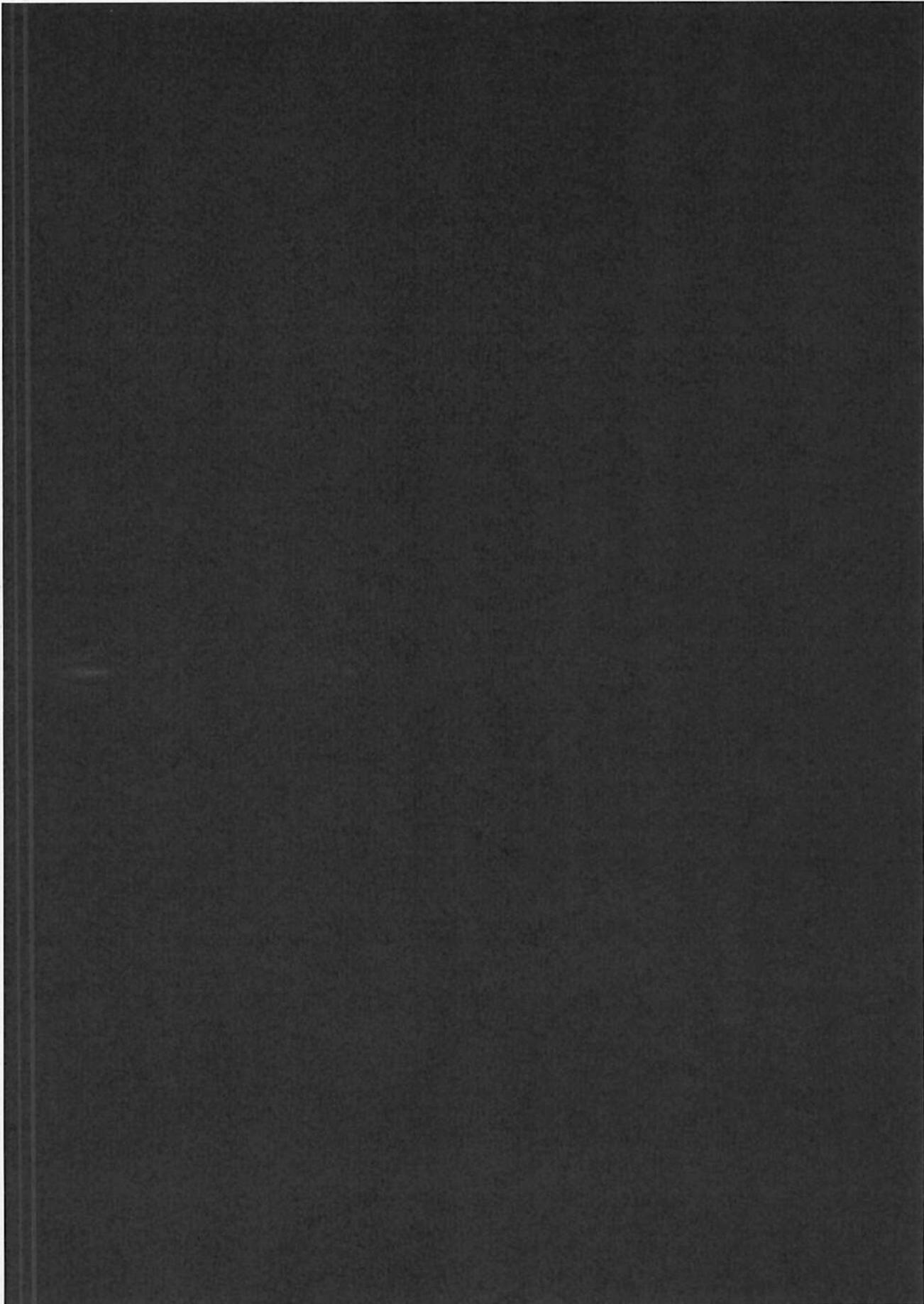


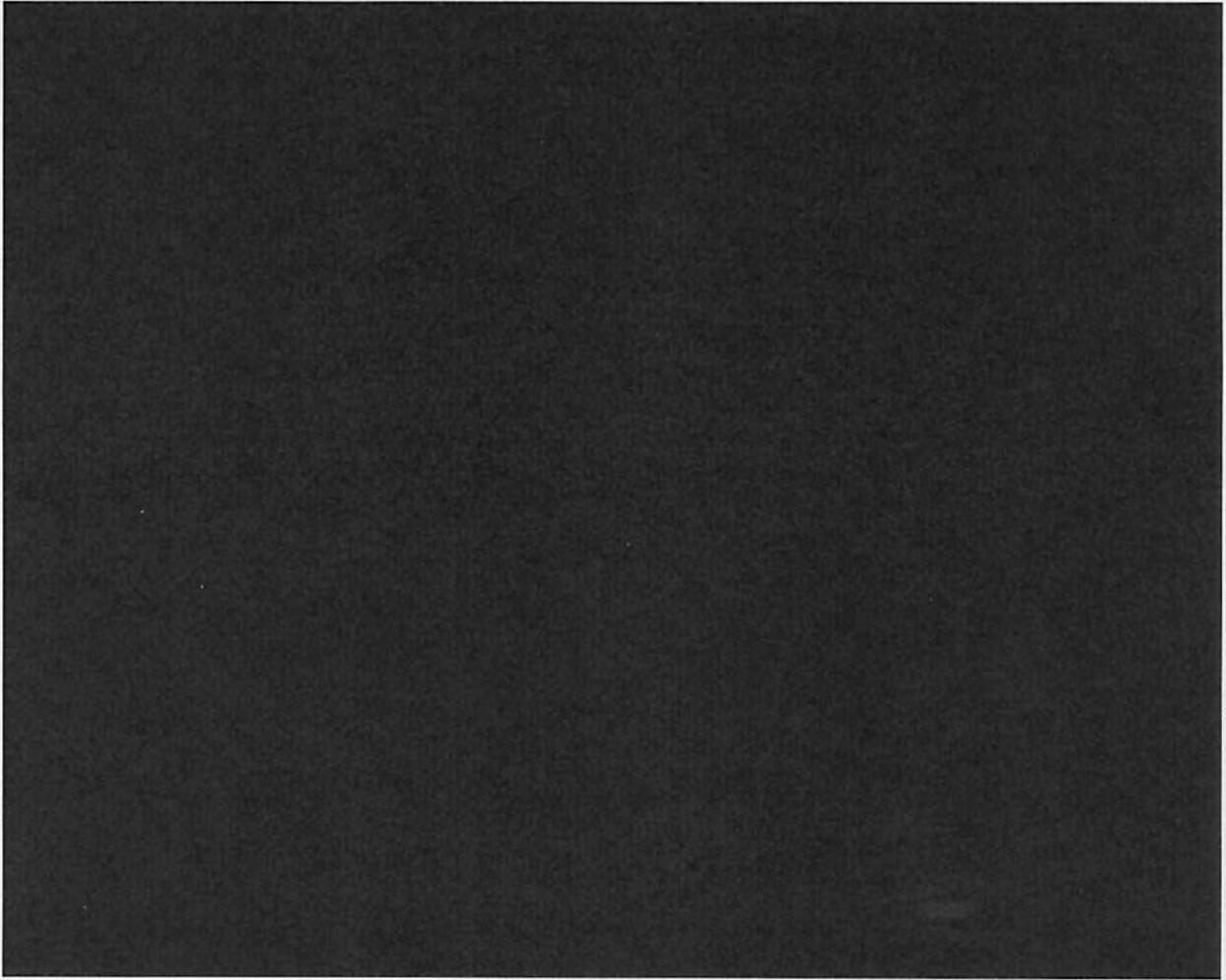
[Faint, illegible text visible through the paper, likely bleed-through from the reverse side.]

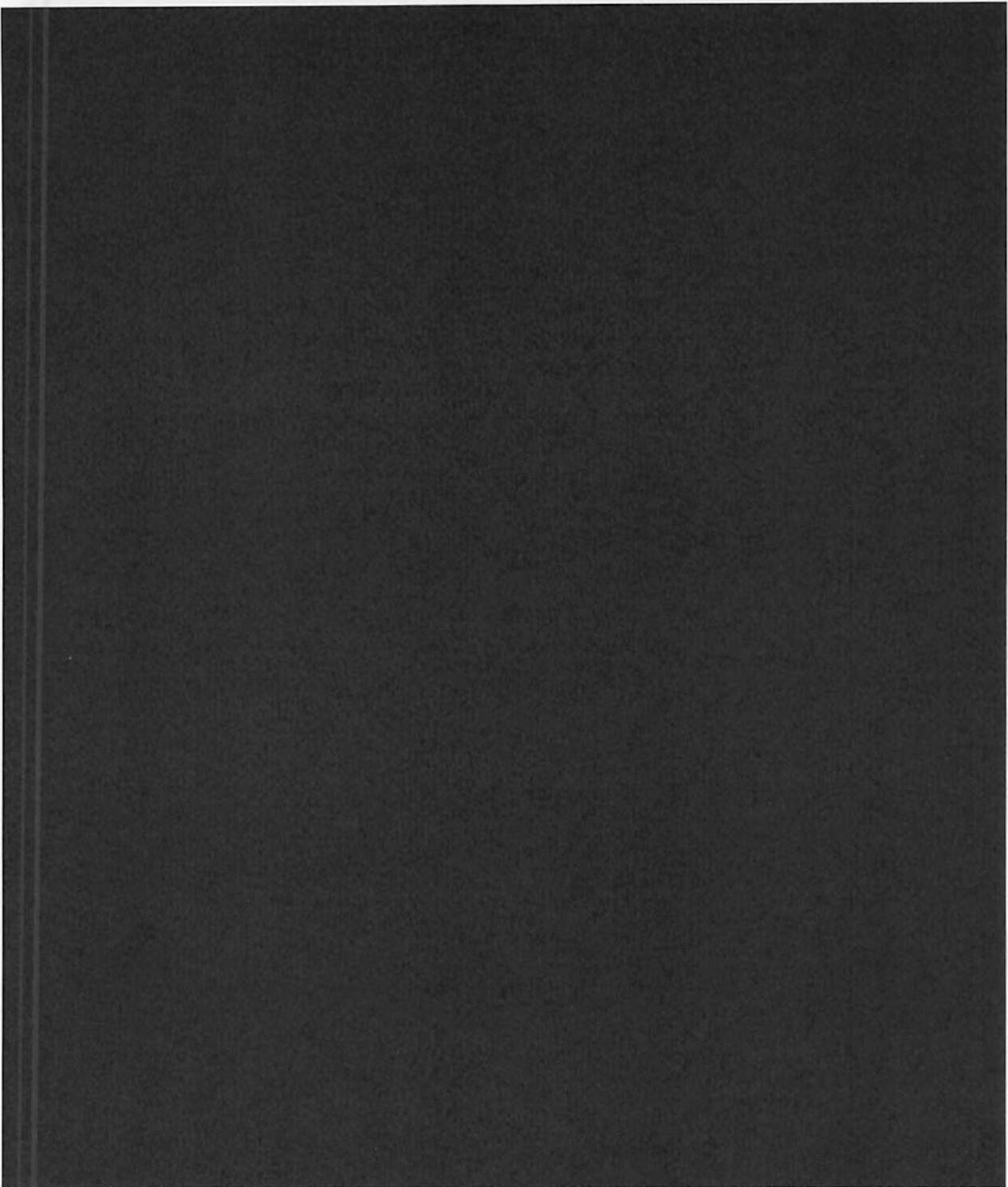


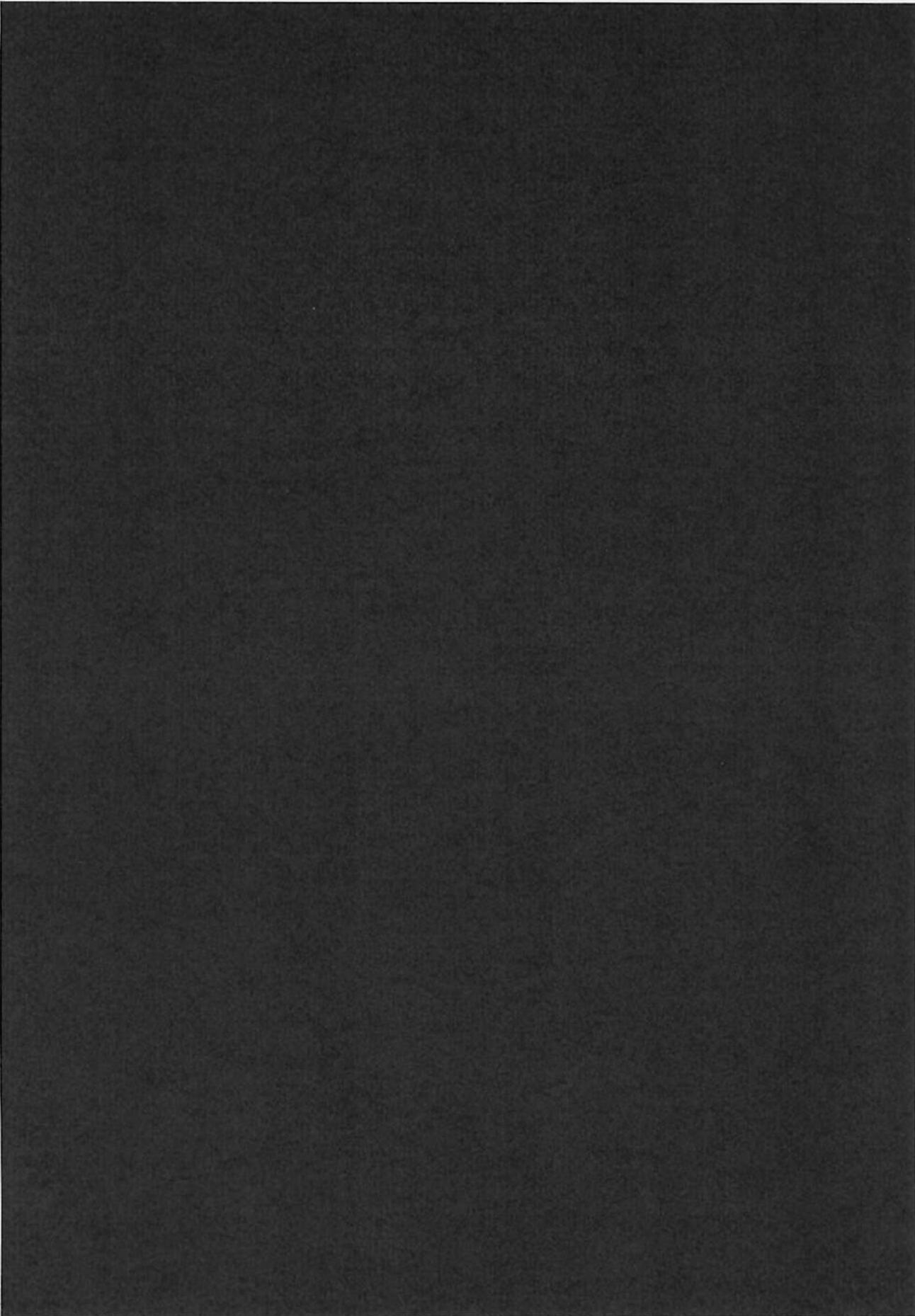


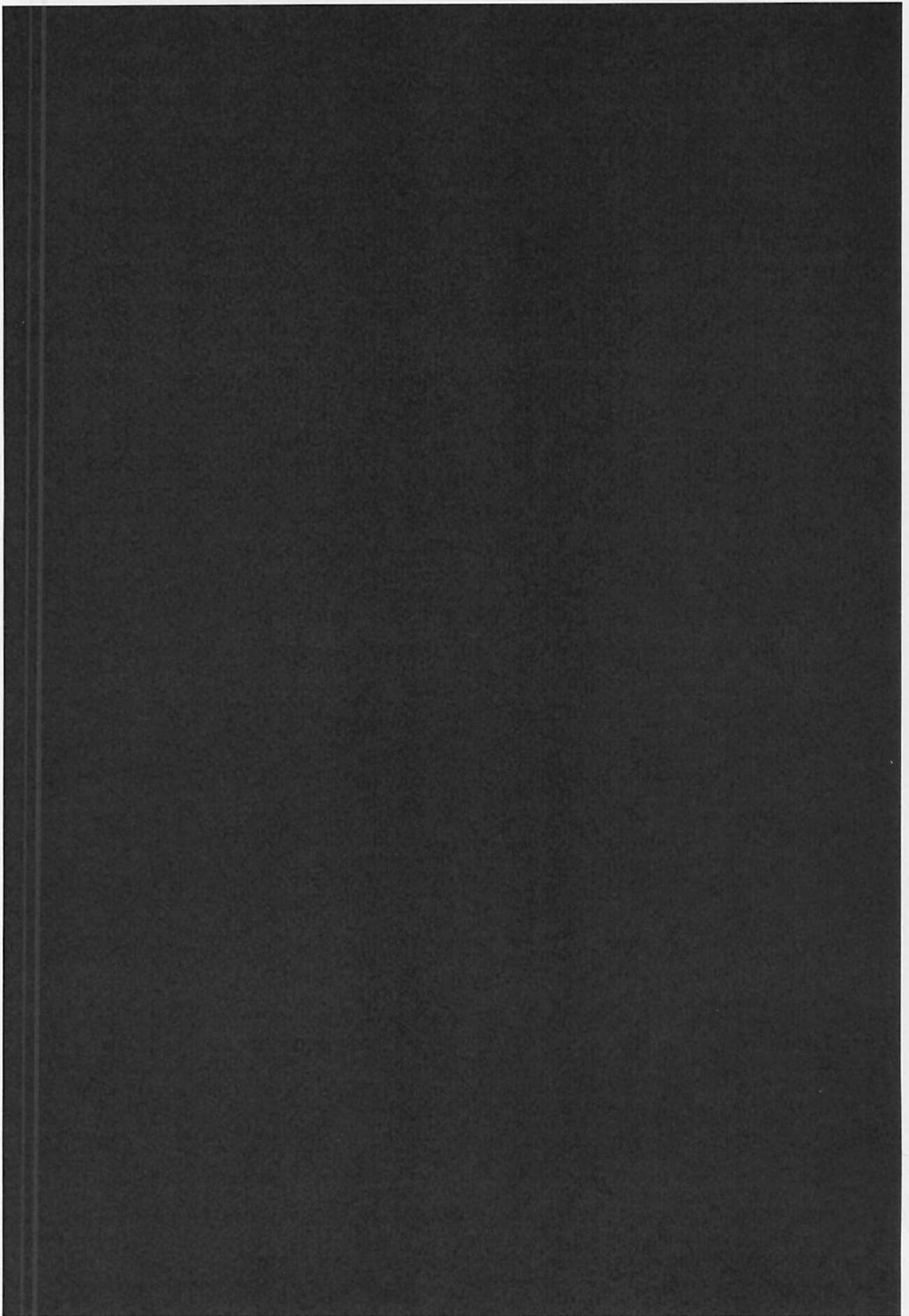


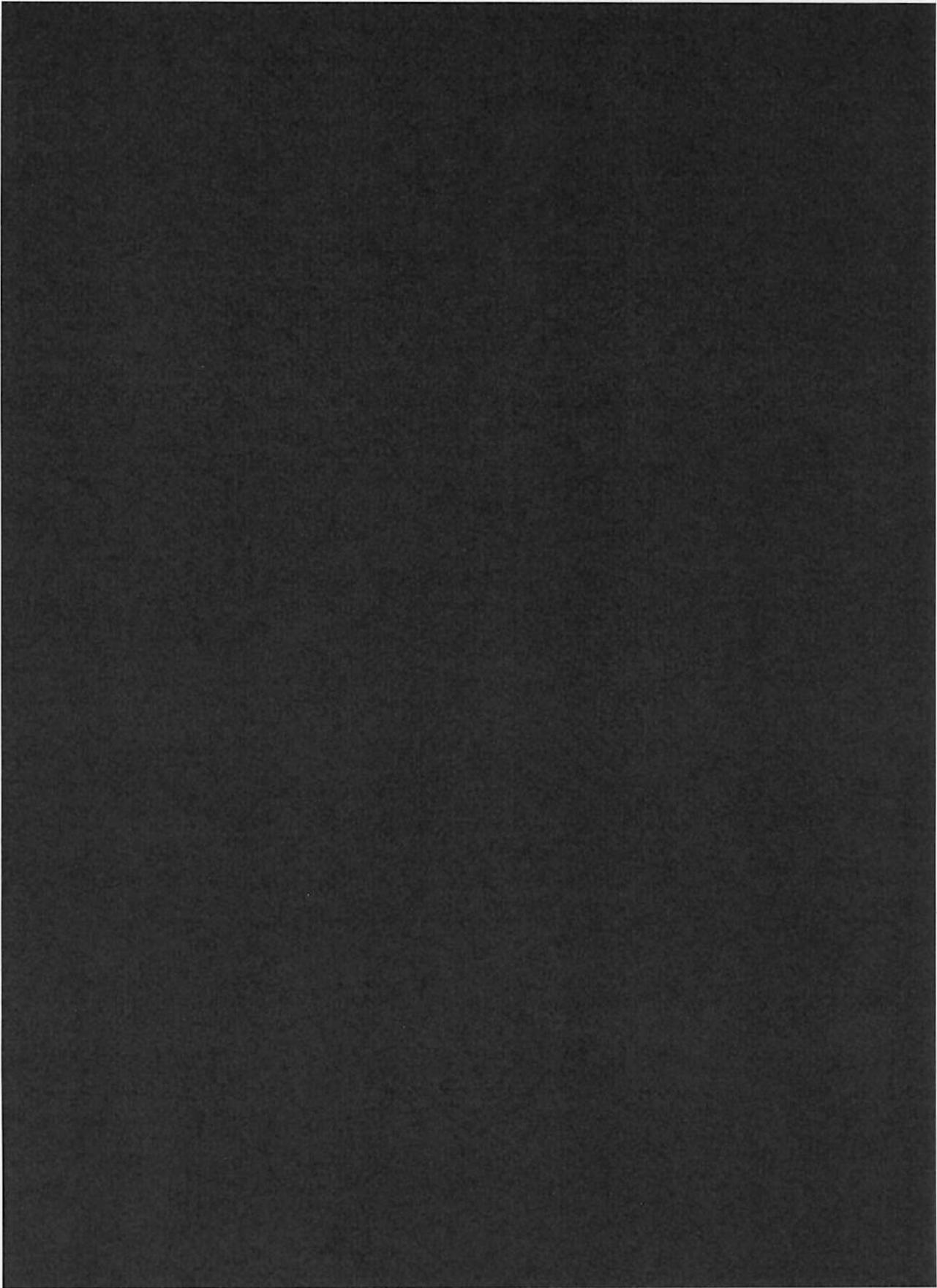


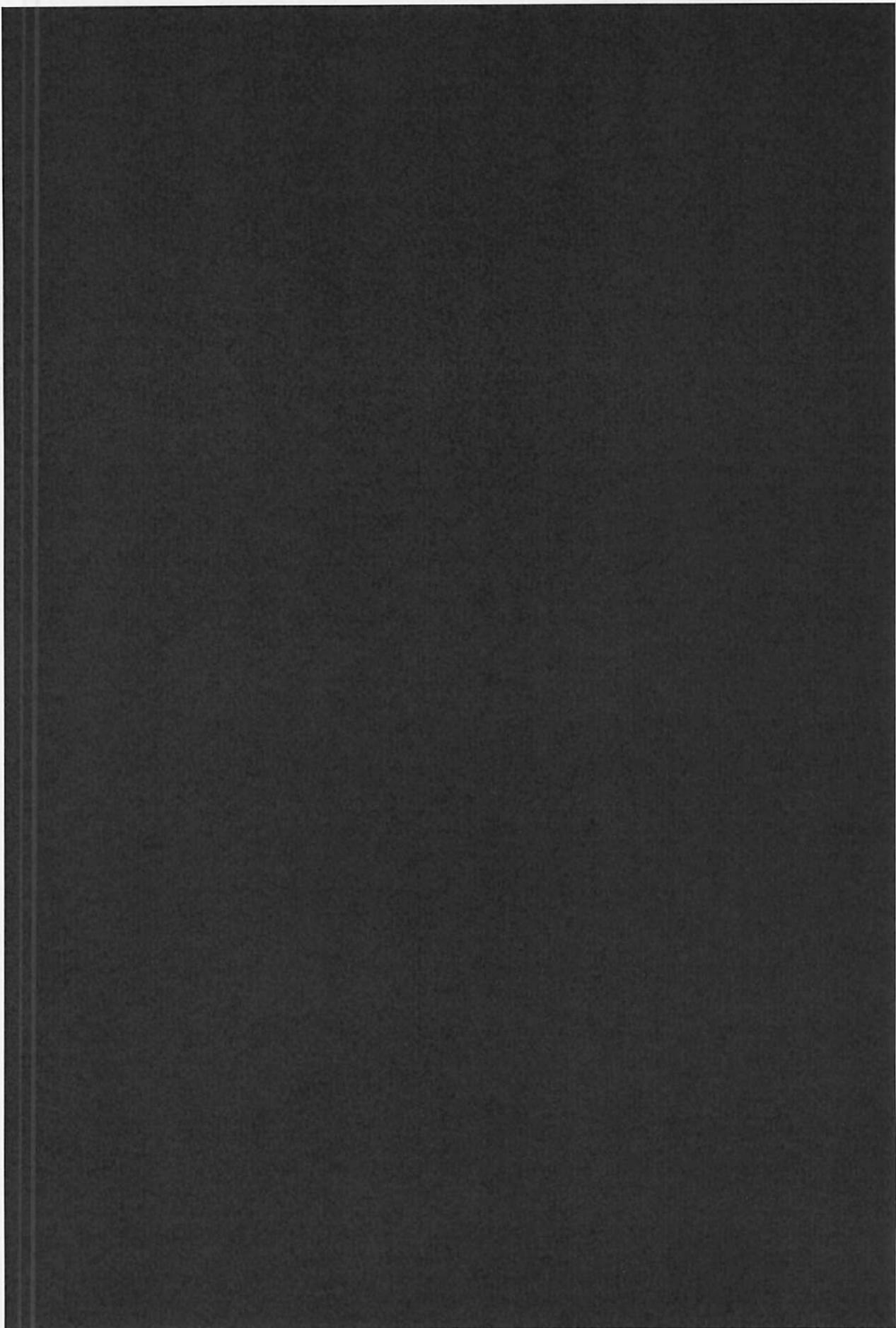


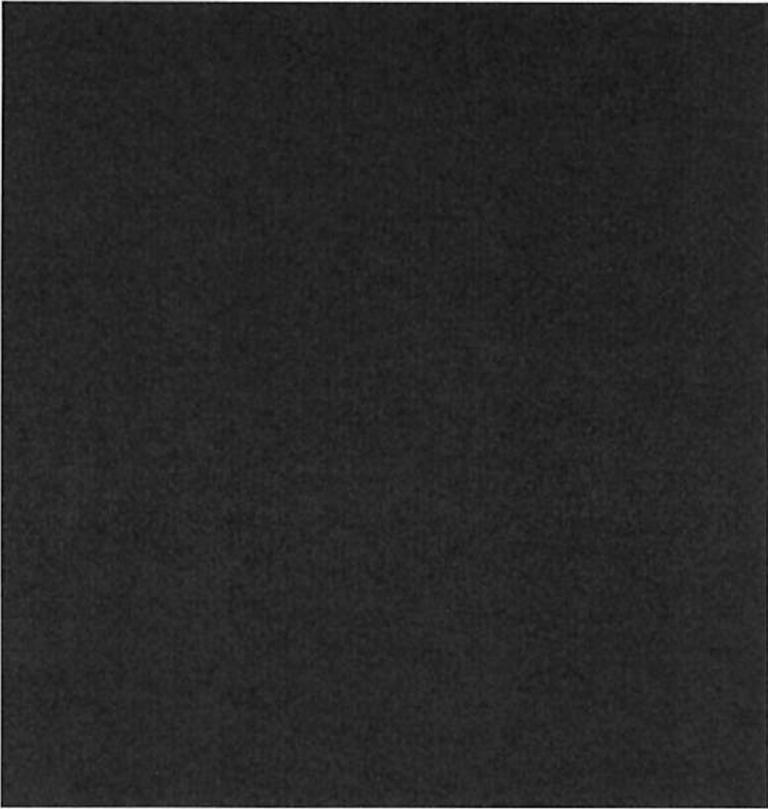


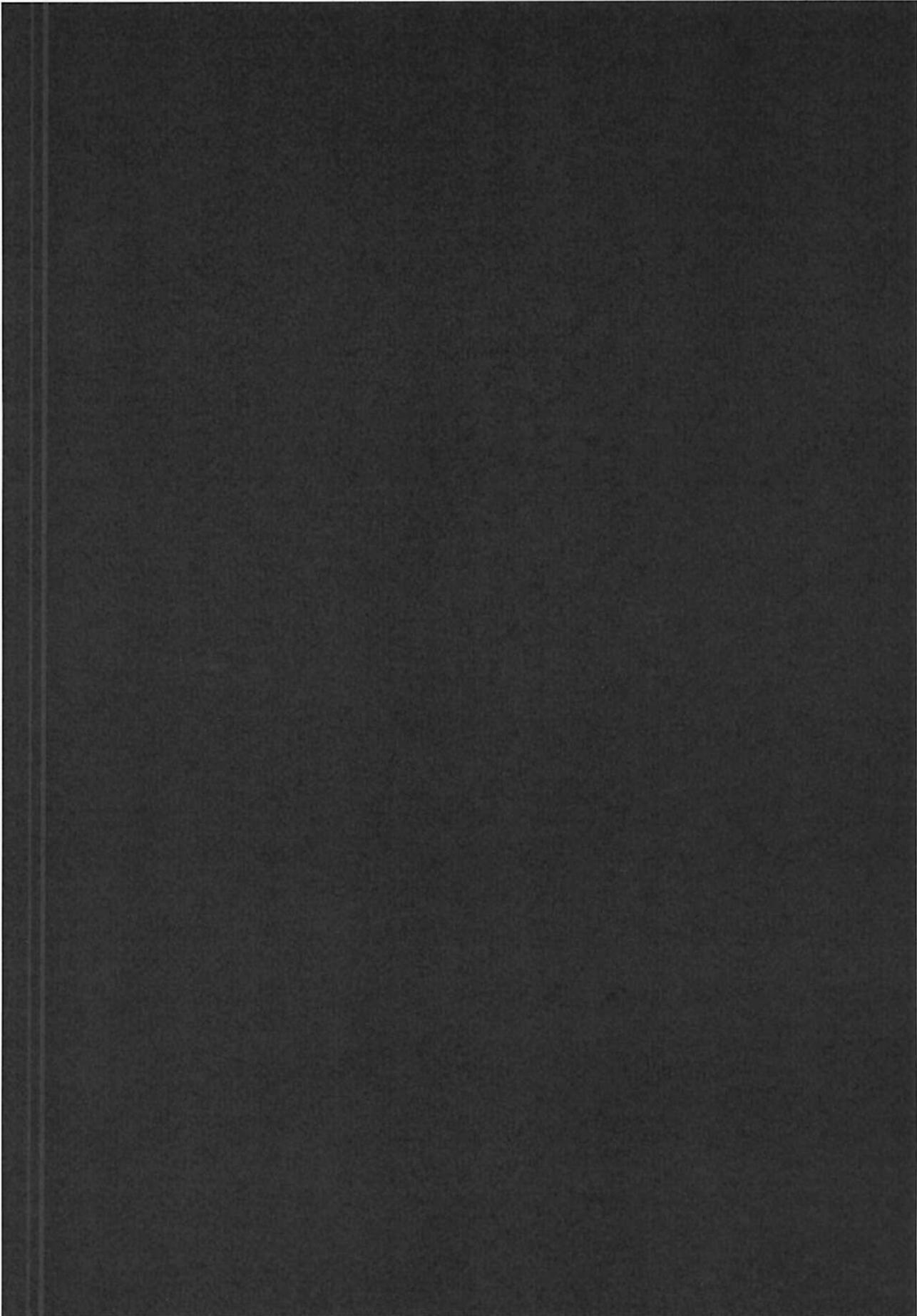


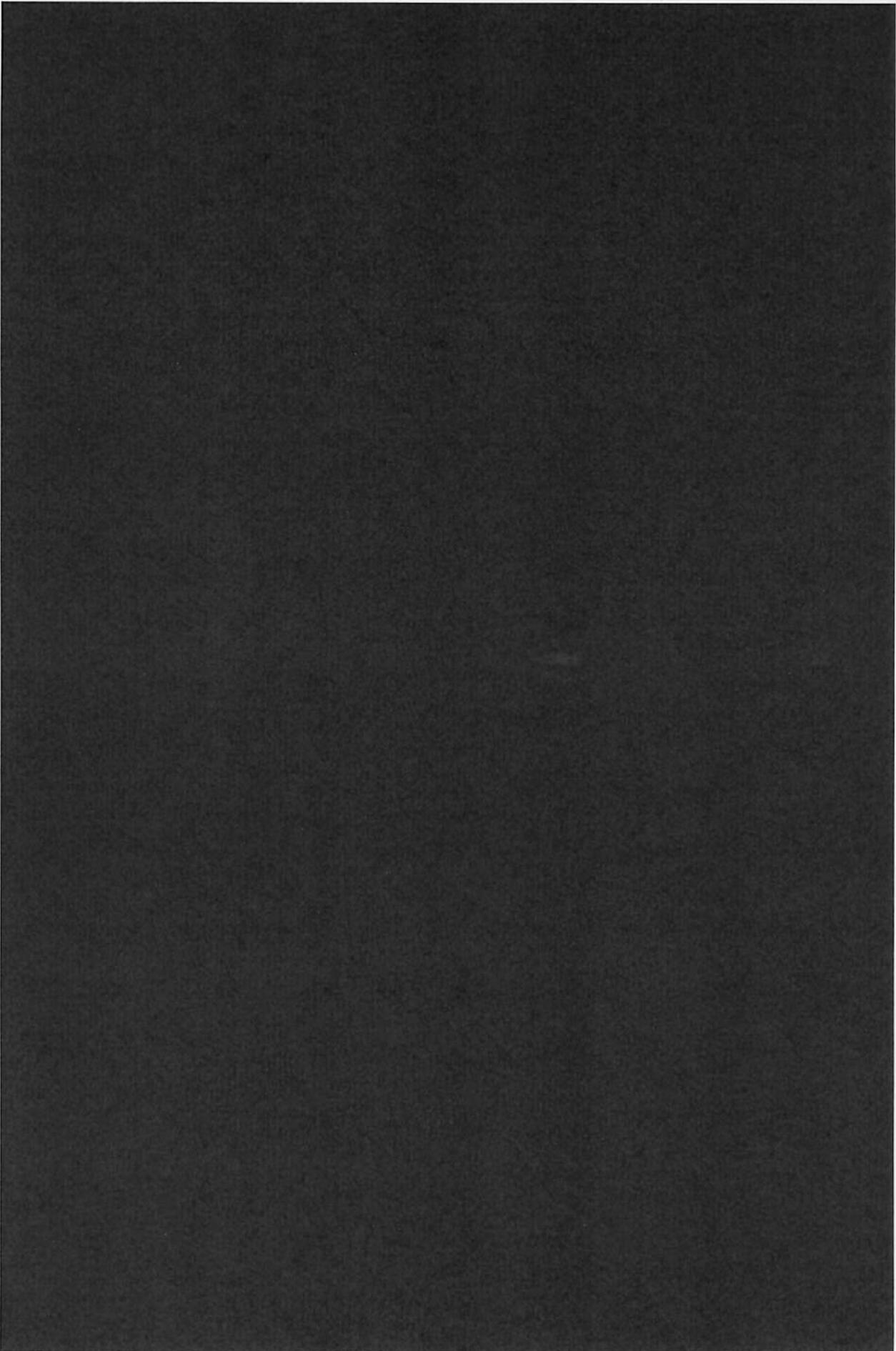


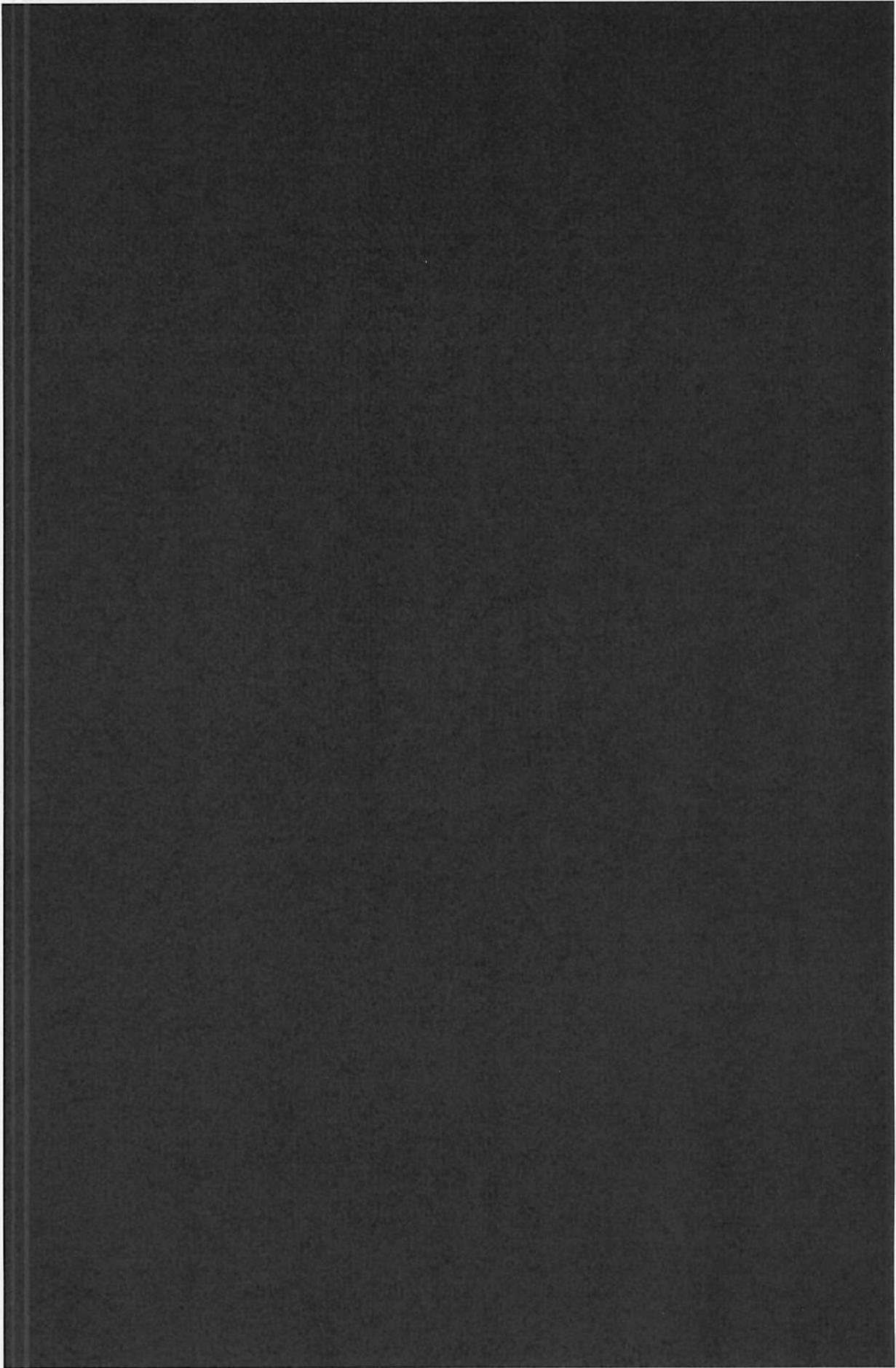


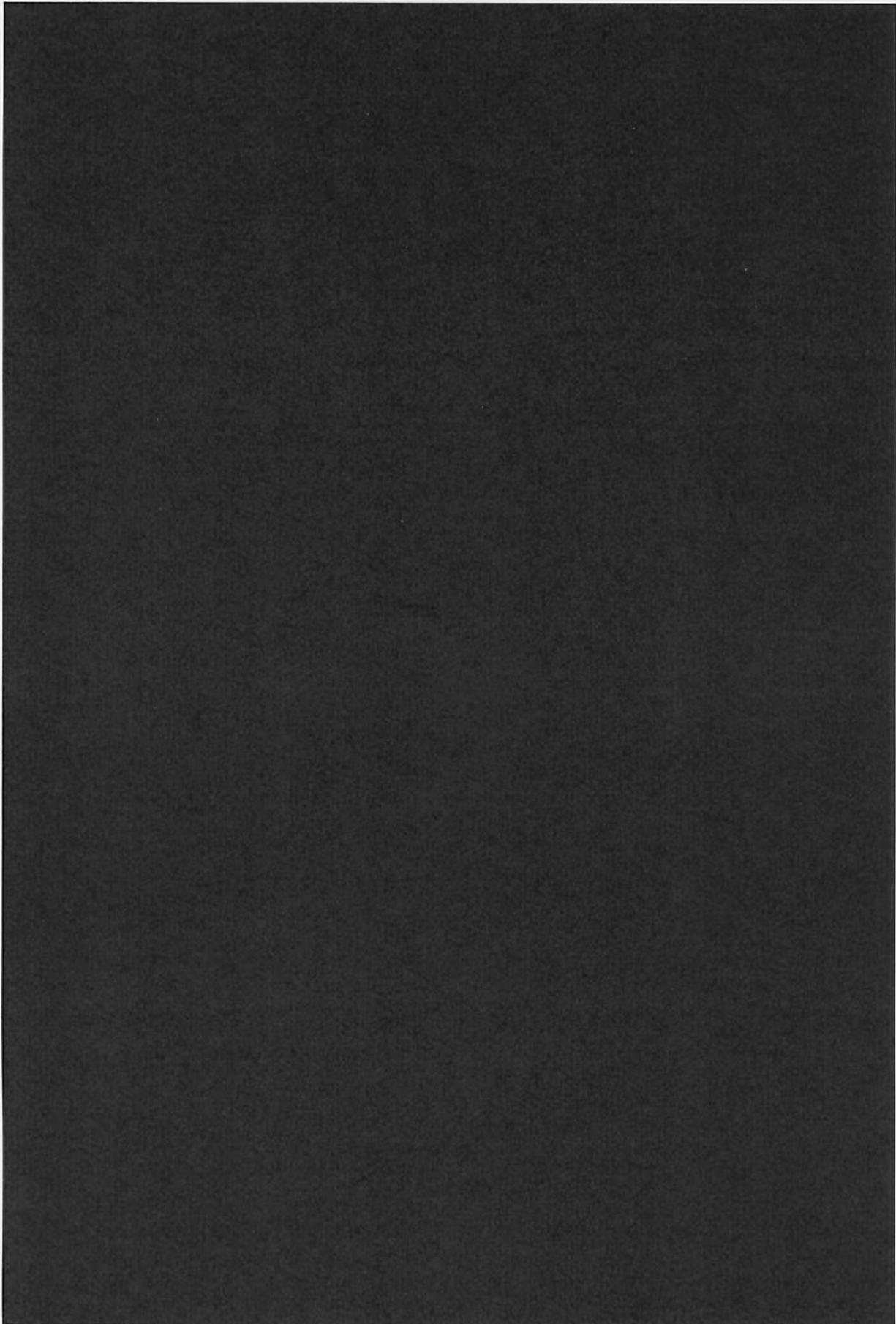


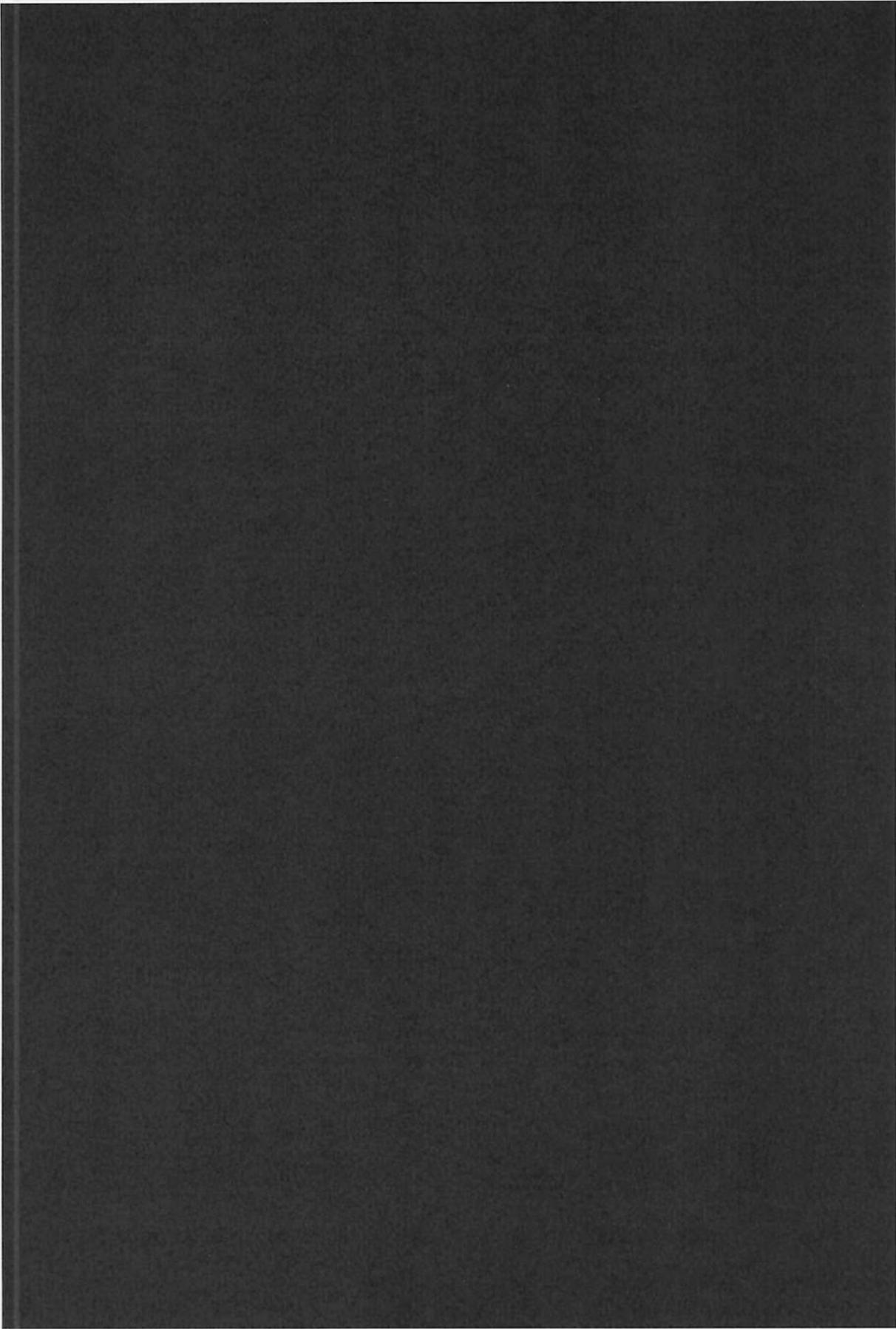


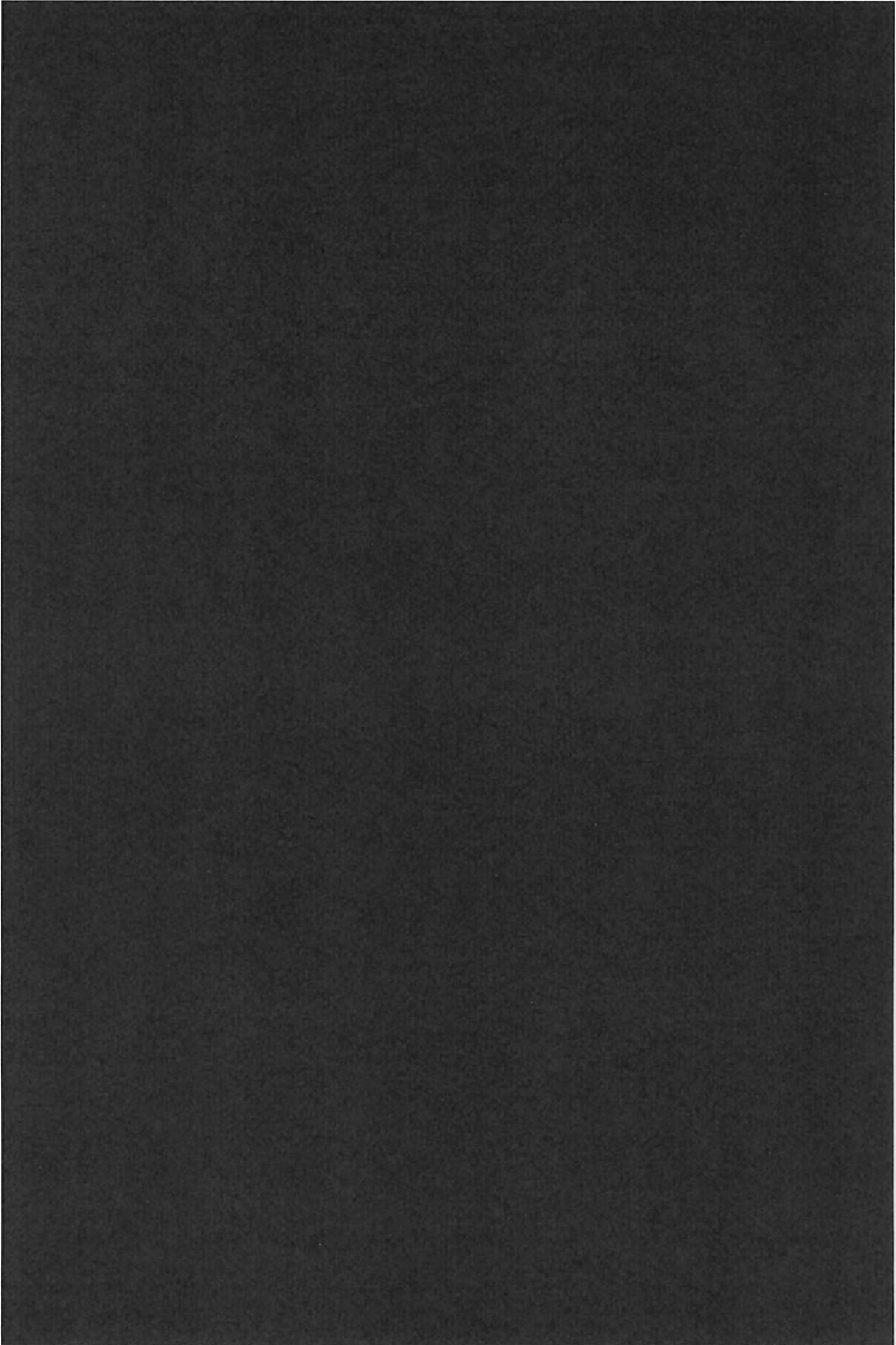


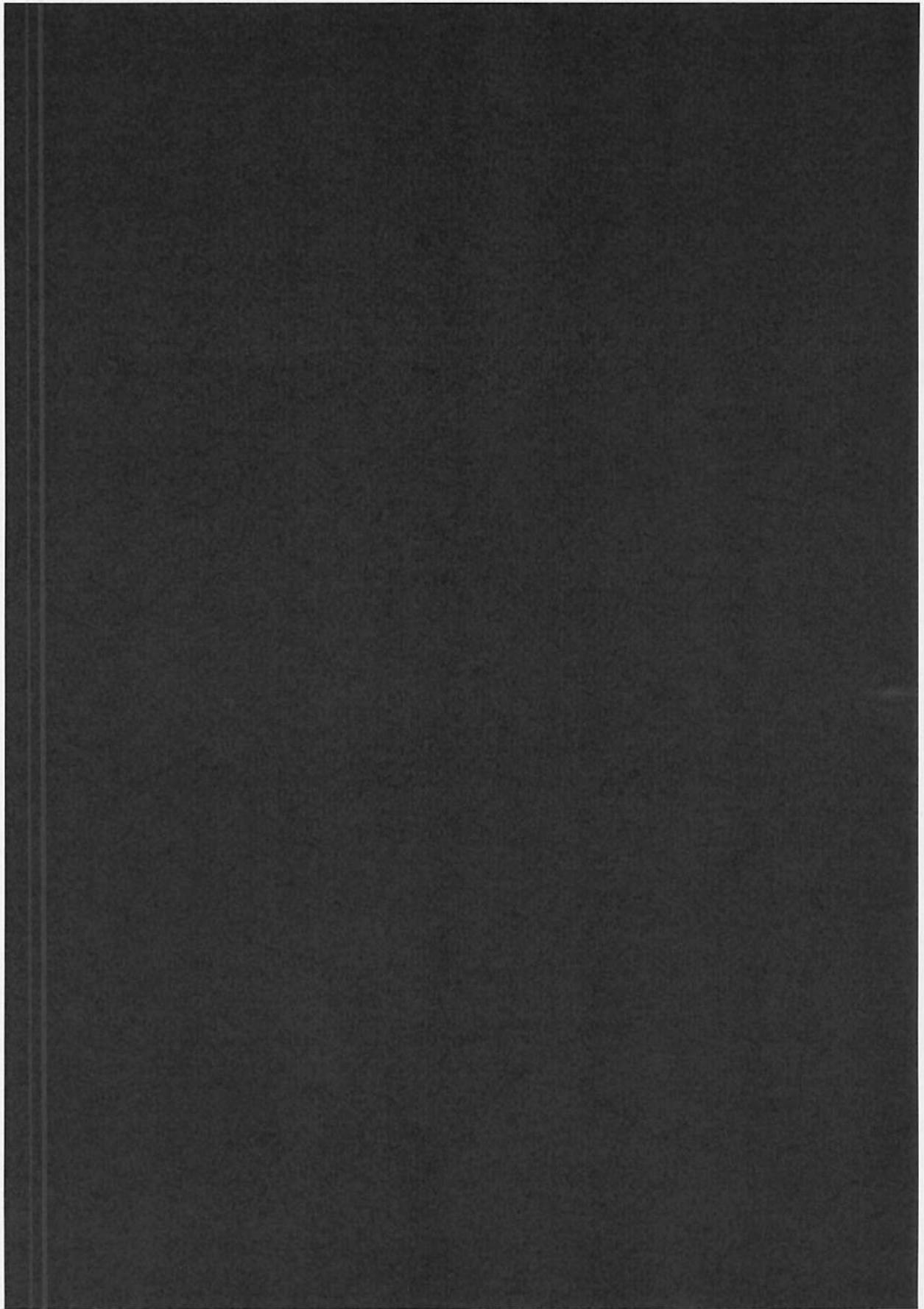


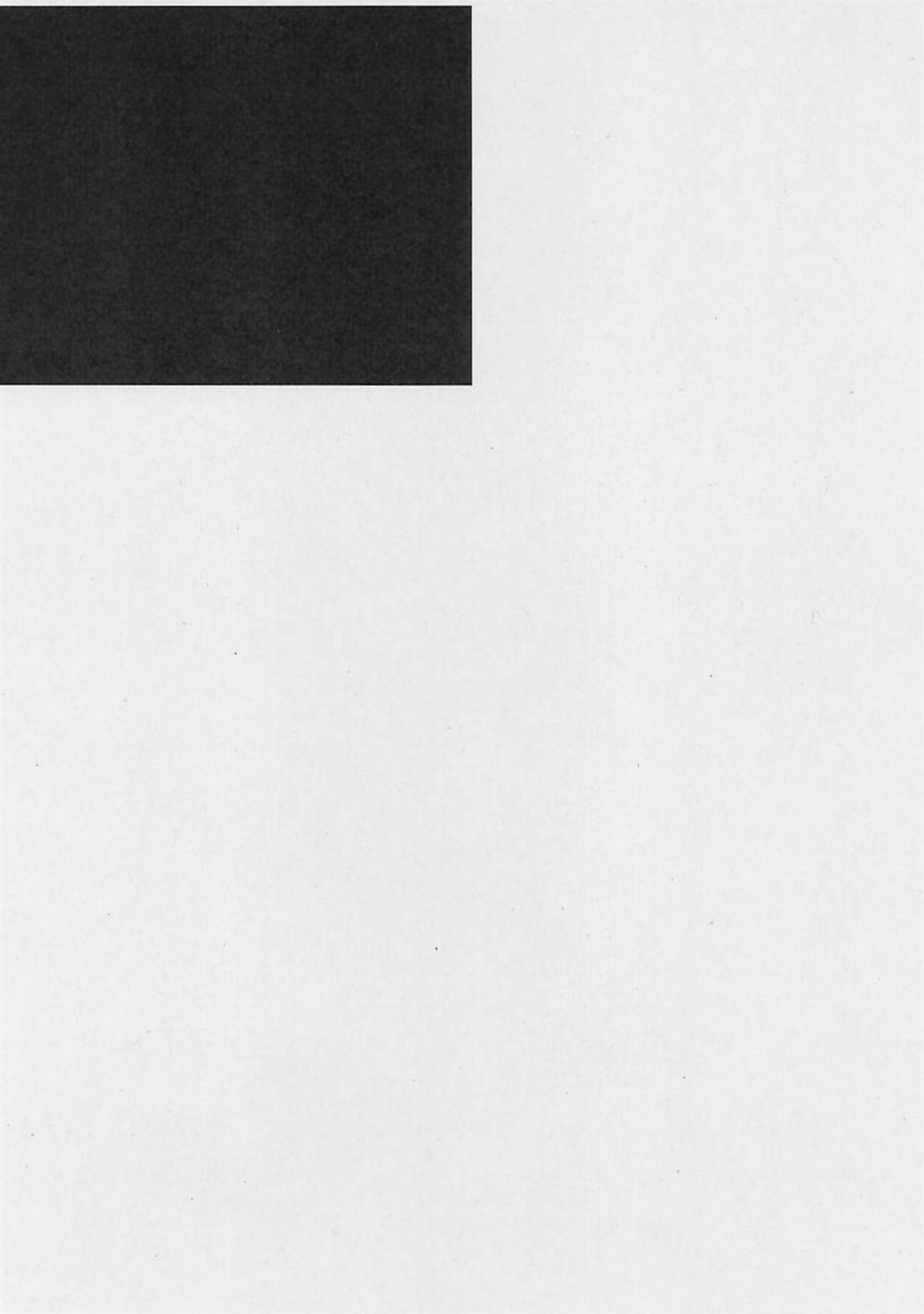
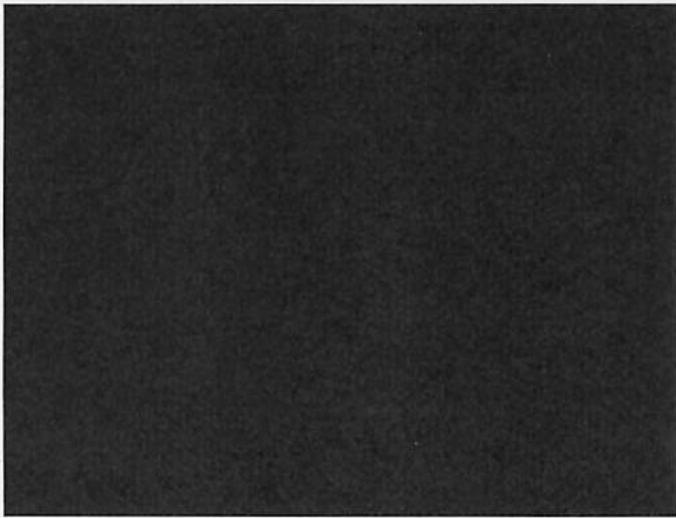


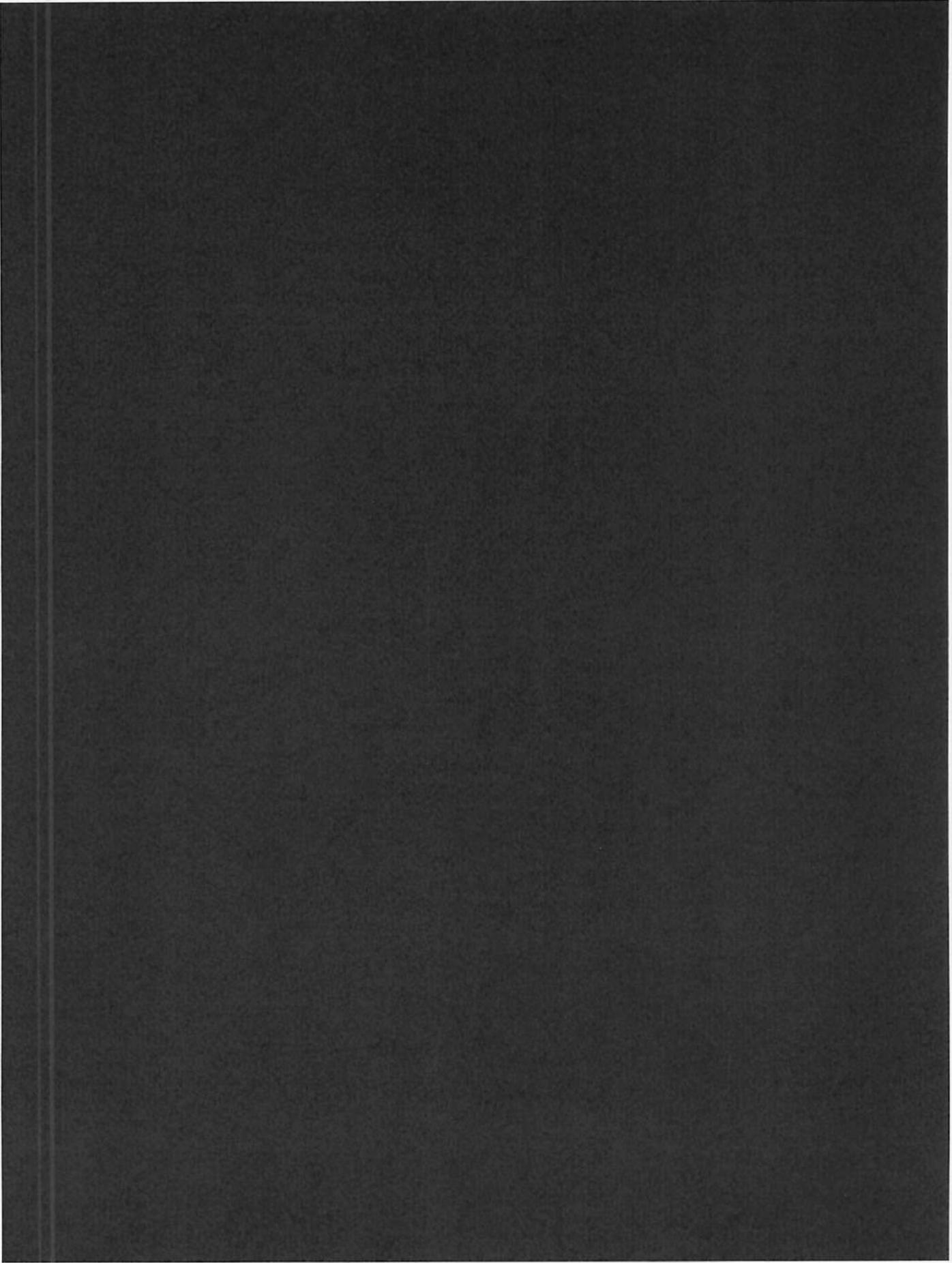


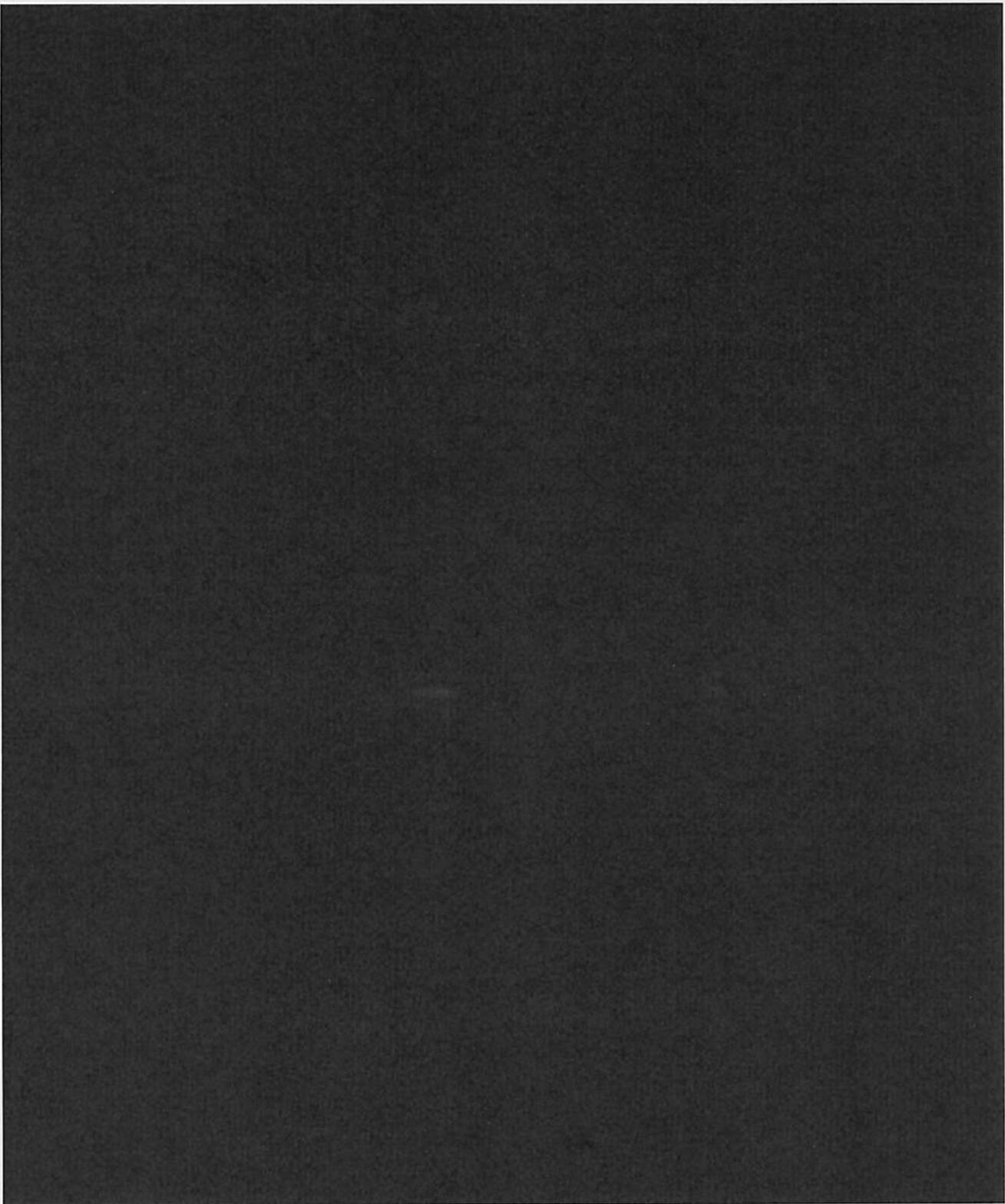


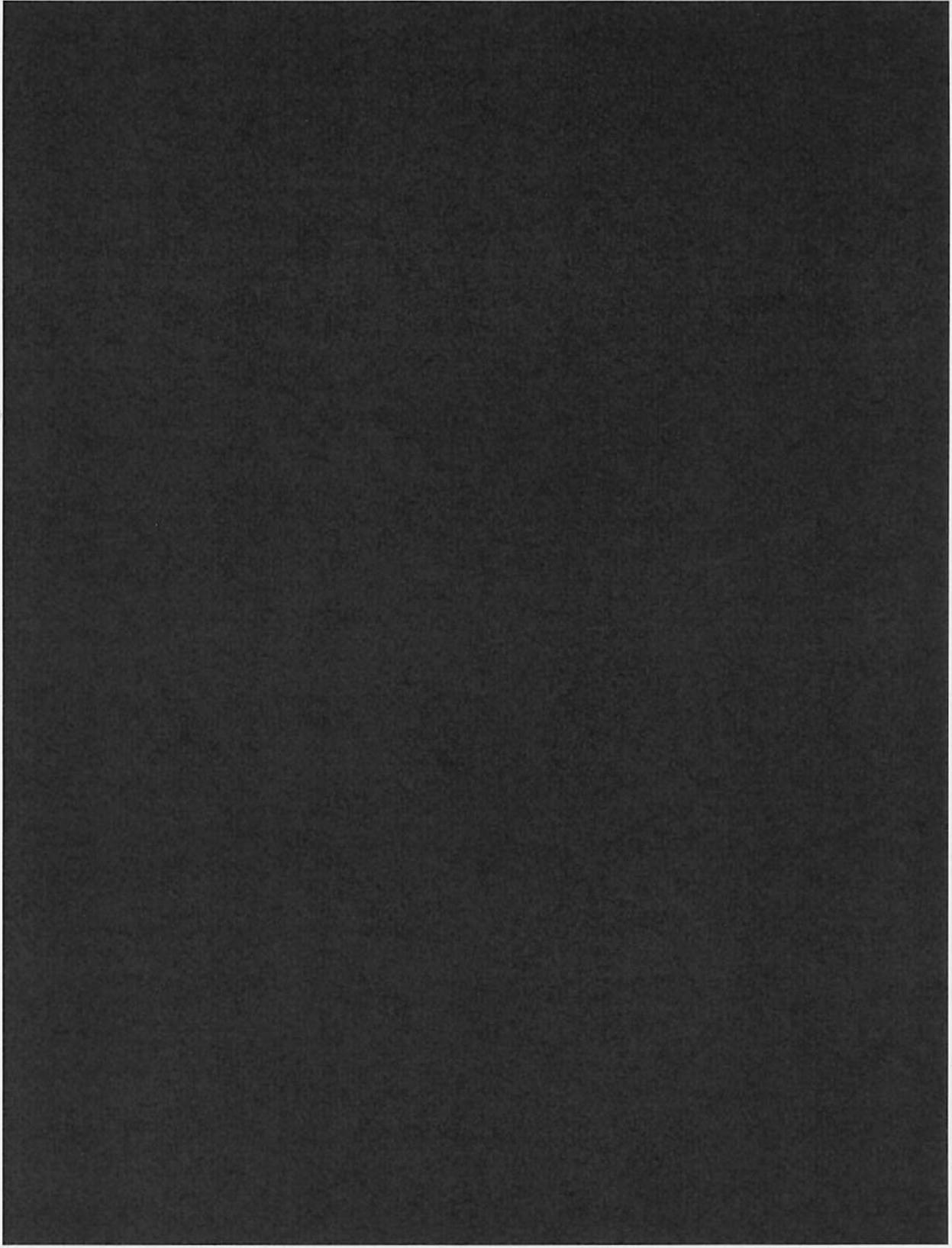


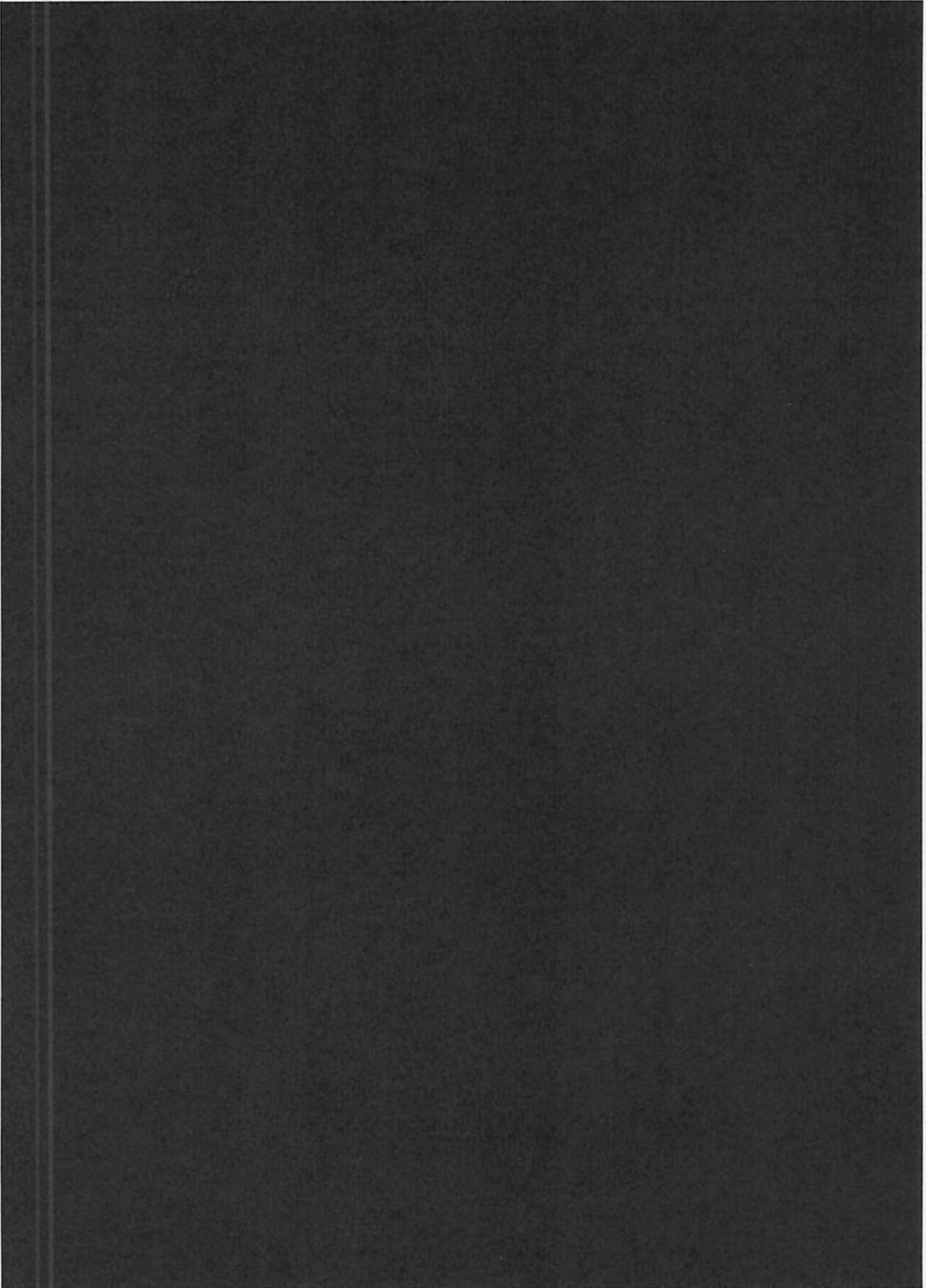












第3 取調べ適正化に関する最高検文書

3-1 最高検「検察における取調べ適正確保方策について」(2008年(平成20年)4月3日)

検察における取調べ適正確保方策について

平成20年4月3日
最高検察庁

検察においては、取調べの適正を一層確保するため、以下の各方策を実施することとし、検察官に周知徹底する。

第1 逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等の間の接見に対する一層の配慮

- 1 取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合、検察官は、当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡する。
- 2 取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合、検察官は、できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮する。
- 3 被疑者又は弁護人等から弁護人選任又は接見に関する上記の各申出があった場合、その申出及びこれに対してとった措置を記録にとどめる。

第2 取調べに当たっての一層の配慮

- 1 逮捕・勾留中の被疑者を取り調べるに当たっては、捜査の必要性を考慮しつつ、刑事施設等において定められている時間帯に就寝、食事、運動又は入浴ができるよう努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けるものとする。
- 3 取調べにおいては、少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努めるものとする。
- 4 供述調書は、必要に応じて、問答式で作成するものとする。

第3 取調べに関する不満等の早期かつ網羅的な把握とこれに対する適切な対応

- 1 被疑者の取調べに関して、被疑者の弁護人等から申入れがなされ、又は被疑者から不満等の陳述がなされたときは、決裁官がその内容を把握し、速やかに、所要の調査を行って、必要な措置を講じるとともに、申入れ等の内容、調査結果、講じた措置等を記録にとどめる。
- 2 調査結果等については、捜査・公判遂行に与える影響等を考慮しつつ、可能な範囲において、被疑者又は弁護人等に説明を行う。

第4 その他

3-2 最高検「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）」（2008年（平成20年）5月1日）

最高検企第206号
平成20年5月1日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 笠間治雄

取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）

逮捕・勾留中の被疑者とその弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）との間の接見については、かねてから、接見交通権の行使と被疑者の取調べ等の捜査の必要性との合理的な調整を図ろうとする刑事訴訟法第39条及びこれをめぐる諸判例の趣旨に従った適正な配慮がなされているものと考えますが、弁護人等との接見に配慮することは、取調べの適正の一層の確保に資するものと考えられます。

そこで、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について、下記のとおり定め、平成20年9月1日から実施することとしましたので、その適正な運用に遺憾のないように願います。

記

- 1 検察官の被疑者に対する弁護人選任及び接見に関する告知等について
 - (1) 弁解録取の際に、被疑者に対し弁護人選任権を告知するとともに、弁護人等との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見したい旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を告知することとされたい。
 - (2) 弁解録取の際に、被疑者（被疑者国選弁護制度の対象となる者を除く。）に対し、刑事訴訟法第209条、第211条及び第216条の規定により被疑者に準用される同法第78条第1項の申出ができる旨を教示するとともに、被疑者から検察官に対して同条による弁護人選任の申出があった場合には、直ちに所要の措置をとることとされたい。
- 2 検察官の取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について
当該申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡することとされたい。
- 3 検察官が取調べ中の被疑者又は取調べのために検察庁に押送された被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について
 - (1) 申出があった時点において現に取調べ中でない場合には、直ちに接見（接見施設がないか、又は利用できない場合に、弁護人等の同意を得た上、接見施設以外の場所で、職員の立会いの下で弁護人等と被疑者とを面会させる、いわゆる面会接見を含む。以

下同じ。)の機会を与えるよう配慮することとされたい。

(2) 申出があった時点において現に取調べ中の場合であっても、できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮することとされたい。

4 弁護人選任又は接見に関して申出があった場合の記録について

被疑者又は弁護人等から弁護人選任に関する上記1の申出又は接見に関する上記2若しくは3の申出があった場合には、その申出及びこれに対してとった措置を記録にとどめ、当該書面を、事件記録に編綴することとされたい。

3-3 最高検「取調べに当たっての一層の配慮について（依命通達）」（2008年（平成20年）5月1日）

最高検刑第126号
平成20年5月1日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 笠間治雄

取調べに当たっての一層の配慮について（依命通達）

被疑者の取調べに当たっては、被疑者供述の任意性・信用性の立証等を念頭に置きつつ、取調べ時間等につき適正な配慮がなされているものと考えますが、取調べの適正の一層の確保を図るため、取調べに当たっての一層の配慮について、本年7月1日から実施することとしましたので、下記事項に留意願います。

記

- 1 逮捕・勾留中の被疑者を取り調べるに当たっては、捜査の必要性を考慮しつつ、刑事施設又は留置施設において定められている時間帯に就寝、食事、運動又は入浴ができるよう努めるとともに、上記時間帯にこれらができなかった場合には、その補完措置がとられるよう配慮することとされたい。
- 2 やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり被疑者の取調べを行うことを避けることとされたい。
- 3 被疑者の取調べにおいては、少なくとも4時間ごとに休憩時間をとるよう努めることとされたい。
- 4 供述調書は、必要に応じて、問答式で作成することとされたい。

3-4 最高検「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について（依命通達）」（2008年（平成20年）5月1日）

最高検刑第125号
平成20年5月1日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 笠間治雄

取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について（依命通達）

適切な検察権の行使のためには、基本に忠実で適正な捜査・公判の徹底を図ることが重要ですが、特に取調べについては、その適正に疑念を持たれることがないようにする必要があります。検察官又は検察事務官による被疑者の取調べに関して、弁護士等や被疑者から申入れや不満等の陳述がなされた場合において、当該事件の決裁官がその申入れ等を早期かつ的確に把握し、これに対して適切な対応をすることは、捜査を遂げるために必要であるとともに、取調べの適正を一層確保することに資すると考えられます。

そこで、今般、下記のとおり、弁護士等から被疑者の取調べに関して申入れがなされたとき及び被疑者から取調べに関する不満等の陳述がなされたときに、当該事件の決裁官がこれを把握し、速やかに所要の調査を行って必要な措置を講じるとともに、申入れ等の内容等を記録することとし、本年9月1日から実施することとしましたので、下記事項に留意の上、適正に実施されるよう願います。

記

第1 取調べに関する不満等の早期かつ的確な把握とこれに対する適切な対応

1 取調べに関する不満等の決裁官による把握

- (1) 被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は弁護士（以下「弁護士等」という。）から検察官又は検察事務官（以下「検察官等」という。）による被疑者の取調べに関して申入れがなされたときは、その申入れを受けた検察官等は、速やかに、取調べ関係申入れ等対応票（別紙様式）を作成して申入れの内容等を記録した上、当該事件の決裁官に対し、これを提出して申入れの内容等を報告するものとする。
- (2) 被疑者から検察官等による取調べに関する不満等の陳述がなされたときも、上記(1)と同様とする。

2 決裁官の対応

- (1) 上記1(1)の申入れ又は1(2)の不満等の陳述（以下「申入れ等」という。）を把握した当該事件の決裁官は、速やかに、所要の調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 上記(1)の調査結果及び講じた措置については、捜査・公判遂行に与える影響等を考慮しつつ、申入れ等を行った弁護士等又は被疑者に対し、適時に、可能な範囲にお

いて説明を行うものとする。

3 調査結果等の記録

上記2(1)の調査を行い、必要な措置を講じた当該事件の決裁官は、上記1により提出を受けた取調べ関係申入れ等対応票に、その調査結果、講じた措置等を記録するとともに、その上位の決裁官にこれを報告するものとする。

第2 留意事項

1 取調べに関する不満等の決裁官による把握

(1) 申入れ等の方法は、口頭又は書面のいずれの方法によるかを問わないが、口頭による申入れ等がなされたときは、申入れ等の内容等を明確にするため、弁護士等又は被疑者に対し、申入れ等の内容等を記載した書面の提出を求めるのが適当である。

申入れ等は、当該取調べを担当した検察官等、当該事件の主任検察官又はその他の検察官等（決裁官を含む。）のいずれに対してなされたかを問わない。

当該事件の決裁官の上位の決裁官が申入れ等を受けたときは、当該事件の決裁官に対し、申入れ等の内容等を適宜の方法で通知するものとする。この場合においては、当該事件の決裁官が取調べ関係申入れ等対応票を作成して申入れ等の内容等を記録する。

また、検察官等が、司法警察職員から、検察官等による被疑者の取調べに関して弁護士等又は被疑者から申入れ等がなされた旨の連絡を受けたときは、当該連絡を受けた検察官等が取調べ関係申入れ等対応票を作成して申入れ等の内容等を記録した上、当該事件の決裁官に対し、これを提出して申入れ等の内容等を報告する。

なお、検察官等が、司法警察職員による被疑者の取調べに関して、弁護士等から申入れを受けたとき、又は、被疑者から不満等の陳述を受けたときは、速やかに、当該事件の主任検察官にその旨を連絡し、当該連絡を受けた主任検察官において、検察官等による被疑者の取調べに関する申入れ等がなされた場合に準じて、取調べ関係申入れ等対応票を作成して申入れ又は不満等の内容等を記録し、当該事件の決裁官にこれを報告するとともに、当該事件の捜査主任官である司法警察職員に申入れ又は不満等の内容等を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 上記第1の1及び2の決裁官とは、地方検察庁のうち、部制庁においては、当該事件の捜査又は公判を所管する部（当該申入れ等に係る取調べを担当した検察官等の所属する部）の部長（副部長が置かれている場合には、担当副部長）とし、非部制庁においては、次席検事とする。区検察庁においては、上席検察官又は検事正が指定した者とする。

(3) 取調べ当時に当該被疑者の身柄が拘束されているかどうかにかかわらず、上記第1を実施する。

(4) 起訴後に、被告人又はその弁護士等から、起訴前の取調べに関して申入れ又は不満等の陳述がなされたときは、必要かつ可能な範囲において、起訴前になされる申入れ等に準じて取り扱う。

2 決裁官の対応

(1) 申入れ等を把握した当該事件の決裁官は、捜査の一環として、その統括の下に所要の調査を行い、必要に応じて、検察官等に対する指揮指導等の措置を講ずる。

(2) 上記(1)の当該事件の決裁官は、他の検察官等に、弁護士等又は被疑者に対する上

記(1)の調査結果及び講じた措置の説明を行わせることができる。

3 取調べ関係申入れ等対応票の作成等

(1) 申入れ・陳述の概要欄について

ア 被疑者(被告人)欄については、申入れ等に係る取調べを受けた被疑者(起訴後に申入れ等がなされたときは、被告人)の氏名を記載する。

イ 申入れ・陳述年月日欄については、申入れ等を受けた年月日を記載する。検察官等の取調べに関する申入れ等が司法警察職員に対してなされ、検察官等が司法警察職員からその申入れ等がなされた旨の連絡を受けたときは、司法警察職員が申入れ等を受けた年月日を記載する。

ウ 申入れ・陳述者欄については、当該申入れ等をした者の□部分にレ点を記載する。弁護士等から申入れがなされたときは、弁護士等の氏名も記載する。被疑者及び弁護士以外の者から申入れがなされたときは、被疑者との関係も記載する。

エ 申入れ・陳述方法欄については、当該申入れ等の方法の□部分にレ点を記載する。

書面により申入れ等がなされたときは、書面の□部分にレ点を記載する。口頭により申入れ等がなされたときは、面談・取調べ時か、電話によるかの区別に従い、□部分にレ点を記載する。口頭により申入れ等がなされた場合において申入れ等の内容等が記載された書面が提出されたときは、口頭の□部分と書面の□部分の両方にレ点を記載する。

オ 申入れ・陳述を受けた者欄については、申入れ等を第一次的に受けた者(単に書類の授受等の受付業務を担当する者を除く。)の□部分にレ点を記載するとともに、その者の官職及び氏名を記載する。

カ 申入れ・陳述内容欄については、罪名部分に、当該事件の罪名を記載する。

取調官部分に、当該取調べを担当した検察官等の官職及び氏名を記載する。

具体的内容部分に、申入れ等の内容を具体的に記載する。申入れ等の内容等が記載された書面が提出された場合は、その書面を添付すれば足りる。

キ 申入れ等を受けた検察官等は、上記アないしカのとおり各欄に記載した上、作成年月日欄にこれらの記載をした年月日を、作成者官職氏名印欄にその官職及び氏名をそれぞれ記載し、押印する。

ク 当該事件の決裁官は、取調べ関係申入れ等対応票の提出を受けたとき、又は自らこれを作成したときは、決裁官印欄に押印する。

(2) 調査・措置等の経過及び結果欄について

ア 申入れ等の報告を受けて調査等を行った当該事件の決裁官は、調査のてん末、結果及び講じた措置等を記載した上、作成年月日欄にこれらの記載をした年月日を、調査等担当決裁官官職氏名印欄にその官職及び氏名をそれぞれ記載し、押印する。

イ 上記アの決裁官は、当該事件の決裁区分に従って、順次、その上位の決裁官に対し、上記アのとおり作成した取調べ関係申入れ等対応票により申入れ等の概要、調査のてん末、結果及び講じた措置等を報告し、報告を受けた上位の決裁官において、上位決裁官印欄に押印する。

(3) 検察官等が、司法警察職員による被疑者の取調べに関して、弁護士等から申入れ

を受けたとき、又は、被疑者から不満等の陳述を受けたときは、主任検察官において、上記(1)のとおり申入れ・陳述の概要欄に所定事項を記載し、当該事件の決裁官から決裁官印欄に押印を受けた上、調査・措置等の経過及び結果欄に、申入れ又は不満等の内容等を当該事件の捜査主任官である司法警察職員に連絡したこと及び講じた措置を記載する。

- (4) 上記(1)ないし(3)のとおり作成した取調べ関係申入れ等対応票は、事件記録に編てつする。

○取調べ状況の記録等に関する訓令

〔平成15年11月5日法務省刑刑訓第117号〕
検事総長，検事長，検事正あて

改正 平成20年5月1日法務省刑刑訓34号

第1条 検察官又は検察事務官（以下「検察官等」という。）は、逮捕又は勾留されている者（少年法（昭和23年法律第168号）第43条第1項の規定による請求に基づく同法第17条第1項第2号の措置により身柄を拘束されている者を含む。）を取調べ室又はこれに準ずる場所において被疑者又は被告人（以下「被疑者等」という。）として取り調べた場合は、当該取調べを行った日ごとに、取調べ状況等報告書（別紙様式）を作成しなければならない。

2 検察官は、当該取調べに立ち会った検察事務官に前項の取調べ状況等報告書を作成させることができる。

第2条 検察官等は、前条の規定により取調べ状況等報告書を作成したときは、被疑者等にその記載内容を確認させ、これに署名指印することを求めるものとする。ただし、被疑者等が拒絶した場合は、この限りでない。

附 則（平成15年11月5日法務省刑刑訓第117号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日法務省刑刑訓第34号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

3-5 最高検「取調べメモの取扱いに関する運用指針について（事務連絡）」（2011年（平成23年）4月6日）

最高検刑第135号

平成23年4月6日

高等検察庁次席検事 殿

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 池上政幸

取調べメモの取扱いに関する運用指針について（事務連絡）

いわゆる取調べメモ（検察官が被疑者、被告人又は参考人の取調べを行った際に作成するメモをいい、取調べ中、取調べ後いずれにおいて作成したかを問わない。以下同じ。）については、平成20年7月9日付け及び同年10月21日付け各当職通知（「取調べメモの保管について」及び「取調べメモの適正な保管について」）並びに各通知を発出した際の各補足説明に従い、適切な取扱いに努められていることと思います。

今般、取調べメモの取扱いの在り方について、改めて当庁において検討を行った結果、前記各通知を変更する必要はないものの、前記各補足説明の内容を一部改めることが適当と考えられたことから、同通知に関する運用指針を別紙のとおり定めるので、本年4月11日以降に受理した事件から、従前の補足説明によることなく、この指針により取り扱うようお取り計らい願います。

取調べメモの取扱いに関する運用指針

第1 取調べメモの取扱いに関する基本的視点

1 本来、取調べメモは、そこに記載された供述内容等について、供述調書や捜査報告書が作成されれば、不要となるものであり、公訴提起後であっても、被疑者等（被疑者、被告人及び参考人をいう。以下同じ。）の言動等から、当該調書の任意性・信用性が公判廷で争われることが予想されるときに、当該取調べメモに記載された被疑者等の言動から、その取調べ状況が客観的に明らかとなり、裁判所が取調べ状況についての争いを公正に判断する上で必要と認められるもの等を組織的に保管するのが相当である。

2 1により組織的に保管するメモ（以下「公判引継ぎ用取調べメモ」という。）以外の取調べメモは、本来、不要なものであることから、捜査の秘密の保持や関係者の名誉及びプライバシー保護の観点から、安易に保管を継続することなく廃棄すべきものである。

もっとも、取調べメモの取扱いに関しては、例えば、検察官が廃棄した不要な取調べメモに関し、公判において、果たして本当にそれが不要なものであったか否かなどをめぐり紛議を招くことがあり、こうした状況にも配慮して適切に対処する必要があるものと考えられる。

そこで、公判引継ぎ用取調べメモ以外の取調べメモであっても、一律に廃棄するのではなく、事件ごとに、事案の内容、性質、証拠関係等をも考慮して、念のため保管しておくべきか否かを個別に判断することとするのが相当である。

3 1及び2に従って保管することとした取調べメモは、訴訟に関する書類ではあるが、事件記録とは本来異なるものであるため、当該事件記録の一部としては取り扱わない。

第2 取調べメモの具体的な取扱い

1 捜査を担当する主任検察官は、自ら作成した取調べメモについて、第1の1及び2に従って、公訴を提起する際に保管の要否を判断するものとする。

共同捜査の場合において、当該捜査に関与した検察官が作成した取調べメモについては、捜査を担当する主任検察官が、当該取調べメモを作成した検察官の意見を聴取した上、第1の1及び2に従って、公訴を提起する際又は公訴を提起した後できる限り早い時期に保管の要否を判断するものとする。

2 第1の1に従って保管することとした公判引継ぎ用取調べメモの取扱いは、以下のとおりとするのが相当である。

(1) 捜査を担当する主任検察官は、別の検察官が当該事件の公判を担当する場合には、

公判引継ぎ用取調べメモであることを明示して、事件ごとに、事件記録とは別の綴りにして整理し、当該公判を担当する主任検察官に引き継ぐものとする。

当該公判を担当する主任検察官は、公判引継ぎ用取調べメモ綴りに確認印を得るなどして引継ぎの事実につき上司の確認を得た上、保管するものとする。

- (2) 捜査を担当する主任検察官は、自らが当該事件の公判を担当する主任検察官となる場合においても、(1)と同様に、公判引継ぎ用取調べメモ綴りを事件記録とは別に作成し、上司の確認を得て保管するものとする。
- 3 第1の2に従って保管することとした取調べメモについては、保管の理由が様々なものとなることから、統一的な保管方法によるものとすることは適当ではないが、各庁の実情等をも踏まえ、捜査の秘密の保持や関係者の名誉及びプライバシー保護の観点に十分配慮した適宜の方法により、組織的に保管するものとする。
- 4 1の判断の結果、保管することとした取調べメモは、これを必要と認める間、保管するものとする。

第4 取調べ適正化に関する警察庁文書

4-1 警察庁「警察捜査における取調べ適正化指針」(2008年(平成20年)1月)

平成20年1月

警察庁

警察捜査における取調べ適正化指針

我が国の刑事手続において、被疑者の取調べは、事案の真相解明に極めて重要な役割を果たしていることは、論を俟たないところである。しかしながら、昨今、その在り方が問われる深刻な無罪判決等が相次ぎ、取調べを始めとする警察捜査における問題点が厳しく指摘された。警察としては、これらの点について深く反省し、今後の捜査にいかすべき事項を抽出し、再発防止に向けた緊急の対策を講じてきたところであるが、国民からの批判は依然として厳しく、警察捜査に対する信頼が大きく揺らいでいる。

また、平成21年5月までに導入される裁判員裁判制度の下では、一般国民から選ばれる裁判員が刑事事件の審理に加わり、警察捜査の結果が直接国民の視点から検証されることとなる。したがって、裁判員の心証形成に資するという観点からも、警察における捜査手続、とりわけ被疑者の取調べの在り方についても、一層の適正性の確保が求められている。

このような諸情勢を踏まえ、国家公安委員会は、警察捜査における取調べの一層の適正化を喫緊の課題と認め、全国警察を挙げた取組みが必要であるとして、平成19年11月1日、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。

警察庁は、都道府県警察における捜査の実態を十分に勘案し、来るべき裁判員裁判への適合性をも念頭に置きつつ、捜査における取調べの一層の適正化について対策を講ずることとなった。

警察庁は、この決定に基づき、鋭意、対策の検討を進め、このたび、警察が当面取り組むべき施策を「警察捜査における取調べ適正化指針」として取りまとめた。この指針にのっとり、取調べの適正化に向けた施策を迅速かつ着実に実施し、警察捜査に対する国民の信頼を確かなものとするよう全力を尽くしていく。

記

1 取調べに対する監督の強化

(1) 捜査部門以外の部門による取調べに関する監督

ア 警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に取調べに関する監督を担当する所属（以下「本部監督担当課」という。）を置くとともに、本部監督担当課及び警察署の総務又は警務部門に取調べに関する監督を担当する監督担当者を置く。

イ 取調べに関する監督を的確に行うことができるよう、次に掲げる取調べに係る不適正行為につながるおそれがある行為を監督の対象となる行為（以下「監督対象行為」という。）として国家公安委員会規則に典型的に規定する。

(ア) 被疑者の身体に接触すること（やむを得ない場合を除く。）。

(イ) 直接又は間接に有形力を行使すること。

(ロ) 殊更不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。

(ハ) 一定の動作又は姿勢をとるよう強く要求すること。

(ニ) 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。

(ホ) 被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること。

(ヘ) 一定の時間帯等に取調べを行おうとするときに、あらかじめ、警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）又は警察署長の承認を受けないこと。

ウ 罪種や任意・強制の別を問わず、取調べ室等において行われる被疑者の取調べについて、監督対象行為の有無を確認すること等により、取調べに関する監督を行う。

エ 取調べに関する監督は、大要次のような方法により行うこととする。

(ア) 取調べ状況の把握

a 被疑者を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたときは、捜査主任官は、本部監督担当課に対し、速やかに、取調べ状況報告書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項に規定する取調べ状況報告書をいう。以下同じ。）等の記載内容を報告する。

b 警察署に置かれる監督担当者は、被疑者等からの苦情の申出を受けるとともに、当該警察署において行われる被疑者の取調べの状況を随時確認し、又は必要により所要の調査を行い、その結果を本部監督担当課に報告する。

c 本部監督担当課は、警察署等に対し定時又は随時の巡察を行い、監督対象行為の有無を中心とする被疑者の取調べの外形的状況を確認する。

d 取調べについて苦情の申出があったときは、申出者の氏名、連絡先、苦情の内容等を書面に記録するとともに、苦情処理に係る所定の手続に従い、速やかに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察本部長に報告する（報告の内容は、すべて本部監督担当課においても把握する。）。

(イ) 調査

本部監督担当課は、上記(ア)により、監督対象行為がなされた可能性があるとして認めるときは、関係書類の閲覧、捜査主任官等からの報告聴取、取調べの外形状況の確認、取調べ官等からの報告聴取、被疑者との面接等を実施し、監督対象行為の有無を確認する。

(イ) 監督対象行為を認めた場合の措置

- a 監督担当者は、調査過程において監督対象行為を現に認めたときはこれを中止させることができることとする。
- b 調査結果は書面に記録するとともに、本部各部指導担当部署又は監察部門に通報し、業務上の指導や懲戒処分に活用する。
- c 取調べに関する監督の実施状況については、定期的又は随時に公安委員会に報告する。

(2) 被疑者の取調べ過程・状況に関する書面による記録制度の充実

取調べ状況報告書は、身柄を拘束されている被疑者又は被告人を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたときに作成することが義務付けられているところ、原則として、罪種や事案の軽重を問わず、身柄を拘束されていない被疑者又は被告人を取調べ室又はこれに準ずる場所において取り調べたときにも作成することを義務付ける。

2 取調べ時間の管理の厳格化

- (1) 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない旨を犯罪捜査規範に規定する。
- (2) 次に掲げる場合には警察本部長又は警察署長の事前の承認を受けなければならないこととするなど、取調べ時間の管理に関する所要の事項を国家公安委員会規則に規定する。
 - ア 午後10時から翌日の午前5時までの間に取調べを行おうとする場合
 - イ 休憩時間等を除き、1日当たり8時間を超えて取調べを行おうとする場合

3 その他適正な取調べを担保するための措置

(1) 取調べ室の設置基準の明確化

取調べ環境を国民に対して明確にするため、取調べ室の設置基準を犯罪捜査規範に規定する。

(2) 取調べ状況の把握を容易にするための施設整備の一層の充実

取調べ状況を外形的に把握することができるようにするため、すべての取調べ室に透視鏡等の設置を図るとともに、取調べ室への入退室時間を電子的に管理するシステ

ムや取調べ状況報告書等の記載内容を電子的に把握するシステム等の整備を推進する。

4 捜査に携わる者の意識向上

(1) 適正捜査に関する教養の充実

新たに捜査に従事することとなる警察官に対しては、原則として、各都道府県警察の警察学校において部門別任用科課程を実施し、捜査員として必要な専門的知識・技能の修得を図っているところであるが、司法制度改革等に的確に対応し適正な捜査を推進するため、同課程におけるカリキュラムを見直し、適正捜査に関する教養の充実に努める。

また、適正な取調べを推進する観点から、取調べに係る指導的立場にある警察官に対する教養の充実に努める。

(2) 具体的事例に基づいた実践的な教養の実施

警察大学校特別捜査幹部研修所において、取調べを始めとする各種捜査手法の実践的な教養の在り方について研究し、その成果を都道府県警察に還元し、活用を図る。

(3) 技能伝承官の活用

次代を担う捜査員に対し、取調べを始めとする各種捜査の手法や適正捜査の在り方を的確に伝承するため、取調べ等に関し卓越した技能を有する捜査員については、退職後においても非常勤職員として採用し、又は再任用することにより、技能伝承官として活用を図る。

(4) 弁護士を始めとする法曹関係部外講師の積極的な招聘

都道府県警察における教養では、従前から、教養内容に応じ、部外講師の招聘が行われてきたところであるが、取調べに関する教養に当たっては、これまで以上に弁護士等の法曹関係部外講師を積極的に招聘し、弁護士等からみた警察捜査、とりわけ取調べについての問題意識を醸成し、適正捜査に係る意識の向上を図る。

(5) 人事上の措置

ア 勤務成績の処遇への的確な反映

能力、実績に応じた人事管理を推進するため、取調べ官等職員の勤務成績の昇任、給与等の処遇への一層的確な反映に努める。

イ 積極的な表彰の実施

取調べ官等職員が旺盛な士気を維持しつつ職務に精励するよう、取調べ官等職員の功労を適切に評価し、表彰を一層積極的に実施する。

ウ 懲戒処分に係る行為類型の明確化

監督対象行為に関し、懲戒処分の対象となり得る行為の類型を明確化する。

エ 監督対象行為を認めた場合の厳正な対処等

監督対象行為を認めた場合は、諸要素を総合的に考慮して、懲戒処分を始めとする厳正な措置を講ずるほか、取調べの一層の適正化を図る観点から、所要の業務上の指導を実施する。

オ 能力及び実績に応じた適材適所の人事配置の推進

取調べ等の捜査活動を適正かつ能率的に実施するため、職員の能力及び実績を的確に把握し、より一層客観的かつ公正な勤務評定を行うよう努めるとともに、その結果に応じ、適材適所の人事配置を推進する。

4-2 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」(2008年(平成20年)4月3日国家公安委員会規則第4号)

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成二十年四月三日国家公安委員会規則第四号)

最終改正:平成二三年三月三十一日国家公安委員会規則第四号

警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則を次のように定める。

第一章 総則(第一条-第五条)

第二章 被疑者取調べの監督(第六条-第十一条)

第三章 雑則(第十二条-第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めることにより、被疑者取調べの適正化に資することを目的とする。

(留意事項)

第二条 被疑者取調べの監督は、厳正かつ公平を旨として行わなければならない。

2 被疑者取調べの監督に当たっては、被疑者又は被告人(以下単に「被疑者」という。)その他の関係者の人権に配慮しなければならない。

3 被疑者取調べの監督に当たっては、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

(定義等)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被疑者取調べ 取調べ室(これに準ずる場所を含む。以下同じ。)において警察官が行う被疑者の取調べをいう。
- 二 監督対象行為 被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、被疑

者に対して行う次に掲げる行為をいう。

- イ やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- ロ 直接又は間接に有形力を行使用すること（イに掲げるものを除く。）。
- ハ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- ニ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- ホ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- ヘ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

2 次のいずれかの場合において、警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長（以下「警察本部長」という。）又は警察署長の事前の承認を受けないときは、これを監督対象行為とみなしてこの規則の規定を適用する。

- 一 午後十時から翌日の午前五時までの間に被疑者取調べを行うとき。
- 二 一日につき八時間を超えて被疑者取調べを行うとき。

（取調べ監督官）

第四条 被疑者取調べに関し次項に規定する職務を行う者（以下「取調べ監督官」という。）は、警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）に置かれる取調べ室に係るものについては警察本部の被疑者取調べの監督業務を担当する課（課に準ずるものを含む。以下「取調べ監督業務担当課」という。）の警察官のうちから警察本部長が指名する者とし、警察署に置かれる取調べ室に係るものについては警察署の総務課又は警務課（課の置かれていない警察署にあっては、係を含む。）の警察官のうちから警察署長が指名する者とする。

2 取調べ監督官は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 第六条第一項の規定に基づき被疑者取調べの状況の確認を行うこと。
- 二 第六条第三項又は同条第四項の規定に基づき被疑者取調べの中止の要求その他の必要な措置をとること。
- 三 第八条の規定により巡察官が行う巡察に協力すること。
- 四 第十条の規定により取調べ調査官が行う調査に協力すること。
- 五 その他法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項

3 取調べ監督官の職務を行う者及びその職務を補助する者は、その担当する被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。

（連絡）

第五条 取調べ監督官と捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）は、被疑者取調べの監督

に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。

第二章 被疑者取調べの監督

(確認等)

第六条 取調べ監督官は、取調べ室の外部からの視認、事件指揮簿（犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿をいう。）及び取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第一百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書をいう。以下同じ。）の閲覧その他の方法により被疑者取調べの状況の確認を行うものとする。

- 2 取調べ監督官は、前項の確認を行った場合において、必要があると認めるときは、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、当該確認の結果を通知するとともに、当該確認の結果を明らかにしておかなければならない。
- 3 取調べ監督官は、第一項の確認を行った際現に監督対象行為があると認める場合には、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止その他の措置を求めることができる。この場合において、捜査主任官は、速やかに、必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該取調べ監督官に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があったときは、取調べ監督官は、自ら被疑者取調べの中止その他の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を捜査主任官に通知しなければならない。

(苦情の通知)

第七条 警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならない。

(巡察)

第八条 警察本部長は、必要があると認めるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから巡察官を指名し、取調べ室を巡察させるものとする。この場合において、巡察官は、第六条第一項に規定する被疑者取調べの状況の確認を行うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、第六条第二項から第四項までの規定は、巡察官が行う巡察について準用する。

(被疑者取調べの状況等の報告)

第九条 警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、その指揮に係る被疑者取調べに関し、取調べ状況報告書の写しの送付その他の方法により、当該被疑者取調べの状況について、取調べ

監督業務担当課の長を経由して、警察本部長に報告しなければならない。

- 2 取調べ監督業務担当課の長又は警察署長は、その指揮に係る被疑者取調べの監督に関し、第六条第三項又は同条第四項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の措置が講じられたときは、当該措置の内容について、警察本部長に（警察署長にあっては、取調べ監督業務担当課の長を経由して警察本部長に）報告しなければならない。

（調査）

第十条 警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、前条の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから調査を担当する者（以下「取調べ調査官」という。）を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない。

- 2 取調べ調査官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する警察署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べに係る捜査主任官、取調べ警察官その他の警察職員を出頭させ、説明をさせるよう求めることができる。

- 3 取調べ調査官は、調査が終了した後、速やかに、調査結果報告書（別記様式）を作成し、当該調査結果報告書の内容を警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならない。

（監督実施状況の報告）

第十一条 警視總監及び道府県警察本部長は都道府県公安委員会に対し、方面本部長は方面公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならない。

第三章 雑則

（指導等）

第十二条 警察庁長官（以下「長官」という。）は、この規則の適正な施行を期するため、その指名する職員に、次の各号に掲げる事項に関し、実地にその状況を点検させ、及び必要な指導を行わせることができる。

- 一 第四条から第十一条までに規定する事項の実施状況に関すること。
- 二 被疑者取調べの監督業務に関する教養その他の当該業務の円滑な運営に関すること。

- 2 前項の規定による点検は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

3 第一項の規定による点検及び指導（以下「指導等」という。）は、原則として毎年度一回、皇宮警察本部及び全ての都道府県警察に対して実施するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、指導等の実施に関し必要な事項の細目は、長官が定める。

（国家公安委員会への報告）

第十三条 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、この規則の施行状況を報告しなければならない。

（皇宮護衛官への準用）

第十四条 第二条から第五条まで及び第二章の規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。この場合において、「取調べ警察官」とあるのは「取調べ皇宮護衛官」と、「警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と、「警視総監、道府県警察本部長若しくは方面本部長（以下「警察本部長という。）」とあるのは「皇宮警察本部長」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）」とあるのは「皇宮警察本部」と、「警察署」とあるのは「護衛署」と、「犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九条第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第百八十二条の二第一項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警察署長等」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察庁長官」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

別記様式（第10条関係）

（略）

4-3 警察庁「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」(2008年(平成20年)5月8日)

警察庁丙刑企発第18号

平成20年5月8日

皇宮警察本部長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁刑事局長

取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について

逮捕・勾留中の被疑者とその弁護人又は弁護人になろうとする者(以下「弁護人等」という。)との間の接見については、かねてから、接見交通権の行使と被疑者の取調べ等の捜査の必要性との合理的な調整を図ろうとする刑事訴訟法第39条及びこれをめぐる諸判例の趣旨に従った適正な配慮がなされているものと承知しているところ、弁護人等との接見に配慮することは、取調べの適正の一層の確保に資するものと考えられるところである。

そこで、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について、犯罪捜査規範の一部を改正する規則(平成20年国家公安委員会規則第5号)による改正後の犯罪捜査規範第130条第3項の規定による措置(弁護人選任に係る教示)と併せ、下記の事項を本年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、法務省刑事局と協議済みである。

記

1 被疑者に対する接見に関する告知について

弁解録取の際に、弁護人等との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見したい

旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を被疑者に対し告知すること。

2 取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置について
被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡すること。

3 取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応について
できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮すること。

4 上記2又は3の申出があった場合の記録について

被疑者又は弁護人等から上記2又は3の各申出があった場合には、その申出及びこれに対してとった措置を当該申出を受けた捜査員が書面に記録し、当該書面を保管しておく、捜査・公判上の必要のため検察官から要請があったときには、証拠化して送致すること。

第5 録音・録画に関する文書

5-1 最高検「取調べの録音・録画の実施等について（依命通知）」（2019年（平成31年）4月19日）

最高検判第5号

平成31年4月19日

検事長 殿

検事正 殿

次長検事 堺 徹

取調べの録音・録画の実施等について（依命通知）

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第54号）のうち録音・録画制度の導入に関する規定が平成31年6月1日から施行されることとなりました。

これまで、裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件及び精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件において、身柄拘束中の被疑者について取調べの録音・録画を実施してきたところですが、上記施行後も、引き続き、これら4類型の事件については、別添1「取調べの録音・録画の実施対象事件等」により、取調べの録音・録画を実施するので、遺漏なく行われるよう配意願います。

これらのうち、裁判員裁判対象事件（別添1の第1の1(1)裁判員類型のアに当たる事件）及び検察官独自捜査事件については、改正後の刑事訴訟法第301条の2による録音・録画義務及び録音・録画記録の証拠調べ請求義務の対象となりますので、特に留意願います。

また、これら4類型の事件以外の事件であっても、①公判請求が見込まれる身柄事件であって被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件の被疑者、②公判請求が見込まれる事件であって被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件の被害者・参考人については、別添2「取調べの録音・録画の試行指針」により取調べの録音・録画の試行を継続することとしたので、各庁の判断により試行対象事件に該当すると認める場合には、積極的に試行願います。

なお、以上の場合以外でも、検察官において、捜査・公判の必要上、取調べの録音・録画

を行うことは差し支えありませんので、申し添えます。

おって、平成29年3月22日付け最高検判第4号当職依命通知「取調べの録音・録画の実施等について」は、本年5月31日をもって廃止します。

取調べの録音・録画の実施対象事件等

第 1 取調べの録音・録画の実施対象事件等

1 実施対象事件及び実施範囲

(1) 裁判員裁判対象事件等【裁判員類型】

ア 逮捕・勾留中の被疑者（勾留に代わる観護措置（少年法第 43 条第 1 項、第 17 条第 1 項第 2 号）が執られて少年鑑別所に収容されている者を含む。以下同じ。）につき、次に掲げる事件（注）について被疑者として取調べ（弁解録取を含む。以下同じ。）を行う場合には、その録音・録画を行うものとする（改正後の刑事訴訟法第 301 条の 2 第 4 項、第 1 項第 1 号、第 2 号参照）。

なお、この場合において、取調べの対象となる被疑事実が逮捕・勾留事実と同一であるか否かは問わない。

(ア) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(イ) 短期 1 年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

イ 逮捕・勾留中の被疑者につき、弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件について被疑者として取調べを行う場合も、アと同様とする。

(2) 検察官独自捜査事件（司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件）

【独自捜査類型】

逮捕・勾留中の被疑者につき、司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件について被疑者として取調べを行う場合には、その録音・録画を行うものとする。ただし、当該事件と関連する事件が送致され又は送付されている場合であつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が当該事件を送致し又は送付することが見込まれているときは、この限りでない（改正後の刑事訴訟法第 301 条の 2 第 4 項、第 1 項第 3 号参照）。

なお、この場合において、逮捕・勾留が検察官による逮捕によるものか否かは問わず、取調べの対象となる被疑事実が逮捕・勾留事実と同一であるか否かも問わない。

(3) 知的障害者に係る事件【知的障害類型】

知的障害を有する逮捕・勾留中の被疑者で、言語によるコミュニケーションの能力に問題がある者、又は取調官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる者につき、被疑者として取調べを行う場合には、その録音・録画を行うものとする。

(4) 精神障害者等に係る事件【責任能力類型】

逮捕・勾留中の被疑者で、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる者につき、被疑者として取調べを行う場合には、その録音・録画を行うものとする。

2 裁判員類型及び独自捜査類型の除外事由

(1) 個々の取調べについて、以下のいずれかに該当する場合には、取調べの全部又は一部について録音・録画を行わなくてもよいこととする（改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項参照）。

ア 録音・録画に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、録音・録画を行うことができないとき

イ 被疑者が録音・録画を拒んだことその他の被疑者の言動により、録音・録画を行ったならば被疑者が十分な供述をすることができないと認められるとき

ウ 取調べの対象となる事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認められるとき

エ イ及びウに掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、録音・録画を行ったならば被疑者が十分な供述をすることができないと認められるとき

(2) 裁判員類型のア及び独自捜査類型については、前記除外事由のいずれかに該当しない限り、法律上、録音・録画が義務付けられている（改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項）ので、留意すること。

また、逮捕・勾留中の被疑者を、弁論の併合により裁判員裁判で審理される見込みのある裁判員裁判非対象事件について被疑者として取り調べる場合（裁判員類型のイ）についても、これに準じて扱うこととする。

3 知的障害類型及び責任能力類型（裁判員類型及び独自捜査類型に該当するものを除く。）の除外事由

個々の取調べについて、以下のいずれかに該当する場合には、取調べの全部又は一部について録音・録画を行わなくてもよいこととする。

(1) 前記2(1)アないしエのいずれかに該当するとき

(2) 公判請求が見込まれないとき（ただし、責任能力類型については、責任能力以外の事情により公判請求が見込まれないときに限る。）

(3) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不適當であると認められるとき

- (4) 事案の内容、証拠関係、被疑者の供述態度・内容、録音・録画実施の経過、予定される取調べの内容等を考慮し、録音・録画を行う必要が認められないとき

第2 留意点

- 1 取調べの冒頭から録音・録画を行う場合には、やむを得ない事由があるときを除き、供述人が取調室に入室する時点から録音・録画を開始することとし、録音・録画した取調べの冒頭において、供述人に対し、適宜の方法で、録音・録画を開始していることを告知することとする。
取調べの録音・録画を終了する場合には、供述人に対し録音・録画を終了する旨を告知する時点又は供述人が退室する時点まで録音・録画を行うなどの適宜の方法により、録音・録画の終了時点を明確にすることとする。
- 2 裁判員類型のア及び独自捜査類型につき、除外事由に該当するとして録音・録画を行わないとの判断をするに当たっては、決裁官に対し、前記判断について事前に報告（取調べの状況によりやむを得ず事前に報告することができなかつたときは、事後に報告）するとともに、取調べ終了後、録音・録画を行わなかつた理由を明らかにする報告書を作成して事件記録に編綴するものとする。
- 3 裁判員類型のアについては、司法警察職員が行う被疑者の取調べについても、前記第1、2(1)の除外事由のいずれかに該当しない限り、法律上、録音・録画が義務付けられていることから（改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項）、警察における録音・録画が適切に実施されているかについても留意するものとする。
- 4 知的障害類型及び責任能力類型について録音・録画を行うに当たっても、取調べの適正を確保しつつ、事案の真相を解明することを念頭に置き、供述の任意性や信用性等に関する立証責任を的確に果たし、適正な処分や裁判を実現する上で、取調べ状況を客観的に記録することの重要性を意識し、できる限り広範囲な録音・録画を行うこととする。

(注) 内乱罪のうち、内乱首謀、内乱謀議参与及び内乱群衆指揮（刑法第77条第1項第1号及び第2号前段）は、地方裁判所が裁判権を有しないことから裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項に規定する事件には該当しないが、改正後の刑事訴訟法第301条の2第4項による取調べの録音・録画義務の対象には含まれるため、実施対象事件にも含めており、この「取調べの録音・録画の実施対象事件等」における「裁判員裁判対象事件」にはこれら内乱罪の一部も含む。

取調べの録音・録画の試行指針

第1 試行の趣旨

取調べ状況の立証のために最も適した証拠は取調べを録音・録画した記録媒体であると認識され、捜査段階における供述の任意性・信用性等をめぐって争いが生じた場合に、同記録媒体による的確な立証が求められること等に鑑み、公判立証に責任を負う検察官として、そのような立証ができるようにするため、取調べの真相解明機能を損なわないよう留意しつつ、別添1「取調べの録音・録画の実施対象事件等」に掲げるもの以外の事件についても取調べの録音・録画を行うものとする。

第2 試行対象事件及び試行範囲

- 1 逮捕・勾留中の被疑者につき、公判請求が見込まれる事件であって、事案の内容や証拠関係等に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの、証拠関係や供述状況等に照らし被疑者の取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるものなど、被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件について、被疑者として取り調べる場合（別件勾留中の被告人につき、前同様の事件について被疑者として取り調べる場合も同様とする。）
- 2 公判請求が見込まれる事件であって、被害者・参考人の供述が立証の中核となることが見込まれるなどの個々の事情により、被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件の当該被害者・参考人を取り調べる場合

第3 留意点

- 1 任意性・信用性等の的確な立証に資するよう、事案に応じて、取調べの全過程の録音・録画を含め、様々な録音・録画を試みるものとする。
- 2 個々の取調べについて、以下に該当する事情がある場合には、録音・録画を行わないものとする。
 - (1) 録音・録画を行えば、供述者が十分に供述をすることができず、取調べの真相解明機能が害される具体的なおそれがあると認められる場合
 - (2) 関係者の身体、名誉、プライバシー等の保護やその協力確保に支障を生じるおそれがある場合その他録音・録画を行うことが不適當であると認められる場合
- 3 警察から送致又は送付された事件における取調べの録音・録画の実施については、その旨を警察に連絡するなど、警察と緊密な連携を図るものとする。

5-2 最高検「取調べの録音・録画を行った場合の供述証拠による立証の在り方等について（依命通知）（2015年（平成27年）2月12日）」

最高検判第22号
平成27年2月12日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 伊丹俊彦

取調べの録音・録画を行った場合の供述証拠による立証の在り方等について（依命通知）

昨年10月1日に、取調べの録音・録画を行う対象事件の範囲が拡大されたことを受け、特に被疑者の取調べにおいては、相当数の事件において幅広く録音・録画が行われるようになりました。もちろん、取調べの録音・録画を行うか否かにかかわらず、真相解明のために必要な取調べを十分に行うことの重要性については、これまでどおり何ら変わることはありません。その一方で、裁判員裁判においては、被告人質問が乙号証の取調べに先行して行われるという運用が定着し、その結果、捜査段階の供述調書が証拠として採用されることが少なくなるとともに、この運用が裁判員裁判以外の裁判にも一部広がりつつあります。また、捜査段階における被疑者や被害者の初期供述を的確に立証することが必要となる事案も少なくありません。

このような現状において、取調べの録音・録画を行った場合の供述証拠による立証については、検察全体として、その在り方等を模索していくことが必要と考えられます。そこで、これまでの立証の在り方等にとらわれず、いろいろなことを試みるという観点から、当分の間、各庁の実情に応じ、下記の点に留意するよう、部下職員に対し、適切に指導願います。

記

1 検察官調書の作成の在り方

検察官調書の作成については、取調べの録音・録画を行うか否かにかかわらず、真相解明のために必要な取調べを十分に行うことを前提として、事案の内容、証拠構造、処理見込みなどを勘案しつつ、常にその作成の目的を考え、作成の要否及び範囲を十分に吟味

し、具体的必要性が認められる場合において作成することを基本とする。

2 取調べの録音・録画を行った場合の供述証拠による立証の在り方

- (1) 裁判員裁判対象事件については、第一次的には被告人質問によって立証を行うこととし、被告人質問の結果、公訴事実又は重要な情状事実について、被告人の捜査段階における供述（以下「被疑者供述」という。）による立証が必要となった場合には、刑事訴訟法322条1項により供述調書を請求する以外に、事案によっては、より効果的な立証という観点から、同項に基づいて、被疑者供述を録音・録画した記録媒体を実質証拠として請求することを検討する。事案の内容、証拠関係、被疑者供述の内容等によっては、当初から記録媒体を同項に基づいて実質証拠として請求することを目的として録音・録画を行っても差し支えない。
- (2) 裁判員裁判対象事件以外の事件については、被疑者供述の証拠としての採否に関する裁判所の取扱い等を勘案の上、被疑者供述による立証を、第一次的に供述調書によって行うか、あるいは被告人質問によって行うかを検討し、被告人質問によって立証を行うこととした場合には、(1)と同様の対応をとることも差し支えない。
- (3) 録音・録画下で被害者・参考人の取調べを行った場合も、以上に準じる。

5-3 警察庁「捜査手法、取調べの高度化プログラム」(2012年(平成24年)3月)

平成24年3月
警察庁

捜査手法、取調べの高度化プログラム

警察においては、国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告(平成24年2月)に盛り込まれた提言を受け、適正手続の保障を全うしつつ、犯罪を的確に検挙し良好な治安の維持に資するため、下記により、取調べの録音・録画の試行を拡充するとともに、取調べの高度化・適正化、捜査手法の高度化等を着実に推進する。

記

1 取調べの録音・録画の試行の拡充

供述の任意性、信用性等について取調べ状況の客観的な記録による的確な判断を可能とするためには警察捜査においてどのような取調べの録音・録画の在り方が望ましいかを検討することを目的として、速やかに、次のとおり、取調べの録音・録画の試行を拡充する。

その際、取調べの録音・録画の在り方を検討するに当たり実証的資料を収集するためには数多くの試行を積み重ねる必要があることを踏まえ、捜査等に支障が生じないよう配慮しつつ、積極的に試行を実施する。また、都道府県警察における試行の実施状況を踏まえつつ、録音・録画機器の整備を促進する。

(1) 裁判員裁判対象事件に係る試行の拡大

裁判員裁判対象事件に係る試行については、対象とする事件を否認事件等にも拡大するとともに、逮捕直後に被疑者の弁解を録取する状況を対象としたり、同一事件で複数回実施するなど、取調べの様々な場면을録音・録画の対象とする。

(2) 知的障害を有する被疑者に係る事件における試行の開始等

知的障害によって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高い被疑者の取調べについては、罪種を限定せず、試行を開始し、可能な限り広く録音・録画を実施する。また、知的障害を有する被疑者について、その特性や取調べの在り方に関する調査研究を推進する。

2 取調べの高度化・適正化等の推進

取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方

法について、時代に対応した改善を図るとともに、的確な捜査指揮等により捜査の一層の適正化を図るため、次のとおり、取調べの高度化・適正化等を推進する。

(1) 取調べ技術の体系化及び研修・訓練の充実

取調べ技術を体系的に整理し、取調べに従事する全ての警察官が一定レベル以上の取調べ技術を習得することができるよう、次の取組を推進する。その際、取調べ技術の習得が人間の心理の理解に基づいたものとなるよう配慮する。

ア 取調べの適正性を確保しつつ、真実の供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等を始めとする心理学的な手法等を取り入れることにより、取調べ技術の体系化を図る。

イ アの取組に当たり、相手方の年齢、性別その他の特性等に応じて真実の供述を適正かつ効果的に得るための取調べ技術に関する調査研究を進め、その体系化を図る。

ウ 諸外国において効果的に活用されている手法等を参考に、取調べ技術の向上及びそのための研修・訓練の方法に関する調査研究を推進するとともに、これに必要な体制の充実を図る。

エ 事例に基づいたロールプレイング方式の研修・訓練を積極的に取り入れるなど、取調べ技術を向上させるための実践的な研修・訓練の充実を図る。

(2) 捜査指揮能力等の向上

取調べを始めとする捜査の一層の適正化を図るため、捜査主任官を始めとする幹部による捜査指揮能力等の向上の観点から、次の取組を推進する。

ア 捜査主任官制度の実効性の確保を図るなど、捜査指揮体制の一層の強化を推進する。

イ 捜査指揮に関する研修等の充実を図るため、捜査指揮に当たる幹部に対し、ケース・スタディを始めとする実践的な研修を実施するとともに、捜査主任官等を対象とした定期的な講習を実施する。

ウ 捜査力の底上げを図るため、都道府県警察の刑事任用科等における研修方法を体系化し、捜査員に対する研修・訓練の充実を図る。

3 捜査手法の高度化等の推進

取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するとともに、科学技術の発達や情報化社会の進展等に伴う犯罪の高度化・複雑化といった状況に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、次の取組を推進する。

(1) 最終報告に盛り込まれた捜査手法の検討

「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告においては、捜査手法の高度化に関し、社会の変化等に対応するとともに、過度に自白に頼ることなく客観証拠によりの的確な立証を可能とするとの観点から、諸外国の制度等も踏まえ幅広

く検討がなされた。その検討結果を踏まえつつ、警察捜査にとって有効であり、かつ、相当と考えられる捜査手法の導入等に向け、次の取組を推進する。

ア DNA型データベースを抜本的に拡充するための体制の充実等の取組を進める。

イ 通信傍受の拡大について、立法上の措置も視野に入れ、関係省庁等と連携しつつ、検討を推進する。また、技術的な問題を含め、通信傍受を行う環境の整備について、関係省庁、事業者等との協議を推進する。

ウ おとり捜査等をより実効的に行うため、警察官が身分を偽装して行う捜査の在り方に関し、立法上の措置も視野に入れ、検討を推進する。

エ 取調べの機能を補強するための方策の導入等、最終報告に盛り込まれたその他の捜査手法に関し、関係省庁等と連携しつつ、検討を推進する。

(2) 合理的・効率的な捜査を推進するための環境の整備

捜査上又は立証上必要な情報や証拠を迅速かつ確実に入手することによって犯罪の追跡可能性を確保し、合理的・効率的な捜査を推進するための環境を整備する。

ア 事業者に対する照会手続の合理化・効率化、事業者等が保有する情報の適切な期間の保存等について、関係省庁、事業者等との協議を推進する。

イ 最先端の科学技術を活用した捜査基盤の整備を推進する。

ウ 鑑識技術や情報分析技術向上のための研修・訓練の充実を図る。

「捜査手法、取調べの高度化プログラム」（平成24年3月）を踏まえ、取調べにおいて真実の供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等を始めとする心理学的な手法等を取り入れて取調べ技術の体系化を図り、これに基づいた研修・訓練を実施していくことにより、取調べに従事する全ての警察官が、人間の心理の理解に基づいた一定レベル以上の取調べ技術を習得していくことを目指している。

本書は、科学警察研究所犯罪行動科学部捜査支援研究室の全面的な協力の下、北海道大学大学院仲真紀子教授（心理学）の助言を受け、取調べと関連する心理学の知見を取りまとめたものである。

取 調 べ

（基礎編）

平成24年12月

警察庁刑事局刑事企画課

目 次

第1章 取調べと関連する心理学の知見	1
第1 記憶の過程と取調べ	1
第2 記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因	3
1 記録段階	3
(1) 体験・目撃の状況	3
(2) 情報の種類	3
(3) 体験・目撃時の心身状態等	3
2 保持段階	4
(1) 保持期間の長さや情報の種類	4
(2) 事後情報による干渉	4
第3 想起段階における工夫	5
1 想起への集中を高める手法	5
(1) 挨拶や取調べの目的・進行等の説明	5
(2) 適度な「間」の確保と相手方のペースによる想起	5
(3) 自由に話をさせる	6
2 記憶を喚起させるための手法	6
(1) 状況の心的再現	6
(2) 全ての報告	6
(3) 逆向再生	7
(4) 細部記憶の補助	7
※ 被疑者取調べにおける虚偽自白	8
1 虚偽供述の原因	8
(1) 自発型虚偽自白	8
(2) 強制・追従型虚偽自白	8
(3) 強制・内面化型虚偽自白	8
2 虚偽供述の判別	9
第2章 心理学の知見を踏まえた取調べの基本的な手法	10
第1 準備段階	11
1 取調べに際しての心構え	11
(1) 話を聴く姿勢	11
(2) 共感的理解に基づく取調べ	12
※ 被疑者取調べにおける共感的理解	12
2 取調べの計画と準備	12
第2 導入段階	14
1 挨拶と初期の会話	14
2 取調べにおけるルール等の説明	14
第3 聴取段階	16
1 話し手の役割の委譲	16
2 正確な情報を多く引き出すための工夫	16
(1) 質問の種類	16
ア 自由再生質問	16
イ 焦点化質問	17
ウ 選択式質問	17
エ はい・いいえ質問	17
(2) 質問方法	18
(3) 質問方法以外の工夫	18
ア 想起を促すための工夫	18
イ 積極的な聴取姿勢を示すための工夫	18
(イ) 促し	18
(イ) 要約	19
(イ) 聞き直し	19
ウ 取調官の態度	19
3 留意事項	20
(1) 複雑な表現	20
(2) 多重質問	20
(3) 繰り返しの質問	20
(4) 特定の事実の存在を前提とした質問	21
(5) 脈絡のない質問	21
第4 確認段階	22
1 更に詳細な聴取が必要な事項についての確認	22
2 手持ちの証拠等と矛盾する事項についての確認	22
3 捜査上、聴取が必要と考える事項についての確認	22
(1) 特定の事実の存在を前提とした質問	23
(2) 仮説に基づいた質問	23
4 留意事項	23

第1章 取調べと関連する心理学の知見

本章では、人間の記憶の過程や記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因及び取調べにおいて相手方から正確かつ多くの情報を報告（供述）させる方法等、取調べと関連する心理学の知見について記載する。

第1 記憶の過程と取調べ

記憶の過程は、以下の3段階に分類される。

- ① 「記録」
ある出来事を経験・目撃し、これを記憶する段階である。
- ② 「保持」
記録した情報は、これを取り出す（思い出す）まで記憶として保持される。一般に、記憶は、この段階において正確性や完全性を失っていく。
- ③ 「想起」
記録・保持された情報を取り出す（思い出す）段階である。
取調べは、一面、相手方に想起を促す活動であるとも言える。

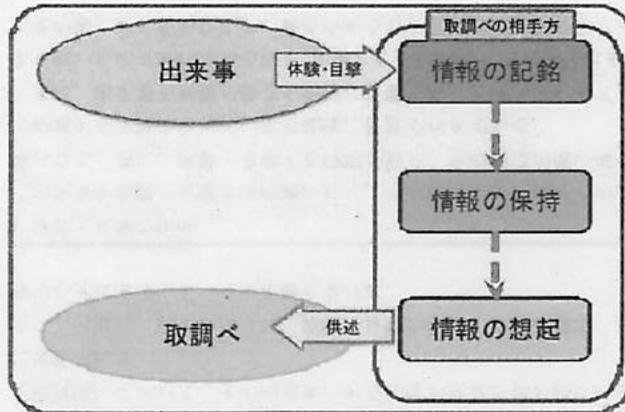
記憶の正確性や完全性は、記憶の各段階において、種々の要因により影響を受ける。取調べの相手方が情報をうまく思い出せないときには、この3段階のうちのある1つの段階、あるいは複数の段階における「失敗」が原因となっている。

記録及び保持の段階で正確な情報が記憶から失われていれば、想起の段階でこれを報告（供述）させることは困難であるが、どのような要因が記憶に影響を与えたかについて知ることは、報告（供述）された情報の質（信頼性）を評価することにつながる。

他方で、想起の段階においては、記憶の中に正確な情報が存在するにもかかわらず、それを思い出せない場合もある。この場合は、質問方法を工夫するなどして、正確な情報を得よう努める必要がある。また、想起段階の質問の仕方によって、記憶の中にある情報を歪めたり、書き換えたりしてしまうこともある。

いずれにしても、取調べを効果的に行うためには、まずは、取調官が、記憶の過程とその正確性、完全性に影響を及ぼす要因等の心理学の知見を理解しつつ、これを踏まえた心理学的な手法を活用した取調べを行うことが必要である。

【図1】 記憶の過程と取調べ



第2 記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因

1 記銘段階

ある出来事が記憶として保持されるか否かは、その出来事を経験した時点（記銘段階）において、その出来事にある程度の注意が払われているかどうかによって影響される。

また、記憶は、以下のように、体験・目撃の状況、情報の種類、体験・目撃時の心身状態等によっても影響を受ける。

(1) 体験・目撃の状況

出来事を体験・目撃する時間が長く、その頻度が高いほどその記憶は正確になる。逆に、体験・目撃する時間が短く、その頻度が低い場合は、その記憶が不正確になっている可能性に留意すべきである。

また、出来事の刺激の強さも記憶に影響する。その人にとって、刺激がより強いものであればあるほど、記憶として保持される可能性は高くなる。

その他、非日常的なもの、動きのあるもの、他のものより目立っているものなど、知覚されやすいものは記憶に残りやすい。ただし、記憶に強く残りやすいものであっても、そのことを正確に想起・報告できるとは限らない。

(2) 情報の種類

時間や速度についての記憶は不正確な場合があると指摘されている。時間については、特に心理的に負荷がかかった状況（ストレス状況等）においては過大に（長く）評価される傾向があるとの指摘がある。

また、人物に関する記憶については、取調べの相手方と記憶の対象となる人物との類似性が影響する。例えば、同人種、同性別、同年齢層の人物に関しては、そうでない場合より記憶が正確であるとされている。

(3) 体験・目撃時の心身状態等

ある出来事の体験・目撃中に感情的なストレスを受けた場合、その出来事を中心的な事項（例えば、殺害の状況）については強く記憶に残るが、そうではない事項（例えば、他の目撃者の有無）については、通常では記憶されると考えられる事項であっても記憶されない場合がある。

また、アルコール類（飲酒）は記憶に関して負の影響を有するが、薬物類の影響については薬物の種類や摂取量により異なり、一概には言えない。

なお、子どもや知的障害者は、健常の成人と比較すると記憶能力が劣ら

っていると指摘されているが、これは必ずしも子どもや知的障害者の証言が信用できないことを意味するものではない。子どもや知的障害者の供述については、想起の方法を工夫することで、ある程度、記憶にある正確な情報を引き出すことができるとされている。

2 保持段階

保持段階では、記憶に記銘された情報の一部は変容することなく記憶に残るが、ある部分は時の経過とともに変容したり損なわれたりする（忘却）。記憶に影響を与える要因は以下のとおりである。

(1) 保持期間の長さや情報の種類

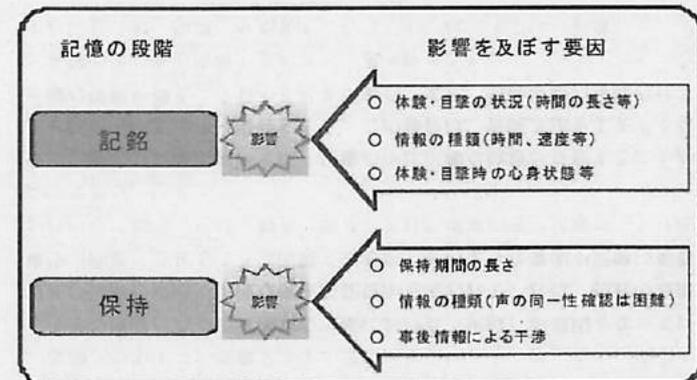
忘却は、一般的に記銘後1日くらいまでに急激に進み、その後は徐々に進行していく。ただし、記憶の対象となる情報の種類によっても忘却の進行は異なり、例えば、声に関する記憶については、急速に同一性の確認が困難になるが（24時間経過後の声の同一性確認には注意が必要。）、顔に関する記憶については、数週間から数か月後でも正確性が高いと言われて

(2) 事後情報による干渉

保持段階に接する情報（事後情報）が、記憶を変容させたり、記憶の中に全く存在しない事実を持ち込むことがあり得る。特に、記銘から長期間が経過した後には情報が与えられた場合は、容易に記憶を歪め得る。

また、報道や取調べの際にも、事後情報による干渉は起こり得るので留意する必要がある。

【図2】記銘・保持の段階で記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因



第3 想起段階における工夫

想起段階において、相手方が協力的であるにもかかわらず、「記憶がない。」と答える場合は、相手方が記憶された情報を取り出すことができないことに原因がある場合がある。

また、情報の正確性と量は、基本的には、一方を優先させると他方が犠牲になるトレードオフの関係にあるとされていることから、正確な情報を多く得るためには、想起段階において、相手方の記憶を効率的に喚起するための工夫が求められる。

以下、そのためのいくつかの手法を紹介するが、取調官は、これらの手法を状況に応じて使い分けることが必要である。

1 想起への集中を高める手法

記憶を喚起する手法を有効に活用して取調べを行う際には、ラボール（心理学において、取調べの相手方が想起に集中することができ、かつ、思い出したことなど何でも話せる関係をいう。）を形成することが必要である。そのための手法として、以下のような手法が提唱されている。

(1) 挨拶や取調べの目的・進行等の説明

多くの人にとって、警察で参考人等として取調べを受けることは非日常の経験である。これに対する不安感を取り除くためにも、まず、取調官が自己紹介や挨拶を行うとともに、当該取調べの目的や進行等について説明を行うなどして、相手方の不安感を取り除くよう努めることが必要である。

このように、相手方の不安感を取り除くことにより想起への集中を促すことができる。

(2) 適度な「間」の確保と相手方のペースによる想起

取調べの相手方は、取調べ中、記憶を想起することに集中するよう強いられている状態にあると言える。したがって、相手方の想起を促すためには、取調官は、ゆっくりと明確に話をすることや、相手方が想起している間は適度な「間」を確保することが必要である。

また、取調官が計画又は期待している話題の順序と異なる流れで相手方が供述している場合であっても、安易に供述を遮ることはせず、相手方が一旦話し終わるまで待った上で、新たに質問することが望ましい。

取調官が話を遮って別の質問をするなどした場合、相手方の記憶の想起を中断させることとなるほか、「また、思い出しているうちに何か聞いてくるのではないか。」などと相手方に予期させ、想起への集中を妨げ、結果として多くの情報を得ることが困難になる。

【相手方の話を遮ることのデメリット】

- ▶ 相手方の想起を遮断し、円滑な想起を妨げる。
- ▶ 事後の想起への集中を妨げる。
- ▶ 供述の主体（話し手）が取調官が変わってしまう。
- ▶ 相手方の取調官への信頼を失う。

(3) 自由に話をさせる

選択肢による質問やはい・いいえで答えられる質問等は、出来事を想起しようとする努力を阻害する可能性があるため、質問は相手方が自由に、制限なく回答できる方法で行うことが望ましい。

また、選択肢による質問で得られる情報は、回答が取調官の発した質問に関連するものに限定されることから、想定していなかった事実を掘り起こす機会を失うおそれがあり、場合によっては選択肢の中に真実の答えがあるものと相手方が思い込み、結果として誘導となるおそれもある。また、選択肢による質問は、次々と質問を繰り出す必要が生じ、次に発するべき質問を十分に考えられなくなる可能性がある。

なお、相手方が全てを話し終わった後に、情報の内容を明確にしたい場合には、選択肢による質問やはい・いいえで答えられる質問等は有用である。

2 記憶を喚起させるための手法

(1) 状況の心的再現

ある出来事について、当時の現場及びその周囲の情景や様子、そこにいた人物、あるいは、当時どのように感じたかなどを心の中で思い出そうに求める。情報が記憶されたときと同じ場所を訪れたり、同じ状況を再現したりすると、その情報を再生しやすくなる場合がある。

また、天候、曜日、行事等の客観的な情報を活用し、特定の出来事と関連させながら質問することも、記憶の喚起に有効であると考えられる。

(2) 全ての報告

想起しようとする相手方にとって無関係と思われる事柄や、つまらないと思える事柄、一部分しか記憶していない事柄でも、思い出したことは全て話すように求める。人は、状況を描写する際に、重要でないと思ったり、

不確かだと思ったりしたことは省略して話す傾向があるため、思い浮かんだことを全て語らせることにより、重要な情報が省略されることを防ぐ効果がある。

さらに、思い浮かんだことを全て語らせることにより、追加的な情報を思い出す場合がある。

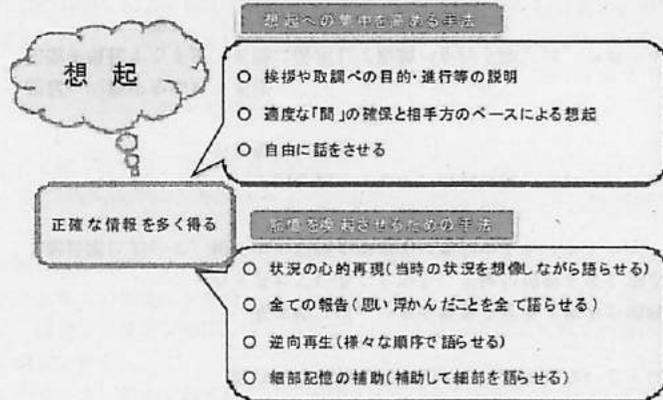
(3) 逆向再生

出来事を時系列に沿って思い出したり、あるいは、時系列とは逆の順序で思い出すように求める。また、最も印象に残っているところから語るように求めるなどにより、時系列では思い出せなかったり、言い落とししたりした情報を聴取することができる場合がある。

(4) 細部記憶の補助

ある事柄の細部を思い出せない場合に、これを補助するため、取調官が補助的な質問を行う。例えば、人の名前を思い出せない場合に、名前の長さはどれくらいだったのか、最初の一文字は何であったのかなどを思い出そう求める。または、人や物を想起する際に、直接その対象を想起するだけではなく、それと関連する人物や出来事を思い出そう求める。この場合、それを思い出した理由について説明を求めることにより記憶を喚起させることができる。

【図3】想起段階における工夫



【被疑者取調べにおける虚偽自白】

記憶が正確であっても、取調べの相手方が意識的に虚偽の供述をする場合がある。

一般的に、自己に不利益な事項について虚偽の供述をすることはないものと考えがちであるが、そのような事項であっても虚偽の供述（典型的な例が虚偽自白）をすることも十分にあり得る。

被疑者取調べにおいては、一定の容疑の下に取調べを行っているため、否認は虚偽で、自白が真実と思いがちであるが、事案の真相解明のためには、虚偽自白の可能性に留意しつつ、慎重に取調べを進める必要がある。

1 虚偽供述の原因

被疑者取調べにおける虚偽自白について、心理学においては以下のような分類がなされている。

(1) 自発型虚偽自白

供述を強いられるような圧力を受けていないにもかかわらず、「より重い罪が明らかになることを防ぐため。」「大切な人を守るため。」「悪名を得るため。」等の理由から、自発的に虚偽の自白をする者がいる。

また、「相手（取調官）によく思われたい。」という強い欲求のために、取調官に黙従し、虚偽の自白をしてしまう者もいる。

(2) 強制・追従型虚偽自白

取調べ時の不快感や不安等により、不利益な事項を認めることによる当面の利益（取調べの終了、釈放等）が将来の問題（起訴、受刑等）より重要であると判断した場合、真実でないことを認識している不利益な事項を自白する者がいる。

この場合、被疑者取調べの相手方は、自白した結果、将来起こり得る結末について認識している場合もあると考えられるが、「裁判になれば、いずれ真実は明らかになるだろう。」「検事や裁判官なら分かってくれるだろう。」等と信じ、確かではない長期的な結末より目先の利益を優先してしまうことがある。なお、この種の虚偽自白は、弁護人や親族との面会等によって、取調べを受けている時に感じていた不快感や不安等が消滅した直後に撤回される可能性がある。

(3) 強制・内面化型虚偽自白

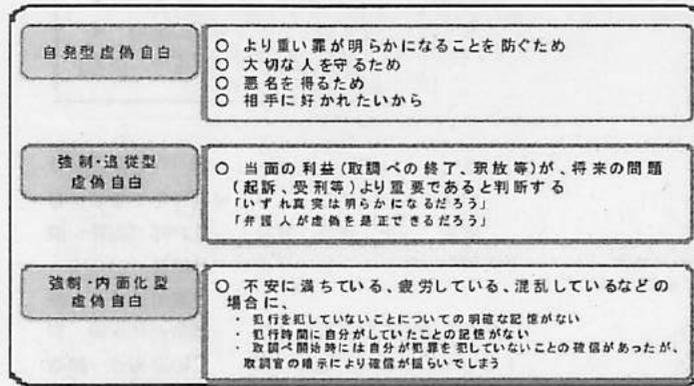
被疑者取調べの相手方の中には、犯罪を犯したという記憶がないにもかかわらず、不安に満ちている、疲労している、混乱しているなどの場合に、その犯罪を自分が犯したと信じ込んで自白する者がいる。

この種の虚偽自白は、

- ▶ 犯行を犯していないことについての明確な記憶がない
- ▶ 犯行時間に自分がしていたことの記憶がない
- ▶ 取調べ開始時には自分が犯罪を犯していないことの確信があったが取調官の暗示により確信が揺らいでしまう

ことがその原因として指摘されており、取調べの相手方が、無実であることを自分自身で確信するか、自分自身の自白を疑うようになって初めて、自白を撤回する傾向がある。

【図4】虚偽自白の原因



2 虚偽供述の判別

虚偽供述を判別するサインとして、一般的に挙げられる行動上の徴表（例えば、視線をそらす、手や足を動かす、自分の体に触れる）は、緊張を示すサインとしてはあり得るが、そのまま虚偽を示すものとして判断することは適切ではない。また、万人に共通する虚偽を示すサインは、これまでに見出されてはいない。

これらの行動上の徴表に基づく虚偽供述の判別は基本的には偶然レベルと同じであるという報告もあり、行動上の徴表に基づいてのみ判別することは困難であることを認識すべきである。

したがって、虚偽供述（自白）を判別する場合は、取調べ全体の流れや話の整合性、客観的証拠、それまでの取調官の経験等を加味しつつ、総合的に判断すべきである。

第2章 心理学の知見を踏まえた取調べの基本的な手法

第1章に記載のとおり、心理学の研究によると、出来事の記録から想起までの期間、想起段階における質問の形式、質問に含まれる情報等の様々な要素が、参考人等の取調べの相手方の記憶に影響を与え、記憶の正確性や完全性を低下させるとともに、取調官の態度等によっては、虚偽の供述を生むおそれがあるとされている。

他方で、心理学の知見を踏まえた手法を用いて、取調べを実施した場合には、正確かつ多くの情報を得ることができるほか、取調べに非協力的な者に対しても、意思疎通を促進することにより供述を促すことが期待できる。

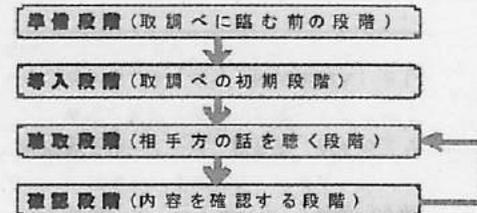
そこで、本章では、このような心理学の知見を踏まえた取調べの基本的な手法を紹介する。なお、ここで紹介する手法は、取調べの相手方（目撃者等）から正確な情報を可能な限り多く入手するとともに、虚偽の供述を防ぐことを目的とした手法であり、否認・黙秘する被疑者から自白を得ることに主眼を置いたものではないことに留意する必要がある。

以下、取調べの各過程を、

- ▶ 準備段階（取調べに臨む前の段階）
- ▶ 導入段階（取調べの初期段階）
- ▶ 聴取段階（相手方の話を聴く段階）
- ▶ 確認段階（内容を確認する段階）

の4段階に分類し、それぞれの段階における取調べの基本的な手法について説明する。

【図5】取調べの過程



第1 準備段階

1 取調べに際しての心構え

(1) 話を聴く姿勢

取調べに当たり、取調官は、正確な情報を多く入手するため、虚心坦懐に相手方の話に耳を傾けるという姿勢がまずもって重要である。

取調官は、過去の事件捜査の経験、捜査情報等に基づき、事件についての仮説や持論を取調べ前に形成していることが多い。しかし、取調官の仮説と持論に固執した取調べは、それに該当する情報のみに注目し、それとは異なる相手方の話を遮ったり、相手方の話した情報を無視するなど、話題や質問の柔軟性が失われがちとなり、相手方から得られるはずの重要な情報が無視あるいは見落とされるおそれがある。

また、取調官と相手方とのラポールが形成されていない段階において、取調べが断定的、一方的、性急であるなどの印象を与えてしまった場合には、相手方が取調官に対して否定的な感情を持ってしまい、必要な供述を得ることが困難になる。

さらに、取調官が相手方に対して否定的な感情を有している場合は、取調べ過程における相互理解や信頼を損ね、取調べにとっては有害となる場合があることも指摘されていることから、取調べに当たっては、相手方の立場を理解し、思いやりをもって臨むことが必要である。

【ラポールを形成するためのポイント】

- ▶ 取調べの最初から、相手方により印象を与えること。
- ▶ 「取調官と供述人」ではなく、「個人対個人」の関係を構築すること。
- ▶ 相手方の心理状態に配慮すること（特に、取調べを開始するに当たっては、取調べが、相手方にとって非日常の体験であることに留意すること。）
- ▶ 必要に応じ、刑事手続の概要を説明すること。
- ▶ 取調べに当たり、その目的を説明すること。
- ▶ 当該取調べの流れ（どのようなことを聴取するのか。）について説明すること。

(2) 共感的理解に基づく取調べ

「共感的理解」とは、同情とは異なるものであり、一言で言えば、相手方の言い分や心情を「相手の立場に即して聴く」ことによって、相手の感情、要求、悩み等を理解することであるが、「共感的理解」は、心理学的にも面接（取調べ）の基本的な条件であると考えられている。

ただし、共感的理解を持つことは、親兄弟、友人のような親密な関係になることではない。極度に親密な関係を築くことは相手方の迎合性を高める可能性もあることから、あくまで「個人対個人」としての客観的、中立的な立場を維持することが求められる。

【被疑者取調べにおける共感的理解】

被疑者取調べについて、警察庁及び科学警察研究所が行った都道府県警察の取調官に対する調査の結果、

- 取調官が被疑者の話を十分に聞いた
- 取調官が被疑者の身上・感情を理解した
- 取調官が被疑者の人格を認めた
- 被疑者が取調官を信頼した

などが被疑者の自供を促進した要因として挙げられているが、これらは、共感的理解に基づく取調べの重要な要素である。

したがって、被疑者取調べに当たっては、被疑者の話をよく聴き、被疑者の内面を理解し、被疑者との信頼関係を構築することが必要である。

2 取調べの計画と準備

取調べは、事前に綿密な計画を立てて臨むことが必要である。

捜査は限られた時間の中で行わなければならないが、時間的な余裕がない場合も考えられるが、取調べの計画と準備は可能な限り綿密に行うべきである。

取調べの計画と準備が入念に行われれば行われるほど、取調官は、得られた供述（情報）の整理に集中できるほか、取調べが淀みなく進行することから、相手方の記憶の想起を促進するとともに、取調官に対する信頼を得ることができる。

なお、相手方は、被疑者、参考人にかかわらず、犯罪等の直後には、感情的に興奮した状態に陥りやすく、出来事を不完全にしか供述できないことが多い。こうした場合には、緊急の取調べが必要な場合は別として、相手方が落ち着くまで待ってから取調べを行うことも考慮すべきである。

【図6】準備段階

<p>取調べに際しての 心構え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 話を聴く姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虚心坦懐に相手方の話に耳を傾ける ・ 仮説と持論に固執しない ・ 断定的、一方的、性急であるなどの印象を与えない ・ 相手方に対して否定的な感情を持たない ○ 共感的理解に基づく取調べ <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方の言い分や心情を「相手の立場に即して聴く」ことにより、相手方の感情、要求、悩み事を理解する
<p>取調べの計画と準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調べの目的・目標 ○ 取調べの時間、場所 ○ 相手方の身上事項 ○ 情報の整理、手持ち証拠の分析 ○ 必要とする情報の明確化、予想される弁解(相手方が被疑者の場合) ○ 話題の検討と質問内容 ○ 関係法令

第2 導入段階

導入段階は、取調べの成否を決定し得るといえるほど重要なものである。この段階では取調官と相手方とのラポールを形成することを主目的として、以下のよう
に取調べを進める。

1 挨拶と初期の会話

取調べを受ける者、とりわけ目撃者等の参考人にとっては、そのこと自体が非日常の体験である。人は一般的に予期できないことにおそれを感じることから、取調べに際してもストレスを感じ、不安を抱えていることが多く、そのことが想起への集中を妨げ、意思疎通を困難にする。^{*1}

したがって、取調べを円滑に進めるためには、まず、取調官は名前を名乗り、自己紹介した上で、相手方に対して名前で呼び掛けて挨拶することなどによって、「取調官と供述人」の関係から、「個人対個人」としての関係を構築するよう努めることが必要である。

続いて、まずは、事件とは直接関係のない会話・質問等をしながら、相手方が話しやすい雰囲気を作り出すよう努めるべきである。この時、取調官が、自分自身のことを話すことは相手方の自己開示を促し、意思の疎通を促進することから、支障のない範囲内で、取調官個人の話も交えて会話を進めることも効果的である。

なお、相手方に対して呼び掛ける場合には、名前で呼び掛けることが基本であるが、相手方が話しやすい雰囲気や関係を作るという観点から、個々のケースに応じて工夫する必要がある。

2 取調べにおけるルール等の説明

取調べの相手方に対しては、自分が、その取調べにおいて何を求められているかを説明し、続いて、当該取調べの流れや、関係する刑事手続について説明するなどして、相手方の不安を取り除き、取調べに集中できる環境の整備に努めるべきである。

続いて、取調べにおけるいくつかのルールを示す必要がある。^{*2} これにより、相互に共通の認識を持って取調べが進行することとなるほか、事後情報

*1 被疑者取調べの場合は、強い不安が虚偽自白を招き得ることにも留意する必要がある。

*2 被疑者取調べにおいては、取調べに先立ち、「話したくないことは話す必要はない(自己の意思に反して供述する必要がない。)」旨(供述拒否権)の告知を行わなければならないことは当然である。

による記憶の変容や、虚偽供述の防止に資する。

以下は取調べにおけるルールの例である。

- ▶ 自分では、些細であつたり関係ないと思うことであっても、思い出したことは全て話すこと。
- ▶ 自分の体験か、他人から聞いた話であるかを区別して話すこと（実体験と伝聞を区別することにより、記憶の変容や混乱を防ぐ。）。
- ▶ 質問されても答えが分からない場合は、分からない旨正直に答えること（推測して答えないこと。）。
- ▶ 本当のことを話すことは、とても大切だということ。

【図7】 導入段階

挨拶と初期の会話	<ul style="list-style-type: none">○ 名前を名乗り、自己紹介する○ 相手方に対して名前呼び掛けて挨拶する○ 事件とは直接関係のない会話・質問等をする
取調べにおける ルール等の説明	<ul style="list-style-type: none">○ 取調べの流れや、関係する刑事手続について説明する○ ルールの説明<ul style="list-style-type: none">・ 思い出したことは全て話すこと・ 実体験と伝聞を区別して話すこと・ 質問されても答えが分からない場合は、分からない旨正直に答えること・ 本当のことを話すことはとても大切だということ

第3 聴取段階

1 話し手の役割の委譲

導入の後、相手方である参考人等から事件について聴取することとなるが、聴取される者は、通常、取調官の働き掛けを待つ「受け身」の姿勢でいることが多い。

取調べにおいては、まずは相手方に自由に語らせ、取調官は、適時適切な質問により会話をコントロールしていくことが必要であるが、そのためには取調べにおける「話し手」の役割を相手方に委ねることが必要である。

2 正確な情報を多く引き出すための工夫

取調官は、相手方に対して適切に質問することにより、相手方の想起を促し、正確な情報を多く引き出すよう工夫しつつ、取調べを進める。

(1) 質問の種類

ア 自由再生質問

相手方が自由に、制限なく回答できる質問方法である。「話してください」、「説明してください」、「描写してください」等の質問方法を用いる。正確な記憶の想起とより多くの情報を相手方自身の言葉で得ることが期待できる。

【自由再生質問のメリット】

- ▶ 取調官の質問の範囲に限定されない幅広い情報を得ることができる。
- ▶ 相手方が自分のペースで想起し、自分の言葉で供述することができる。
- ▶ 相手方により深く想起を促すことができ、これが記憶を刺激する場合がある。
- ▶ 取調官の暗示・誘導や質問に限定的な選択肢を示さないことにより、記憶が汚染される可能性が少ない。
- ▶ 供述内容から相手方の知的能力、特性等を把握することができ、その後の取調べの進行に資する。

イ 焦点化質問

「いつ」、「どこで」、「誰が」、「何を」、「どのように」、「どうした」(いわゆる六何の原則)を尋ねる質問である。

なお、焦点化質問は、一般に、「いつ」との問いには時期、「どこ」との問いには場所しか回答が得られないことから、焦点化質問により回答が得られた場合は、再度、自由再生質問により多くの情報を得よう努める必要がある。

ウ 選択式質問

比較的狭い範囲の回答だけを許すもので、これによって得られる回答は、通常、単語又は短い句になる。

選択式質問は、取調官が知りたい事実に焦点を絞った取調べを可能にするが、正しい選択肢が示されていない場合であっても、相手方は「選択肢の中に正解があるのではないか。」と誤解し、自らの記憶にない事実であっても、選択肢のうちの一つを選択してしまうことがある。

したがって、選択式質問を用いる場合は、提示した選択肢以外の回答があり得ることを伝える必要がある。

【選択式質問のデメリット】

- ▶ 一般に、相手方は、聴かれたことにしか答えないことになり、相手方が主体的に取調べに参画する姿勢を構築できない。
- ▶ 得られる情報は、基本的に事前に取調官が持っている情報の範囲内にとどまる。
- ▶ 相手方が、取調官が与えた選択肢に誘導され、正確な情報が得られないおそれがある。
- ▶ 相手方に自発的に話してもらえないため、会話が展開できず、ラポールの形成が困難になる。

エ はい・いいえ質問

はい・いいえで答えられる質問は、曖昧な部分についての確認を求められる場合には適していると言える。

他方、答えが基本的にははい・いいえになることから、得られる情報も限定され、出来事について全てを自由に話してもらいたい場合にこのよ

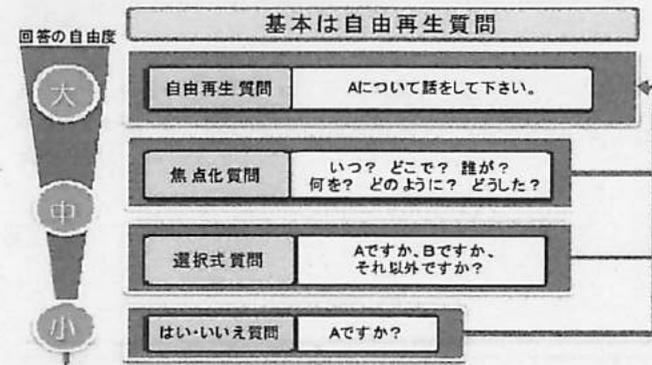
うな質問を用いることは適当ではない。

(2) 質問方法

相手方から話を聴く段階では、全てを自由に語らせるため、まずは、回答の範囲に制約を設けない自由再生質問を用いるべきである。

しかし、自由再生質問のみで取調べを行った場合、相手方が記憶している情報を相手方自身の言葉でより多く引き出せる一方、事件を立証するために必要な情報としては不十分なことがあり得ることから、その場合は、焦点化質問、選択式質問及びはい・いいえ質問により、焦点を絞りつつ、取調べを進める。

【図8】 質問の方法



(3) 質問方法以外の工夫

ア 想起を促すための工夫

必要に応じ、相手方の想起を促し、正確な情報を多く引き出すための工夫として、第1章第3の2に記載の記憶を喚起させるための手法を用いて取調べを進める。

イ 積極的な聴取姿勢を示すための工夫

関心を持って相手方の話を聴くという積極的な聴取の姿勢を示すために、次のような工夫を用いると効果的である。

(7) 促し

促しとは、うなずいたり、相づちを打ったり、相手方が言ったことを繰り返したりするなど、暗示的な言動は避けた上で、相手方の話に興味を持っていることを伝え、話すことを促進することである。

(4) 要約

要約とは、相手方の供述の要点を「～ということですね。」と簡単に取りまとめることである。これにより、積極的な聴取姿勢を示すことができるほか、供述内容についての取調官の理解が合っているか、相手方に確認することができる。

他方、要約した場合、無意識的に供述を誘導してしまうことから、要約の際に用いる言葉は、できるだけ相手方が使った言葉を用いることに留意する必要がある。

【要約のメリット】

- ▶ 供述を訂正又は明確にする機会を相手方に与えることができる。
- ▶ 供述内容を取調官が正確に理解することに資する。
- ▶ 供述により得られた情報を整理し、その後の供述調書の作成を行いやすくする。
- ▶ 発言が理解され、関心を持たれていることを確認させることにより、更なる相手方の供述を促すことができる。
- ▶ 非協力的な相手方が、事後に発言の意味を変更し、捜査を混乱させることを防ぐことができる。

(9) 聞き直し

聞き直しとは、繰り返しとよく似ているが、相手方の言葉の意味が必ずしも明確でない場合に、誤解を防ぐことができる。繰り返しと同様、聞き直すことによって積極的な聴取姿勢を示すこともでき、相手方の話を促すことができる。

ウ 取調官の態度

取調官が落ち着いた態度で臨めば、相手方も同様に振る舞い、想起や意思疎通の障害となる負の感情を抑えることに資する（これをミラー効果という。）。

逆に、取調官が冷静さを失った取調べをすれば、相手方も興奮するお

それがあることから、取調官は、落ち着いた声で、ゆっくりと話すよう心掛けるべきである。

【図9】 質問方法以外の工夫

想起を促すための工夫 (図3参照)	<input type="checkbox"/> 状況の心的再現 <input type="checkbox"/> 全ての報告 <input type="checkbox"/> 逆向再生 <input type="checkbox"/> 細部記憶の補助
積極的な聴取姿勢を示すための工夫	<input type="checkbox"/> 促し(うなずき、相づち、繰り返し) <input type="checkbox"/> 要約 <input type="checkbox"/> 聞き直し
取調官の態度	<input type="checkbox"/> 落ち着いた声で、ゆっくりと話す

3 留意事項

(1) 複雑な表現

質問の言葉遣いは、相手方に応じて対応すべきであるが、一般に複雑な表現は避け、平易な表現を用いることに留意すべきである。

(2) 多重質問

複数の事実について同時に尋ねる質問は、どの質問に回答してよいか不明確であるほか、相手方にとって、一つの質問への回答を想起しながら別の質問内容を覚えなければならず、想起への集中が困難になるため、できる限り避けるべきである。

(3) 繰り返しの質問

既に答えた事柄について、再度同じ質問を繰り返した場合、最初の答えは取調官が望んでいたものではないと考え、同じ質問に対しても違う答えをしてしまう場合があることから、同じ質問の繰り返しには注意を要する。

相手方が質問の意味を取り違えていた場合でも、同じ文言で質問を繰り返すことなく、質問の仕方が悪かったかもしれない旨を伝えた上で、言い方を変えて同じ内容を聴くようにする必要がある。

(4) 特定の事実の存在を前提とした質問

特定の事実の存在を前提とした質問は、相手方にそのような記憶がない場合であっても、その事実を前提とした供述をさせてしまう場合があることに留意する必要がある。

(5) 脈絡のない質問

脈絡のない質問は相手方を混乱させるとともに、取調官への信頼を損なわせ、取調べの円滑な実施を妨げる。また、記憶の想起の促進という点からも、脈絡のない質問は適当でない。

第4 確認段階

一通り相手方に自由に供述させた後、取調べの計画と供述内容を比較して、

- ▶ 供述内容が曖昧であるなど、更に詳細な聴取が必要な事項
- ▶ 手持ちの証拠等と矛盾する事項
- ▶ 相手方の供述の中で語られなかったが、捜査上、聴取が必要と考える事項等について確認を行う必要がある。

1 更に詳細な聴取が必要な事項についての確認

供述内容が曖昧であるなど、更に詳細な聴取が必要な事項がある場合には、焦点化質問、選択式質問及びはい・いいえ質問によって、論点を絞りつつ、確認を行う。また、このような質問により必要な回答が得られた場合は、再び自由再生質問に戻るべきである。

2 手持ちの証拠等と矛盾する事項についての確認

相手方の供述内容が手持ちの証拠等と一致しない場合は、その矛盾点について更なる説明を求める必要があるが、その場合でも、断定的、一方的に問い詰めることのないよう留意すべきである。この際、手持ちの証拠等を相手方に示すタイミングについては留意が必要である。^{*3}

3 捜査上、聴取が必要と考える事項についての確認

相手方の供述の中で語られなかった事項についての確認は、再度自由再生質問等の基本的な質問方法で行うが、それでも語られない場合には、事案に応じ、以下の方法で確認する。ただし、この方法を用いて何かが語られたならば、それについて自由再生質問を用いる基本的な方法に戻り、相手方自身の言葉で更なる説明を求めることが必要である。

*3 手持ちの証拠等を被疑者に示すタイミングについては以下の点に留意すべきである。

まず、手持ちの証拠等を被疑者に示すことは、(証拠があるなら見せてほしいという)被疑者の欲求に応えることとなり、取調べを円滑に進める要因となり得るものといえる。また、被疑者によっては、証拠を示すことにより、もはや罪から逃れられないことを悟り、供述を始める場合もある。

他方、捜査側に証拠がないと確信を持っている被疑者や、取調べを受けた経験が多く、取調べに際して緊張や不安が小さい被疑者の場合等には、安易に証拠等を提示することで、弁解の口実を与えてしまうなど、逆に取調べを困難にする要因になってしまう場合もある。このため、手持ちの証拠等を相手方に示すタイミングについては、被疑者の特性や心理状態、証拠の質や量を十分に検討して総合的に判断する必要がある。

(1) 特定の事実の存在を前提とした質問

取調官が持っている客観的情報に基づき、相手方に対して特定の事実を当てる。この場合、それが記憶にない事実であっても、相手方がその事実を前提として供述する場合があるから、その内容について自由再生質問で詳細を聴き取ることが必要である。

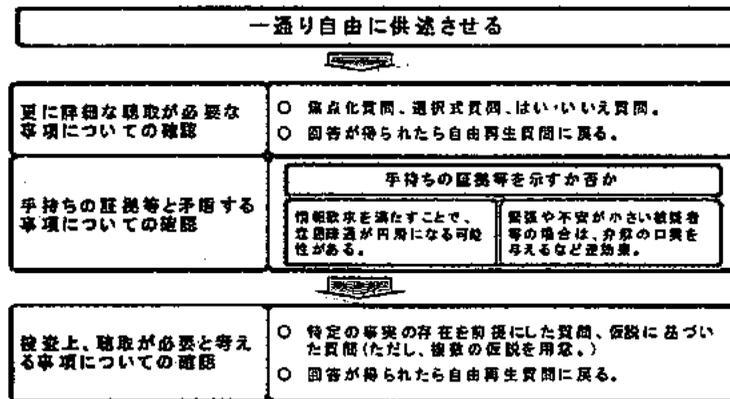
(2) 仮説に基づいた質問

捜査上、確認しておくべき情報について、これを裏付ける客観的証拠がない場合は、仮説に基づいた質問を行う（ただし、複数の仮説を考慮すること）。この場合、仮説に基づく誘導・暗示を防止するため、必要と考える事項について、簡潔に質問することが重要である。

4 留意事項

取調官の感情的、横柄、威圧的、猜疑的^{さいぎ}な態度は、相手方が取調官に対して否定的な感情を持つ原因となり、これによって取調官への不信感が生まれ、円滑な意思疎通が妨げられるおそれがあることから、回避するように心掛けるべきである。¹

【図10】 確認段階



*4 特に被疑者に対しては、例えば、直接の犯行状況については語りたがらない場合であっても、供述しないことがむしろ不自然な話題について質問し、得られた供述相互の矛盾を突くことにより真の自白が得られることもあるので、粘り強く質問を続けることが肝要である。

参考文献

- 「認知面接 目撃者の記憶想起を促す心理学テクニック」 Ronald P. Fisher, R. Edward Geiselman (関西学院大学出版会 (2012年6月20日刊))
- 「取調べの心理学－事実聴取のための捜査面接法－」 Rebecca Milne, Ray Bull (北大路書房 (2003年8月20日刊))
- 「捜査心理学」 渡辺昭一ほか (北大路書房 (2004年2月20日刊))
- 「捜査官のための実践的心理学講座 捜査心理ファイル～犯罪捜査と心理学のかけ橋～」 渡辺昭一ほか (東京法令出版 (2007年1月15日刊))
- 「取調べ・自白・証言の心理学」 Gisli H. Gudjonsson ほか (酒井書店 (1994年9月20日刊))
- 「目撃供述・識別手続に関するガイドライン」 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会 (現代人文社 (2005年10月20日刊))
- 「犯罪心理学－ビギナーズガイド：世界の捜査、裁判、矯正の現場から Criminal Psychology : A Beginner's Guide」 R. H. Bull ほか (有斐閣 (2010年8月30日刊))

5-5 警察庁「取調べの録音・録画について」(2019年(平成31年)4月26日)

警察庁丙刑企発113号

平成31年4月26日

各都道府県警察の長殿

(参考送付先)

各附属機関の長

各地方機関の長

庁内各局部課長

警察庁刑事局長

取調べの録音・録画について

この度、平成31年6月1日から、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)が施行され、同法による改正後の刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「法」という。)第301条の2の規定により、取調べの録音・録画制度(以下単に「録音・録画制度」という。)が導入されることとなった。

また、犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則(平成31年国家公安委員会規則第6号)による改正後の犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)により、逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合に取調べを行うときなどに、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録(以下「録音・録画」という。)するよう努めなければならないこととなった。

そこで、録音・録画制度及び録音・録画の努力義務の概要、運用上の留意事項等について下記のとおり示すので、各位にあっては事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「取調べの録音・録画の試行指針の制定について」(平成28年9月15日付け警察庁丙刑企発第63号)は、本年6月1日をもって廃止する。

記

1 録音・録画制度の概要及び運用上の留意事項(法第301条の2及び規範第182条の3第1項関係)

(1) 録音・録画制度の概要

ア、制度対象事件

(7) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(4) 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

イ 録音・録画義務

アに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、ウ(7)から(エ)のいずれかに該当する場合を除き、録音・録画しなければならない。

ウ 例外事由

(7) 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。

(4) 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

(9) 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

(エ) (4)、(9)に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

エ 検察官の証拠調べ請求義務

制度対象事件について、検察官は、法第322条第1項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。）又は弁解の機会（以下「取調べ等」という。）に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況をイにより記録した記録媒体（以下「録音・録画記録媒体」という。）の取調べを請求しなければならない。ただし、ウの例外事由に該当することによりイによる記録が行われなかったことその他やむを得ない事情によって当該録音・録画記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

検察官が上記義務に違反して、録音・録画記録媒体の取調べを請求しないときは、

裁判所は、決定で、当該書面の証拠調べの請求を却下しなければならない。

(2) 録音・録画制度運用上の留意事項

ア 録音・録画すべき取調べの範囲

録音・録画制度では、逮捕又は勾留の理由とされている被疑事実（罪名）が制度対象事件であるか否かを問わず、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べが制度対象事件についてのものである場合には、司法警察職員に録音・録画の義務が課せられる。

したがって、制度対象事件以外の事件で逮捕若しくは勾留されている被疑者を取り調べるとき又は制度対象事件以外の事件で逮捕されている被疑者に対し弁解の機会を与えるときであっても、取調べが制度対象事件に及ぶ見込みがある場合には録音・録画を行うこと。

イ 例外事由の適用

例外事由に該当するか否かは、第一次的には捜査機関が、その取調べ等の時点を基準として、それまでに収集した証拠や把握した事実関係、当該取調べ等における被疑者の供述等に基づいて判断することとなる。

当該判断は、公判において裁判所の審査の対象となり得るが、例外事由適用後に判明した事情は考慮されないことに留意すること。

2 精神に障害を有する被疑者に係る取調べ等の録音・録画（規範第182条の3第2項関係）

(1) 録音・録画の努力義務

警察官は、逮捕若しくは勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合であって、その被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、必要に応じ、取調べ等の録音・録画を実施するよう努めなければならない。

(2) 実施判断

「精神に障害を有する」被疑者とは、知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害を有する被疑者のことをいう。

「必要に応じ、取調べ等の録音・録画を実施するよう努めなければならない」と規範に規定された趣旨を踏まえ、上記の障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められるものについては、事件における証拠関係、被疑者に与える精神的負担や供述への影響等を総合的に勘案した上で、可能な限り広く取調べ等の録音・録画を実施すること。

なお、発達障害を始め、障害の中には、専門家による判断も難しいものがあり、診断

に相当の期間を要するものもあることから、被疑者の障害の有無に係る判断を早期に行うことが困難な場合には、専門家による判断を殊更待つ必要はなく、個別事案に応じて、一定程度その可能性が疑われると判断できた段階で規範第182条の3第2項の対象として取り扱って差し支えない。

(3) 特性への十分な配慮

精神に障害を有する被疑者に係る取調べ等の録音・録画の実施に際しては、規範第168条の2（精神又は身体に障害のある者の取調べにおける留意事項）の規定に基づき、被疑者の特性を十分に理解し、適切な方法により取調べを行うこと。具体的には、取調べ時間、被疑者に対する発問方法や取調べ官の態度に配慮するとともに、供述の任意性、信用性等に疑念を抱かれないよう供述調書の作成方法等を工夫すること。

3 1及び2に該当しない場合の録音・録画

1及び2に該当しない場合の録音・録画については、個別の事案ごとに、被疑者の供述状況、供述以外の証拠関係等を総合的に勘案しつつ、録音・録画を実施する必要性がそのことに伴う弊害を上回ると判断されるときに実施することができる。

4 録音・録画を実施する際の留意事項

- (1) 録音・録画を実施する事件の捜査主任官は、当該事件の担当検察官と緊密に連絡をとること。
- (2) 録音・録画の実施に際しては、被疑者に録音・録画をすることを告知すること。
- (3) 録音・録画を実施した際には、速やかに録音・録画状況報告書（規範別記様式第18号）を作成すること。

5 録音・録画記録媒体の取扱い

録音・録画記録媒体の保管・管理の具体的な方法等については別に定める。

6 警察庁への報告

録音・録画を実施した場合には、警察庁に対し、実施状況の報告を行うこと。

5-6 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」抜粋（2014年（平成26年）7月9日）

(1) 「取調べの録音・録画制度の導入」

- 一 1 次に掲げる事件については、検察官は、刑事訴訟法第322条第1項本文に規定する書面であって被告人に不利益な事実の承認を内容とするもの（被疑者として逮捕若しくは勾留されている間に当該事件について同法第198条第1項の規定により行われた取調べ又は当該事件について同法第203条第1項、第204条第1項若しくは第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により与えられた弁解の機会（以下「取調べ等」という。）に際して作成されたものに限る。）の取調べを請求した場合において、当該書面について同法第326条の同意がされず、かつ、当該書面を同法第322条第1項の規定により証拠とすることができることについて被告人又は弁護人が異議を述べたときは、当該承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を5により記録した記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）の取調べを請求しなければならないものとする。
- (一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
 - (二) 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（(一)に該当するものを除く。）
 - (三) 司法警察員が送致又は送付した事件以外の事件（(一)又は(二)に該当するものを除く。）
- 2 1の場合において、検察官が1の記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、1の書面の取調べの請求を却下しなければならないものとする。
- 3 検察官、検察事務官又は司法警察職員において5(一)から四までのいずれかに該当することにより1の書面が作成された取調べ等の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を記録媒体に記録しなかったことその他やむを得ない事情により、1の記録媒体が存在しないときは、1及び2は、これを適用しないものとする。
- 4 1から3までは、被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で取調べ等における被告人の供述をその内容とするものについて、これを準用するものとする。
- 5 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1(一)から(三)までに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を刑事訴訟法第198条第1項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し同法第203条第1項、第204条第1項若しくは第20

5条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録しておかなければならないものとする。

(一) 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることが困難であると認めるとき。

(二) 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

(三) (二)に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

(四) (二)及び(三)に掲げるもののほか、当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

二 施行後一定期間経過後に基本構想及び本答申を踏まえて、録音・録画の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の見直し規定を設けるものとする。

(2) 「附帯事項」(取調べの録音・録画制度に関する部分)

取調べの録音・録画制度は、最も時間を費やして検討が行われた事項であり、基本構想において「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続の下で行われるべきことは言うまでもない」、「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」旨の共通認識を確認した上で、更に検討が進められた。その結果として、検察等における実務上の運用としての取組方針等をも併せ考慮した上で、制度としては、取調べの録音・録画の必要性が最も高いと考えられる類型の事件を対象とすることとして、「要綱(骨子)」の「1」に掲げる法整備を行うべきとの結論に達したものである。そのため、「要綱(骨子)」の「1」において制度の対象とされていない取調べであっても、基本構想で確認された上記共通認識を実現する観点から、実務上の運用において、可能な限り、幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつ、その記録媒体によって供述の任意性・信用性が明らかにされていくことを強く期待する。

取調べの録音・録画制度については、施行後一定期間を経過した段階で、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。その検討等は、基本構想及び本答申を踏まえて行われるべきである。また、制度自体の運用状況だけでなく、検察等における実務上の運用としての録音・録画の実施状況や公判における供述の任意性・信用性の立証状況も検討の対象として、客観的なデータに基づき、幅広い観点から分析・評価を行うことが重要である。見直し規定の条文化の際には、検討の時期を具体的に定めた上で、上記のような趣旨を適切に盛り込むよう検討すべきである。

さらに、取調べの録音・録画制度に関しては、性犯罪等の被害者等のプライバシー保護の観点から一定の例外事由を設けるべきであるとの意見があったが、その保護は、証拠開示の制限や公判廷における再生の制限等によって対処することが可能であるとの意見も多く、そのような例外事由は掲げていない。もっとも、取調べの録音・録画制度の導入等により、録音・録画の記録媒体が数多く作成されることとなることから、少なくとも、当該記録媒体の取扱いに当たっての被害者等のプライバシー保護には十分な対応・配慮がなされなければならない。法務省、検察庁、警察庁、最高裁判所及び日本弁護士連合会においては、性犯罪等の被疑者の取調べを録音・録画した記録媒体の適切な取扱いを確保するため、十分な協議・検討を行い、所要の措置を講じるべきである。

5-7 東京高判平成28年8月10日(抜粋)

刑訴法上、供述証拠については、公判期日における供述によるのを原則とすることから(刑訴法320条1項)、とりわけ裁判員の参加する刑事裁判の審理において、被告事件に関する被告人の供述は、捜査段階で述べた内容を含め、被告人質問によって公判に顕出するのが通例となっている。そして、被告人質問の実施後、公判前整理手続で請求された被告人の供述調書等は、検察官において撤回するか、あるいは裁判所により却下される例が多い。

本件では、前記のとおり、被告人質問の実施後、原審検察官は、本件記録媒体の取調べを求めたが、原裁判所により却下され、次いで、本件供述調書の取調べ請求を撤回したものである。

以上の経過、とりわけ、原審において、原審検察官が被告人質問によって本件自白の内容を公判に顕出する上で特に障害があったと認めるべき事情はなく、被告人質問の結果、実際に本件自白の概要が明らかになっていることに照らせば、本件証拠決定の理由のうち、「3月18日の被告人の供述内容は、被告人の公判廷での供述から明らかになっている」とする点は、合理的と認められる。

(中略)

なお、一般的に考えても、信用性に争いのある自白供述とそれ以外の証拠がある場合、自白供述の存在が心証に及ぼす影響の強さや虚偽自白の危険性を考慮し、また、裁判が自白に過度に依存したものとなれば、自白の獲得に向けた不適切な取調べを助長するなどの弊害もあるから、裁判所として、自白供述以外の証拠による事実認定に留意し、自白供述に過度に依存しない判断を心掛けることは、合理的な裁量によるものといえることができる。そのような観点に照らしても、前記理由には、合理性が認められる。

(中略)

(しかし、)内心が表情や言動に表れる態様や程度には個人差があり、初対面の人物の個性を直ちに識別することは通常困難であるから、公判廷における供述であっても、裁判所が、供述者の表情等から内心を判断することが容易であるとはいえない。そして、供述態度の評価に重きを置いた信用性の判断は、直感的で主観的なものとなる危険性があり、そのような判断は客観的な検証を困難とするものといえるから、供述の信用性判断において、供述態度の評価が果たすべき役割は、他の信用性の判断指標に比べ、補充的な位置付けとなると考えられる。

しかも、本件で問題となるのは捜査機関の管理下で行われた取調べにおける被告人の供述であるから、供述態度による信用性の判断は更に困難と考えられる。すなわち、公判廷

における被告人質問は、法廷という公開の場で、裁判体の面前において、弁護人も同席する中で、交互尋問という手順を踏んで行われるもので、証人尋問の場合と同様に、裁判体は、被告人の供述態度を単に受け身で見えるものではなく、必要に応じ、随時、自ら問いを發して答えを得ることもできる。供述証拠について公判期日における供述によるのを原則とするのは、以上のような条件が公判廷における供述には備わっているからであると考えられるし、そのような環境で、裁判体の面前で行われる供述であるからこそ、供述内容に加え、供述態度が信用性の判断指標となっているものといえる。ところが、捜査機関の管理下において、弁護人の同席もない環境で行われる被疑者等の取調べでは、以上のような条件は備わっていないのであり、その際の供述態度を受動的に見ることにより、直感的で主観的な判断に陥る危険性は、公判供述の場合より大きなものがあると思われる。

しかも、身柄を拘束された被疑者等が自己に不利益な供述をする場合、その動機としては様々なものが想定されるが、取調べ中の供述態度から識別することができる事情には限りがある。それにもかかわらず、取調べ中の供述態度を見るのが裁判体に強い印象を残すことも考えられ、その場合には、信用性の慎重な評価に不適切な影響を及ぼすこととなる可能性も否定できないと思われる。

したがって、公判廷における被告人質問（あるいは証人尋問）の際に、供述内容とともに供述態度を見て信用性を判断するからといって、前提が根本的に異なる捜査機関の管理下での取調べについて、その際の供述態度を見て信用性を判断することの必要性、相当性が当然に導かれるものではないし、前提が基本的に異なる公判供述と取調べにおける供述について、供述態度を比較してそれぞれの信用性を判断すべきものともいえない。このことは、裁判員の参加する手続であると否とで異ならないというべきであり、所論は、本件証拠決定の合理性を何ら左右するものではない。

(中略)

以上のとおり、本件では、原裁判所に本件記録媒体を採用すべき法令上の義務は認められず、被告人質問により本件自白の存在及びその概要が立証されている中で、原裁判所が、さらに本件記録媒体により本件自白の内容を詳細に調べることや同記録媒体で再現される被告人の供述態度を見て供述の信用性を判断することの必要性、相当性は認め難いが、それらの点に加え、原審検察官が、取調べ状況の録音録画記録媒体を実質証拠として用いようとしたことについても考慮すべき点がある。

すなわち、刑訴法は、起訴前の勾留期間を10日間と定め、やむを得ない事由があると認める場合に、検察官の請求により、その期間を最大10日間延長することができるとしており、その間、被疑者に対する取調べが重ねられるのが我が国の捜査の特徴である。我が国では、そのような取調べの結果を要約した供述録取書が作成され、刑訴法322条1項の書面として裁判で活用されてきたもので、そのことによって、捜査段階における供述

の要点を公判に顕出することを可能としてきたものといえる。ただし、近時の裁判実務では、捜査段階における供述内容も被告人質問で公判に顕出するのが標準的になってきていることは既に判示したとおりである。

また、さきに成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）は、裁判員の参加する裁判の対象となる事件等について、捜査機関に被疑者の取調べ状況の録音録画記録媒体を作成することを義務付けているが、それは、前記のような被疑者の取調べの実務の中で、被疑者に対する強制や圧迫等が生ずる弊害を防止するために導入されたものであることは、公知の事実であり、改正法の規定の構造からしても明らかである。すなわち、改正法では、刑訴法322条1項に基づき請求する書面の任意性に争いがあるときに、当該書面が作成された取調べの録音録画記録媒体の取調べを請求することが検察官に義務付けられている。

ところが、所論のように、改正法で定められた録音録画記録媒体の利用方法を超えて、供述内容とともに供述態度を見て信用性の判断ができるというような理由から、取調べ状況の録音録画記録媒体を実質証拠として一般的に用いた場合には、取調べ中の供述態度を見て信用性評価を行うことの困難性や危険性の問題を別としても、我が国の被疑者の取調べ制度やその運用の実情を前提とする限り、公判審理手続が、捜査機関の管理下において行われた長時間にわたる被疑者の取調べを、記録媒体の再生により視聴し、その適否を審査する手続と化すという懸念があり、そのような、直接主義の原則から大きく逸脱し、捜査から独立した手続とはいえない審理の仕組みを、適正な公判審理手続ということには疑問がある。また、取調べ中の被疑者の供述態度を見て信用性を判断するために、証拠調べ手続において、記録媒体の視聴に多大な時間と労力を費やすとすれば、客観的な証拠その他の本来重視されるべき証拠の取調べと対比して、審理の在り方が、量的、質的にバランスを失ったものとなる可能性も否定できず、改正法の背景にある社会的な要請、すなわち取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判から脱却すべきであるとの要請にもそぐわないように思われる。

したがって、被疑者の取調べ状況に関する録音録画記録媒体を実質証拠として用いることの許容性や仮にこれを許容とした場合の条件等については、適正な公判審理手続の在り方を見据えながら、慎重に検討する必要があるものと考えられる。なお、本件記録媒体は、起訴後における被告人の取調べに係るものであるが、直接主義の原則、公判手続の捜査からの独立性、取調べに対する過度の依存の回避などの点において本質的に異なるものではないし、その取扱いが被疑者の取調べの録音録画記録媒体の取扱いにも波及し得ることに照らせば、被疑者の取調べに準じて考えるのが相当である。

商標法違反（偽ブランド品の所持）の起訴後勾留中に、殺人の取調べ（余罪取調べ）が行われた。その際警察官の取調べは、一切録音・録画されておらず、検察官の取調べは、当初録音・録画されていなかったが、殺人の自白後について録音・録画がなされた。殺人での逮捕後は、警察・検察官の取調べとも録音・録画された。

第1審では、検察官や警察官の証言のほか、録音録画記録媒体の一部を取調べ、そこでの検察官の態度・被告人の供述態度等に基づき、捜査段階の自白の任意性を争った弁護人の主張を排斥して、被告人の捜査段階の自白調書を証拠として採用した。なお、原裁判所は、録音録画記録媒体の取調べは、自白供述の信用性の補助証拠として採用したものとしており、あくまで実質証拠とされたのは、自白調書であった。そして宇都宮地裁平成28年4月8日判決は、客観的事実（情況証拠）のみからは、被告人が犯人である蓋然性が相当に高いとはいえるものの、被告人の犯人性を認定することはできないが、これと自白を併せることにより、被告人の犯人性が認められるとした。

第2審東京高裁（平成30年8月3日判決）は、原判決が、自白供述の信用性の補助証拠として録音録画記録媒体を採用して事実認定をしたことには訴訟手続の法令違反があるなどとして、破棄を免れないとしつつ、情況証拠によって認められる間接事実を総合すれば、被告人が殺害犯人であることは、合理的な疑いを差し挟む余地なく認められるとして、予備的に追加された訴因について、自判の上被告人に無期懲役を言い渡した。

論点は多岐にわたるが、高裁判決のうち、録音録画記録媒体の採用についての判断は概ね以下のとおりである。

「被告人が殺害犯人であると認められるかどうかということと、自らが殺害犯人であることを認める被告人の供述が信用できるかということとの違いは紙一重であり、両者の境界は極めて曖昧である。しかも、取調べの録音録画記録媒体を証拠として取り調べるということは、被告人が供述する内容そのものを、その供述する姿、音声と共に視聴するということにほかならない。そうすると、取調べの録音録画記録媒体について、これを実質証拠とせず、信用性の補助証拠に限定し、実体判断は供述調書によると法的に整理したとしても、実際の心証形成の過程や内容は、同記録媒体を実質証拠とした場合と実質的に異なるものとなる可能性があると考えられる。すなわち、原審におけるように、同記録媒体を視聴する証拠調べを行い、その後供述調書の朗読を聴く手続によれば、裁判体は、同記録媒体の視聴によって、自白供述がされた取調べにおける被告人の供述内容を認識し、同時に、その際の被告人の供述態度等から供述の信用性を判断することとなり、現実の心

証形成は、上記記録媒体の視聴により直接的に行われることになるものと思われる（もっとも、その後に朗読される供述調書に録取された供述内容が、記録媒体で再現された取調べにおける供述の内容と乖離しているような場合には、供述調書の信用性は認められないことになると考えられる。）。また、自白供述がされた取調べ以外の場面については、上記のような構造とはならないが、その場面における被告人の様子も供述態度の一環あるいは供述経過を示すものとして、自白供述をする際の様子と合わせ、被告人の犯人性に関する心証形成につながる可能性があり、場合によっては、黙秘する態度によって被告人に不利益な事実を推認することと類似した心証形成となる危険性もあると考えられる」以上とおり、取調べの録音録画記録媒体を信用性の補助証拠とした場合、それを実質証拠とするのと実際の心証形成は異なるものとなる可能性があり、また、採用する範囲をよく吟味しなければ、本来は判断材料とすることの相当性を慎重に考えるべき場面や事柄から心証形成が行われる危険性もあると考えられる。本件各記録媒体は、全体として膨大な量である取調べの録音録画記録媒体の中から、各原審当事者に、供述の任意性又は信用性に関わると考える箇所を自由に抽出させ、ただ、公判審理において取り調べることが可能な一定の時間内に収まるように調整の上で編集させたものであり、このような証拠に基づき、原裁判所は、供述の任意性と信用性を一体的に判断したものである。したがって、その再生により再現される取調べ状況全体の中から、何をもって自白供述の信用性を判断するかということは、各原審当事者によって、何らコントロールされておらず、本件各記録媒体で再現される事柄である限り、取調べに対して沈黙する際の表情なども含め、取調べ中における被告人の様子は、全て本件自白供述の信用性に関する心証形成の材料になり得たものと考えられる。そうすると、被告人の犯人性が争点であることを念頭に置きながら、本件各記録媒体で再現される被告人の一連の供述態度を視聴した原審の裁判官及び裁判員は、再現される全体的な内容のどこからでも、どのようにでも自由に、殺害犯人であることを自認する本件自白供述の信用性、言い換えれば、被告人が殺害犯人であると認められるかどうかということについて、直接的に心証形成を行う可能性があったものといえ、そのような心証形成が合理的なものであるかどうかを事後的に検証することは困難と思われる。このような審理の在り方は、取調べの録音録画を実質証拠としないと整理した趣旨に整合するものではないし、適正な事実認定の手續ともいい難い。したがって、本来、原裁判所においては、原審検察官から、犯行状況を立証するために請求された取調べの録音録画記録媒体について、原審弁護人の証拠意見を聴いて、証拠能力の判断をすべきであったといわなければならない。そして、仮に証拠能力が認められると判断した場合には、さらに、請求済みの本件各供述調書に加え、上記記録媒体を実質証拠とする必要性について、原審検察官に釈明を求めるなどして、採用の必要性と相当性を吟味すべきことになる。その結果、実質証拠として採用する必要性、相当性が認められないと判断したときに、検察官が、さ

らに取調べの録音録画記録媒体を、本件自白供述の信用性を立証するための補助証拠として請求してきたとすれば、初めてその適否を判断すべきことになるのであって、裁判所から、あたかも調停案であるかのようにして弁護人に異論のある実質証拠とする代わりに信用性の補助証拠とすることを提案すべき筋合いではなかったものといわざるを得ない。また、検察官から、上記のように信用性の補助証拠としての請求がされたときには、供述の信用性に関し、どのような事柄を録音録画記録媒体で立証しようとするのかを具体的に主張させ、それに対する相手方当事者の意見を聴取し、その事柄を同記録媒体で認定して本件自白供述の信用性判断に用いることの適否を検討すべきである。その際には、前記のように当該記録媒体を取り調べることによって実体的な心証形成が直接的に導かれる可能性があることや、沈黙する被告人の様子など実体判断に用いることに適さない事柄で実際の心証形成が行われる危険性もあることなどの問題点も考慮する必要がある。その上で、供述の裏付けとなる客観的な証拠等、我が国において、これまで自白供述の信用性判断の資料とされてきたものの外に、新たに取調べの録音録画記録媒体を信用性の補助証拠として採用することの具体的な必要性や相当性が認められるのかどうかについて、事案の証拠構造等も踏まえ、慎重に吟味し、採用の適否を判断すべきであったものと考えられる。

そもそも、取調べの録音録画記録媒体は、被疑者の取調べ状況を映像と音声により機械的に記録したものであるから、これを証拠として取り調べることによって、暴行、脅迫その他の手段による供述の強要、偽計的な取調べ、過度に誘導的な取調べ等がされたかどうかということ、事後的に確認することができるものである。したがって、そのような不当な被疑者取調べが行われるのを防止することが期待できるし、供述の任意性に争いがある場合には、録音録画記録媒体を取り調べることによって、任意性に疑いを生じるような取調べがあったかどうかを明らかにすることができる。さきに行われた刑事法の一部改正は、改正規定の内容や取調べの録音録画の制度化が検討された経緯に照らせば、上記のような仕組みにより、我が国における被疑者取調べの適正化を図るために行われたものと理解される。

他方、取調べの録音録画記録媒体により、被疑者取調べの外形的な状況が明らかになるとしても、被告人の内心が映像と音声により映し出されるわけでもないのに、同記録媒体により再現される取調べ中の被告人の様子を見て、自白供述の信用性を判断しようとすることには強い疑問がある。すなわち、原判決の内容からもうかがわれるように、取調べの録音録画記録媒体で再現される取調べ状況等を見て行う信用性の判断は、被告人の自白供述が自発的なものと認められるかどうか、というような単純な観点から結論を導くことにつながる危険性があるものと思われる。この危険性は、特に、任意性と信用性を同時に審査する場合に高まる可能性があると考えられるが、自己に不利益な虚偽の供述を行う契機としては様々なものが想定できるのであるから、取調べ状況をみて、取調官により強いられ

た供述か、それとも自発的な供述かといった二者択一的な判断をすることは、単純素朴に過ぎるものといえる。とりわけ、後に本件自白供述の信用性に関する箇所で判示するように、自発的であっても虚偽供述の可能性があることが、見落される危険性がある。

我が国における被疑者取調べの制度及び運用の下で、虚偽の自白がされる場合があることは、これまでの経験が示すところであるが、それにもかかわらず、捜査段階の自白供述は、その証明力が実際以上に強いものと評価される危険性があるものである。したがって、その信用性の判断に当たっては、供述が強いられたものでないことは当然の前提として、秘密の暴露の有無、客観的な事実や他の証拠との整合性等、第三者にも検証可能な判断指標を重視した上で、内容の合理性、自然性等と併せ多角的に検討し、自白供述から適切な距離を保って、冷静に熟慮することが肝要と思われる。ところが、被疑者取調べの録音録画記録媒体を見て行う供述の信用性の評価は、前記のように供述が自発的なものかどうかという観点を出ない判断となる可能性があるし、それ以上の検討が行われるとしても、身柄を拘束された状態での被疑者取調べという特殊な環境下でされる自白供述について、これに過度に密着した形で、映像と音声をもって再現される取調べ中の被告人の様子を視聴することにより、真実を述べているように見えるかどうかなどという、判断者の主観により左右される、印象に基づく直観的な判断となる可能性が否定できず、上記のような熟慮を行うことをむしろ阻害する影響があるのではないかとの懸念が否定できない。後に判示するとおり、本件自白供述の信用性に関する原判決の判断には多くの問題が認められるが、本件各記録媒体を用いて実体的な判断を行ったことは、その誤りを生じた要因の一つと考えられる。」

「以上のように多くの考慮すべき事柄があるにもかかわらず、疑問のある手続経過によって、本件各記録媒体を供述の信用性の補助証拠として採用し、再現された被告人の供述態度等から直接的に被告人の犯人性に関する事実認定を行った原判決には刑訴法317条の違反が認められ」る。

第6 改正刑訴法に関する文書

6-1 「刑事訴訟法等が改正されました」(2016年(平成28年)6月・日本弁護士連合会作成)

刑事訴訟法等が改正されました

刑事訴訟法等 改正内容・施行時期一覧

施行時期

公布	項目	内容	施行時期	ページ
20日 経過後	裁量保釈判断に当たっての 考慮事情の明文化	・逃亡又は罪証隠滅のおそれの程度 ・身体拘束の継続により被告人が受ける 健康上、経済上、社会生活上、防御の準備上の不利益の程度、その他の事情	2016年6月23日	1
	公判廷に提出される 証拠の真正担保の方策等 I	証拠隠滅等の罪の法定刑の引上げ	2016年6月23日	1
6月以内	証拠開示制度の拡充	・証拠の一覧表の交付制度 ・公判前整理手続等の請求権の付与 ・類型証拠開示の対象の拡大	2016年12月まで	1
	弁護士による援助の充実化 I	弁護人の選任に係る事項の教示義務	2016年12月まで	2
	通信傍受の合理化・効率化 I	対象犯罪の拡大	2016年12月まで	2
	犯罪被害者等・証人の 保護方策の拡充 I	・証人の氏名・住居の開示に係る措置 ・公判廷での証人の氏名等の秘匿措置	2016年12月まで	2
	公判廷に提出される 証拠の真正担保の方策等 II	証人の勾引要件の緩和	2016年12月まで	2
	自白事件の簡易迅速な 処理のための方策	公訴取消し後の再起訴制限の緩和	2016年12月まで	2
2年以内	弁護士による援助の充実化 II	被疑者国選弁護制度の拡大	2018年6月まで	3
	協議・合意制度(司法取引)等の 導入	・捜査・公判協力型協議・合意制度 ・刑事免責制度	2018年6月まで	3
	犯罪被害者等・証人の 保護方策の拡充 II	ビデオリンク方式による証人尋問の拡大	2018年6月まで	3
3年以内	取調べの全過程の 録音録画制度の導入	・【対象】 ○裁判員裁判対象事件 ○検察独自捜査事件 ・例外事由 ・証拠調べ請求義務 ・実施状況の検討義務(3年後)	2019年6月まで	1
	通信傍受の合理化・効率化 II	暗号技術を利用した特定装置の導入	2019年6月まで	3

3年後

すべての改正規定について、施行後3年を経過した場合、その規定の施行状況について検討し、必要があると認めるとき、所要の措置を講ずる。

JFBA 日本弁護士連合会

2016年5月24日「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正法は、施行時期が4段階に分けられ、早いもので公布の日から20日経過後、遅いもので3年以内とされています。ここではまず、取調べの全過程の録音・録画制度を紹介し、その他の改正項目は施行日の早い順に紹介します。

公布の日から起算して3年以内に施行される制度

取調べの全過程の録音録画制度の導入

○裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件で身体拘束中の被疑者取調べについては録音・録画義務を認め、機器の故障や被疑者による拒否など一定の例外事由を除き、全過程の録音・録画が行われます。（改正刑訴法第301条の2第4項）

○検察官は、対象事件に係る被疑者調書として作成された被告人の供述調書の任意性が争われたときは、当該調書が作成された取調べ等における被告人の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体の証拠調べを請求しなければなりません。（同第1項）

上記対象事件以外の取調べの録音・録画について、最高検察庁は、2014年6月16日付依命通知（※）を発しています。改正法及び本依命通知を前提として、捜査機関に対し全過程の録音・録画を申し入れることが必須の弁護活動になります。（詳細は日弁連会員専用ホームページ「取調べ対応・弁護実践マニュアル」にある同依命通知を御参照ください。）

※同依命通知により2014年10月から、上記対象事件以外にも本格実施・試行を行っています

■本格実施

・知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者に係る事件
・精神障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

■試行対象 公判請求が見込まれる事件

○身体拘束された被疑者
・事案の内容や証拠関係に照らし被疑者の供述が立証上重要であるもの
・取調べ状況をめぐって争いが生じる可能性があるもの
○被害者・参考人（在宅の被疑者や共犯者を含む）
・供述が立証の中核になるもの

公布の日から起算して20日を経過した日に施行される制度

裁量保釈判断に当たっての考慮事情の明文化

裁量保釈判断に当たっての考慮事情として、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し」と明記されました。

（改正刑訴法第90条）

公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等 I - 証拠隠滅等の罪の法定刑の引上げ等

以下の罪について、法定刑が引き上げられました。

- ①証人不出頭・宣誓拒絶等の罪（改正刑訴法第151条、第161条）
- ②犯人蔵匿等の罪、証拠隠滅等の罪及び証人等威迫の罪（改正刑法第103条、104条、第105条の2）
- ③組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪（改正組織犯罪処罰法第7条第1項第1号～第3号）

公布の日から起算して6か月以内に施行される制度

証拠開示制度の拡充

(1) 公判前整理手続等における証拠の一覧表の交付制度

検察官は、検察官請求証拠の開示後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければなりません。

（改正刑訴法第316条の14第2項～第4項、第316条の28第2項）

(2) 公判前整理手続等の請求権

検察官、被告人及び弁護人に、公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権が認められました。（同法第316条の2第1項、第316条の28第1項）

(3) 類型証拠開示の対象の拡大

類型証拠開示の対象として、以下のとおり追加されました。

- ①共犯者間の身体拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書
- ②検察官が証拠調べ請求した証拠物に係る差押調書・領置調書
- ③検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書

（同法第316条の15第1項第8号・第9号、第2項）

公布の日から起算して6か月以内に施行される制度

弁護士による援助の充実化 I — 弁護人の選任に係る事項の教示義務

司法警察員・検察官・裁判官等は、身体を拘束されている被疑者・被告人に弁護士選任権を告知するに当たり、弁護士・弁護士法人・弁護士会を指定して選任を申し出ることができる旨及び申出先（刑事施設の長等）を教示しなければなりません。

（改正刑訴法第76条、第77条、第203条第3項、第204条第2項、第207条第3項）

通信傍受の合理化・効率化 I — 対象犯罪の拡大

従来は「数人の共謀」と「補充性」（他に方法がないこと）を要件として、銃器犯罪、薬物犯罪、集団密航、組織的殺人の4罪種の傍受令状の発付を認めていましたが、これに以下の犯罪が追加されました。（改正通信傍受法第3条、第14条、別表第二）

- ①現住建造物等放火関係 ②殺傷犯等関係 ③逮捕・監禁・略取・誘拐関係
④窃盗・強盗関係 ⑤詐欺・恐喝関係 ⑥爆発物の使用関係 ⑦児童ポルノ関係

なお、新しく加えられた犯罪の傍受令状の発付には、「数人の共謀」と「補充性」の要件のほかに、当該犯罪が「あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものに限る」という組織要件が加わりました。（同法第3条第1項第1号～第3号）

犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充 I

(1) 証人の氏名・住居の開示に係る措置

検察官が証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合等において、

- ①その証人等又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあるときは、弁護士には氏名・住居を知る機会を与えた上で、これを被告人には知らせてはならない旨の条件が付されました。

- ②前記の行為を防止できないおそれがあると認めるとき、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えないで、これらに代わる呼称及び連絡先を知る機会を与える措置が導入されました。 ※ただし、証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなると、その他の被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合はこの限りではありません。（改正刑訴法第299条の4、第299条の5、第299条の6）

(2) 公判廷での証人の氏名等の秘匿措置

裁判所は、一定の場合に、証人等から申出があるときは、検察官及び被告人または弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。

（同法第290条の3、第291条第3項、第295条第4項）

公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等 II — 証人の勾引要件の緩和

従前の「召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる」を「証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人を勾引することができる」とし、勾引要件が緩和されました。

（改正刑訴法第152条）

自白事件の簡易迅速な処理のための方策

執行猶予が見込まれる自白事件については、一定の証拠だけで公訴提起を行います。被告人が否認に転じるなどしたため即決裁判手続の申立てを却下する決定があった事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、同一事件について更に公訴を提起することができます。（改正刑訴法第350条の26、協議・合意制度が施行されるまでは同法第350条の12）

公布の日から起算して2年以内に施行される制度

弁護人による援助の充実化Ⅱ－被疑者国選弁護制度の拡大

被疑者国選弁護については段階的に拡大されていますが、改正刑訴法では、被疑者国選弁護制度の対象が「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」すべてに拡大されました。

(改正刑訴法第37条の2、第37条の4)

合意制度等の導入

(1) 捜査・公判協力型協議・合意制度

協議・合意制度とは、検察官が、特定の犯罪について、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意ができる制度です。合意をするためには弁護人の同意を必要とするほか、合意に至る協議も、原則として検察官と被疑者・被告人及び弁護人（弁護人の関与は必要的）との間で行います。協議・合意の対象となる特定の犯罪とは、一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪並びに公務の執行を妨害する罪などです。

(改正刑訴法第350条の2第1項、第2項、第350条の3)

(2) 刑事免責制度

刑事免責制度とは、検察官が、証人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であって、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により請求できる制度です。

(同法第157条の2)

- ①尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、原則として、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと
- ②自己が刑事訴追又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒否することができないこと

犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充Ⅱ－ビデオリンク方式による証人尋問の拡大

同一構内に出頭すると、精神の平穩を著しく害されるおそれがある者、自己またはその親族に対し身体・財産への加害行為等がなされるおそれがある者等一定の場合には、同一構内以外の裁判所の規則で定める場所に証人を在席させて行うビデオリンク方式による証人尋問が認められました。(改正法第157条の6第2項)

公布の日から起算して3年以内に施行される制度

通信傍受の合理化・効率化Ⅱ－暗号技術を利用した特定装置の導入

従来は捜査機関が通信事業者に出向き、通信管理者等の常時立会いの下で傍受し、傍受した通話記録媒体に立会人が封印して、その一つを傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所の裁判官に提出するという手続が採られていました。今回の改正では、傍受した通信や傍受の経過を自動的に記録し、これを即時に暗号化する装置を用いることで、通信管理者等の立会い・封印を不要とし、通信内容の聴取等をリアルタイムで行う傍受と、その聴取等を事後的に行う傍受が可能となりました。

(改正通信傍受法第2条第4項～第6項、第4条以下、一時保存による傍受に立会人が不要となることにつき同法第20条第1項、特定電子計算機を用いる傍受に立会人が不要となることにつき同法第23条第1項)

6-2 改正刑訴法（抜粋）（301条の2，附則9条）

（取調べの録音・録画）

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第百九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。）又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百一条及び第二百六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。）の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

三 司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件（前二号に掲げるものを除く。）

2 検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第百九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものを証拠とすることに関し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。

4 検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件（同項第三号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第百九十八条第一項の規

定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百一条及び第二百六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。司法警察職員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百三条第一項（第二百一条及び第二百六条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

- 一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。
- 二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- 三 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。
- 四 前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

附 則〔平成二八年六月三日法律第五四号抄〕

（検討）

- 第九条 政府は、取調べの録音・録画等（取調べにおける被疑者の供述及びその状況を録音及び録画の方法により記録媒体に記録し、並びにこれを立証の用に供することをいう。以下この条において同じ。）が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

6-3 衆議院法務委員会附帯決議（2015年（平成27年）8月5日）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成27年8月5日

衆議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法が度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであることに鑑み、その施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、取調べ等の録音・録画に係る記録媒体が供述が任意になされたものかどうか判断するための最も重要な証拠となり得ること及び取調べ等の録音・録画が取調べの適正な実施に資することに鑑み、刑事訴訟法第三百一条の二第四項の規定により被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合（被疑者以外の者の取調べに係る場合を含む。）であっても、取調べ等の録音・録画を、人的・物的負担、関係者のプライバシー等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること。
- 二 保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第三百二十六条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること。
- 三 再審が無辜（こ）の救済のための制度であることを踏まえ、証拠開示の運用、刑事訴訟法第四百四十五条の事実の取調べの在り方をめぐる今国会の審議の状況の周知に努めること。
- 四 通信事業者等の立会いがないため同時進行的な外形的チェック機能が働かないことを踏まえ、特定電子計算機を用いる傍受の実施において、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施すること。
- 五 適正に通信傍受が実施されていることについての説明責任を果たすため、客観的に通信傍受の実施状況を検証するための方法について検討すること。
- 六 捜査に必要な機器等の費用は捜査機関が負担することが基本であることに鑑み、通信傍受に必要な機器等の整備に係る通信事業者の負担軽減に十分な配慮を行うこと。

七 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の実施に関し、検察官は、合意をするため必要な協議に際しては、自由な意見交換などの協議の機能を阻害しないとの観点をも踏まえつつ、日時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録を作成するとともに、当該合意に係る他人の刑事事件及び当該合意の当事者である被告人の事件の公判が終わるまでの間は、作成した記録を保管すること。

6-4 参議院法務委員会附帯決議（2016年（平成28年）5月19日）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成28年5月19日

参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法が度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであることに鑑み、その施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、取調べ等の録音・録画に係る記録媒体が供述が任意になされたものかどうか判断するための最も重要な証拠となり得ること及び取調べ等の録音・録画が取調べの適正な実施に資することに鑑み、刑事訴訟法第三百一条の二第四項の規定により被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合（別件逮捕による起訴後における取調べ等逮捕又は勾留されている被疑者以外の者の取調べに係る場合を含む）であっても、取調べ等の録音・録画を、人的・物的負担、関係者のプライバシー等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること。
- 二 保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第三百二十六条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること。
- 三 再審が無辜の救済のための制度であることを踏まえ、証拠開示の運用、刑事訴訟法第四百四十五条の事実の取調べの在り方をめぐる国会の審議の状況の周知に努めること。
- 四 特定電子計算機を用いる傍受の実施においては通信事業者等の立会いがなくなることから、同時進行的な外形的チェック機能を働かせるため、通信傍受の対象となっている犯罪の捜査に従事していない検察官又は司法警察員を立ち合わせること。また、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、特に通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施すること。
- 五 適正に通信傍受が実施されていることについての説明責任を果たすため、客観的に通信傍受の実施状況を検証するための方法について検討すること。
- 六 捜査に必要な機器等の費用は捜査機関が負担することが基本であることに鑑み、通信

傍受に必要な機器等の整備に係る通信事業者の負担軽減に十分な配慮を行うこと。

七 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の実施に関し、検察官は、合意をするため必要な協議に際しては、自由な意見交換などの協議の機能を阻害しないとの観点をも踏まえつつ、日時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録を作成するとともに、当該合意に係る他人の刑事事件及び当該合意の当事者である被告人の事件の公判が終わるまでの間は、作成した記録を保管すること。

取調べ対応・弁護実践マニュアル
～被疑者・被告人の権利を守るために～（第4版）

2019年8月 第1刷発行

編集 日本弁護士連合会

発行 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

電話 03-3580-9841（代）

印刷 株式会社キリシマ印刷

※ 本書は、外部への公表を予定して作成したものではありません。会員以外の者に対する閲覧、交付、配布及び転送はしないでください。

また、本書は、司法修習生に配布し、司法修習において使用する場合もありますが、司法修習生以外の者に対する閲覧、交付、配布及び転送はしないでください。

